

厚生労働省

平成30年度障害者総合福祉推進事業

**補装具費支給制度における
適切な判定業務に関する調査研究
報告書**

平成31年3月

公益財団法人テクノエイド協会

はじめに

補装具費の支給については「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」）」において、身体障害者更生相談所（以下、「更生相談所」）や指定自立支援医療機関等の医師による意見書に基づき、最終的には市（区）町村にて支給決定がなされている。

平成30年4月の制度改正によって、「購入」を原則としつつ、「借受け」が適切と認められる場合には、新たに補装具費の支給が行われることとなり、更生相談所と市（区）町村等の連携は益々重要になることが予測される。

このような背景のもと、本調査研究では、市（区）町村及び更生相談所、さらには指定自立支援医療機関に対して実態調査を行い、補装具費支給制度の判定業務等に関する課題の把握及び、改善点を整理することとした。

併せて、判定や支給決定の業務に有用となる借受けや判定が困難な事例についても取りまとめることとした。

事業の実施にあたっては、補装具に係る専門家及び、医師、行政、事業者等から構成する検討委員会（委員長：伊藤利之 横浜市総合リハビリテーションセンター顧問）を当協会に設置し、ご指導・ご助言を頂きながら検討を進めることとした。

また、事例の取りまとめについては、事例検討部会（部会長：樫本修 宮城県リハビリテーション支援センター）を設置し、実態調査で提供のあった借受けに係る実際の事例を参考に事例集を作成し、全国の関係者へ配布することとした。

本報告書は、実態調査の結果を踏まえ、検討委員会の委員等のご意見をもとに、事務局の責で取りまとめたものである。本調査にご協力頂いた方々には深謝申し上げます。

平成31年3月

公益財団法人テクノエイド協会

目 次

第1部 事業概要

1. 調査研究の目的.....	1
2. 調査研究の内容.....	1
(1) 検討委員会の設置・開催	1
(2) 補装具費の判定と支給決定等の実態を把握するための調査手法の検討	1
(3) 実態調査等の実施	1
(4) 課題の整理分析と今後の在り方の検討	1
(5) 借受け及び判定が困難な事例の収集・提供	2
3. 検討委員	2
4. 実施経過	3

第2部 調査結果

1. 実態調査の目的.....	5
2. 実施概要	5
(1) 実態調査	5
(2) ヒアリング調査.....	7
3. 調査結果のまとめ	8
(1) 補装具費支給制度の効果的な運用について	8
(2) 関係機関との連携の推進について	11
(3) 借受けの利用と情報の共有について	14
4. 主要な調査結果.....	16
(1) 市（区）町村と更生相談所の連携	16
(2) 医師意見書.....	19
(3) 見積及び領収書、適合確認するための書類の管理・保管	23
(4) 借受けに係る支給の状況	26
5. 調査結果の詳細.....	28
(1) 市（区）町村	28
(2) 更生相談所.....	49
(3) 指定自立支援医療機関.....	71
(4) 都道府県	80
6. ヒアリング調査の結果	83
(1) 市（区）町村	83
(2) 更生相談所.....	87
(3) 指定自立支援医療機関.....	90
7. まとめ	93

第3部 借受け及び、判定困難な事例の収集・提供

1. 借受けに関するモデル事例作成の目的	95
2. モデル事例等の作成にあたって	95

(1) 補装具の借受けに関する正確な知識の情報の共有	95
(2) 借受け事例.....	95
(3) 判定が困難な事例	95
3. 事例の提出状況.....	95
(1) 借受けに関する事例の提出状況.....	95
(2) 判定が困難な事例の抽出状況	95
(3) 事例作成にあたっての分担	96
4. 補装具費支給制度に係る事例集（※資料編を参照）	96
5. 事例集の活用について	96

資料編

1. 実態調査票	97
(1) 実態調査票：市（区）町村.....	97
(2) 実態調査票：更生相談所	107
(3) 実態調査票：指定自立支援医療機関	117
2. 補装具費支給制度に係る事例集.....	123

第 1 部 事業概要

1. 調査研究の目的

補装具は、障害者（「障害児」を含む。）の身体機能の一部を補完・代替し、自立や参加を促す重要な役割を果たすものであり、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「総合支援法」）」において、補装具製作に係る費用を支給することにより、個々の障害に応じて補装具を給付する仕組みとなっている。

本制度の取扱いについて、平成28年5月に成立した総合支援法の一部改正により、平成30年4月から、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備を行う一環として、「購入」を基本とする原則は維持したうえで、障害者の利便に照らし「借受け」が適切と認められる場合に限り、新たに補装具費が支給されることとなった。借受けによることが適当とされる範囲については、同法の施行規則等において整理されたところであるが、支給決定を行う市（区）町村と専門的な立場から助言や判定を行う身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」）等の連携は、適切に支給決定を行ううえで大変重要である。

一方、市（区）町村では、人材不足や業務範囲の広さから、補装具に関する知識不足等が懸念されるところであり、また、本制度の技術的中枢機関とされる更生相談所においても専門職の不足や常勤医師の不在等、地域によって抱えている課題は複雑で多岐にわたる。

こうした背景を踏まえ、本事業では、市（区）町村及び更生相談所、指定自立支援医療機関を対象に補装具費支給に関する業務の現状と新たに導入された「借受け」の実施状況等を調査するとともに、適切な判定業務に係る具体的な課題及び改善点等を把握・整理することとした。また、本事業では、借受けや判定が困難な事例についても整理した。

これにより、補装具費支給制度の適切かつ円滑な実施を推進するとともに、実態調査による課題等の分析及び検討結果については、現行の交付基準や補装具費支給事務取扱指針の改正等を検討する際の基礎資料として役立てることとした。

2. 調査研究の内容

（1）検討委員会の設置・開催

本事業を効果的に実施するため、補装具に係る専門家及び医師、行政、更生相談所、事業者等から構成する検討委員会を設置した。

（2）補装具費の判定と支給決定等の実態を把握するための調査手法の検討

補装具費の判定と支給決定を全国的に調査するため、調査内容及び対象、方法等についての検討を行い、網羅的かつ効率的な調査手法の検討を行った。

（3）実態調査等の実施

①実態調査の実施

市（区）町村、更生相談所、指定自立支援医療機関に対して、補装具費の支給決定や判定に係る現状や課題、要望等についての実態調査を行った。

②ヒアリング調査の実施

実態調査で把握した課題や検討委員による助言等を踏まえ、市（区）町村及び更生相談所、指定自立支援医療機関を対象にヒアリング調査を行った。

（4）課題の整理分析と今後の在り方の検討

上記（3）の調査結果から、市（区）町村及び更生相談所等における、支給決定や判

定に係る課題等の整理を行うとともに、検討委員会において、今後の補装具費支給制度の円滑な運用システムの在り方について検討した。

(5) 借受け及び判定が困難な事例の収集・提供

実態調査により、借受けに係る実際の事例を収集するとともに、これまでに蓄積した判定が困難な事例を整理し、事例検討部会にて加工のうえ、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例等を作成した。

3. 検討委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
◎ 石丸 明子	新宿区 福祉部障害者福祉課支援係
伊藤 利之	横浜市総合リハビリテーションセンター
井村 保	中部学院大学 看護リハビリテーション学部
桵本 修	宮城県リハビリテーション支援センター
川畑 善智	一般社団法人日本車椅子シーティング協会（有限会社パムック）
高橋 啓次	一般社団法人日本義肢協会（有限会社ピー・オー・テック）
永田有紀恵	武蔵野市健康福祉部 障害者福祉課 基幹相談支援センター

◎：委員長

事例検討部会

(五十音順・敬称略)

氏 名	所 属
◎ 桵本 修	宮城県リハビリテーション支援センター
高岡 徹	横浜市総合リハビリテーションセンター
服部 具宏	名古屋市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害企画課
山口 公深	熊本県福祉総合相談所 障がい相談課

◎：部会長

オブザーバー

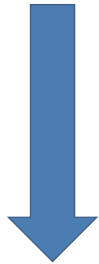
(敬称略)

氏 名	所 属
秋山 仁	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室
今釜 勝彦	厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部企画課 自立支援振興室

4. 実施経過

第1回検討委員会の開催（平成30年9月6日）

- 本事業の概要について
- 実態調査の実施計画（案）について
- 借受け事例のフォーマットに関する検討



第1回事例検討部会の開催（平成30年9月20日）

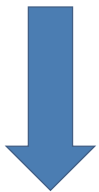
- ・ 借受け事例のフォーマットに関する検討・確定
- ・ モデル事例作成の手順と役割分担について

第2回事例検討部会の開催（平成30年11月22日）

- ・ 提出された事例の内容確認
- ・ モデル事例の作成にあたっての基本的事項の決定

第2回検討委員会の開催（平成31年1月23日）

- 実態調査の集計結果（速報）について
- 適切かつ効果的な判定及び支給決定等の在り方に関する検討
- ヒアリング調査の実施計画について



第3回事例検討部会の開催（平成31年2月27日）

- ・ 借受けに関するモデル事例及び判定困難事例等の確認
- ・ モデル事例等の確定 等

第3回検討委員会の開催（平成31年3月11日）

- ヒアリング結果の報告
- 借受けに関するモデル事例等の作成結果の報告
- 適切かつ効果的な判定及び支給決定等の在り方に関するとりまとめ
- 報告書（案）について

第 2 部 調査結果

1. 実態調査の目的

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所及び指定自立支援医療機関の意見等を参考に、最終的には市（区）町村において、支給決定がなされている。

本調査では、全国の市（区）町村及び更生相談所等を対象に、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方の検討に役立てることを目的とした。

併せて、本調査では、平成30年4月より新たに導入された「借受け」の事例等についても調査し、借受けの効果と必要性が判断できるモデル事例等を作成した。

2. 実施概要

（1）実態調査

①調査対象

○ 市（区）町村	1,741カ所	東京都のみ23区へ送付
○ 更生相談所	77カ所	
○ 都道府県・政令市	105カ所	

※指定自立支援医療機関向けの実態調査票は、厚生労働省及び都道府県を通じて管内の指定自立支援医療機関に周知いただくこととした。

②調査期間

平成30年10月1日（月）～平成30年11月9日（金）

③調査方法

- ・調査対象先へ依頼状及び実態調査票を送付した。なお、調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロード可能とした。
- ・補装具の借受けに係る事例のフォーマットは、調査票に同封する形で送付した。
- ・回答は、原則、電子メールによることとした。

④調査内容

市（区）町村	・実施体制及び支給実績 ・借受けに係る支給決定の状況（平成30年10月現在） ※事例を含む（検討中のものも含む） ・補装具に係る知識の習得状況 等
更生相談所	・実施体制及び判定実績 ・借受けに係る判定の状況（平成30年10月現在） ※事例を含む（検討中のものも含む） ・補装具に係る知識の習得状況 ・現行制度における課題と提案 等

指定自立支援医療機関	・補装具の判定や医師意見書の作成状況 ・借受けに係る補装具費支給意見書の作成状況（平成30年10月現在） ・現行制度における課題と提案 等
補装具の借受けに係る事例	・借受けの場面と種目（商品、期間、借受け価格、判定の形式） ・原因疾病名/障害像、年齢、申請に係るニーズ ・借受けにした判断のポイント、判定経過、借受けの効果と課題 等

※詳細は資料編を参照のこと

⑤回収状況

調査先	送付数	有効回答数	有効回答率
市（区）町村	1,741 カ所	927 カ所	53.2%
更生相談所	77 カ所	63 カ所	81.8%
指定自立支援医療機関	105 カ所 ^{※1}	383 カ所	—

※1 指定自立支援医療機関向けの実態調査票は、厚生労働省及び都道府県を通じて管内の指定自立支援医療機関に周知いただくこととした。

（市（区）町村の内訳）

	合計	北海道	東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州 沖縄
送付数	1,741	179	227	316	316	227	107	95	274
有効回答数	927	89	130	173	176	117	60	40	142
有効回答率	53.2%	49.7%	57.3%	54.7%	55.7%	51.5%	56.1%	42.1%	51.8%

（更生相談所の内訳）

	合計	北海道 東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州 沖縄
送付数	77	9	13	19	11	9	4	12
有効回答数	63	8	11	13	10	8	3	10
有効回答率	81.8%	88.9%	84.6%	68.4%	90.9%	88.9%	75.0%	83.3%

（指定自立支援医療機関の内訳）

	合計	北海道 東北	関東	中部	近畿	中国	四国	九州 沖縄
有効回答数	383	134	66	52	36	48	21	26

(2) ヒアリング調査

①調査目的

本ヒアリング調査では、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的とした。

具体的には、先に実施した「補装具費支給制度に関する実態調査」を補完するものとし調査結果で把握した具体的な課題に論点を絞り、ヒアリング調査を行った。

②調査期間

平成31年2月中旬～下旬

③調査対象

- ・市（区）町村 3カ所
- ・更生相談所 2カ所
- ・指定自立支援医療機関 3カ所
（調査先の抽出）

地域性等を踏まえ、調査先を選定した。

④調査方法

現地にて直接聞き取り方式で調査を行った。

⑤調査内容

検討委員会によるご意見及び実態調査の結果を踏まえ、補完すべき事項を中心に調査することとした。

具体的には、以下に記述する項目について、調査を行った。

市（区）町村	・市（区）町村と更生相談所の連携について ・医師意見書について ・児童の支給決定の状況について ・借受けに関する情報、判定及び検討の状況について ・その他、補装具費の適切かつ効果的な判定及び支給決定の在り方について
更生相談所	
指定自立支援医療機関	

3. 調査結果のまとめ

(1) 補装具費支給制度の効果的な運用について

主な論点

- ①医師の意見書の在り方について
- ②児童の支給決定の在り方について
- ③補装具の照合や適合状況の確認について

障害児に係る医師意見書について、申請者の状況等を踏まえた意見書の作成ができていると、指定自立支援医療機関の40%が「十分にできている」と回答しているのに対して、更生相談所では十分と感じているのは11%、市（区）町村は67%であった（図1）。

（市（区）町村 Q15、更生相談所 Q11、指定自立支援医療機関 Q5）

こうした認識の相違は、

- | | | |
|---|--|---|
| [| ○市（区）町村では、専門知識が不足しており、不十分なことに気づきにくい
○更生相談所では、技術的中核機関を担っていることから求めるレベルが高いため
ではないか。 |] |
|---|--|---|

市（区）町村や更生相談所のヒアリング調査において、医師意見書に適応理由や必要性の記載が不十分であるという意見が挙げられた。その一方で、知りたい情報をチェック式にするといった独自の工夫をした書式を使用している市（区）町村や更生相談所も存在した。

指定自立支援医療機関においては、意見書を作成できる医師が十分に存在するとは言い難い状況にあることがわかった。

これらの結果から、意見書を作成する医師の負担を考慮して効率的に記載でき、市（区）町村、更生相談所が支給決定・判定しやすい項目を網羅した書式の検討が必要である。

障害児の補装具の支給決定について、現在はすべて市（区）町村判断となっている。実態調査やヒアリング調査から、市（区）町村が判断することによって生じる自治体間の差や、必要性の判断が困難であることが挙げられた。

これらの結果から、更生相談所も関与しやすい体制づくりが必要であり、例えば、地域の医療福祉従事者が連携し、必要性の判断のサポートや支給後のフォローをすること、また、更生相談所が第三者的な立場から、指定自立支援医療機関から提出される意見書等の内容をチェックして助言できるような仕組み作りが必要である。

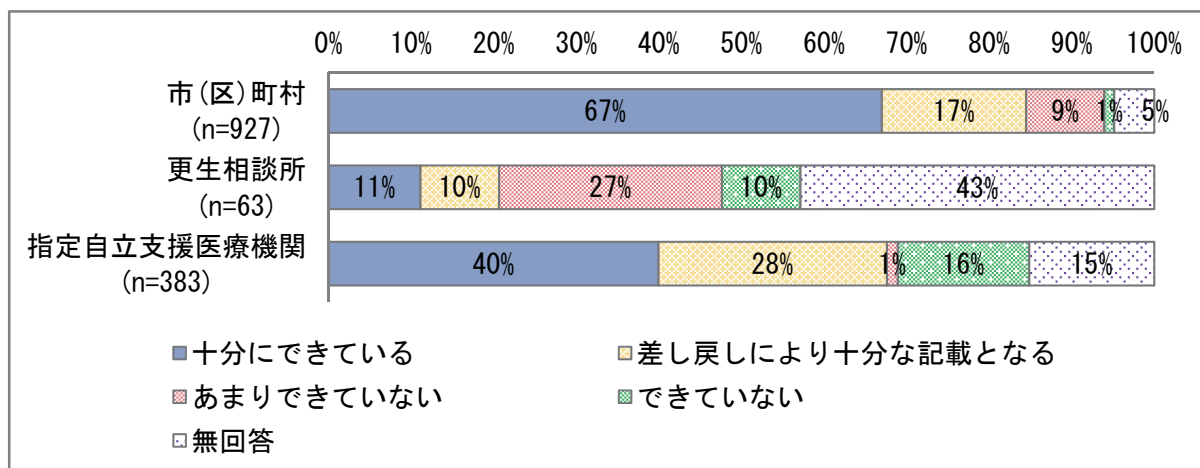


図 1 障害児に係る医師意見書の支給決定に必要な情報の記載状況

補装具の照合や適合状況の確認においては、補装具費の支給時における見積書と作製された補装具の照合に関して、「必ず確認している」と回答した市（区）町村は 27%であり、「概ね確認している」との回答を合わせても 58%であった（図 2）。

（市（区）町村 Q8）

この理由としては

- 専門知識がないため、確認が難しい（見てもわからない）こと
 - 業務量が多く対応が困難なこと
- から生じる結果であると推察された。

まずそれぞれの立場において、「できることは何か」を真に考える必要がある。

例えば、公費で支給されたものが適切に届いているか否かを確認するためには、更生相談所の適合判定に市（区）町村が立ち合えるような体制やシステムづくりが求められるが、実情として難しいのであれば、代替えの手段を考えることにより目的を達成する必要があるだろう。

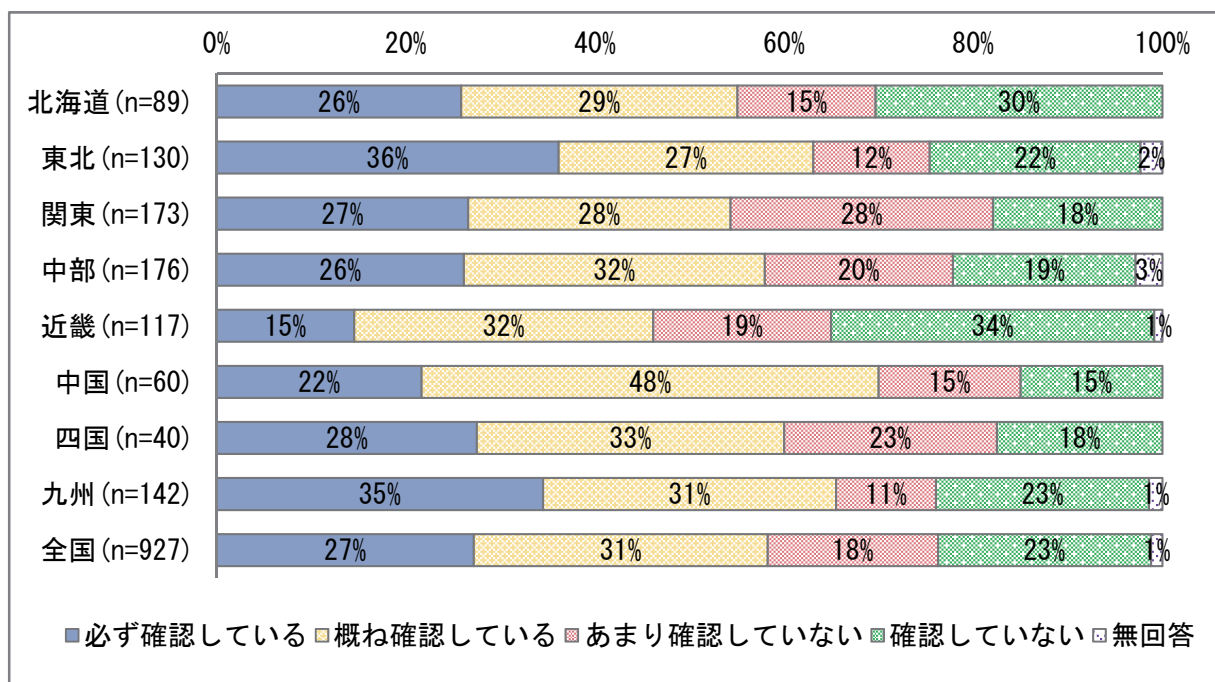


図 2 補装具費の支給時における見積書と作製された補装具の照合状況

（２）関係機関との連携の推進について

主な論点

- ①市（区）町村と更生相談所等の連携の在り方について
- ②研修の体制や内容の在り方について
- ③補装具費支給制度の適切な判定業務に資する情報の共有について

市（区）町村では 50%以上が「十分に連携できている」と回答しているのに対して、更生相談所においては 20%に満たなかった（図 3）。

（市（区）町村 Q17、更生相談所 Q10）

この齟齬の原因として、

- | | | |
|---|---|---|
| { | <p>○市（区）町村が捉えた「連携」は、「連絡を取り合っている」というレベル感</p> <p>○更生相談所が捉えた「連携」は、「情報を共有している」という認識</p> | } |
|---|---|---|

であると推察された。

そのため「概ねできているが、課題がある」まで合算すると、市（区）町村、更生相談所ともに 90%を超える結果となったものと推測される。

これらの結果から、市（区）町村と更生相談所の連携を推進するには、単に連絡を取り合うだけでなく、適切な補装具費の支給を行ううえで必要となる申請者の状態や、必要性の理由と効果、適合に係る情報等を共有する仕組みづくりが必要である。

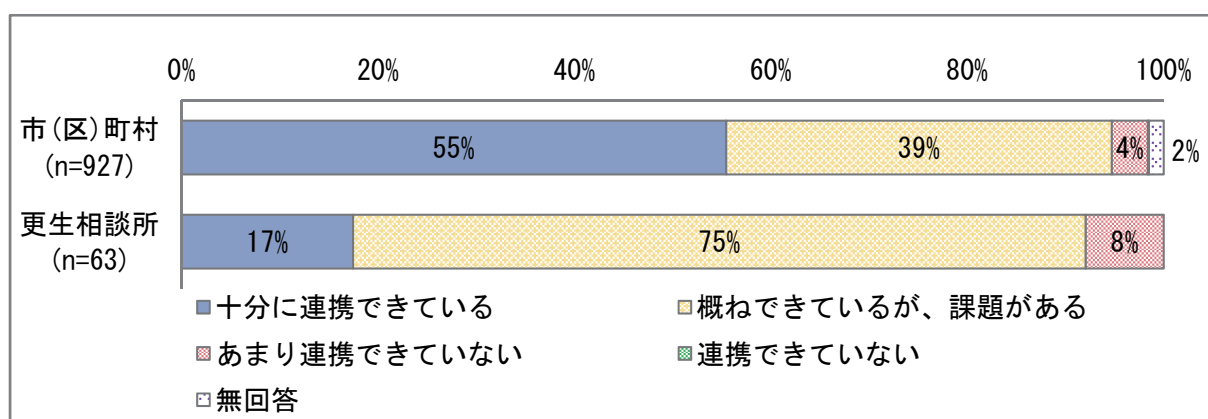


図 3 市（区）町村と更生相談所等の連携状況

作成した意見書を介した指定自立支援医療機関と更生相談所との情報共有（あるいは連携）については、「満足にできている」と回答した指定自立支援医療機関は 6%であり、「必要なときにのみ行っている」を合わせても 36%であった（図 4）。

さらに、補装具についての市（区）町村や更生相談所からの指定自立支援医療機関への相談状況としても、「受けている」と回答した指定自立支援医療機関は 12%であった（図 5）。

（指定自立支援医療機関 Q6、Q8）

この結果から、市（区）町村と更生相談所の間は概ね連絡を取り合っているものの、指

定自立支援医療機関とは必ずしも十分ではないことが明らかとなった。

その理由として、

○指定自立支援医療機関では、医療関係者が中心であるため専門知識や専門用語の使用が多く、市（区）町村や更生相談所の事務職では理解が困難なこと

○対応できるマンパワーが不足していること

が本調査から分かった。

なお、ヒアリング調査では、市（区）町村から指定自立支援医療機関に問い合わせた際、時間的余裕がないこともあり、寛容に対応してもらえないこともある、との意見が挙げられている。

以上の結果、県や更生相談所が行う研修には、指定自立支援医療機関と市（区）町村の具体的な連携方法や意見書作成に有用となる内容等を盛り込むことが有効と思われた。

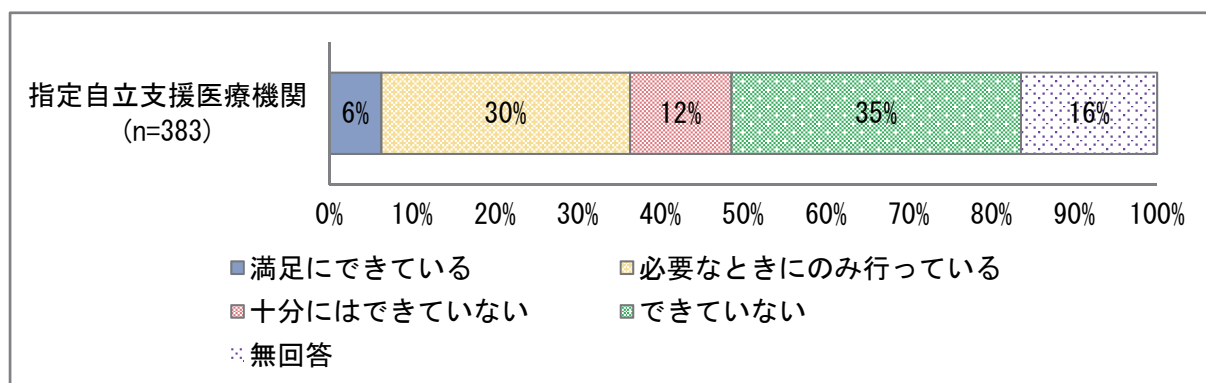


図 4 作成した意見書の更生相談所との情報共有（あるいは連携）状況

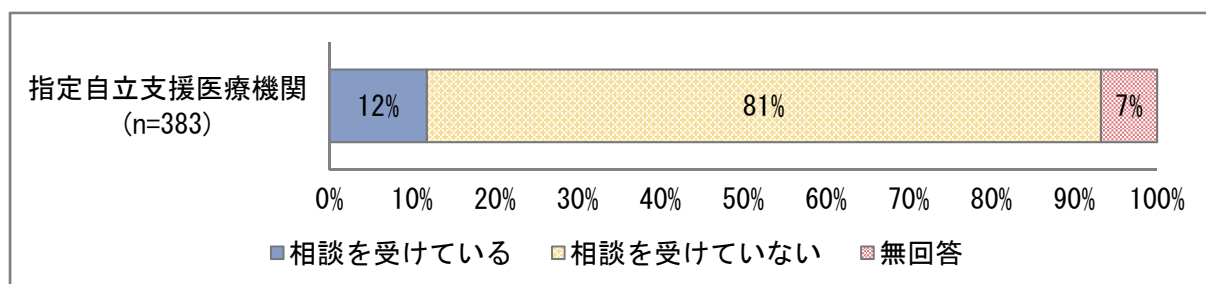


図 5 補装具についての市（区）町村や更生相談所からの相談状況

さらに、地域別に連携状況や情報共有状況を比較したところ、中国地方では 70% の市（区）町村が「十分に連携できている」とし、指定自立支援医療機関においても、中国地方が最も満足に情報共有ができていると回答した割合が高かった（図 6、7）。この結果から中国地方の実態についてさらに深掘りした調査を行い、他の地域へ参考情報として提供することもある有用である。（市（区）町村 Q17、指定自立支援医療機関 Q6）

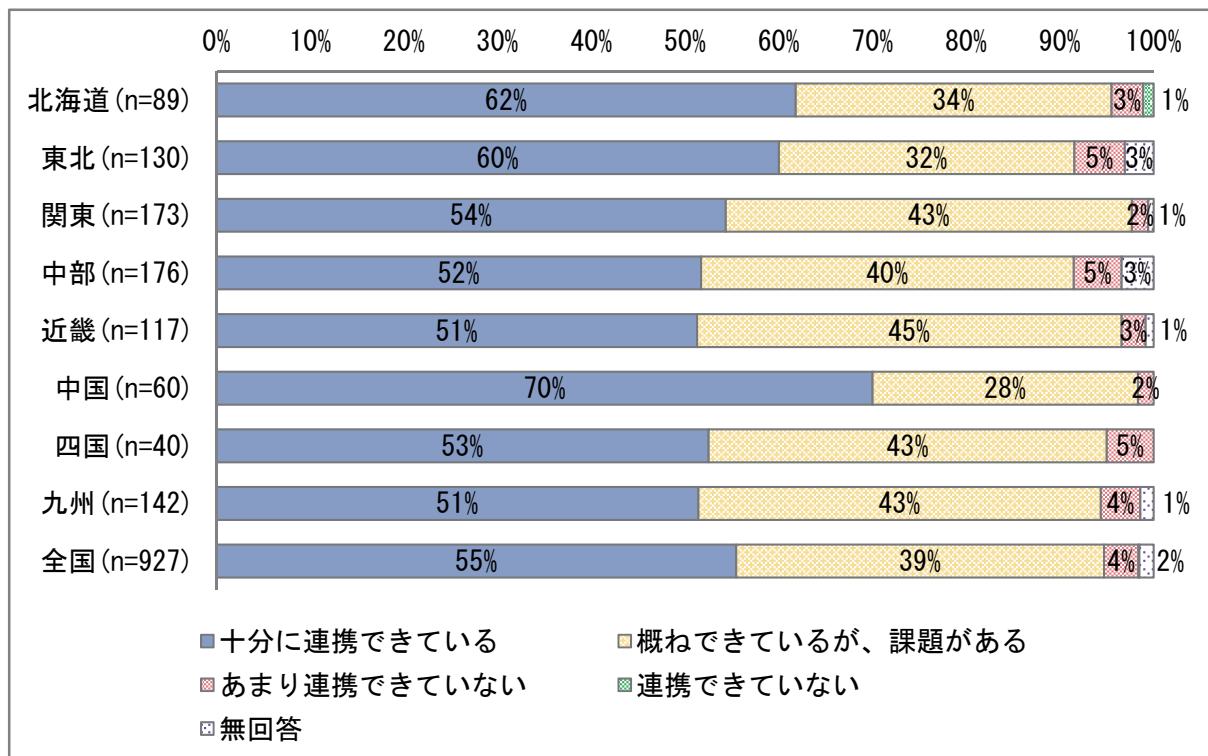


図 6 地域別の連携状況（市（区）町村）

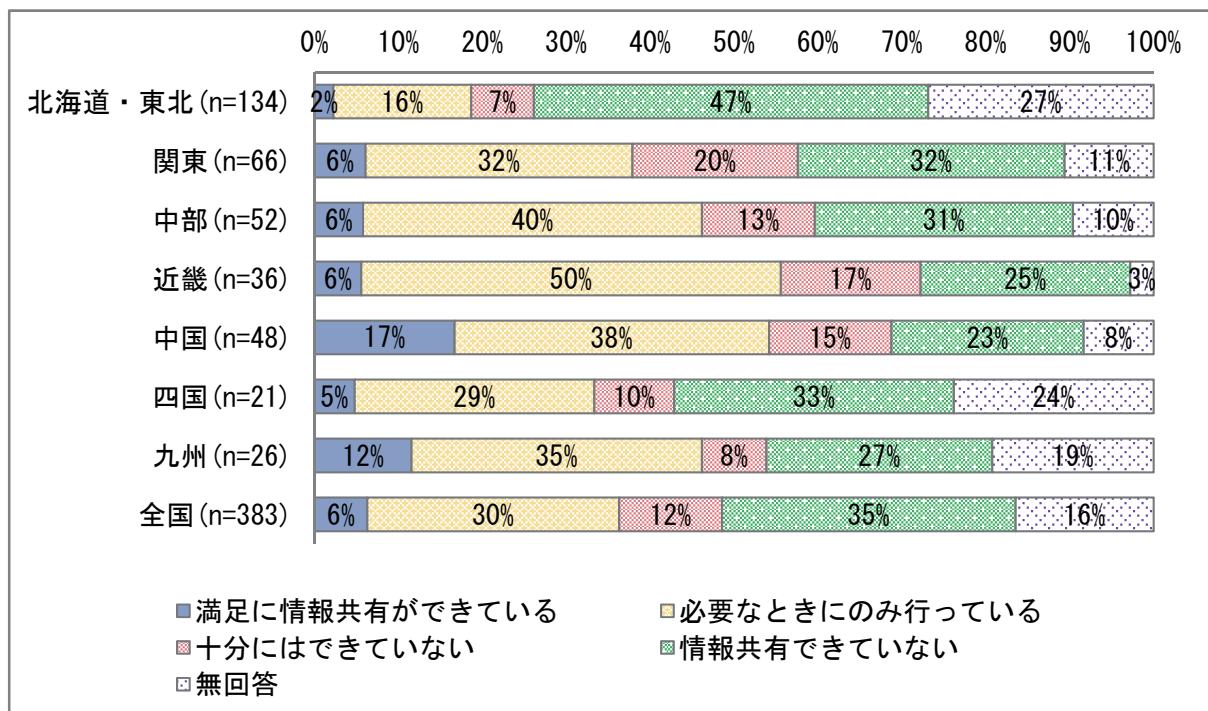


図 7 地域別の情報共有状況（指定自立支援医療機関）

(3) 借受けの利用と情報の共有について

主な論点

- ①借受けに係る情報提供について
- ②モデル事例の作成や対象者の明確化について
- ③運用体制の整備について

平成 30 年 4 月から導入された「補装具の借受け」について、仕組みを十分に把握していると回答した指定自立支援医療機関は 2%であり、「概ね把握している」を合わせても、12%であった（図 8）。

（指定自立支援医療機関 Q11）

その理由としては

- 通知が多いため、情報が流れてきても把握には至らないこと
 - 自ら必要な情報を取りにいかないと入ってこないこと
- が本調査から分かった。

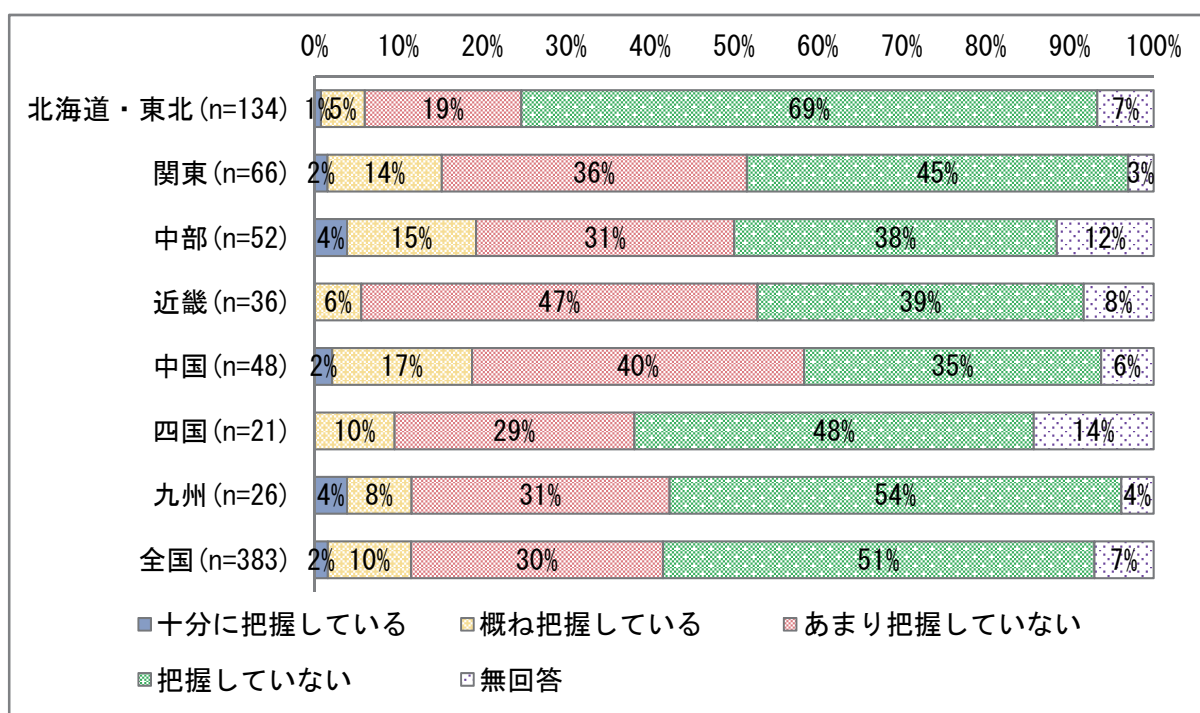


図 8 地域別「補装具の借受け」についての仕組みの把握状況
（指定自立支援医療機関）

「借受け」の適応条件については、基準はあるものの申請者が「借受け」よりも「購入」を希望するケースがほとんどであり、円滑な運用には至っていないこと、さらに業者の準備が整っていないことが実態調査やヒアリング調査から明らかになった。

運用開始から約 6 カ月時点の調査だが、借受け決定件数は市（区）町村において 0 件、更生相談所 3 件、指定自立支援医療機関 0 件であった。

一方、借受けに限ったことではないが、厚生労働省から発出される告示や通知等を市（区）町村から管下の関係機関や団体等へ「十分に周知している」と回答した市（区）町村は 5%と少な

く、「概ね周知しているが課題がある」を合わせても 10%に満たなかった（図 9）。

その理由の多くは「業務量が多い」というものであった。

以上の結果から、地域の関係機関等に対して、厚生労働省から発出される文書等の適切な周知が必要であり、都道府県等を通じて指定自立支援医療機関に従事する医療関係職種をはじめ、事業者等に対しても情報伝達が必要である。

ちなみに、「借受け」に係る給付管理システムの改修が追い付いていない地域もあった。まずは借受けが適当と判断されたときに利用できる体制づくりが喫緊の課題といえよう。

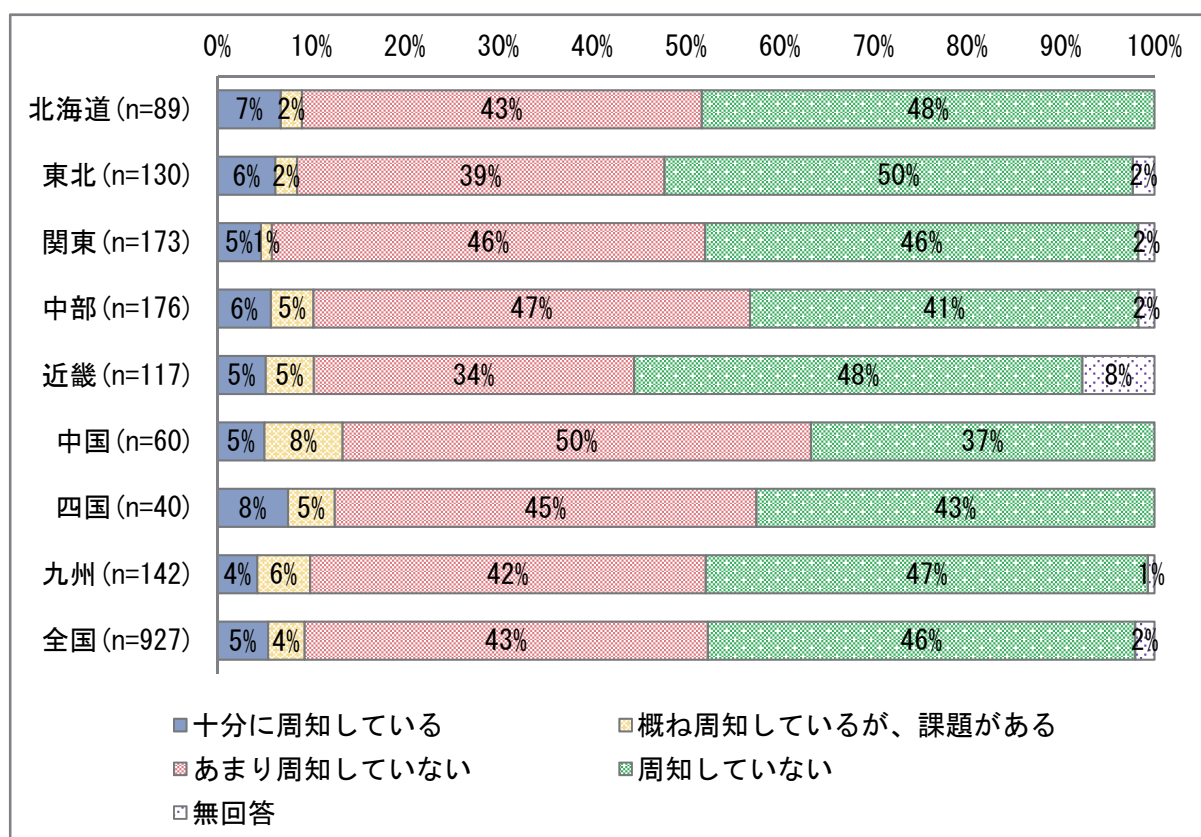


図 9 地域別 厚生労働省から発出される告示及び通知等の周知状況（市（区）町村）

4. 主要な調査結果

(1) 市（区）町村と更生相談所の連携

市（区）町村、更生相談所ともに、概ね連携している状況であった（図 10）。一方、連携できていない理由としては、「専門的知識がない」との回答が最も多かった（図 11）。

また、市（区）町村が支給の決定に際して技術的な助言を必要とする場合には 90%がほぼ求められている状況であり（図 12）、相談内容としては「必要性や使用効果」が最も多かった（図 13）。一方、助言を求められていない理由としては、連携できていない理由同様、「知識がない」との回答が最も多かった（図 14、表 1）。

（市（区）町村 Q13、Q14、Q17、更生相談所 Q10）

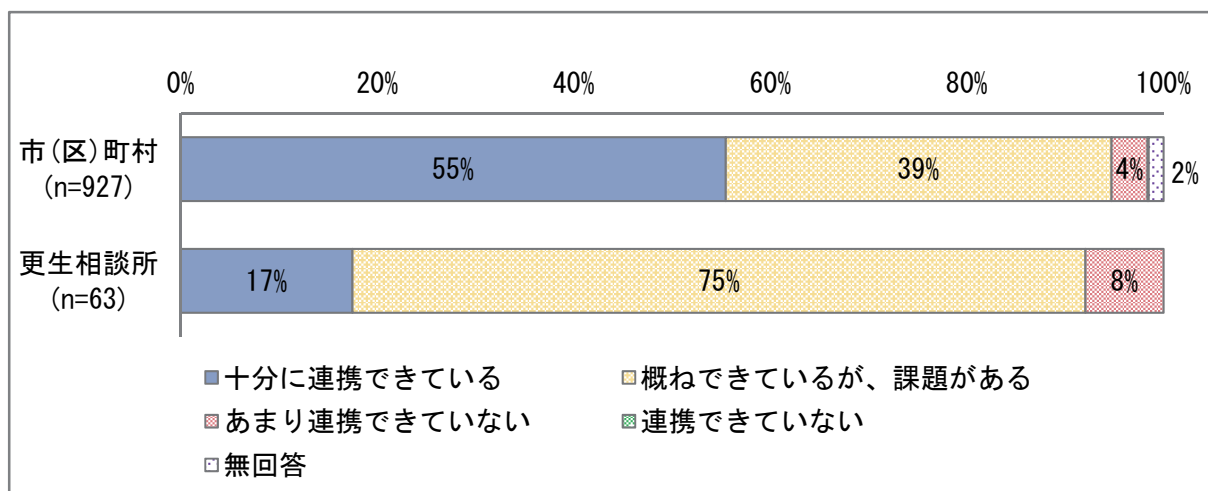


図 10 市（区）町村と更生相談所等の連携状況

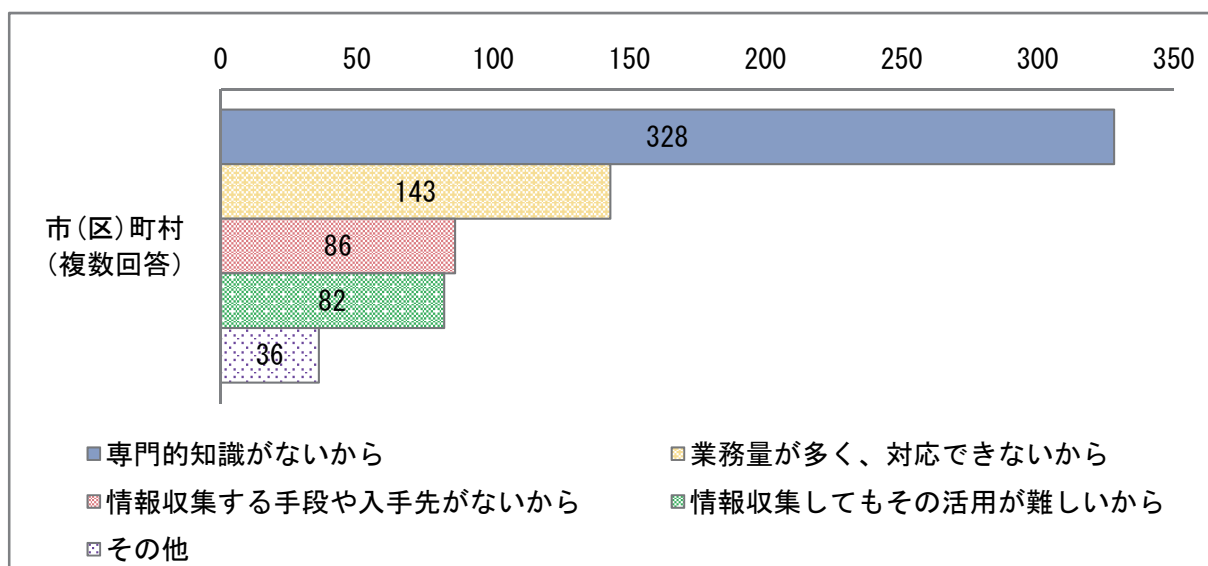


図 11 連携できていない理由

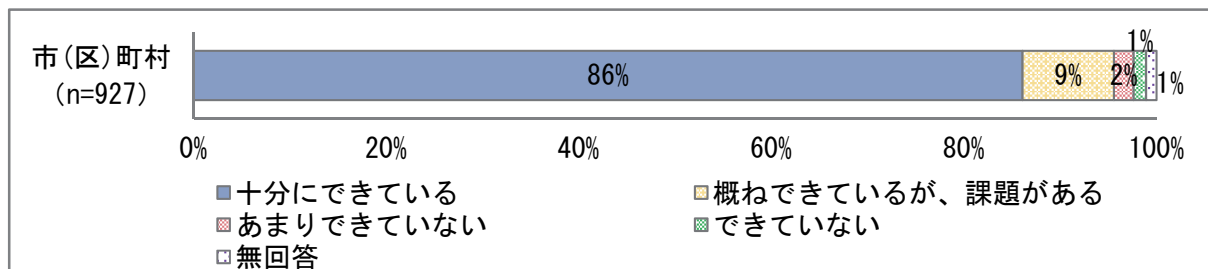


図 12 市（区）町村から更生相談所への必要な助言の要請状況

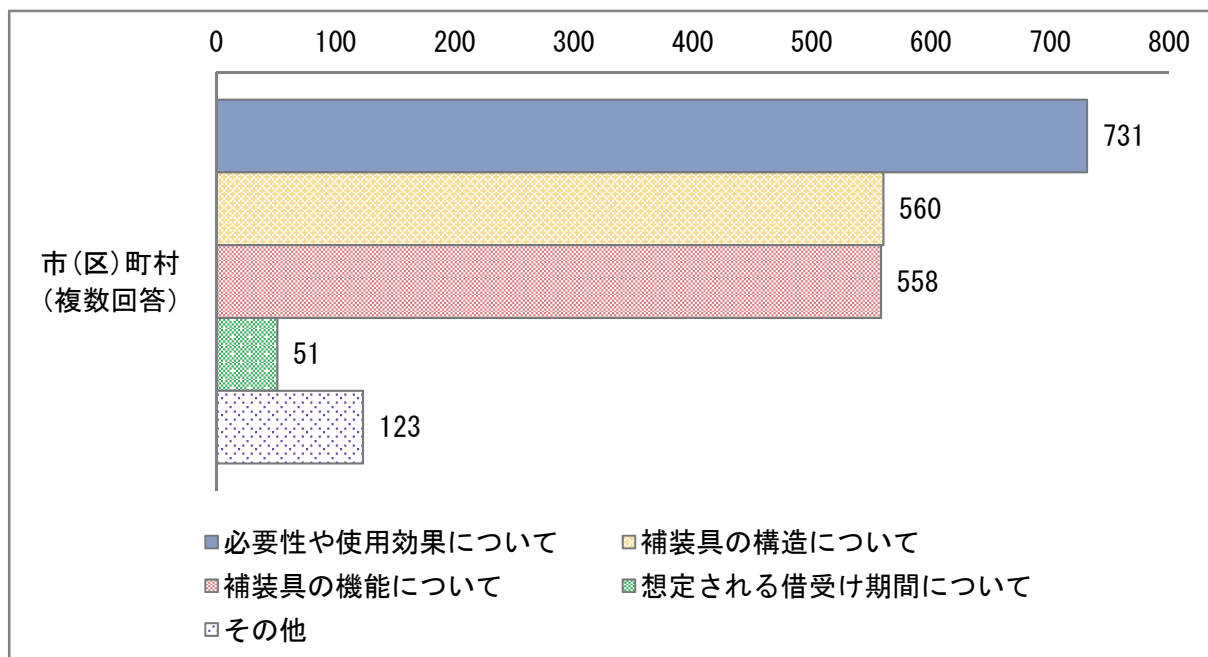


図 13 市（区）町村が更生相談所に相談する内容

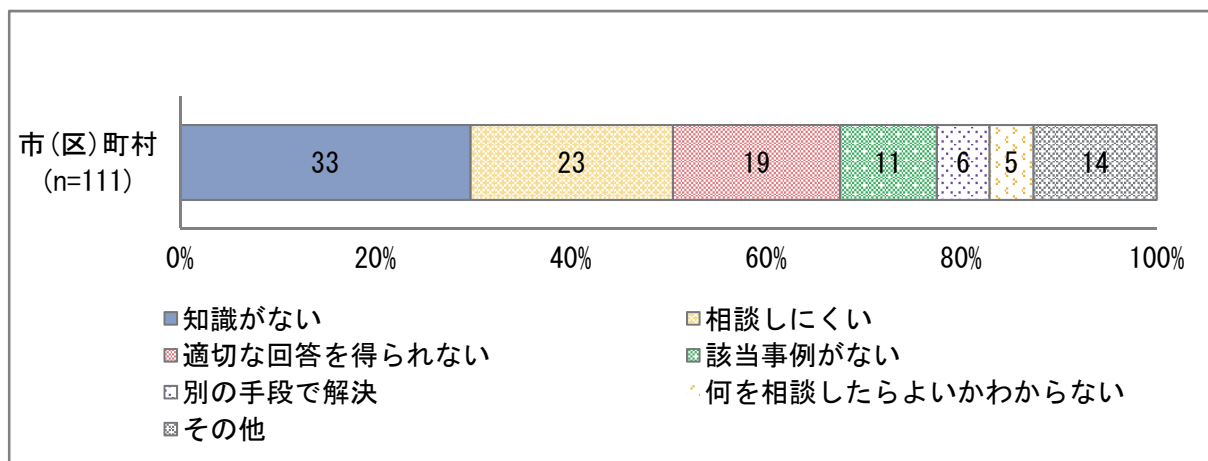


図 14 必要な助言の要請が行えていない理由

表 1 必要な助言の要請が行えていない理由（内訳）

分類	件数	助言の要請に係る課題やできていない理由
知識がない	33 件	助言をいただいても受取側に知識がなく理解が困難なこと
		更生相談所職員も事務職のため技術的な意見を得ることが困難なこと
相談しにくい	23 件	相談しても最終判断は市（区）町村に判断が委ねられること
		担当者が常時いるわけではないこと
該当事例がない	19 件	助言が必要な事例がないこと
適切な回答を得られない	11 件	担当者によって回答に差がある（統一性がない）こと
		助言の内容が補装具の使用実態と乖離しているときがあること
別の手段で解決	6 件	補装具業者に問い合わせしている
何を相談したらよいかわからない	5 件	何から聞いてよいかわからないこと
その他	14 件	市（区）町村で判断できる申請が多いこと

(2) 医師意見書

医師意見書の記載に関して「十分に記載されている」との回答は、市（区）町村が障害者・児ともに 67%であるのに対して、更生相談所では、障害者が 17%、障害児が 11%であった（図 15、図 16）。十分に記載されていないと感じる理由としては、市（区）町村、更生相談所ともに「必要性の記載が簡易すぎる」との回答が、最も多かった（図 17）。

一方、指定自立支援医療機関においては、68%が申請者の状況等を踏まえた意見書の作成が概ね行えていると回答していた（図 18）。申請者の状況等を踏まえて作成できない理由としては、「情報が不足している」との回答が、最も多かった（図 19）。

意見書の様式（様式例第 6 号）の使用状況については、34%が使用していないと回答した（図 20）。その理由としては、「別指定のものを使用している」「存在を知らなかった」ことが挙げられていた（図 21）。

（市（区）町村 Q15、Q16 更生相談所 Q11、Q12 指定自立支援医療機関 Q3、Q5）

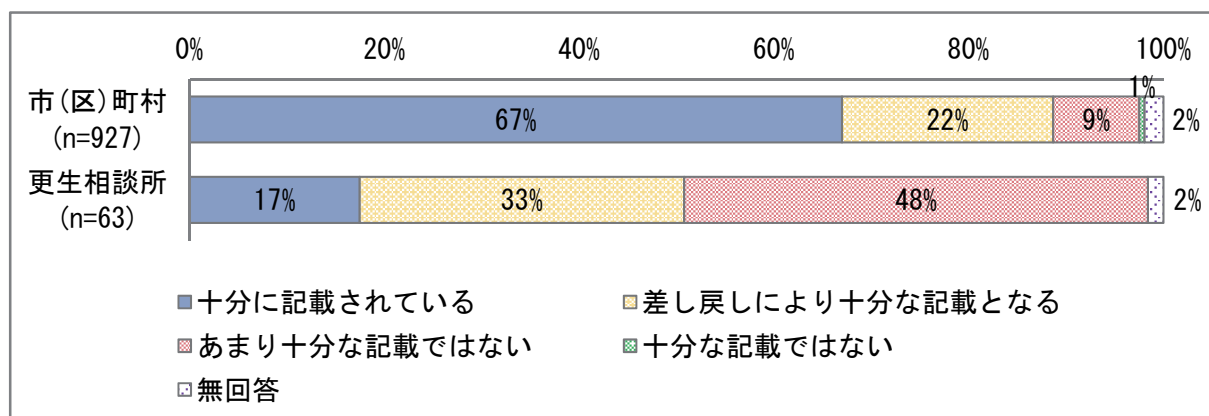


図 15 障害者への支給に係る医師意見書における必要な情報の記載状況

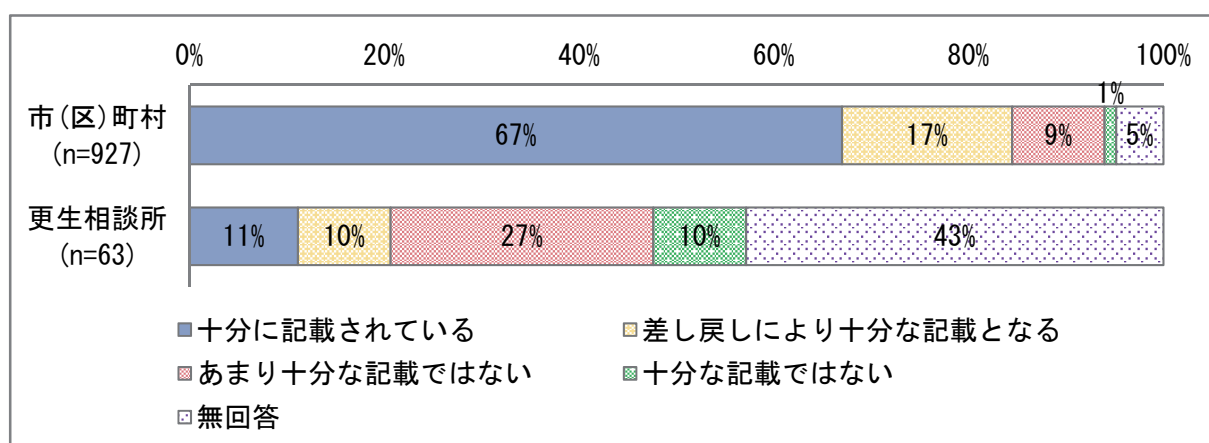


図 16 障害児への支給に係る医師意見書における必要な情報の記載状況

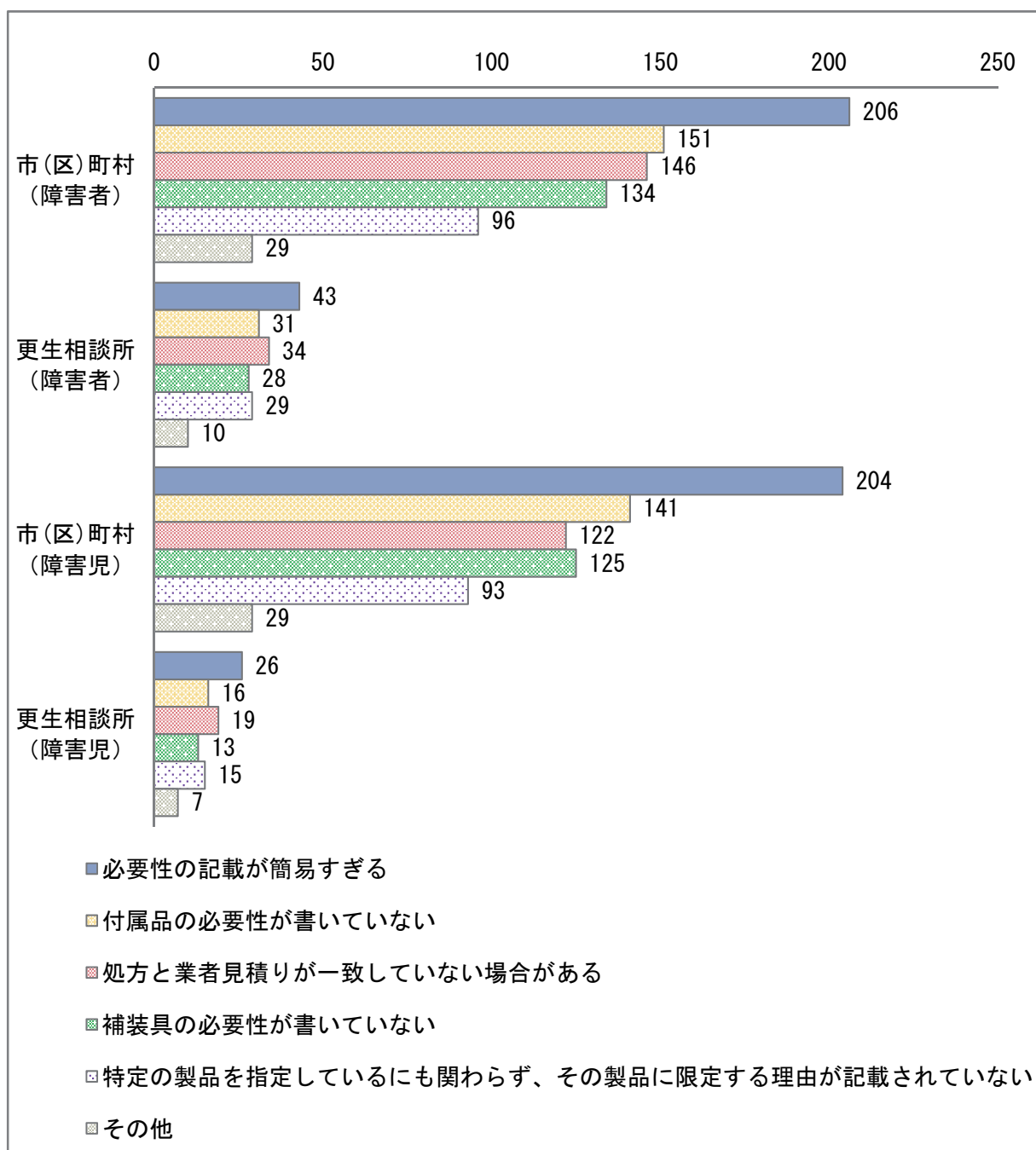


図 17 医師意見書が支給に係る情報を十分記載してはいないと回答した理由

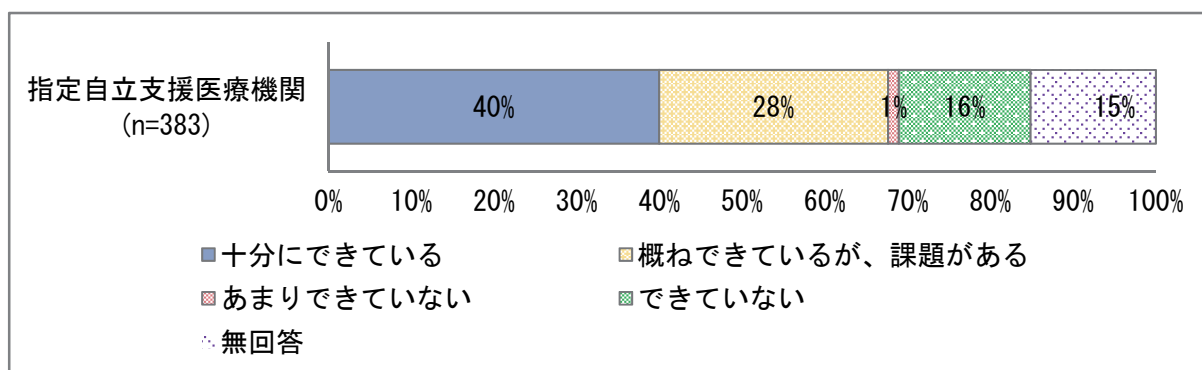


図 18 申請者の状況等を踏まえた意見書の作成

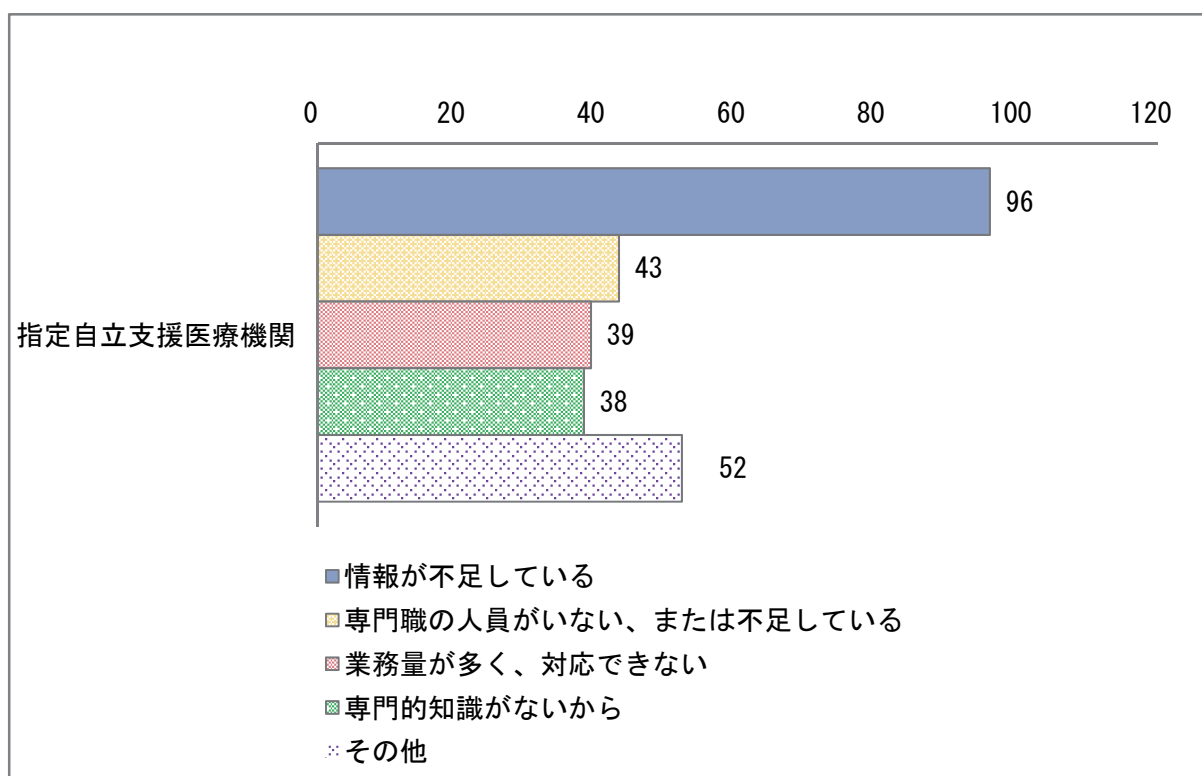


図 19 申請者の状況等を踏まえた意見書を作成できていない理由

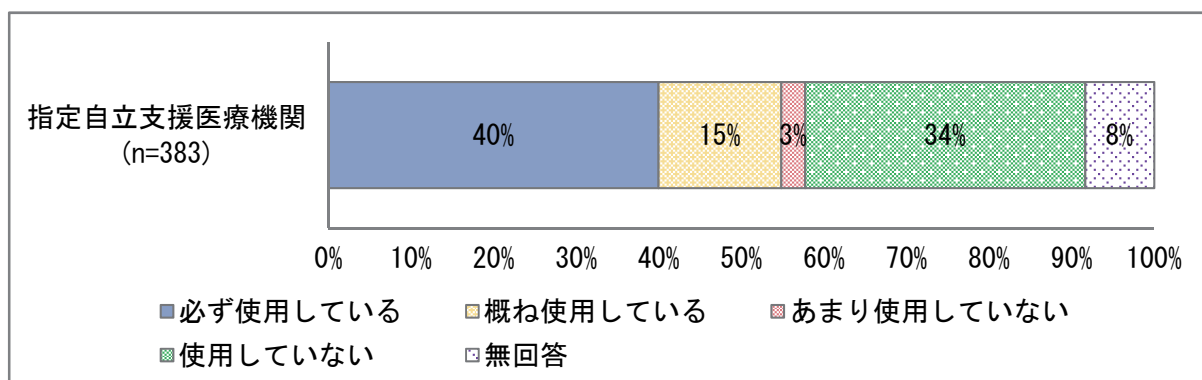


図 20 医師意見書の作成における補装具費支給意見書（様式例第 6 号）の使用状況

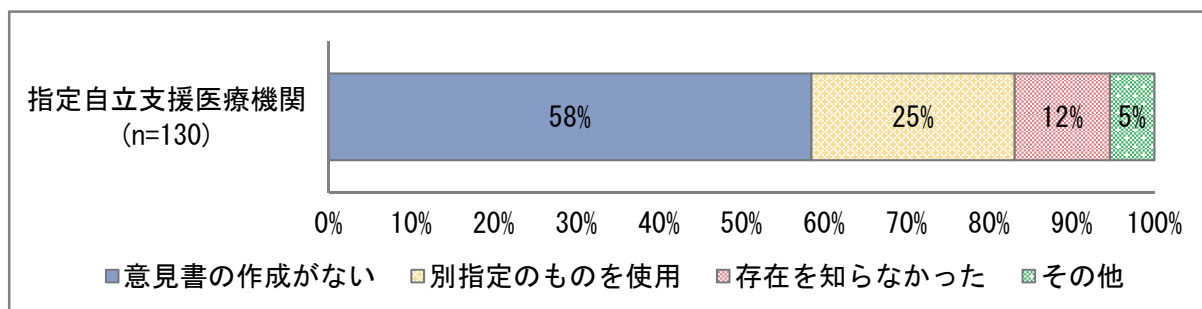


図 21 様式例第 6 号を使用していない理由

(3) 見積及び領収書、適合確認するための書類の管理・保管

見積書は98%が「必ず提出させている」と回答し、提出させていない理由としては、「マニュアル等に準じているため不要」という回答が最も多かった(図22、図23)。

見積書と作製された補装具の照合をしている市(区)町村は60%弱であり(図24)、照合が不十分な理由としては、業務量が多いことや専門知識が不足している等から、「確認が難しい」ことが挙げられた(図25、表2)。

また、領収書の提出状況は88%が「必ず提出させている」と回答し(図26)、提出させていない理由としては、「代理受領のため」「給付券等で確認」等といったことが挙げられた(図27、表3)。

一方、障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管に関しては、必ず取得・保管しているのは新規申請で23%、再支給申請で19%であった(図28)。

(市(区)町村 Q7、Q8、Q9、Q10、Q11)

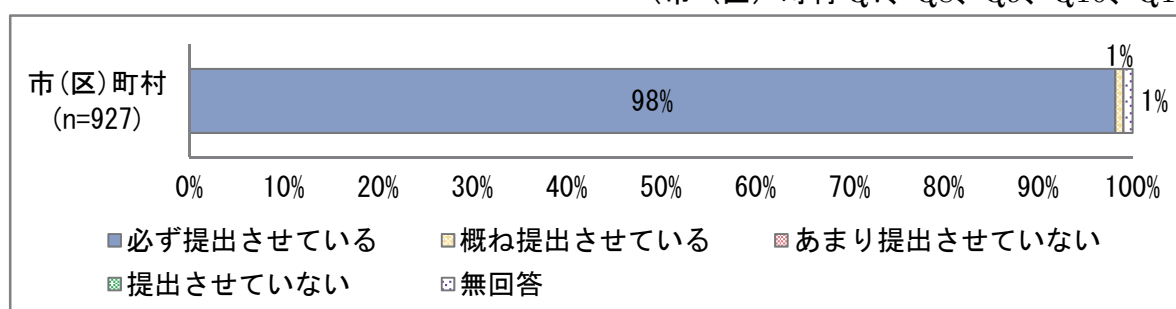


図 22 補装具製作者が作成する見積書の提出状況

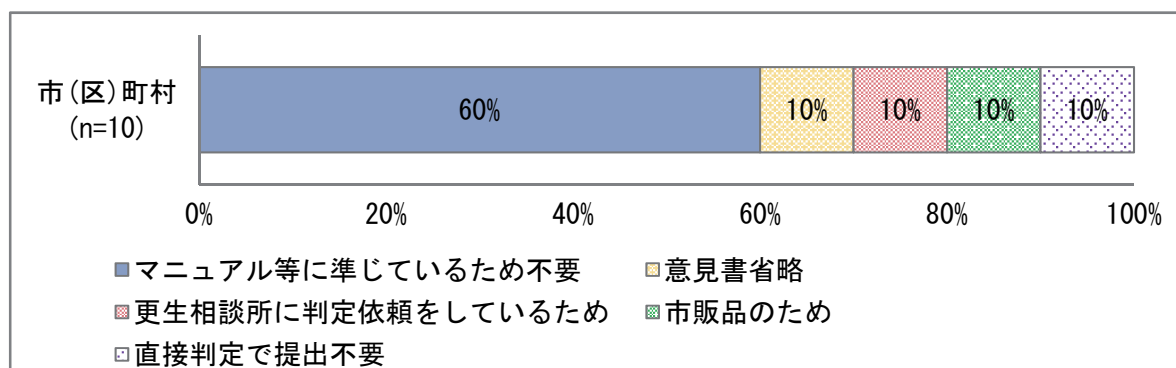


図 23 見積書を提出させていない理由

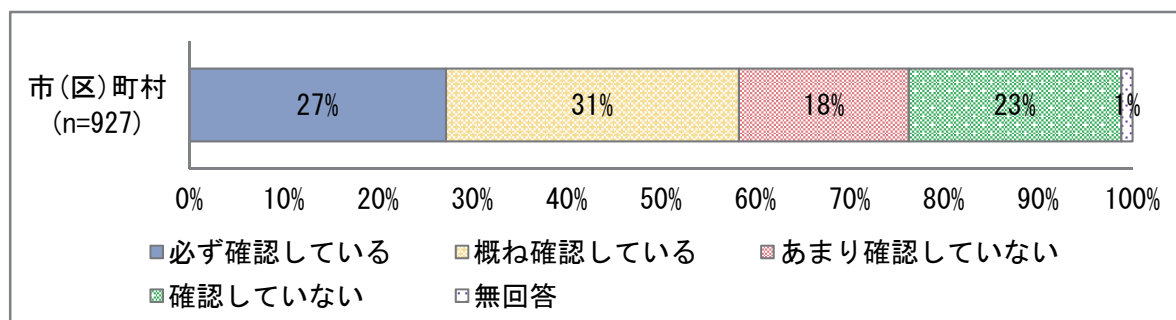


図 24 補装具費の支給時における見積書と作製された補装具の照合状況

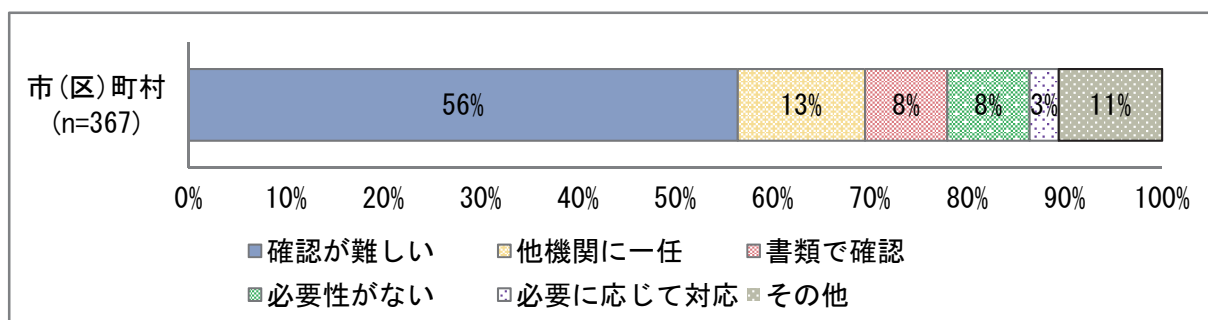


図 25 見積書と作製された補装具の照合が不十分な理由

表 2 見積書と作製された補装具の照合が不十分な理由（内訳）

分類	件数	確認が不十分な理由
確認が難しい	207 件	業務量が多く対応できない
		専門知識がない
		直接本人への支給のため確認の機会がない
他機関に一任	48 件	更生相談所にて判定を行っている
		業者との信頼関係で任せている
書類で確認	31 件	写真等で確認している
		意見書、見積書にて確認している
必要性がない	31 件	見積書通りに作製することを前提に支給決定しているため
必要に応じて対応	11 件	更生相談所から指示があった場合に確認している
		相談があれば個別に対応する
その他	39 件	本人の負担軽減のため
		マニュアルに記載がない

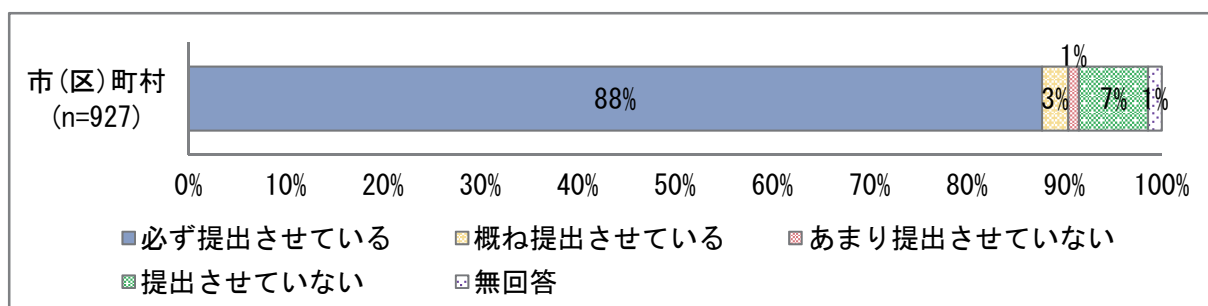


図 26 購入等に要した費用に係る領収書等（請求書等を含む）の提出状況

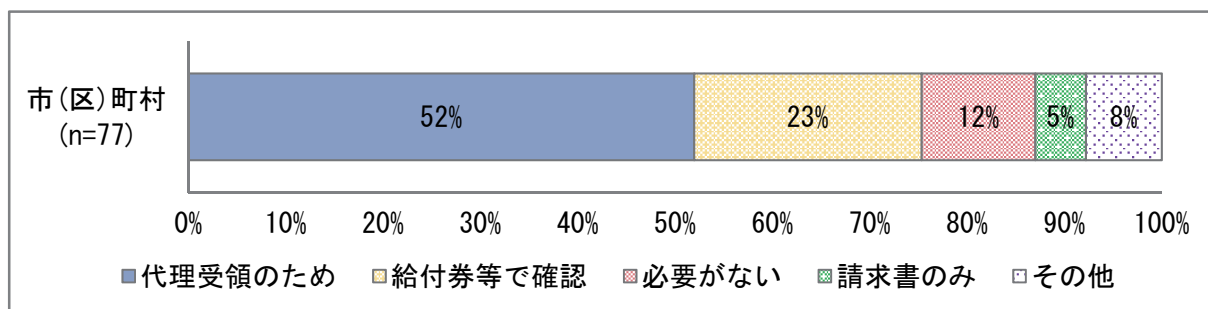


図 27 領収書等（請求書等を含む）を提出させていない理由

表 3 領収書等（請求書等を含む）を提出させていない理由（内訳）

分類	件数	提出させていない理由
代理受領のため	40 件	代理受領のため
給付券等で確認	18 件	支給券の金額のみ支給している
		支給券にて自己負担額の受領確認を行っている
必要がない	9 件	補装具自体が作製されていれば問題ない
		事務処理上必要ない
請求書のみ	4 件	領収書は振り込みのため提出を省略
その他	6 件	自己負担が発生しない人がある
		補装具製作者者に確認している

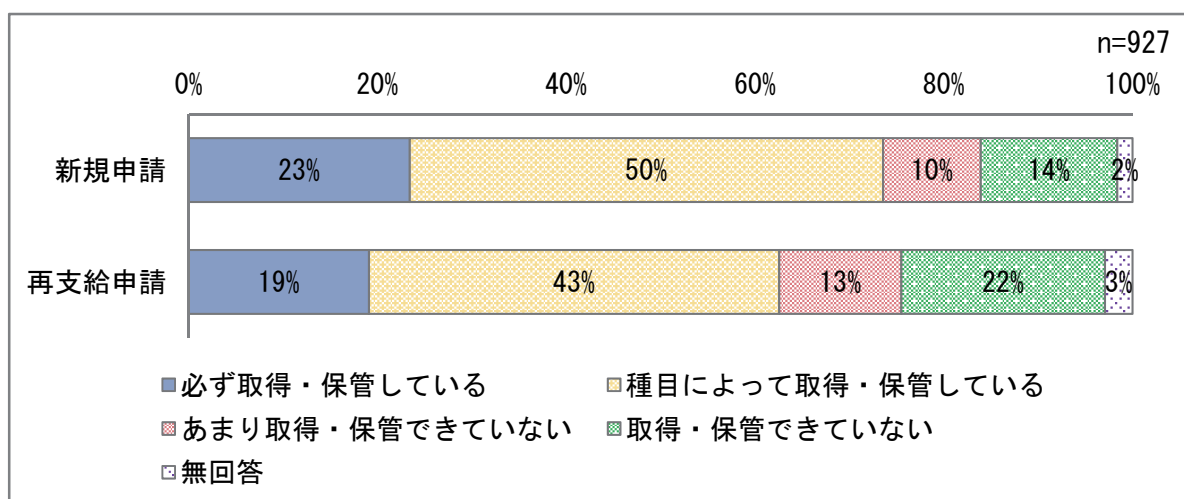


図 28 障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管状況

（４）借受けに係る支給の状況

市（区）町村における借受け支給決定の件数は 0 件、更生相談所における支給判定の件数は 3 件、指定自立支援医療機関における借受けに係る医師意見書作成の件数は 0 件という回答結果であった（表 4、表 5、表 6）。

また、借受けに係る事例は、市（区）町村から 5 事例、更生相談所から 8 事例の提出があった（表 7）。

指定自立支援医療機関における「補装具の借受け」に関する仕組みの把握状況は「あまり把握していない」「把握していない」を合わせると 81%となった（図 29）。

（市（区）町村 Q20、Q21 更生相談所 Q16 、Q17 指定自立支援医療機関 Q11、Q12）

表 4 借受け支給決定の件数（市（区）町村）

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	0 件	0 件	0 件
装具の完成用部品	0 件	0 件	0 件
座位保持装置の完成用部品	0 件	0 件	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件	0 件	0 件
歩行器（障害児）	0 件	0 件	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	0 件	0 件

表 5 借受け支給判定の件数（更生相談所）

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	0 件	0 件	0 件
装具の完成用部品	3 件	0 件	3 件
座位保持装置の完成用部品	0 件	0 件	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件	0 件	0 件
歩行器（障害児）	0 件	0 件	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件	0 件	0 件
合計	3 件	0 件	3 件

表 6 借受けに係る医師意見書作成の件数（指定自立支援医療機関）

	作成件数
義肢の完成用部品	0 件
装具の完成用部品	0 件
座位保持装置の完成用部品	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件
歩行器（障害児）	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件
合計	0 件

表 7 補装具の借受けに係る事例の提出

提出元	件数
市（区）町村	5 件
更生相談所	8 件

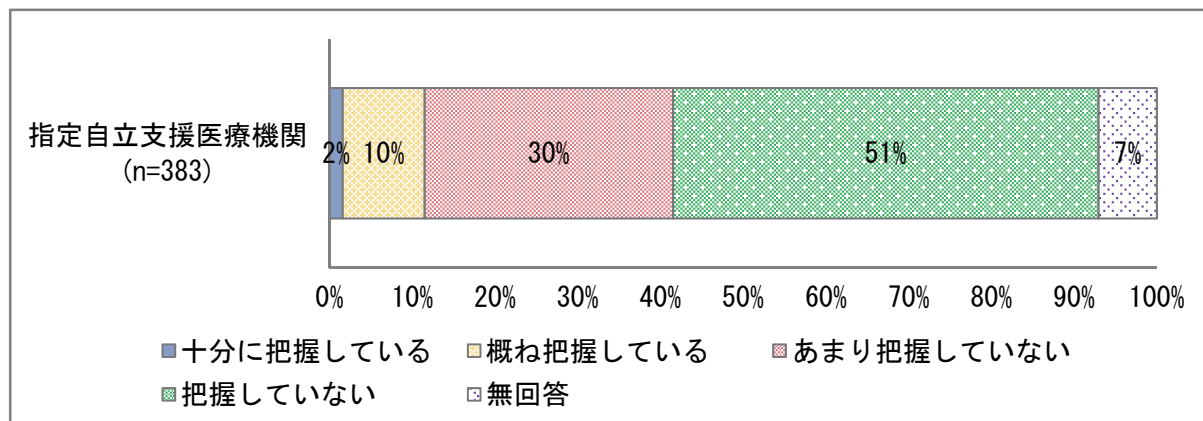


図 29 「補装具の借受け」についての仕組みの把握状況

5. 調査結果の詳細

(1) 市(区)町村

1 実態体制及び支給実績

Q1_補装具費の支給決定に携わっている職種・人数等(平成30年9月1日現在)

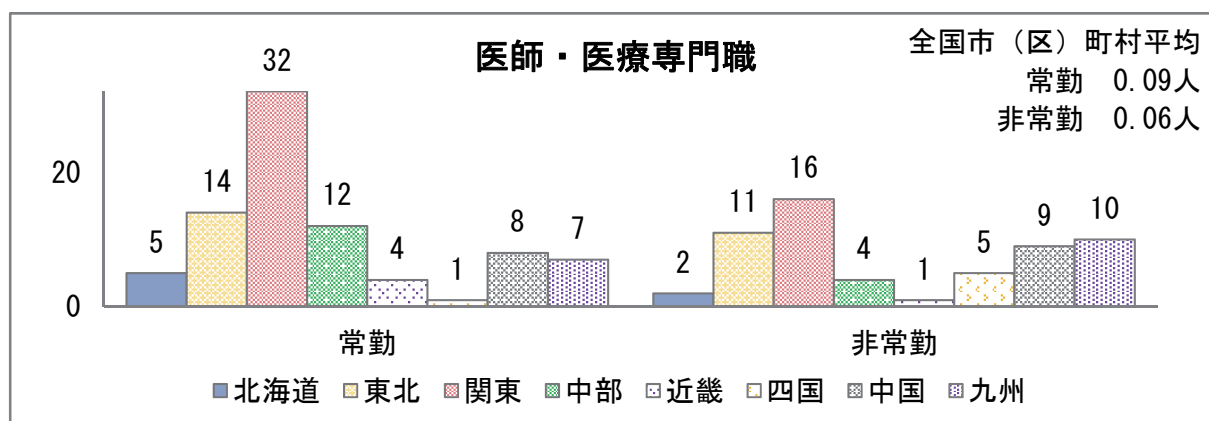
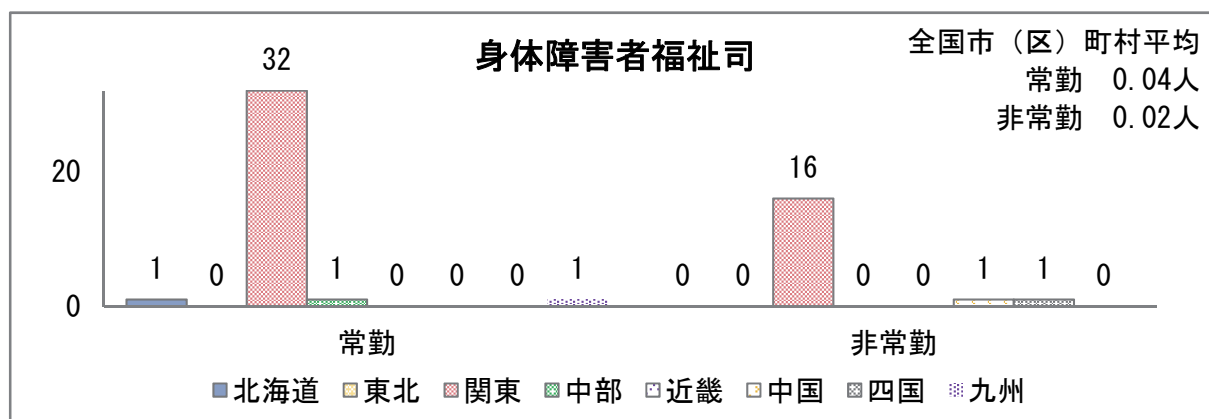
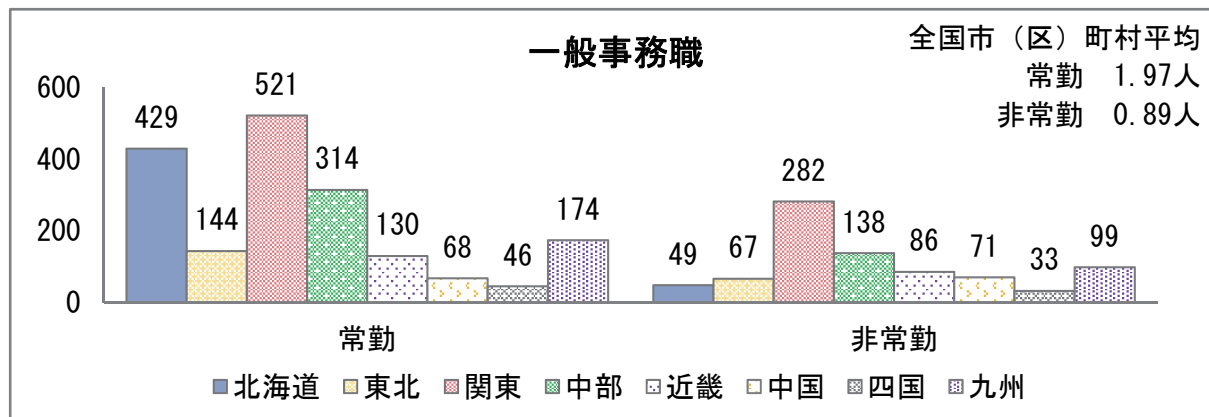
※補装具の支給決定に携わっている職員の人数を記入。但し、部長や課長等の管理職は除外

※支給決定とは、補装具の相談開始から補装具費の支給事務手続き完了までを言う

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントする

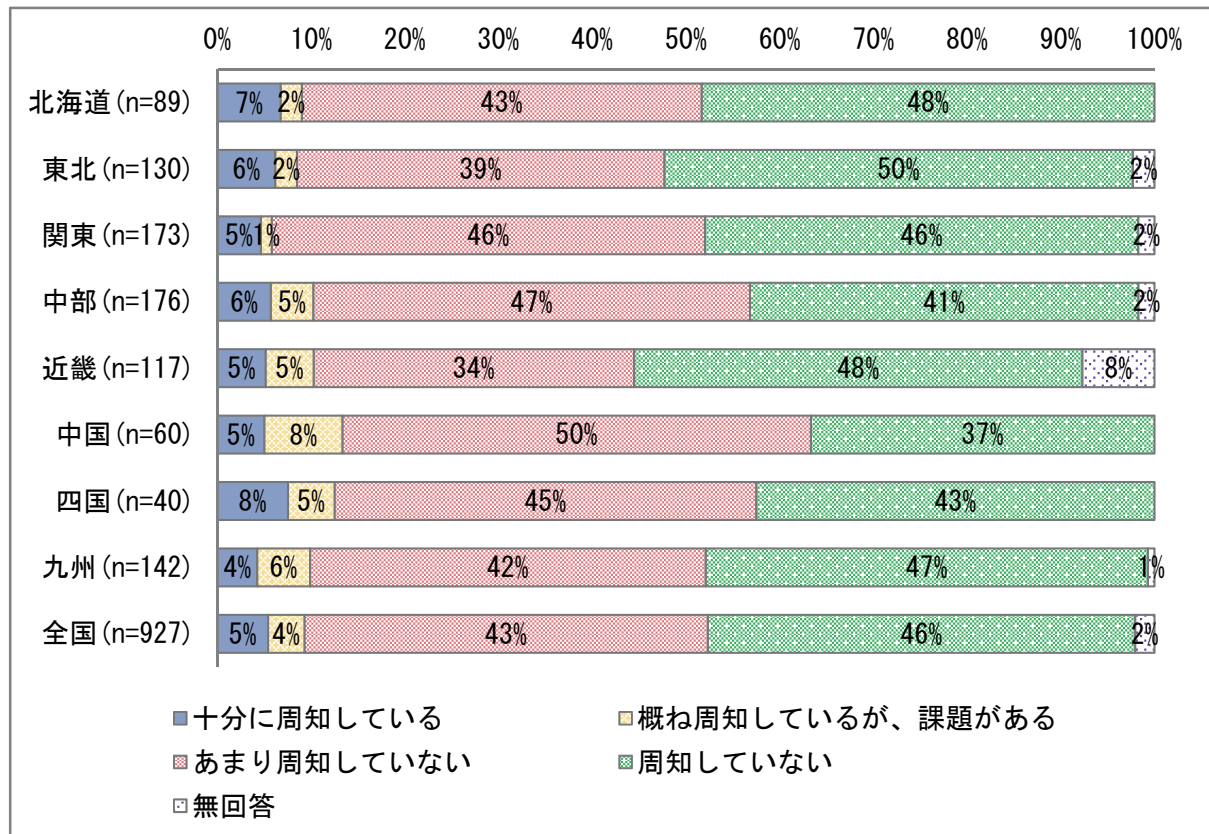
※各職種の平均経験年数とは、支給決定に携わった各人の経験年数の合計を総人数で割った数値

※兼務とは、装具費の支給決定事務以外の業務を兼ねている場合を言う

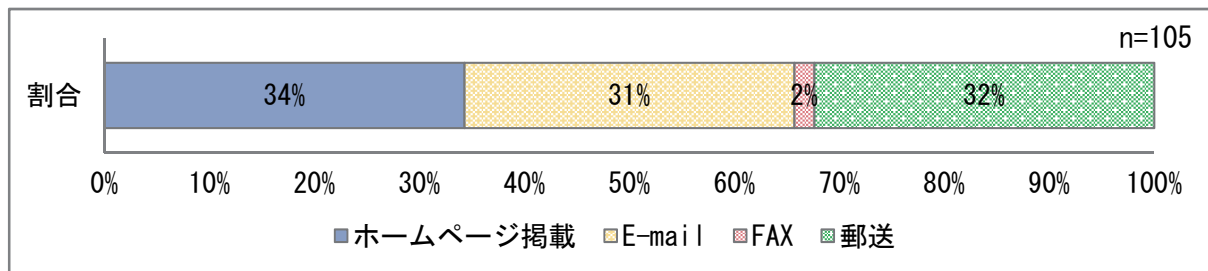


職種	常勤	平均経年数	非常勤・兼務	平均経年数
一般事務職	1.97 人	1.34 年	0.89 人	0.77 年
身体障害者福祉司	0.04 人	0.09 年	0.02 人	0.06 年
医師	0.00 人	0.03 年	0.01 人	0.01 年
理学療法士	0.01 人	0.03 年	0.01 人	0.05 年
作業療法士	0.00 人	0.02 年	0.00 人	0.00 年
保健師	0.06 人	0.16 年	0.04 人	0.07 年
看護師	0.01 人	0.02 年	0.00 人	0.02 年
義肢装具士	0.00 人	0.00 年	0.00 人	0.00 年
言語聴覚士	0.00 人	0.00 年	0.00 人	0.01 年
その他	0.09 人	0.15 年	0.04 人	0.06 年

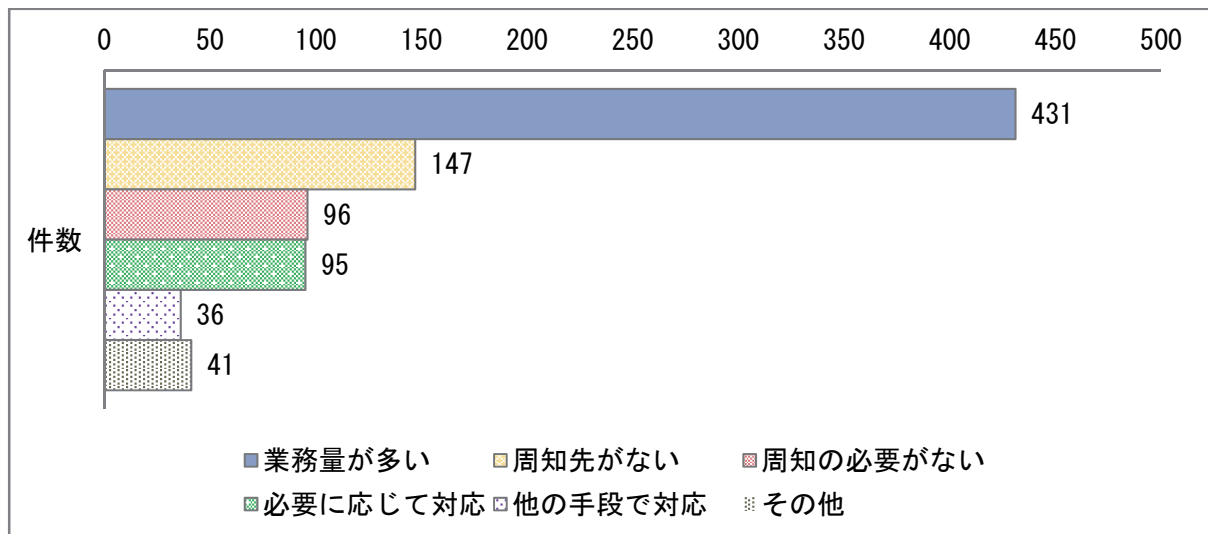
Q2_厚生労働省から発出される補装具支給制度に係る告示や通知等について、管下の関係機関や団体等への周知の状況



1) 「十分に周知している」「概ね周知しているが、課題がある」と回答した場合の周知方法



2) 周知が十分に行えない理由



分類	件数	周知が十分に行えない理由
業務量が多い	431 件	業務量が多く、対応できない
周知先がない	147 件	管下に関係機関や団体等がない
		どこまで周知してよいかわからない
周知の必要がない	96 件	すでに把握していて、要望がない
		県が周知している
必要に応じて対応	95 件	必要に応じて随時周知し、特定の団体等はない
		問い合わせがあった際に対応している
他の手段で対応	36 件	ホームページに掲載で十分
		要点を抜粋したものを送付
その他	41 件	周知してもその後の対応が難しい
		業務量が多く対応しきれしていない

Q3_障害者の補装具費の支給決定の件数と内訳

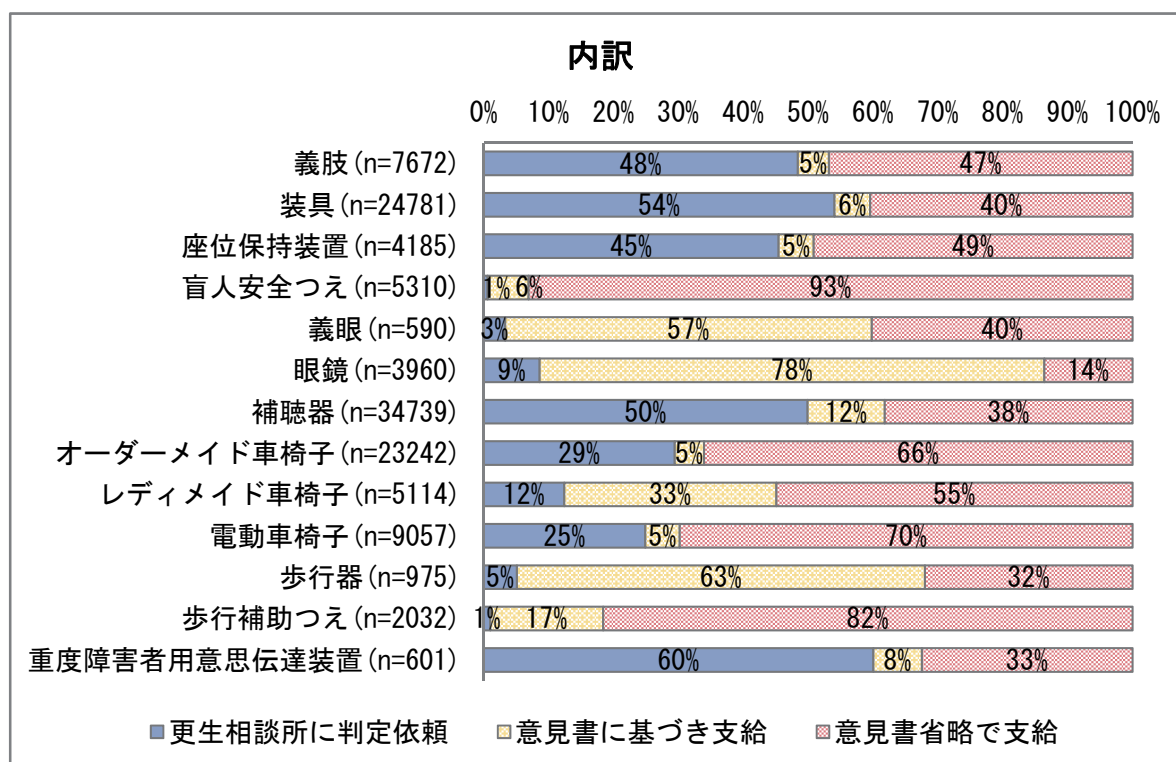
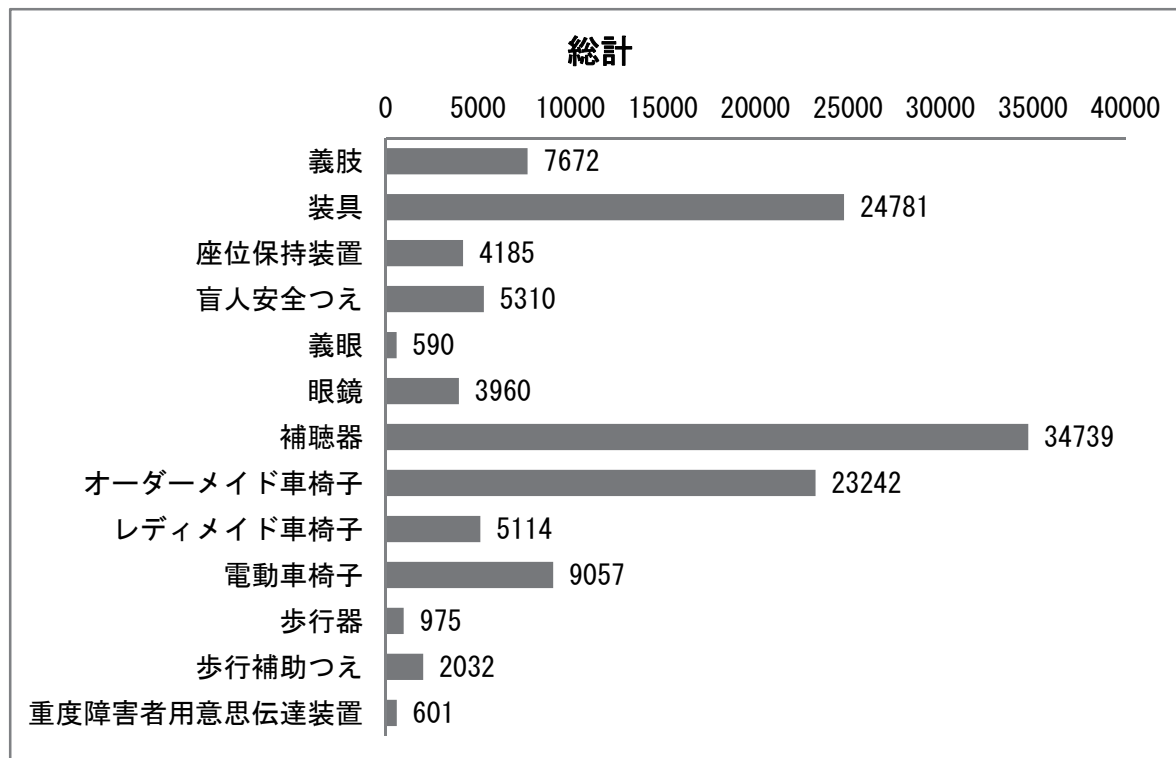
※平成 29 年度の支給実績

※新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含める

※内訳は更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q4_障害者の特例補装具費の支給決定の件数と内訳

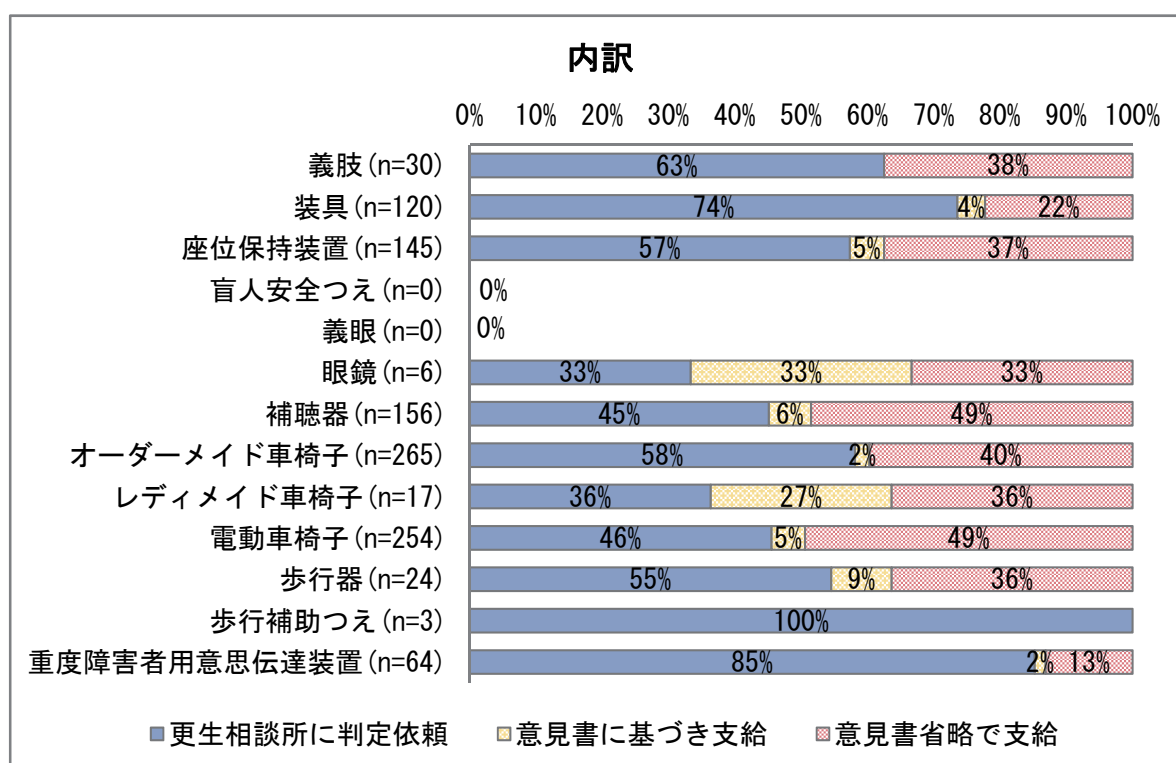
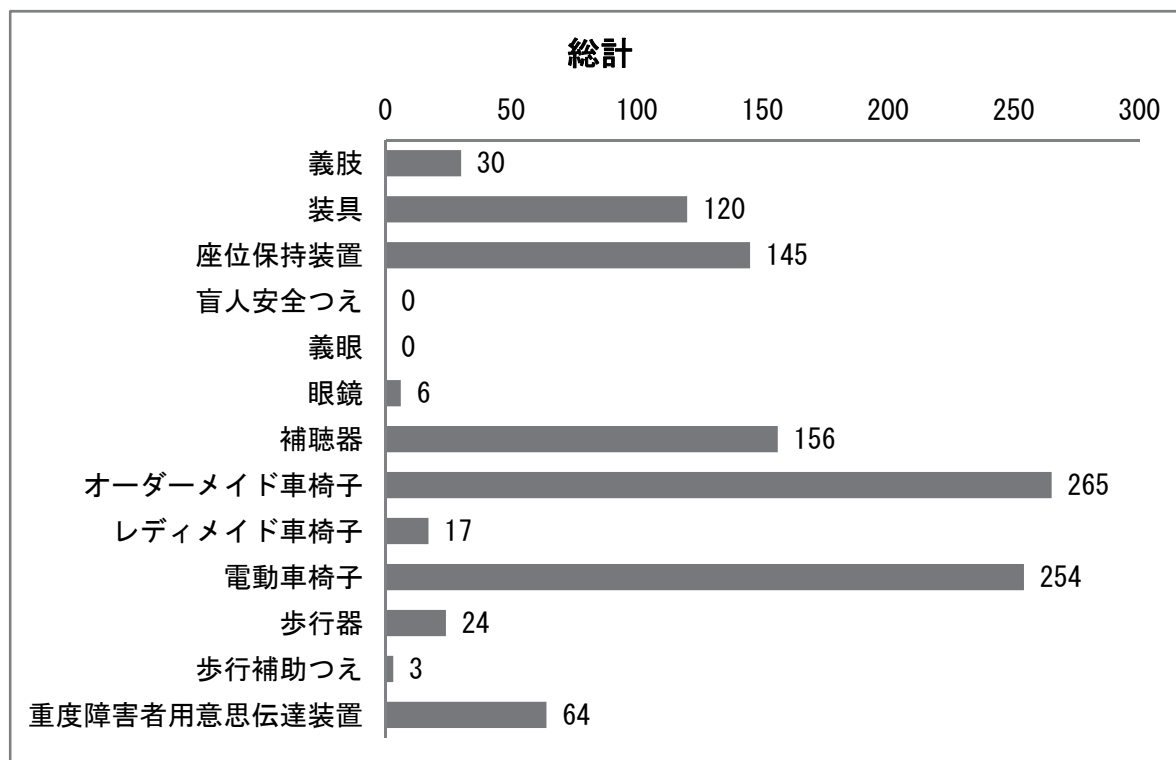
※平成 29 年度の支給実績

※新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含める

※内訳は更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q5_障害児の補装具費の支給決定の件数と内訳

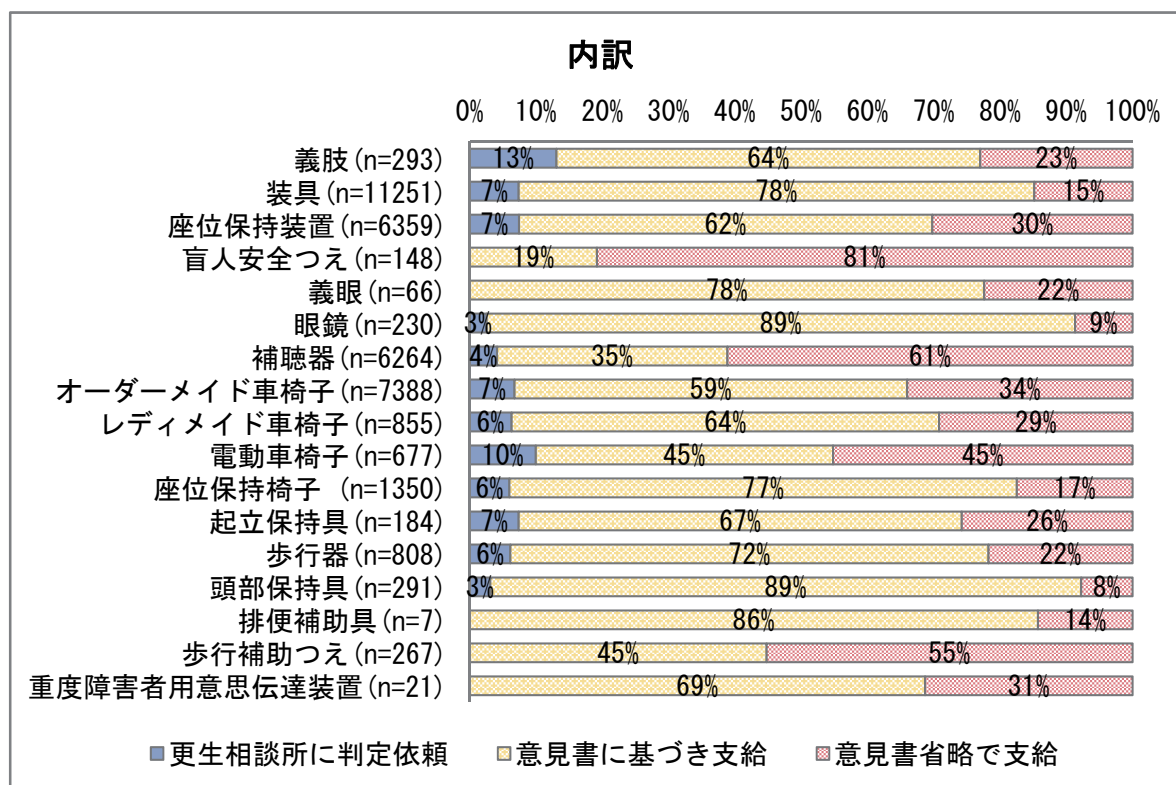
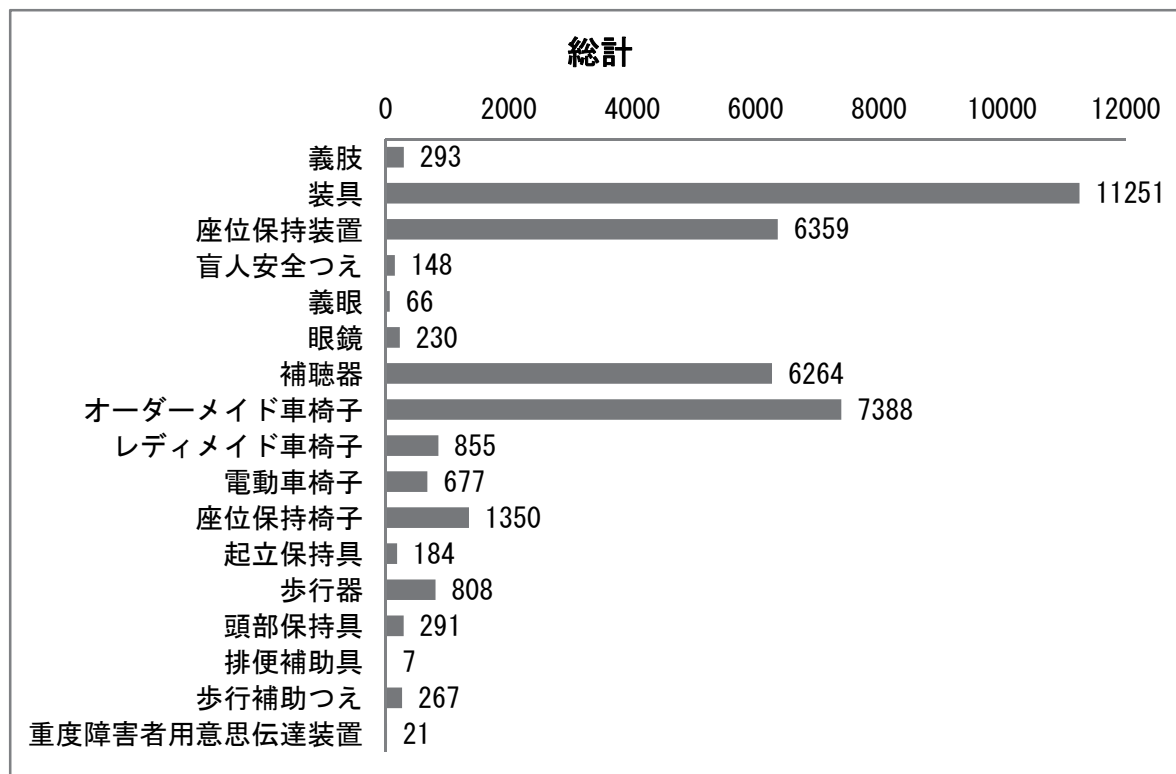
※平成 29 年度の支給実績

※新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含める

※内訳は更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q6_障害児の特例補装具費の支給決定の件数と内訳

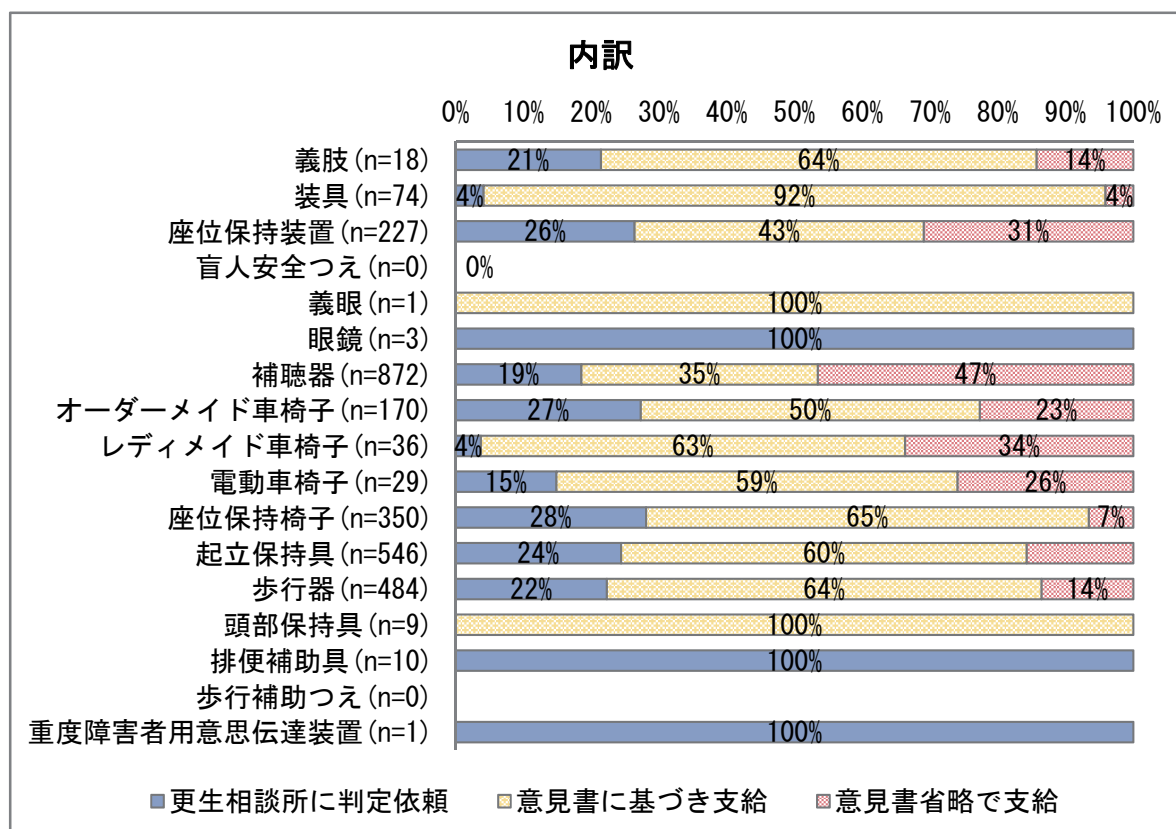
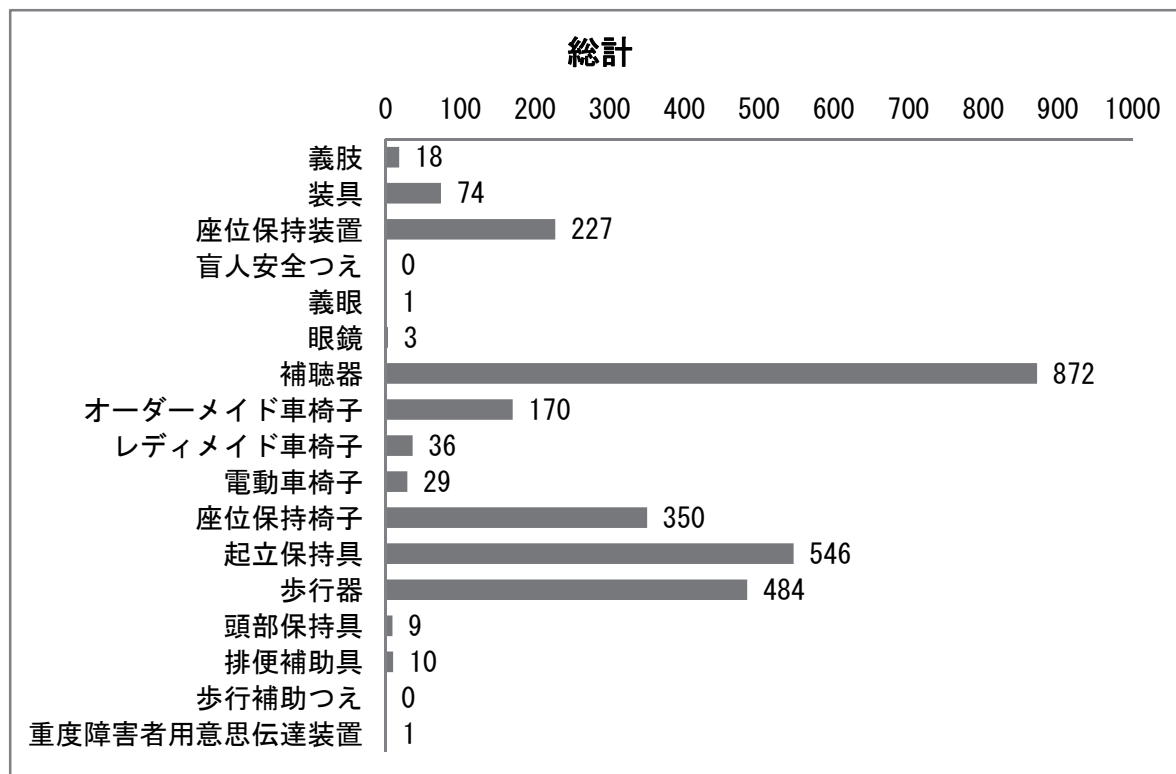
※平成 29 年度の支給実績

※新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含める

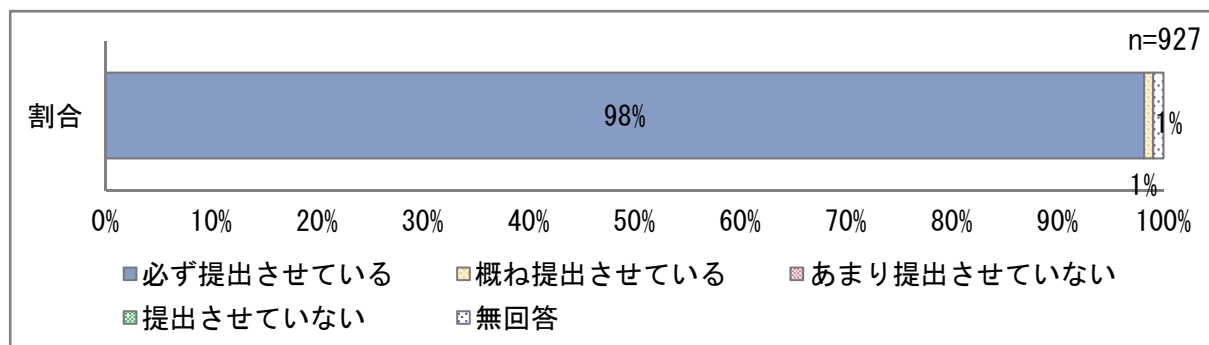
※内訳は更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

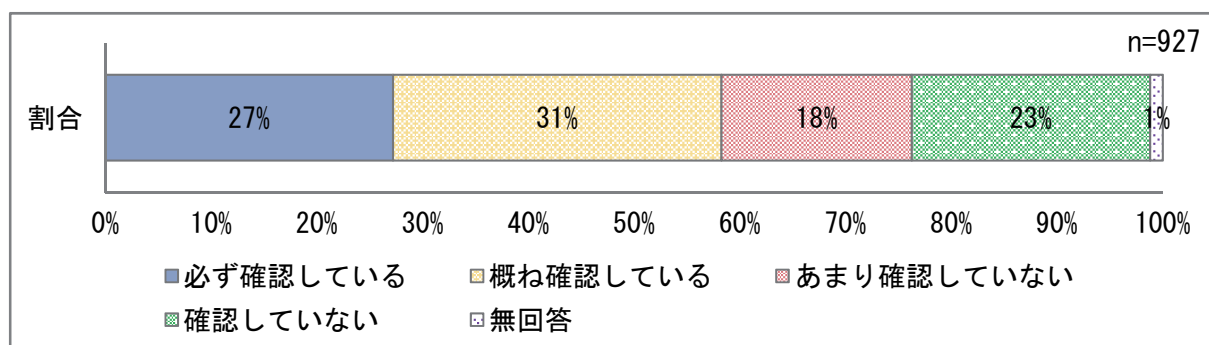
※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q7_補装具製作業者が作成する見積書の提出状況



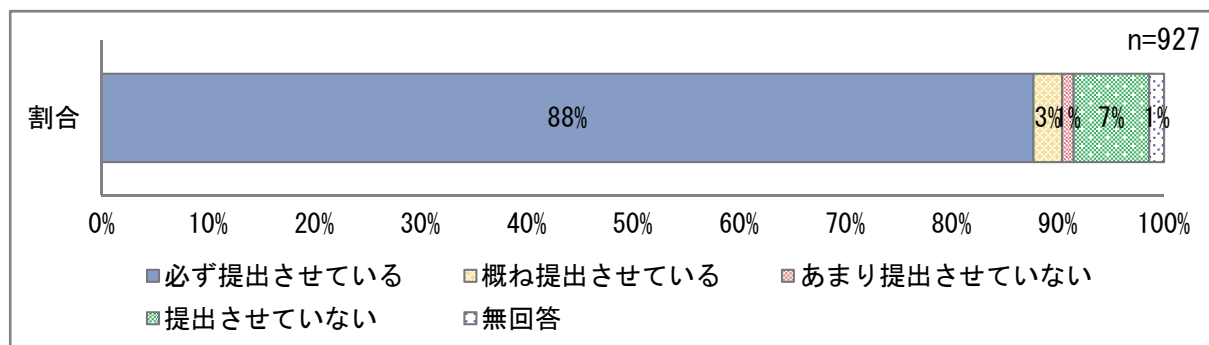
Q8_補装具費の支給時における見積書と作製された補装具の照合状況



確認が不十分な理由

分類	件数	確認が不十分な理由
確認が難しい	207 件	業務量が多く対応できない
		専門知識がない
		直接本人への支給のため確認の機会がない
他機関に一任	48 件	更生相談所にて判定をおこなっている
		業者との信頼関係で任せている
書類で確認	31 件	写真等で確認している
		意見書、見積書にて確認している
必要性がない	31 件	見積書通りに作製することを前提に支給決定しているため
必要に応じて対応	11 件	更生相談所から指示があった場合に確認している
		相談があれば個別に対応する
その他	39 件	本人の負担軽減のため
		マニュアルに記載がない

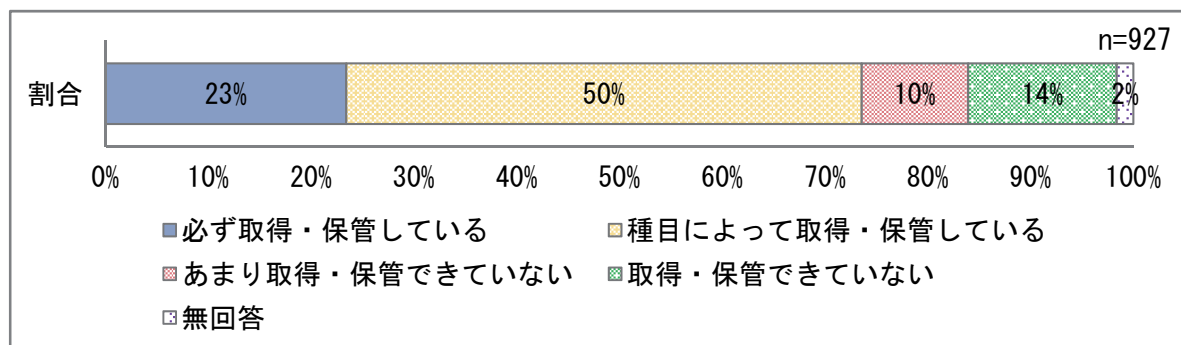
Q9_購入等に要した費用に係る領収書等(請求書等を含む)の提出状況



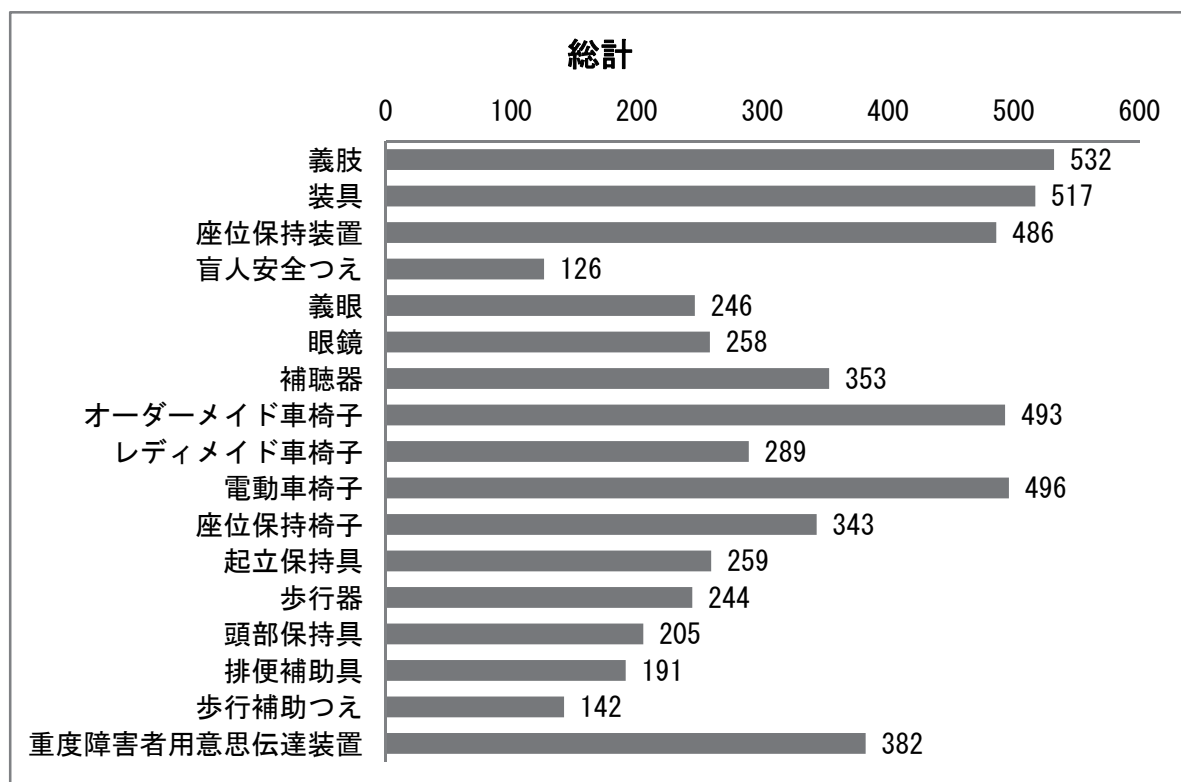
提出させていない理由

分類	件数	提出させていない理由
代理受領のため	40 件	代理受領のため
給付券等で確認	18 件	給付券の金額のみ支給している
		給付券にて自己負担額の受領確認を行っている
必要がない	9 件	事務処理上必要ない
		補装具自体が作製されていれば問題ない
請求書のみ	4 件	領収書は振り込みのため提出を省略
その他	6 件	自己負担が発生しない人がある
		補装具製作業者に確認している

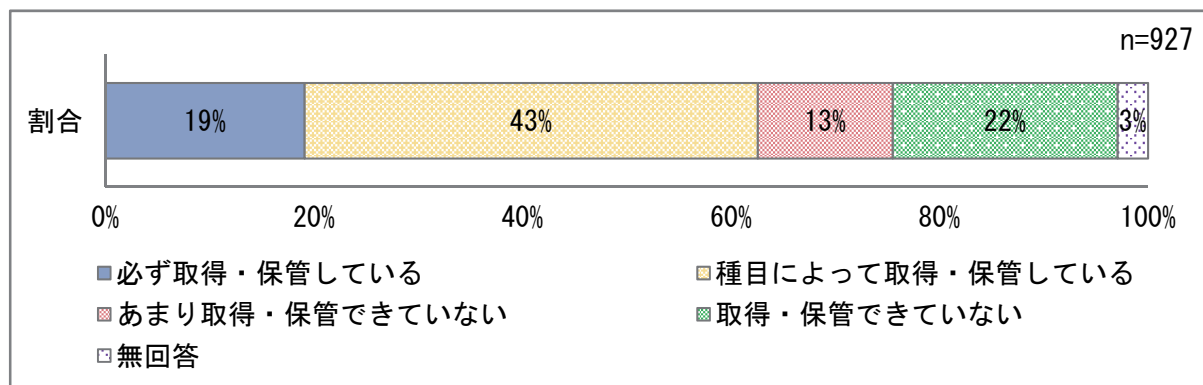
Q10_新規申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管状況



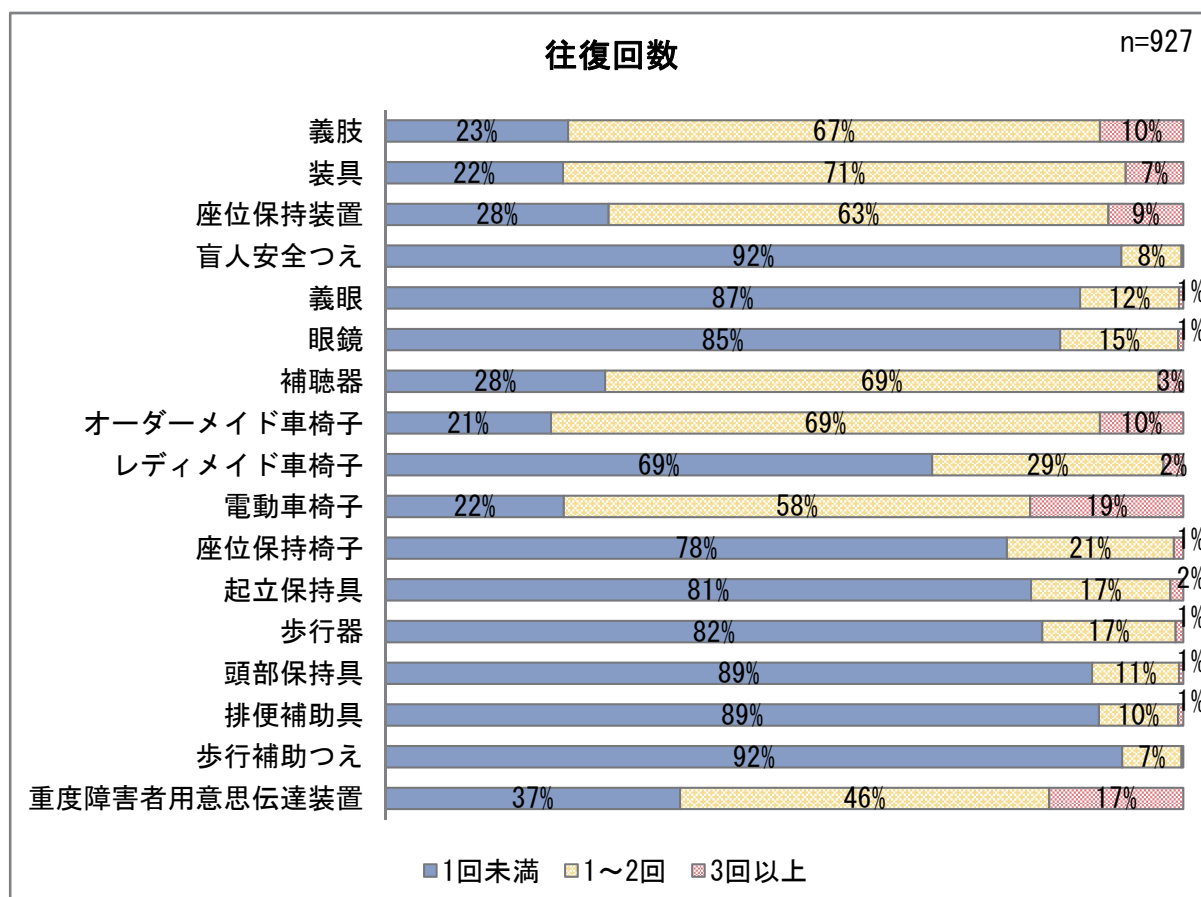
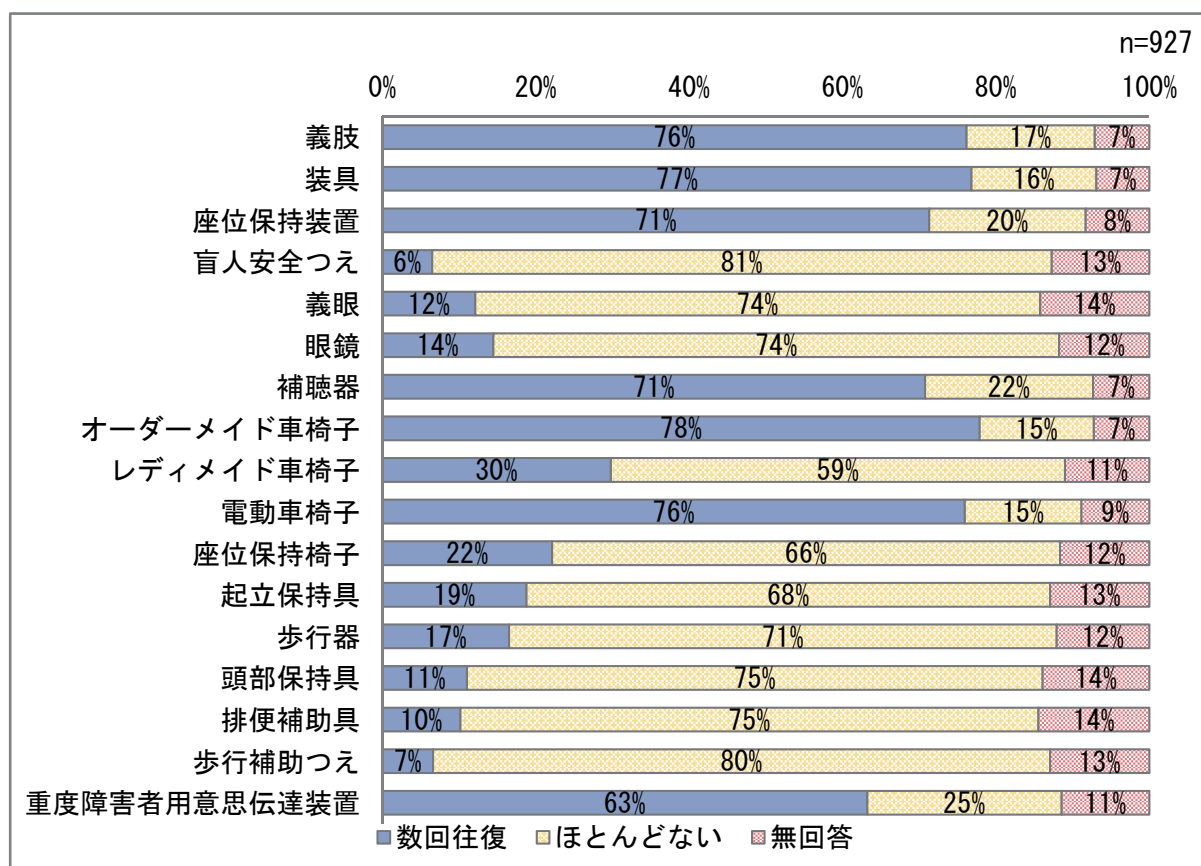
取得・保管している種目（複数回答可）



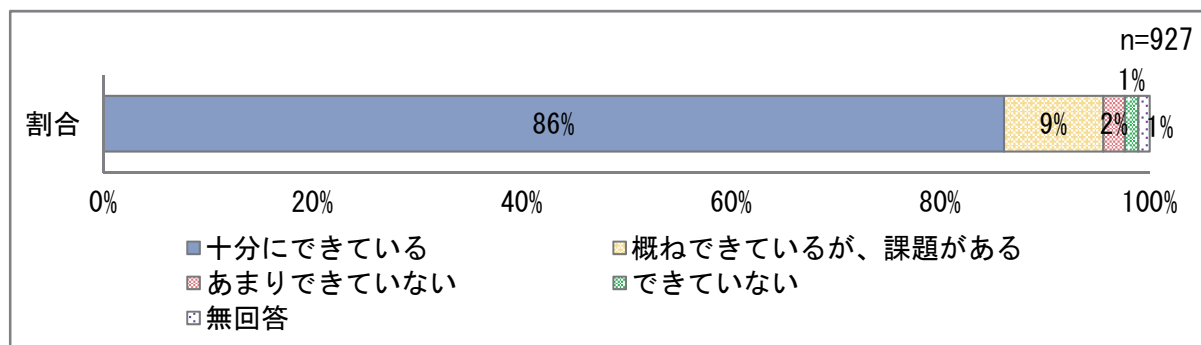
Q11_再支給申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管状況



Q12_案件1つにつき更生相談所とのやりとり状況



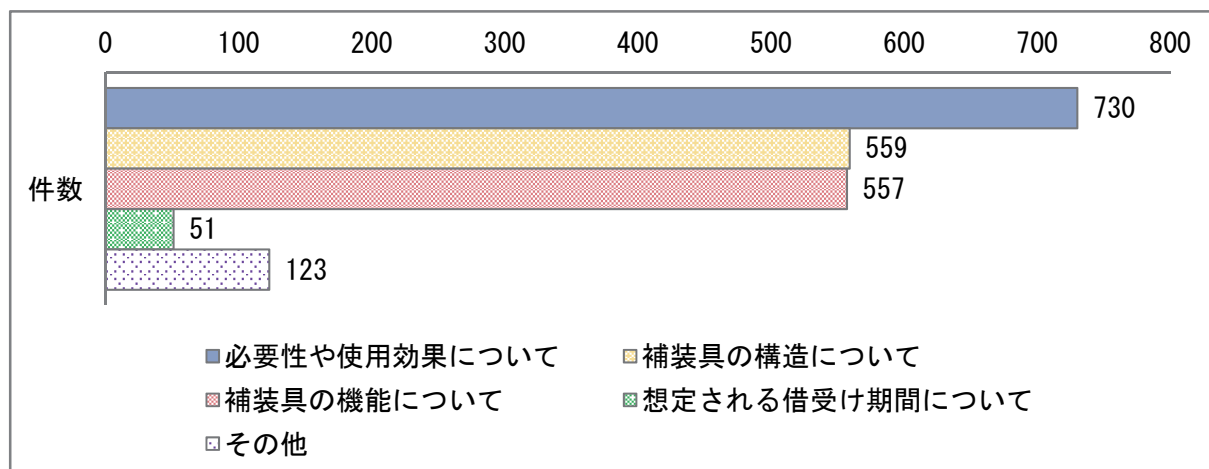
Q13_支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関する必要な助言の要請



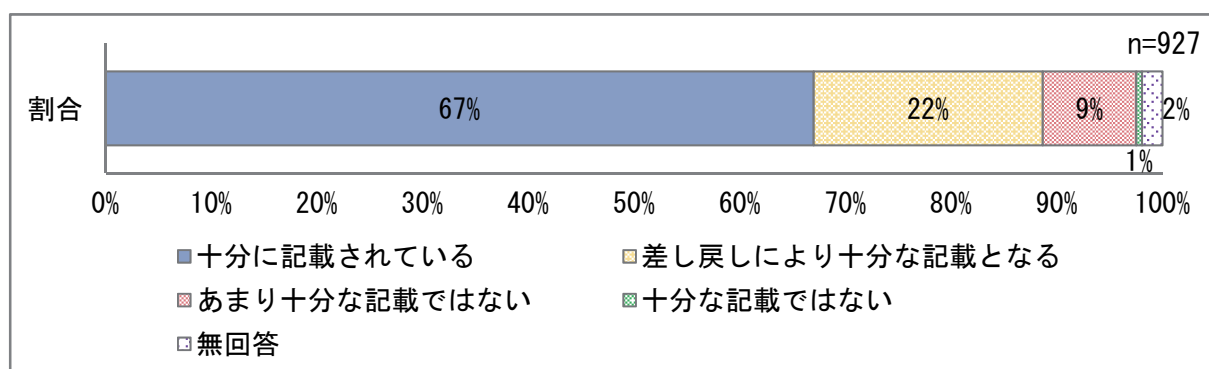
助言の要請に係る課題やできていない理由

分類	件数	助言の要請に係る課題やできていない理由
知識がない	33 件	更生相談所職員も事務職のため技術的な意見を得ることが困難
		助言をいただいても受取側に知識がなく理解困難
相談しにくい	23 件	担当者が常時いるわけではない
		相談しても最終判断は市（区）町村に委ねられる
該当事例がない	19 件	助言が必要な事例がない
適切な回答を得られない	11 件	助言の内容が補装具の使用実態と乖離しているときがある
		担当者によって回答に差がある（統一性がない）
別の手段で解決	6 件	補装具業者に問い合わせる
何を相談したらよいかわからない	5 件	何から聞いてよいかわからない
その他	14 件	市（区）町村で判断できる申請が多い

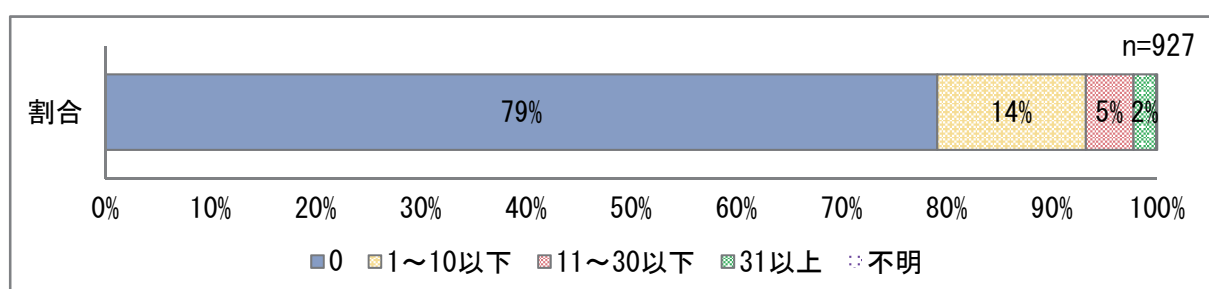
Q14_更生相談所に相談する内容（複数回答）



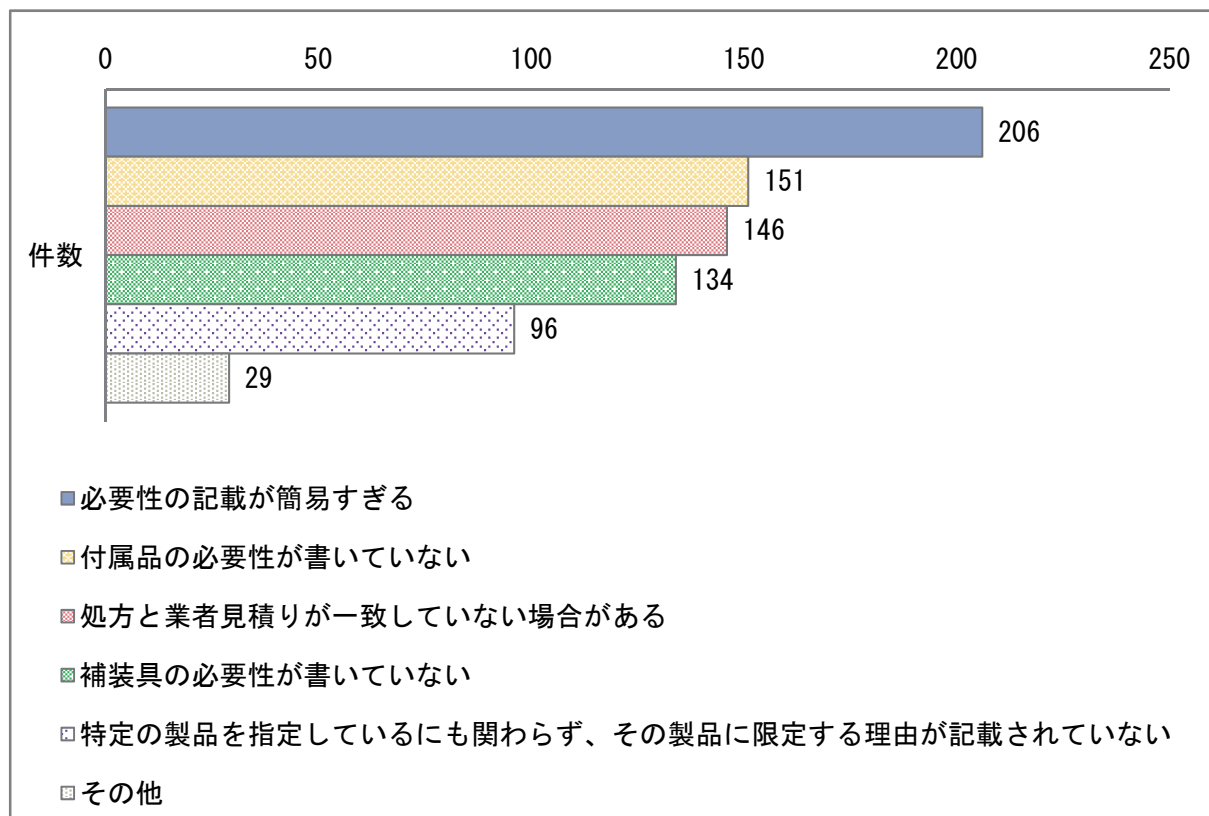
Q15_障害者に係る医師意見書の支給決定に必要な情報の記載状況



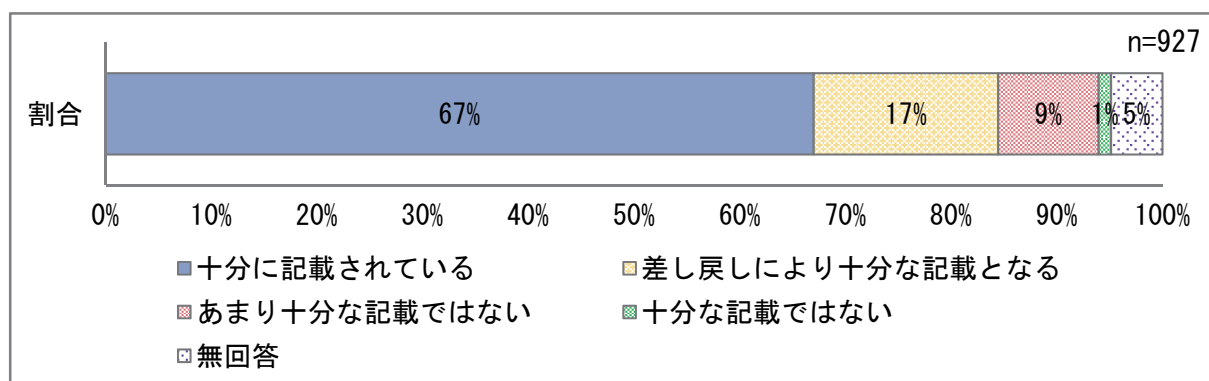
差し戻し回数



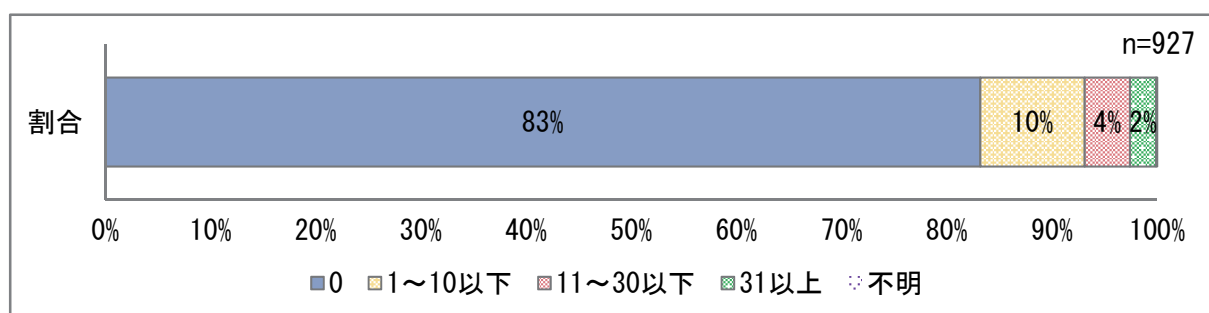
十分に記載されていないと感じる理由（複数回答）



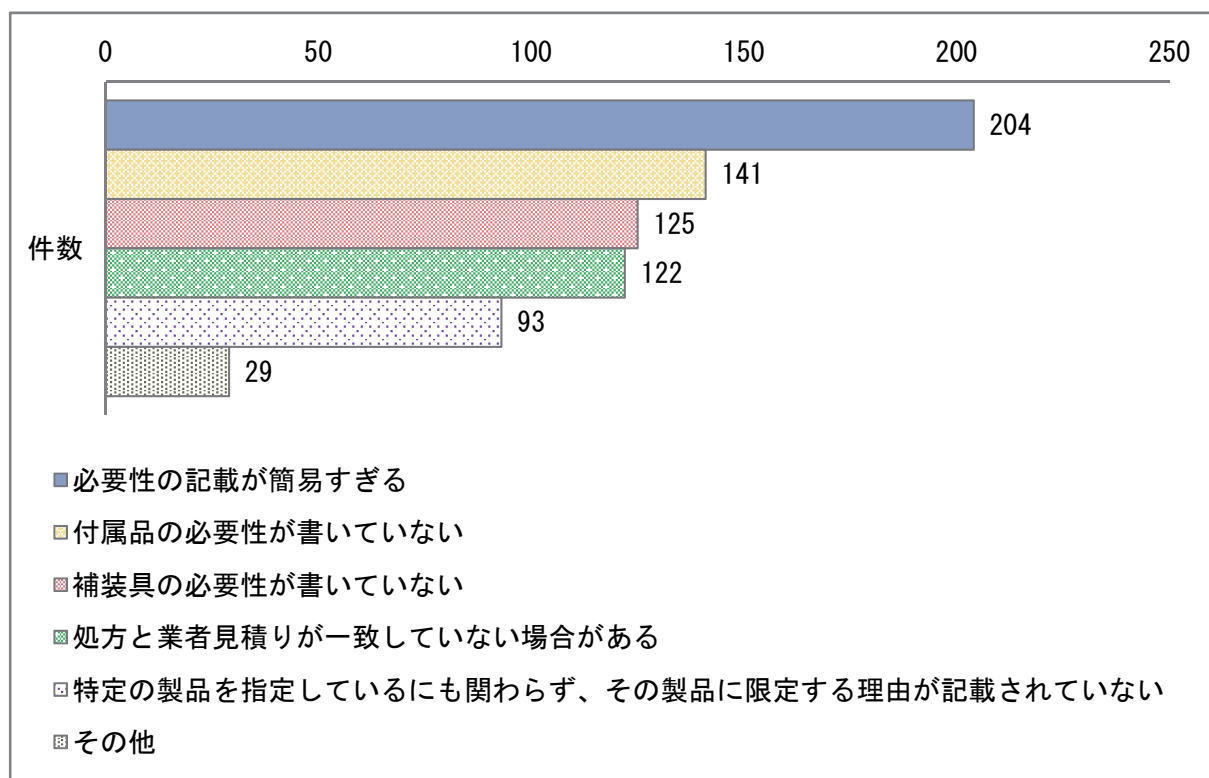
Q16_障害児に係る医師意見書の支給決定に必要な情報の記載状況



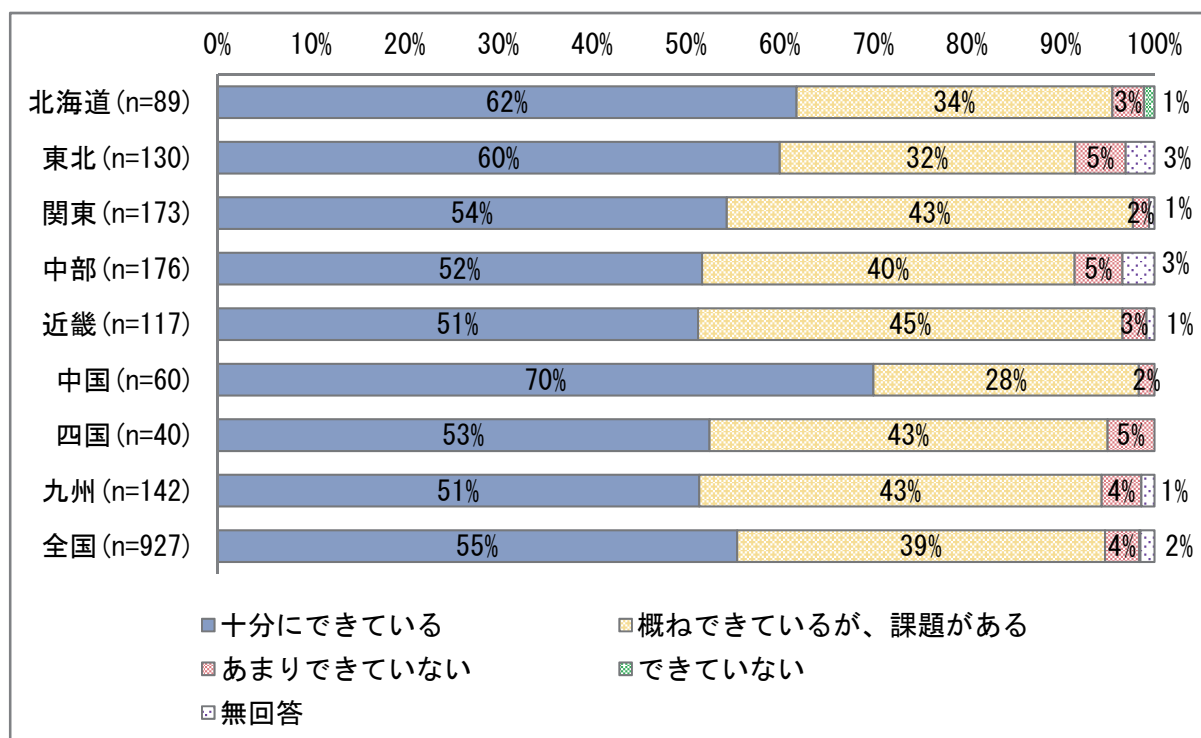
差し戻し回数



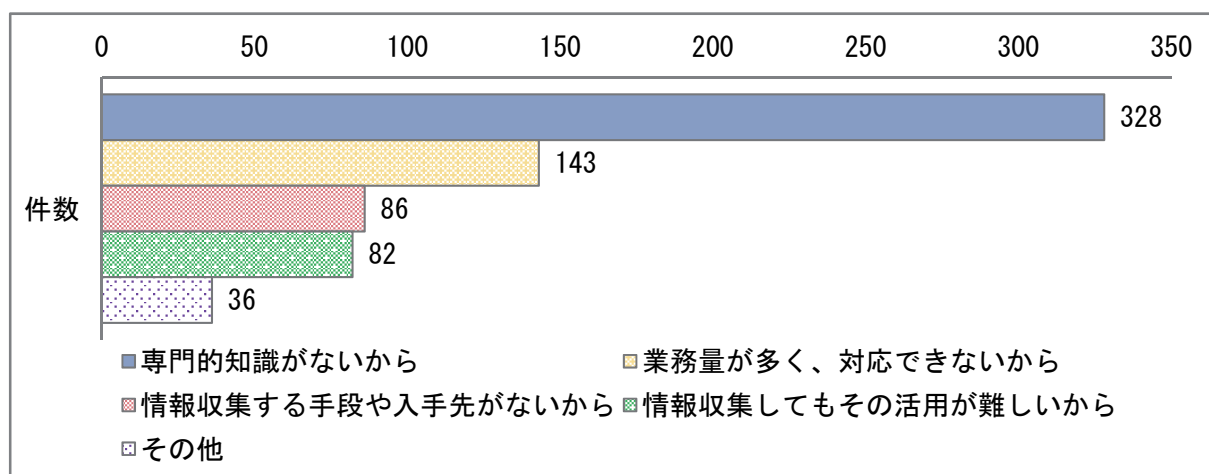
十分に記載されていないと感じる理由（複数回答）



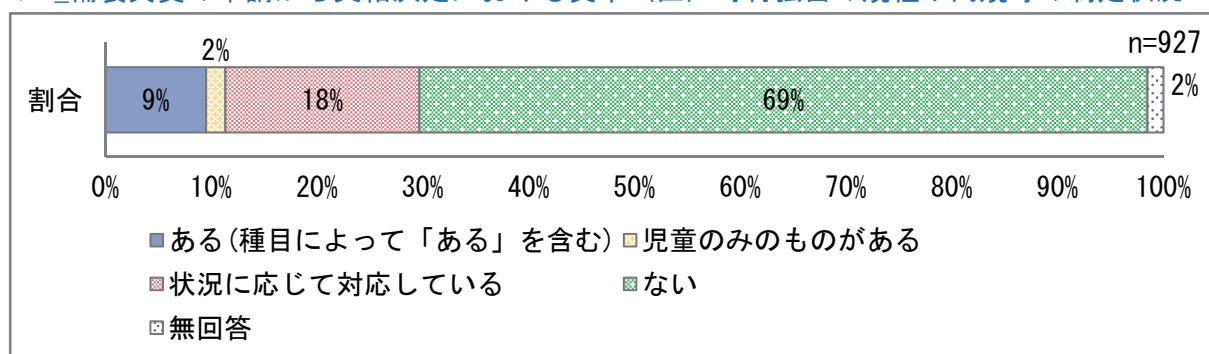
Q17_支給決定に際した更生相談所及び指定自立支援医療機関、補装具製作者等との連携状況



十分に連携できていない理由（複数回答）



Q18_補装具費の申請から支給決定における貴市（区）町村独自の規程や内規等の制定状況



Q19_実施体制及び支給実績における現状の課題や提案

分類	件数	現状の課題	改善策や提案
制度に関すること	57 件	各市（区）町村判定による支給決定に格差がある	明確な基準を設け、格差が生じるのを防ぐ
		判定依頼に時間がかかる	書類判定を活用するなどの工夫
知識・情報に関すること	56 件	見積書通りの作製ができているのか判断できない	簡易的でよいので更生相談所によるチェックがあるとよい
		専門知識をもつ者が一人もおらず、適切に支給できているか不安	専門職に従事させる
補装具に関すること	35 件	購入・修理した補装具を実際に見る機会がない	適合判定書以外に写真添付があればよい
		補装具の支給に関する判断が難しい	マニュアルやQ & Aなどの資料を配布してほしい
児童に関すること	28 件	児童の補装具は判断に困る	者と同じように更生相談所で判定を行ってほしい
		すべて市（区）町村決定である	自治体間で差があり、ある程度枠組みがほしい
体制に関すること	19 件	担当者が少なく、兼務も多い	申請受付や支給決定のための解説付き対応集があるとよい
医師意見書に関すること	10 件	補装具の必要性が簡単、不備が多い	意見書記載のマニュアルを作成してほしい
その他	5 件	利用者側の耐用年数の認識	耐用年数を超えたら状況を確認する

2 借受けに係る支給決定の状況

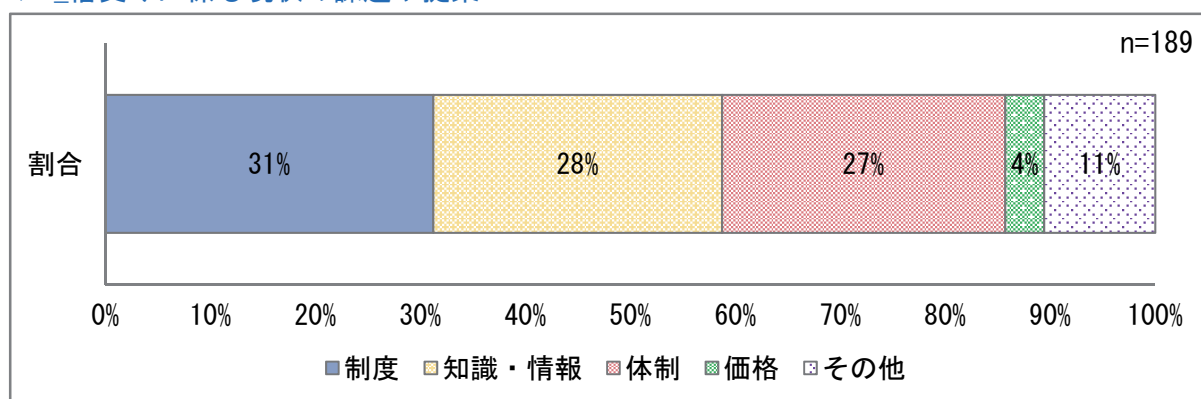
Q20_借受け支給決定の件数

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	0 件	0 件	0 件
装具の完成用部品	0 件	0 件	0 件
座位保持装置の完成用部品	0 件	0 件	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件	0 件	0 件
歩行器（障害児）	0 件	0 件	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件	0 件	0 件
合計	0 件	0 件	0 件

Q21_借受けに係る事例

件数
5 件

Q22_借受けに係る現状の課題や提案

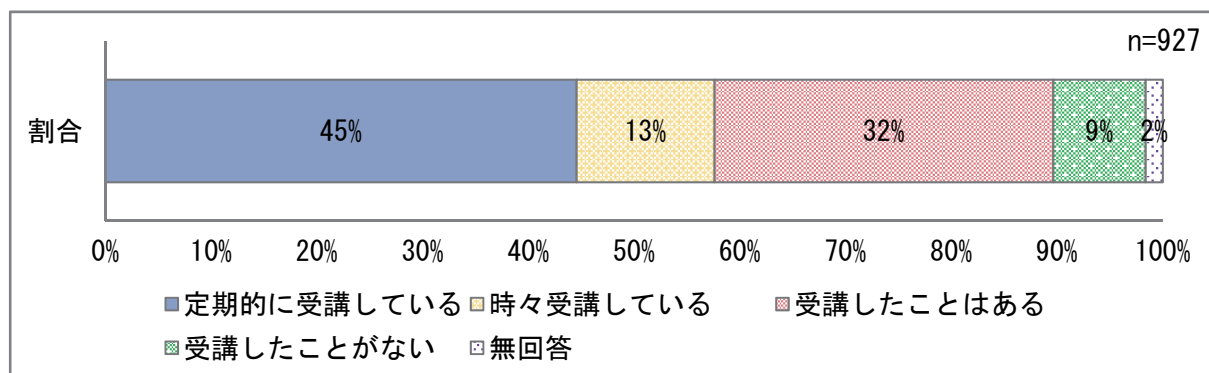


分類	件数	現状の課題	改善策や提案
制度に関すること	59 件	利用者、関係機関等への周知ができていない	リーフレット等の作成をしたり、HP等に記載したりする
		借受け前に訓練が必要なものでも、貸出期間が短く、十分な訓練ができない	最低限の貸出期間を定めてほしい。業者の負担が少なくなるように補装具費の支給ができるようにしてはどうか。
		車椅子の補装具の借受けがない	レディメイドに限るなど条件をつけるのはどうか。
知識・情報に関すること	52 件	制度に関する知識・情報の不足	事例を用いた借受け導入についての研修会を実施する
		借受けの必要性の判断基準が分からない	明文化あるいは周知を具体的にお願いしたい

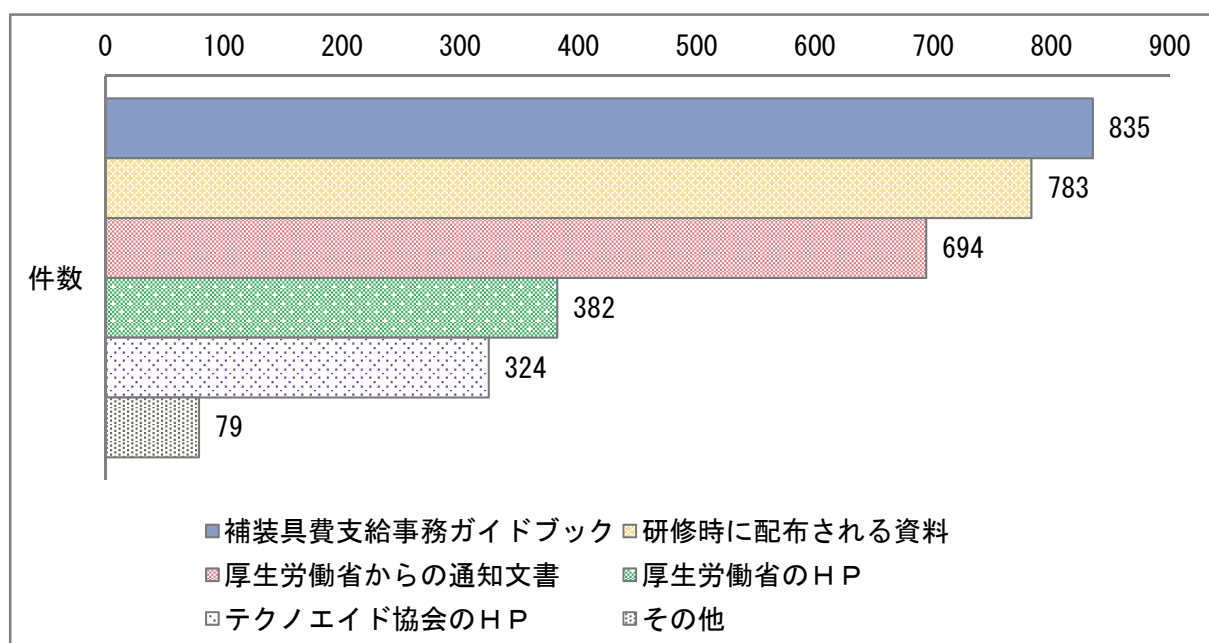
体制に関すること	51 件	急な制度改正で整理が追いついていない	補装具の代理受領に伴う契約なども、借受けに対応していない
		近隣に借受けが可能な事業者があるか	借受けに対応できる事業者の調査、検索システムの作成
		障害福祉システムによる支給決定が借受けに未対応	システム会社と連携する
価格に関すること	7 件	借受けの基準額が低いため、補装具取扱業者が借受けへの関心が低い	基準額の引き上げが必要である
その他	20 件	相談や実績がなく、適切に運用できるか不安である	

3 補装具に係る知識の習得状況

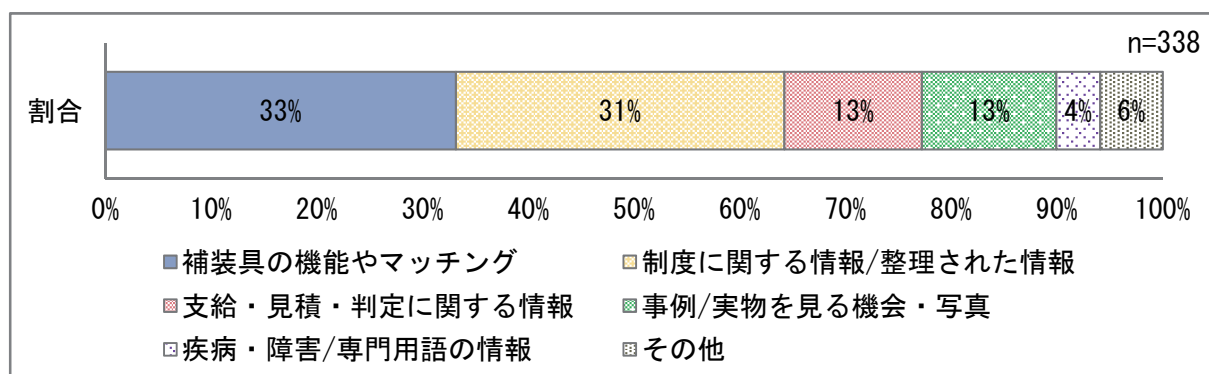
Q23_更生相談所等が行う研修等の受講状況



Q24_補装具に係る制度や構造等の知識を得るために活用している情報や書籍（複数回答）



Q25_補装具に係る制度や構造等の知識を得るために必要としている情報



Q26_制度や構造等の知識を得るにあたっての課題やそれを解決するための提案

分類	件数	現状の課題	改善策や提案
補装具に関すること	48 件	完成用部品の構造や役割、必要性がわからない	完成用部品の構造、役割、対象者等、研修や検索できるサイトがあるとよい
		見積書に専門的な用語が多く、本来必要な部品なのか判断がつかない	部品名とともに何のために必要なのか、目的や理由の記載があるとよい
体制・研修のこと	40 件	異動前提の職員配置かつ多忙な状況であり、情報の蓄積が難しい	インターネット上で、他自治体の事例や主要な補装具の構造・部品などが写真・図解で一覧できるとよい
知識のこと	38 件	専門的な知識を得るための資料が不足している	担当者向けのより詳しいマニュアルやQ & Aなどの資料の配布をお願いしたい
		文書のみでの理解は厳しい	年に数回、装具、車椅子、座位保持装置など種類ごとに研修を行う
情報提供のこと	24 件	国や事務要領の資料の量が多く複雑なこと	必要な情報を集約したマニュアル本等がほしい
制度のこと	20 件	他制度との兼ね合いが判断しにくいことがある	制度の優先順位を明確にする
支給に関する判断のこと	10 件	児童の支給決定が難しい	事例集を作成してほしい
その他	6 件	紹介できる業者が限られている	各業者のリストや取扱う補装具のカatalogを配布してほしい

4 その他

Q27_関係機関への要望や希望する支援内容

分類	件数	主なコメント
厚生労働省	94 件	研修やより詳しいマニュアルやQ & Aなどの資料の配布をお願いしたい
		借受けに関する具体的なガイドラインを示してほしい
		介護保険制度との棲み分けをわかりやすくしてほしい
都道府県	75 件	更生相談所と連携してほしい
		国からの通知の周知を徹底し、丸流しにせず、わかりやすい資料とともに通知・指導してほしい
更生相談所	125 件	障害児に対しても助言ではなく判定をしてほしい
		借受けに係る具体的な情報提供をしてもらいたい
		判定期間の短縮
テクノエイド協会	57 件	補装具費支給事務ガイドブックの修理部位について写真等で示していただけると理解が深まる
その他	19 件	業者に対して、見積書に不備が見受けられないようにしてほしい

(2) 更生相談所

1 実施体制及び判定実績

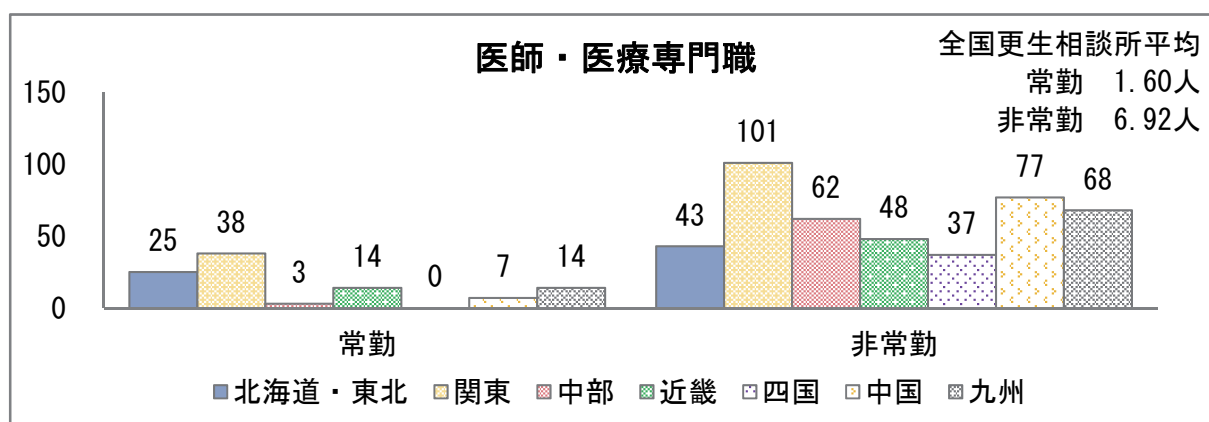
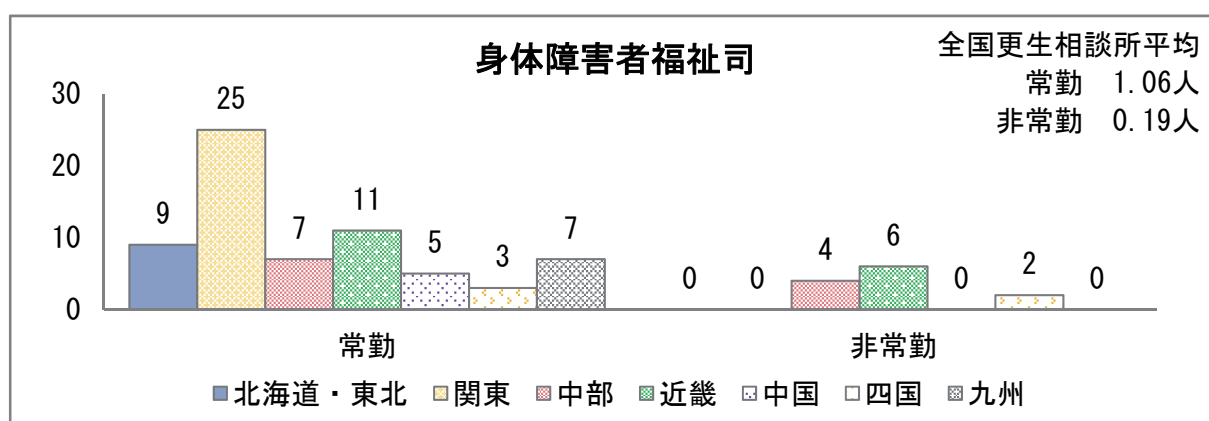
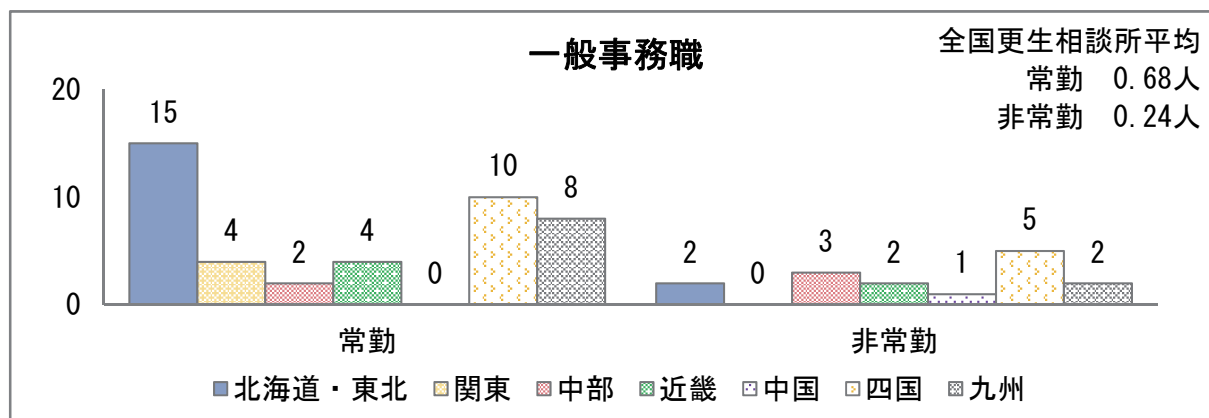
Q1_補装具費の判定業務に携わっている職種・人数等（平成30年4月現在）

※実際の判定に携わっている職員の人数を記入

※職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウント

※各職種の平均経験年数は、支給決定に携わった各人の経験年数の合計を総人数で割った数値

※兼務とは、装具費の判定業務以外の業務を兼ねている場合（嘱託医も含む）



職種	常勤	平均経験年数	非常勤・兼務	平均経験年数
医師	0.29 人	1.66 年	5.97 人	7.30 年
理学療法士	0.68 人	2.73 年	0.48 人	1.72 年
作業療法士	0.35 人	1.23 年	0.16 人	1.44 年
言語聴覚士	0.17 人	0.60 年	0.27 人	2.11 年
義肢装具士	0.10 人	1.49 年	0.24 人	1.34 年
身体障害者福祉司	1.06 人	1.14 年	0.19 人	0.44 年
リハエンジニア	0.02 人	0.00 年	0.00 人	0.00 年
一般事務職	0.68 人	0.73 年	0.24 人	0.18 年
その他	0.67 人	2.00 年	0.60 人	2.47 年

Q2_障害者の補装具判定の件数

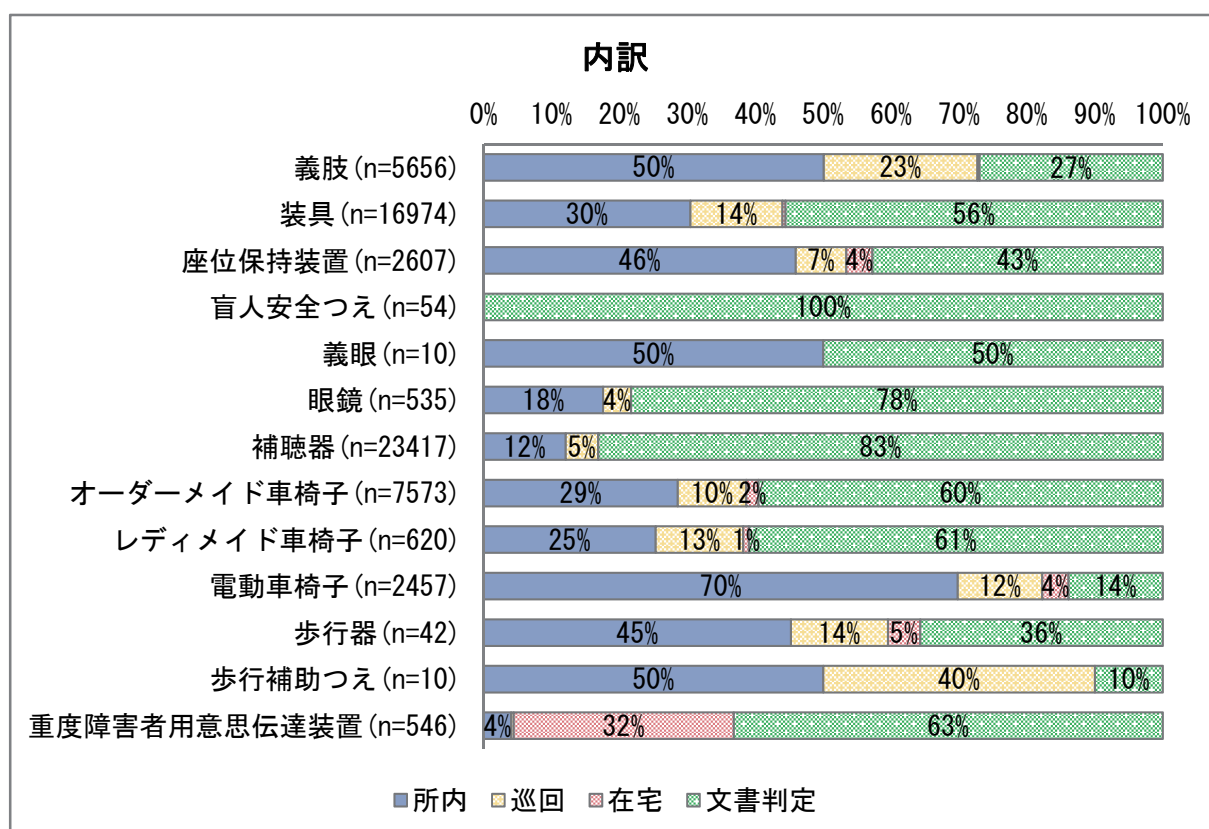
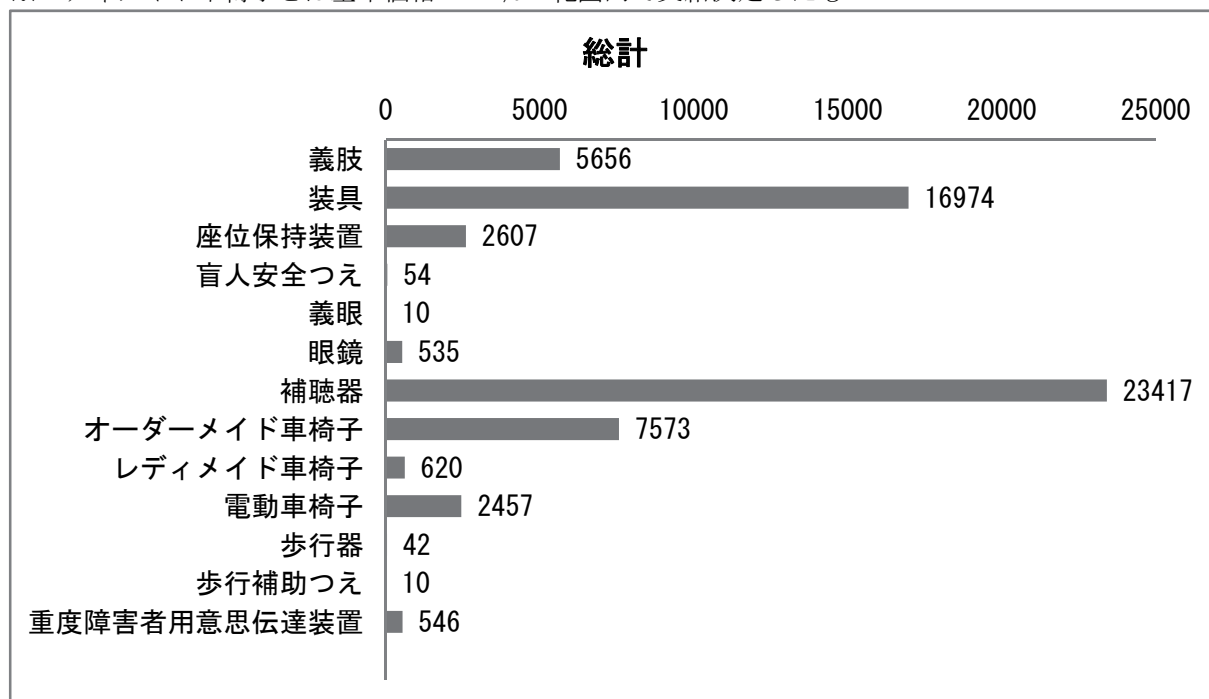
※平成 29 年度の判定実績

※「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することであり、所内、巡回、在宅に分類

※「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を実施

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q3_障害者の特例補装具判定の件数

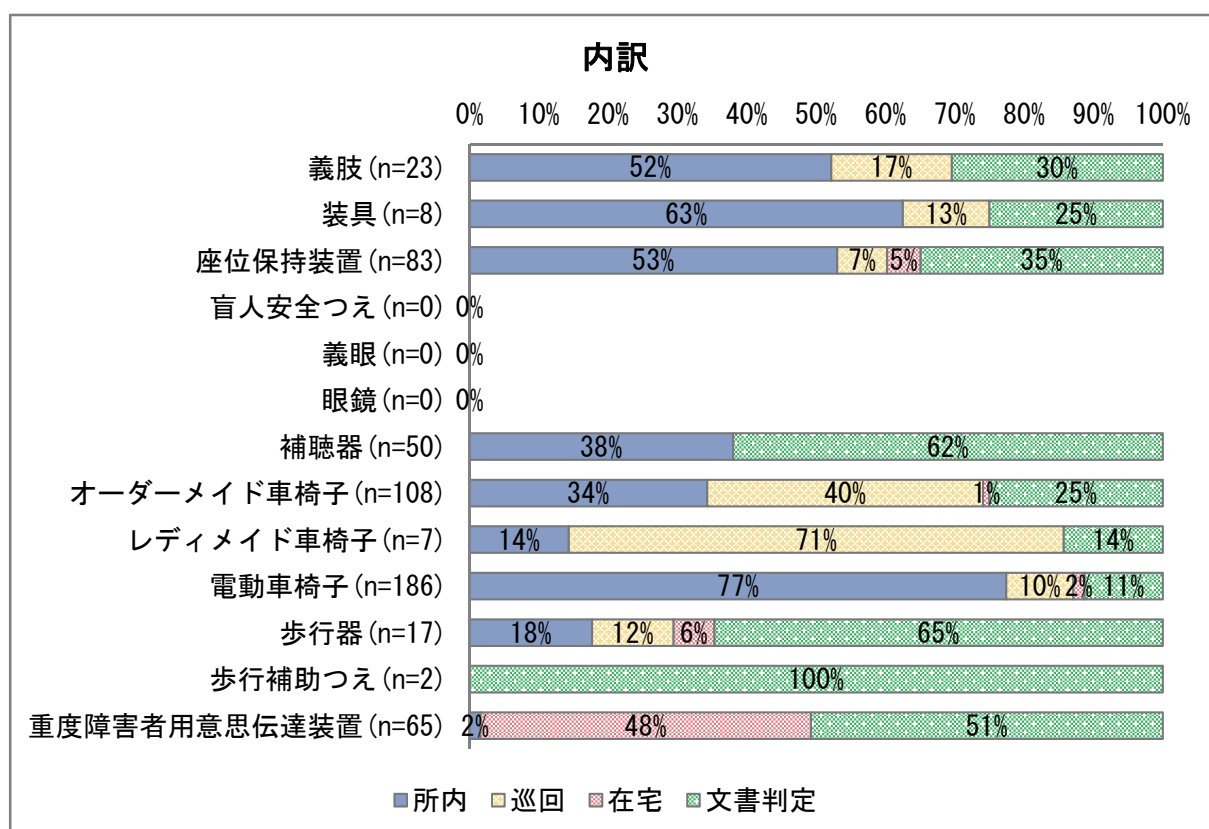
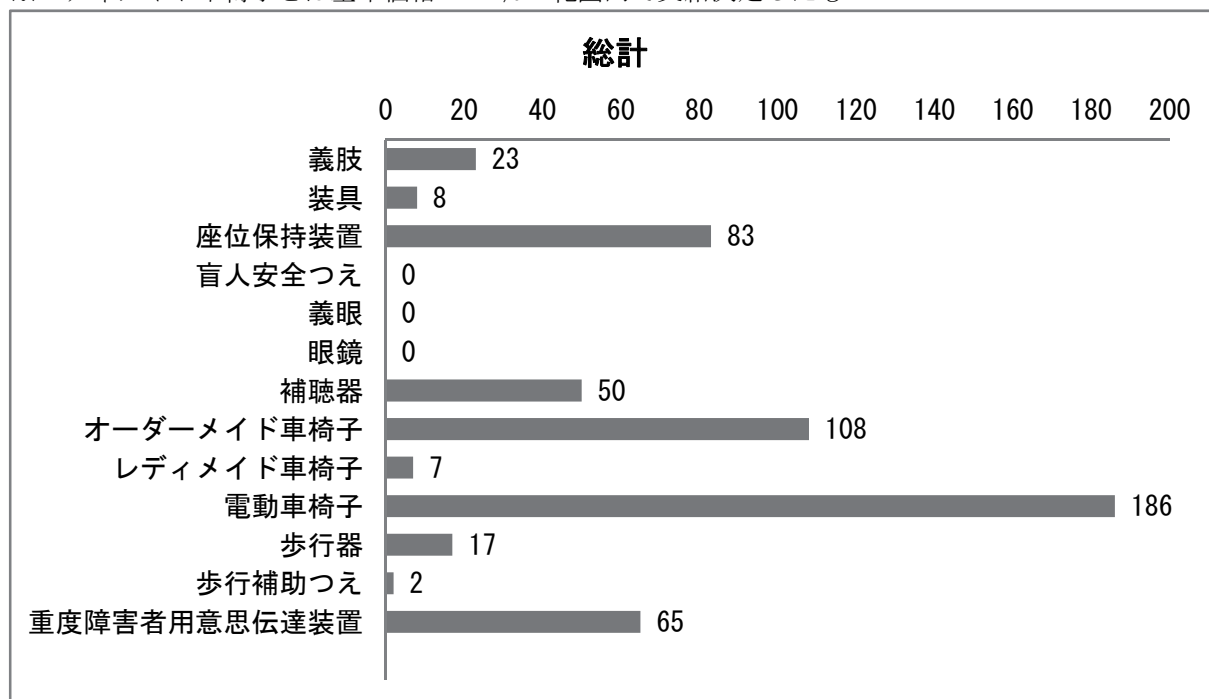
※平成 29 年度の判定実績

※「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することであり、所内、巡回、在宅に分類

※「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を実施

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q4_障害児の補装具判定の件数

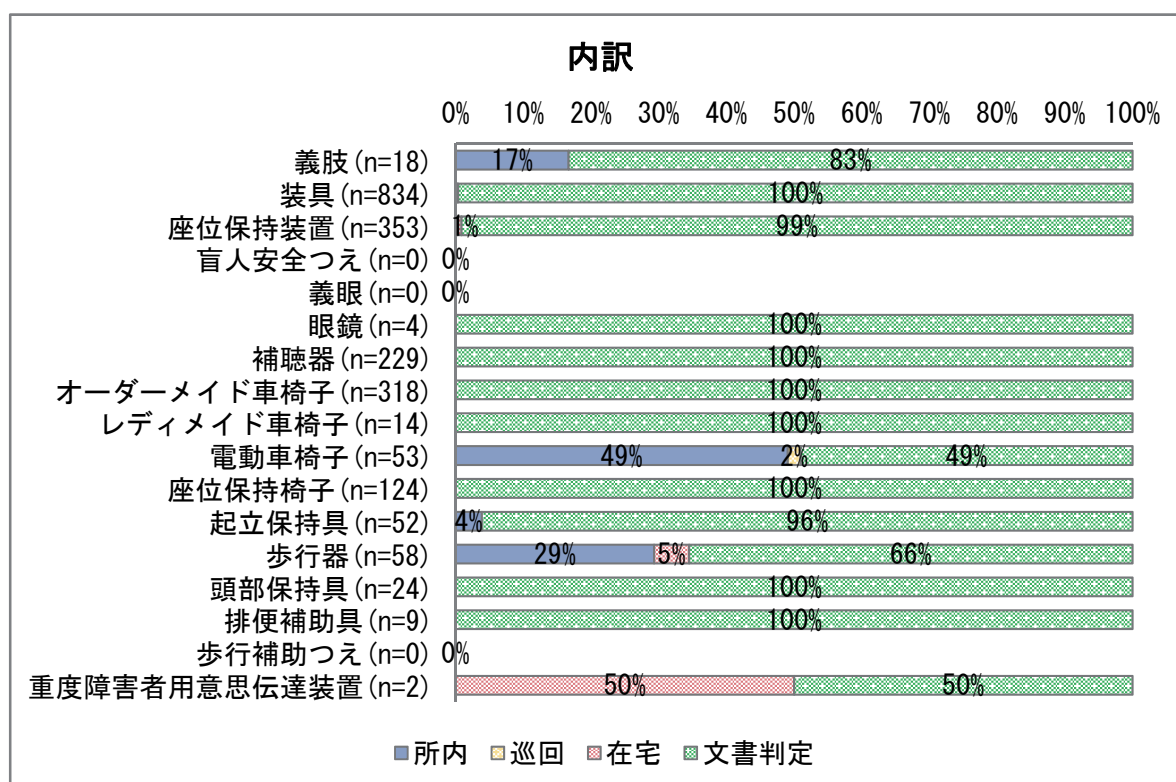
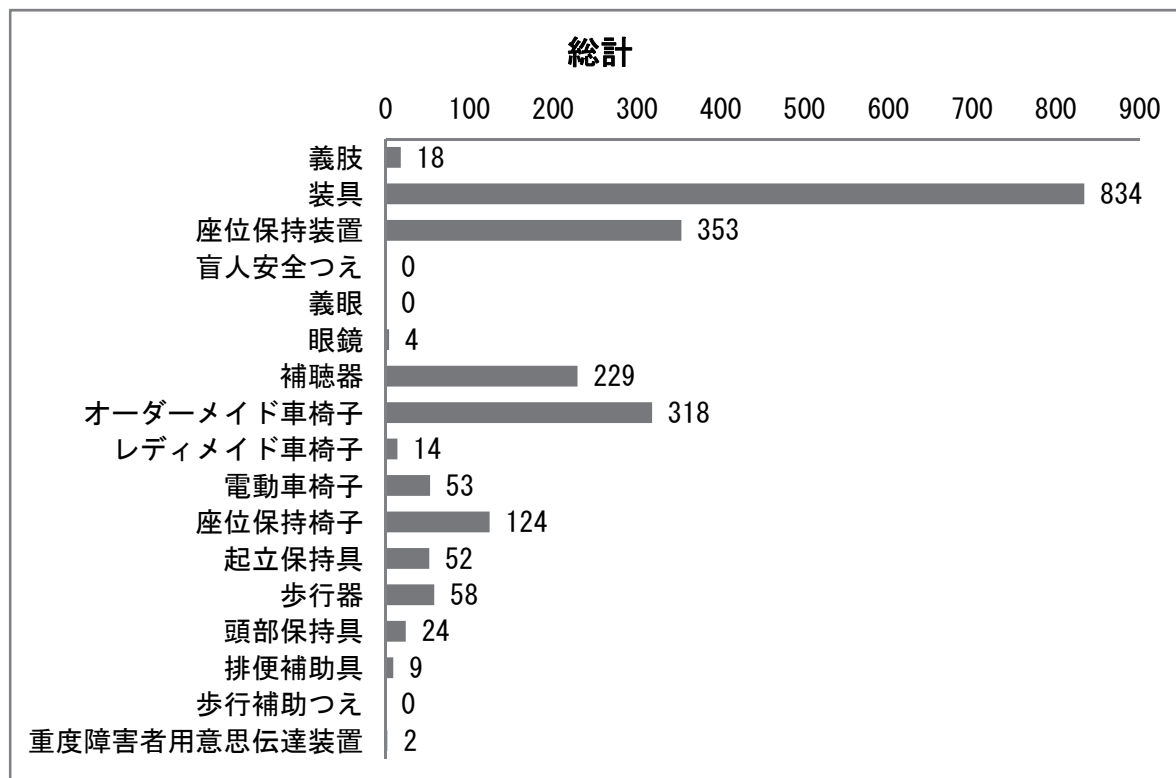
※平成 29 年度の判定実績

※「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することであり、所内、巡回、在宅に分類

※「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を実施

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



Q5_障害児の特例補装具判定の件数

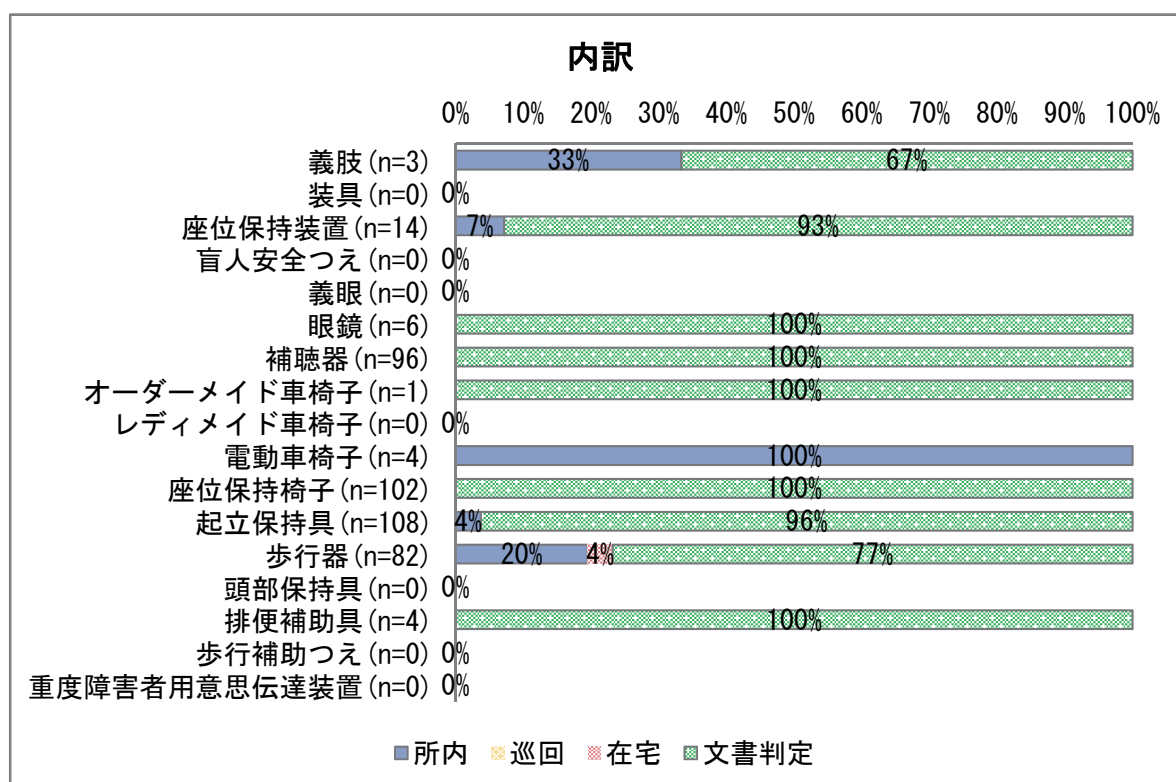
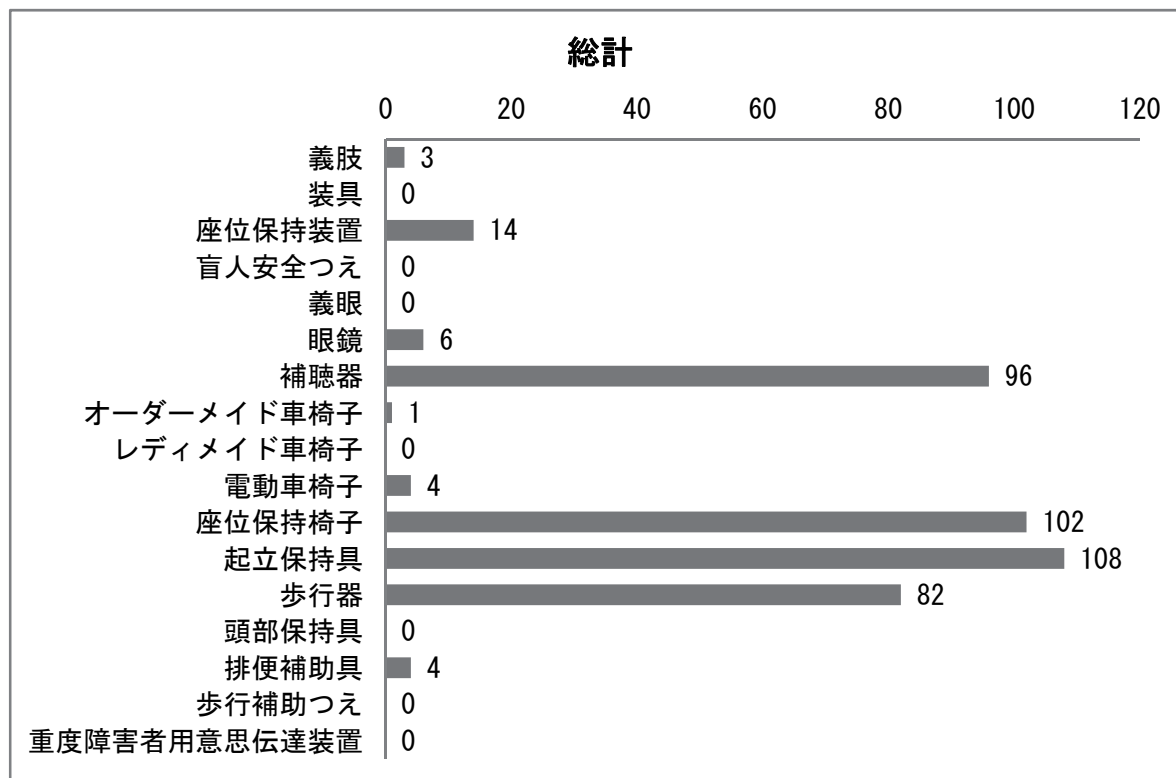
※平成 29 年度の判定実績

※「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することであり、所内、巡回、在宅に分類

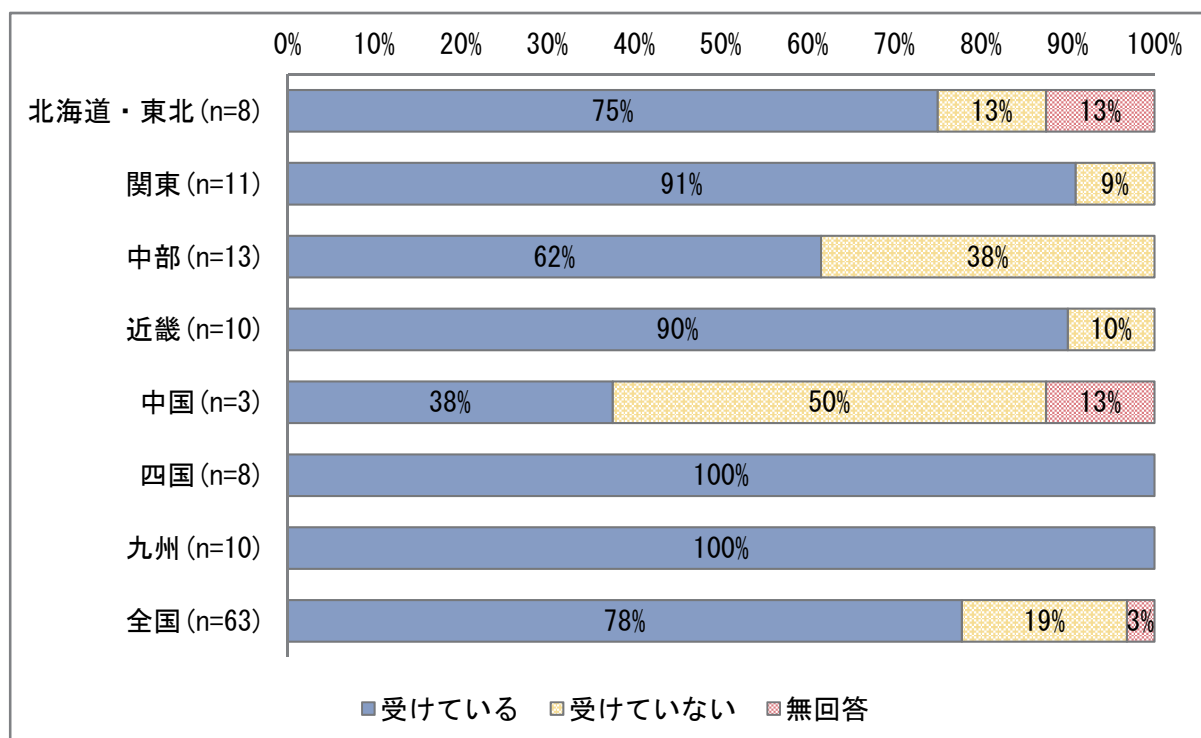
※「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を実施

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウント

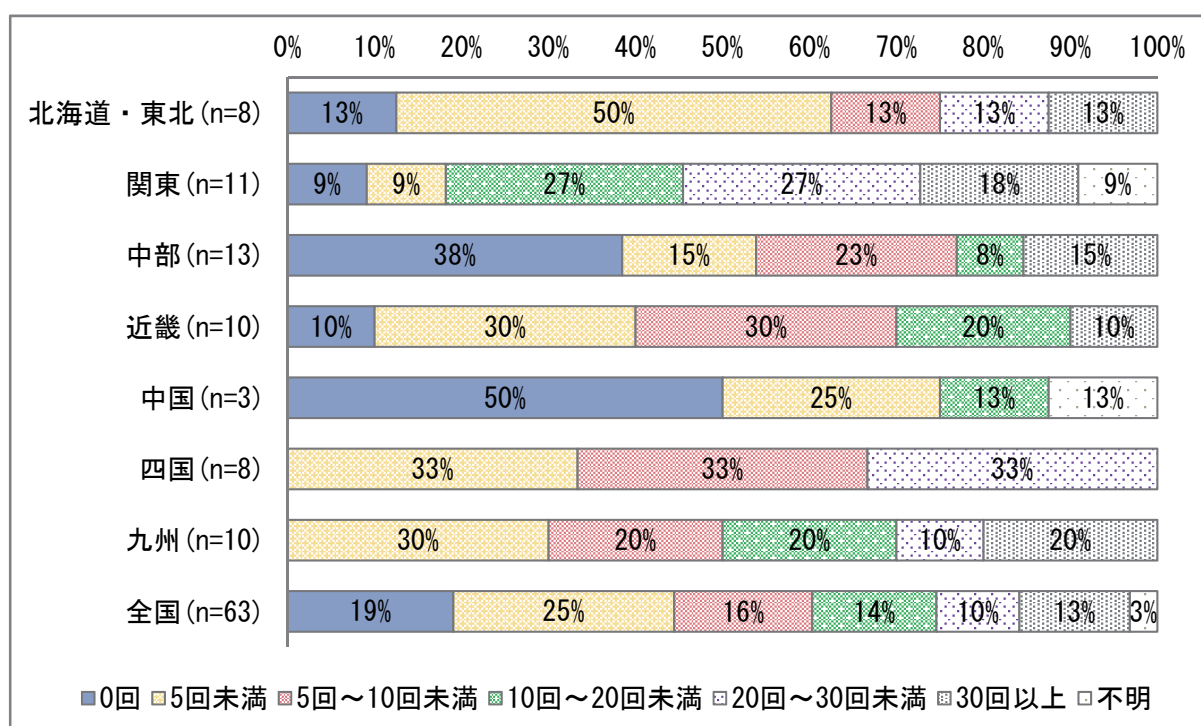
※レディメイド車椅子とは基準価格の 75%の範囲内で支給決定したもの



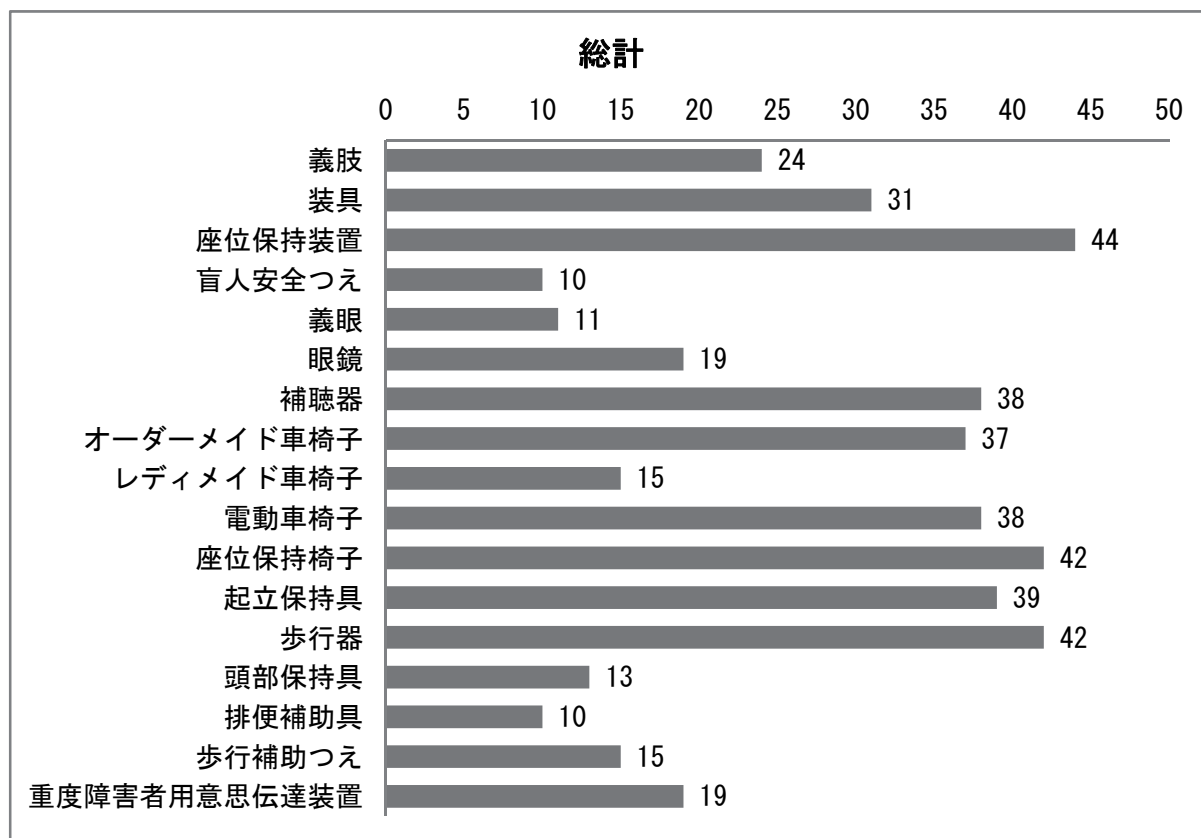
Q6_障害児補装具について、市（区）町村や療育機関から判定相談の状況



判定相談の件数/月



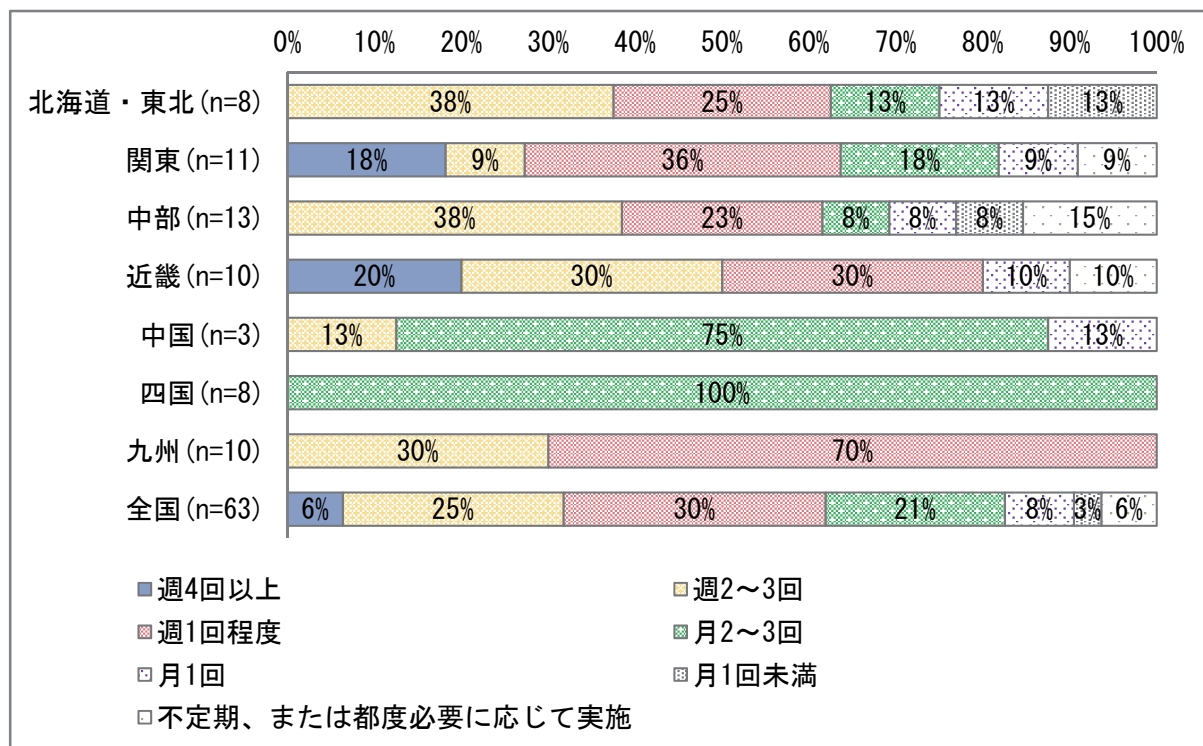
1) 判定相談を受けている補装具（複数回答）



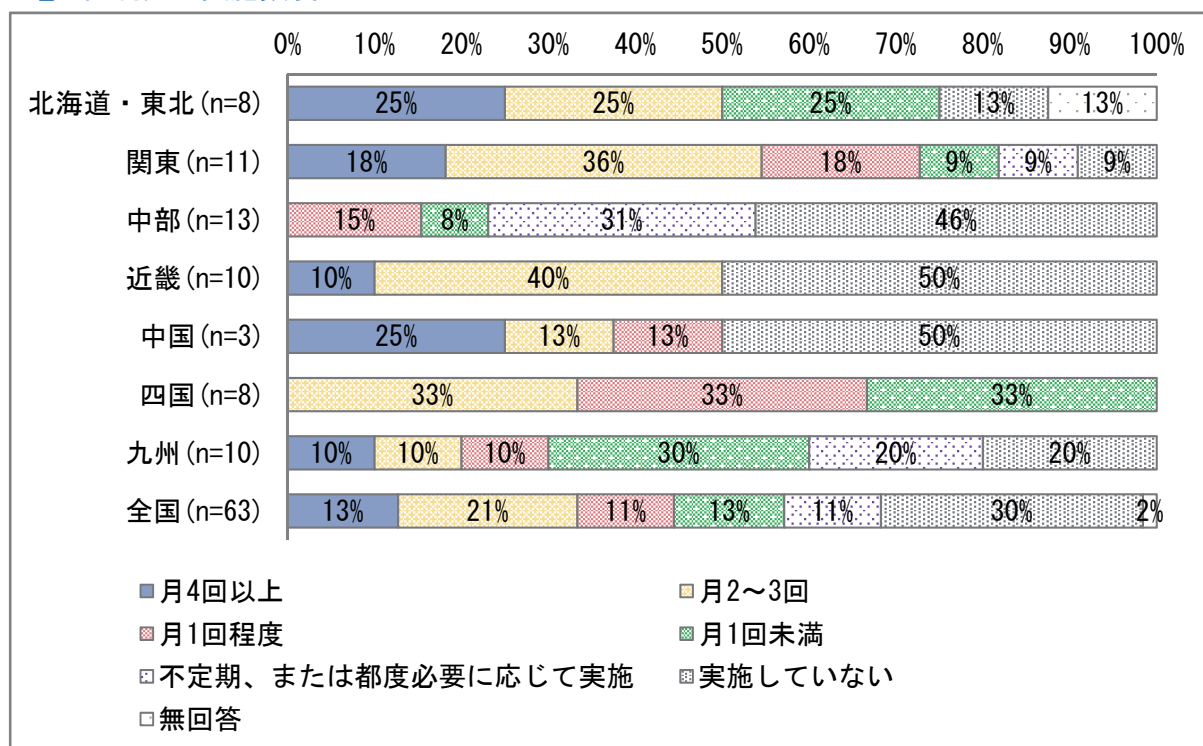
2) 判定相談を受けていない主な理由

分類	件数	周知が十分に行いえない理由
児童は判定を行っていない	6 件	障害児の判定は市（区）町村の判断としている
		児童の補装具作製には、医師が直接的に関わっている可能性がある
別機関が対応	4 件	指定自立支援医療機関が対応
その他	3 件	相談件数がなかった
		体制が確立されていない

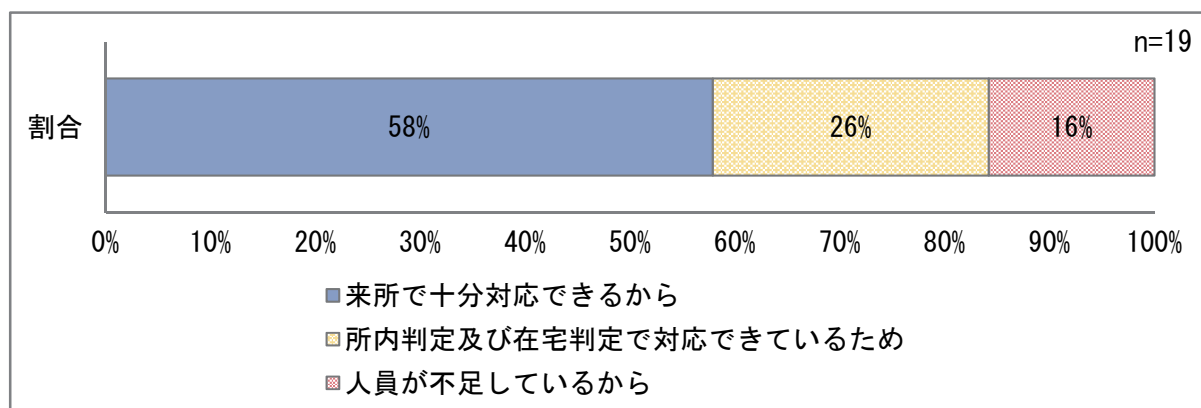
Q7_所内判定の実施頻度



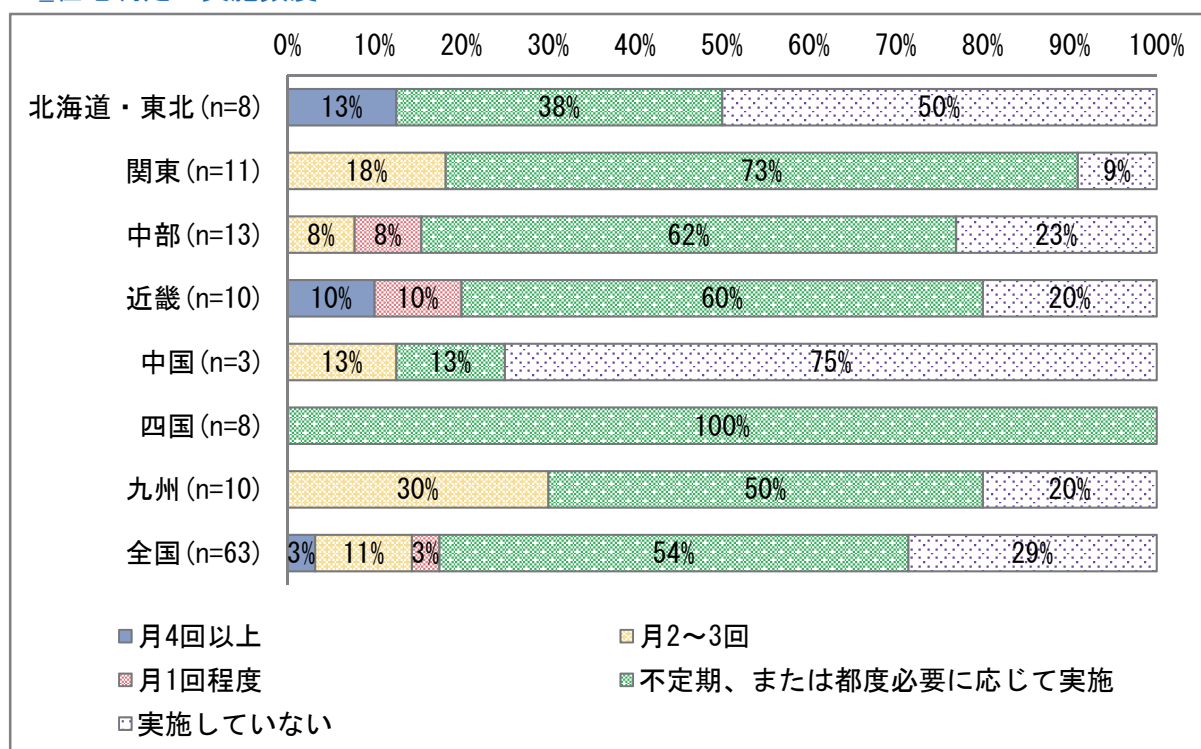
Q8_巡回判定の実施頻度



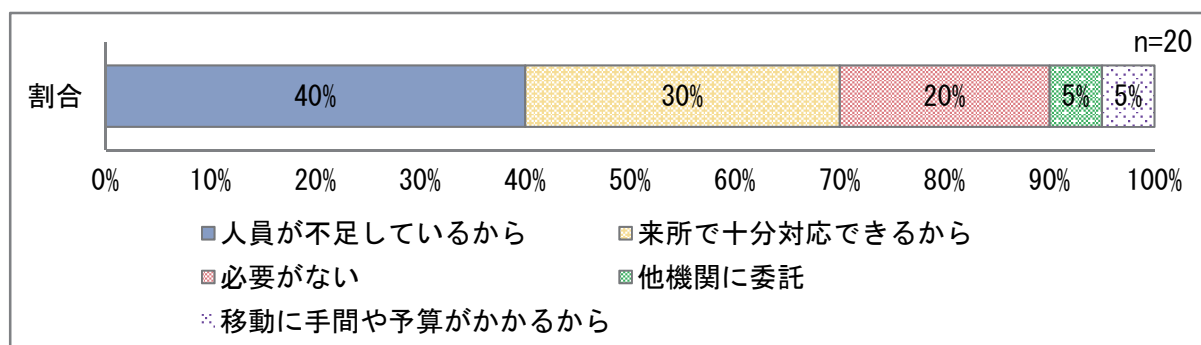
巡回判定を実施していない理由



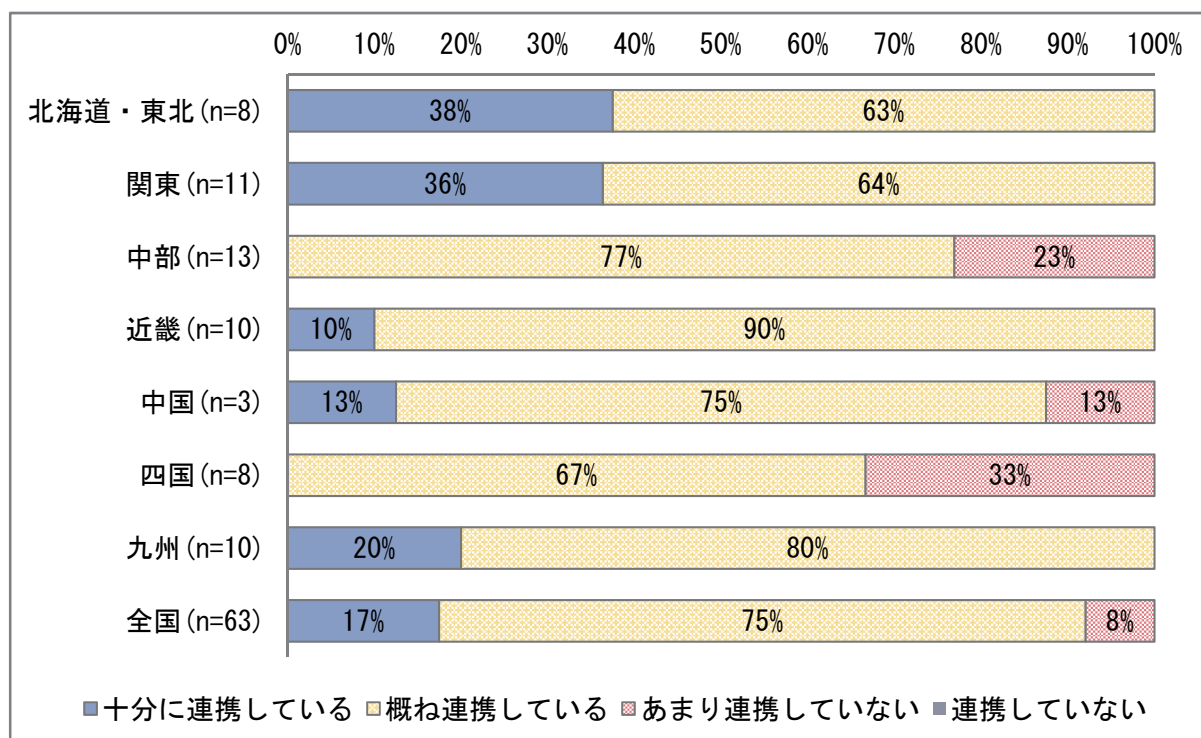
Q9_在宅判定の実施頻度



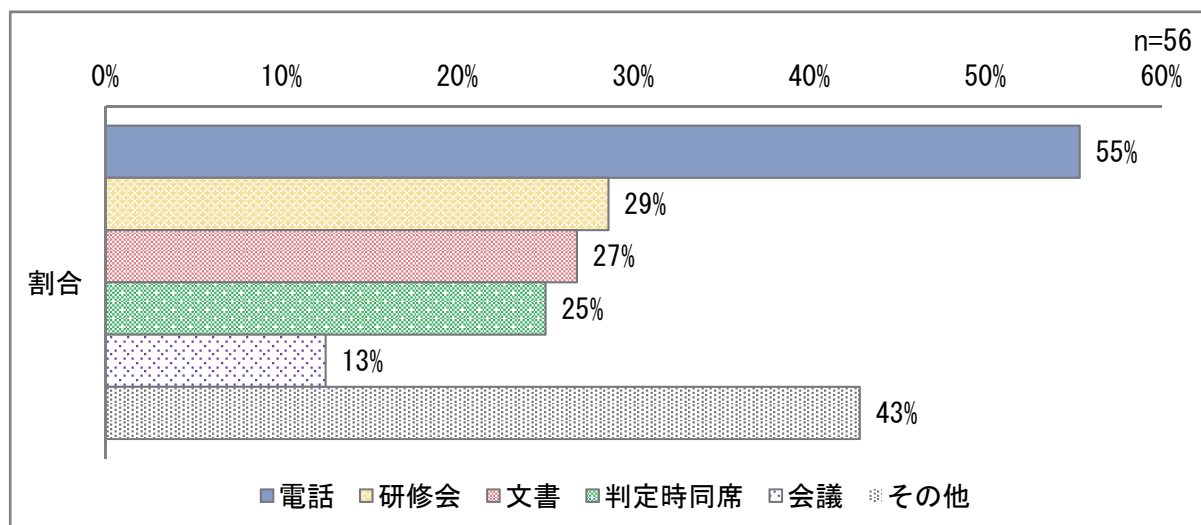
在宅判定を実施していない理由



Q10_市（区）町村及び指定自立支援医療機関、補装具製作者等と連携（情報共有）状況



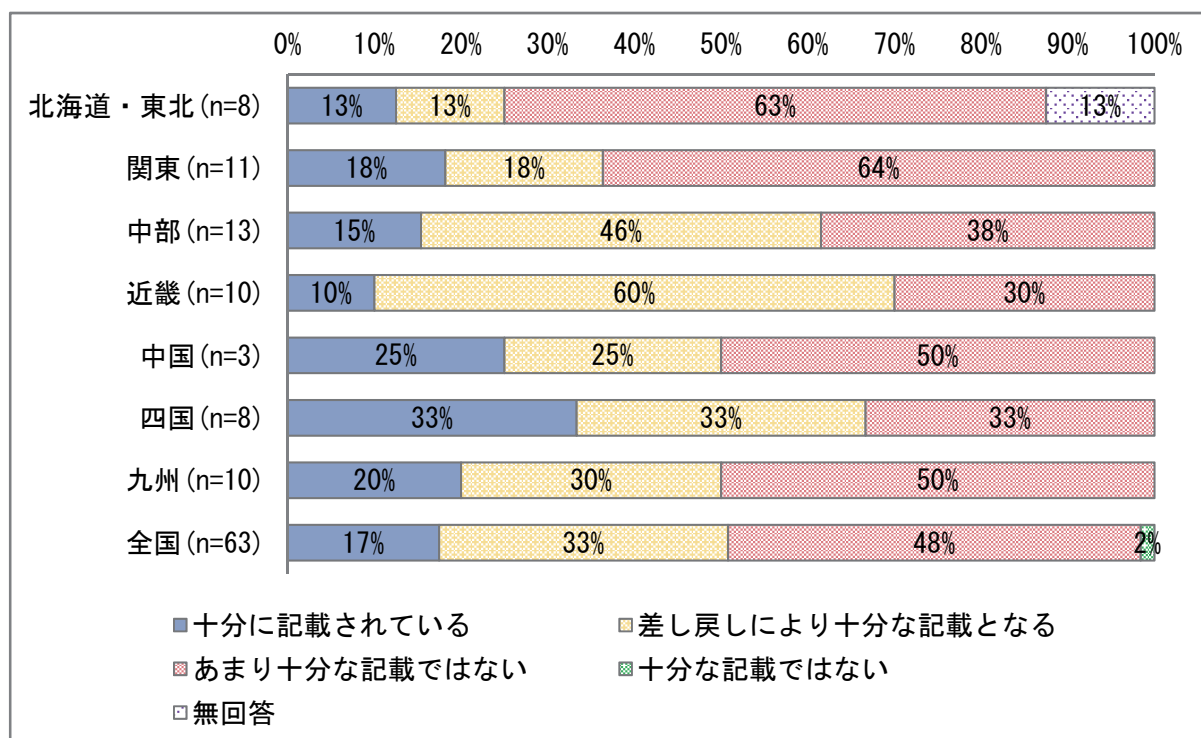
1) 連携（情報共有）の具体的な方法（複数回答）



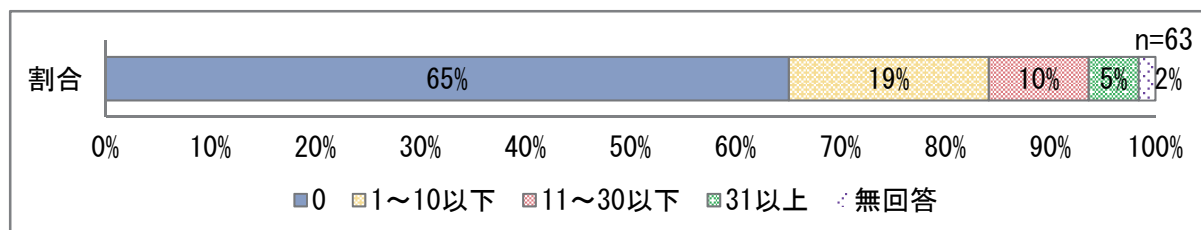
2) 連携していない理由

分類	件数	連携していない理由
市（区）町村	2 件	判定困難事例で時間がかかるケースなどは進捗状況の共有が抜けるときがある
指定自立支援医療機関	8 件	窓口が不明
補装具製作者	4 件	市町村を通じておこなっているため 業者の制度の内容の理解が不十分

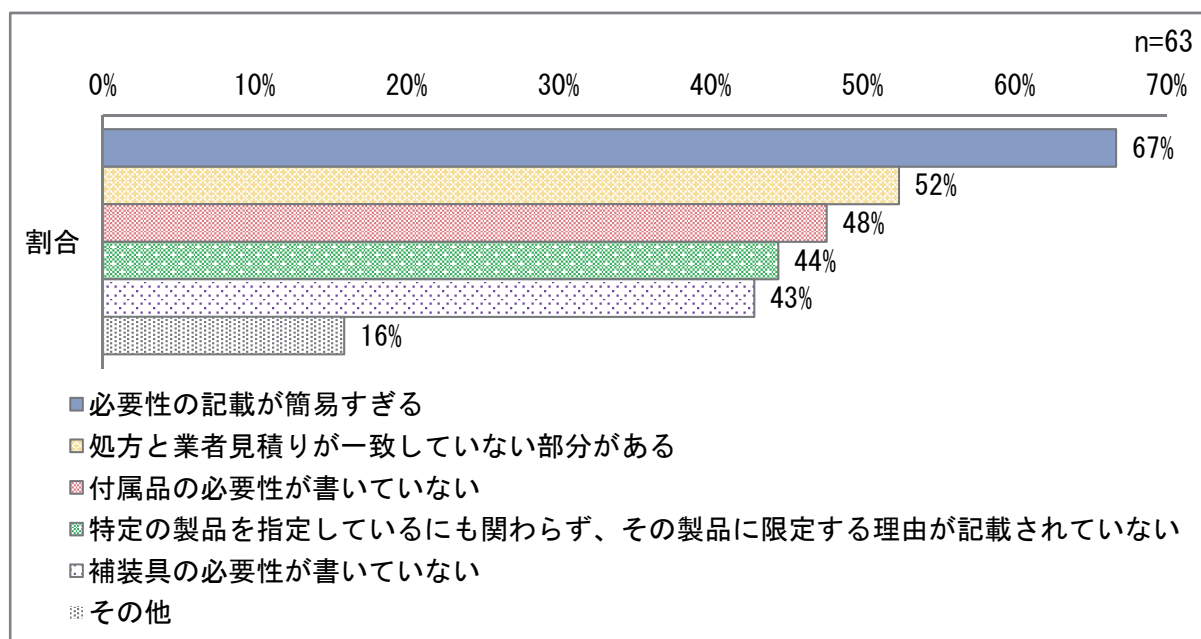
Q11_障害者に係る医師意見書の支給判定に必要な情報の記載状況



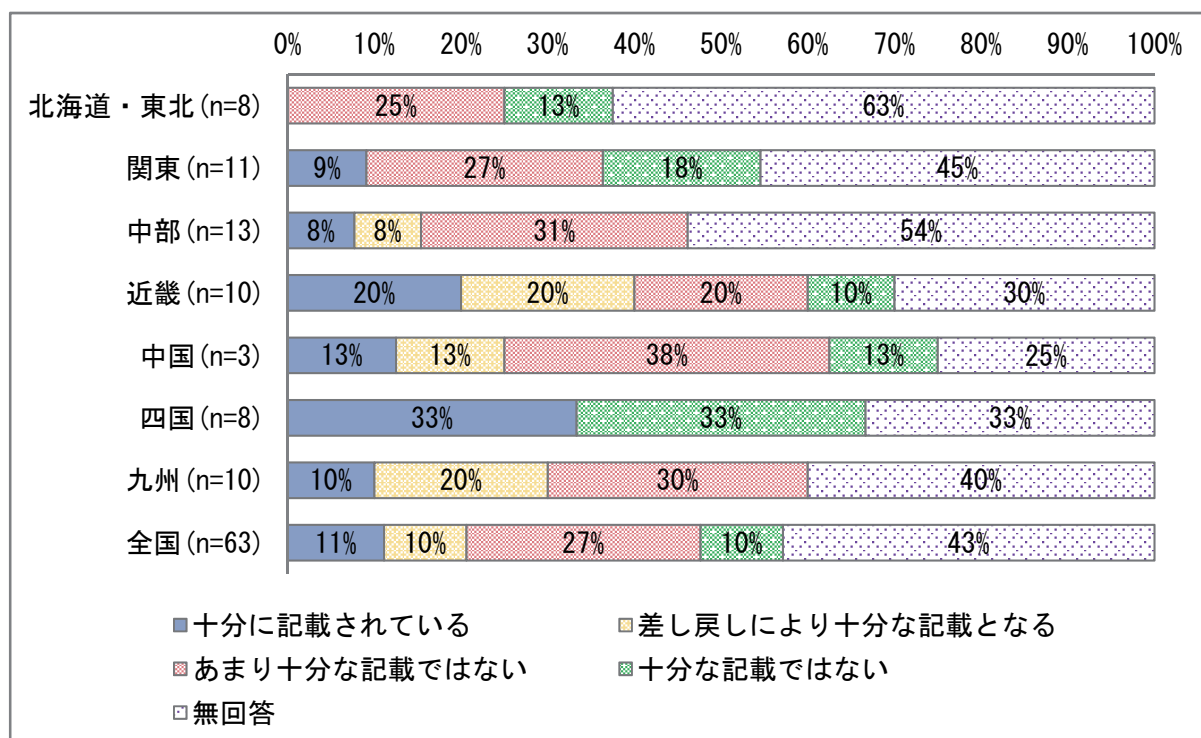
差し戻し回数



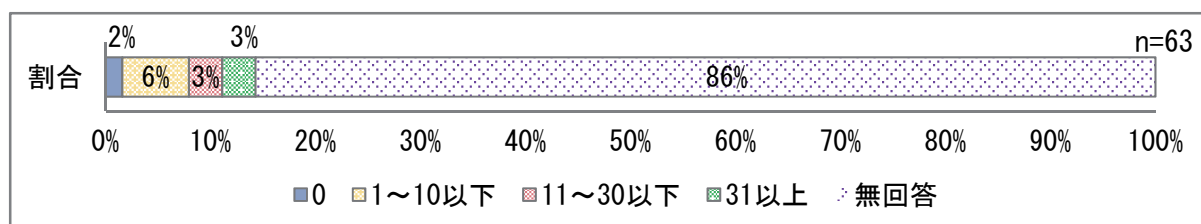
差し戻しが必要な理由（複数回答）



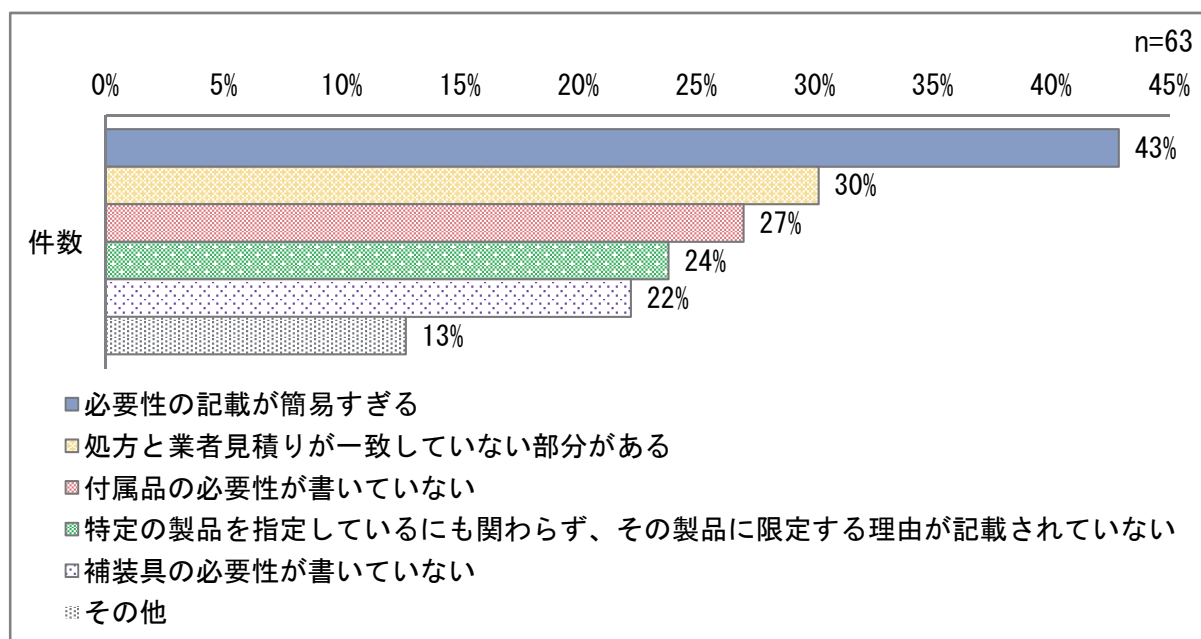
Q12_障害児に係る医師意見書の支給判定に必要な情報の記載状況



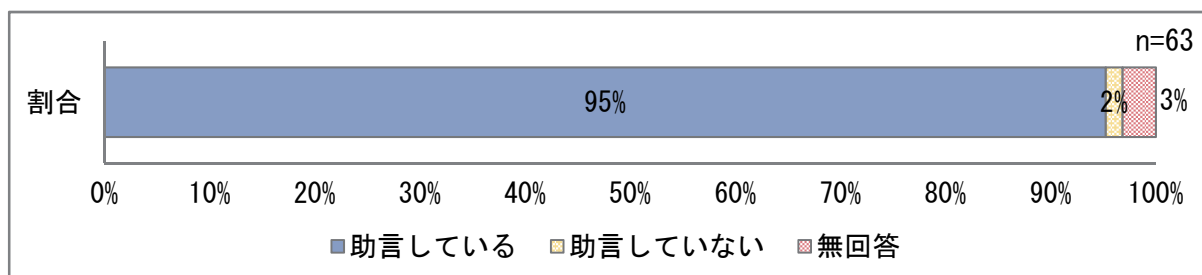
差し戻し回数



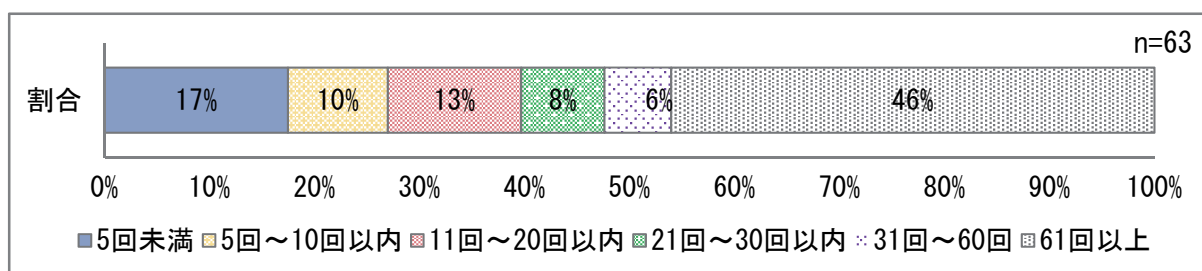
差し戻しが必要な理由（複数回答）



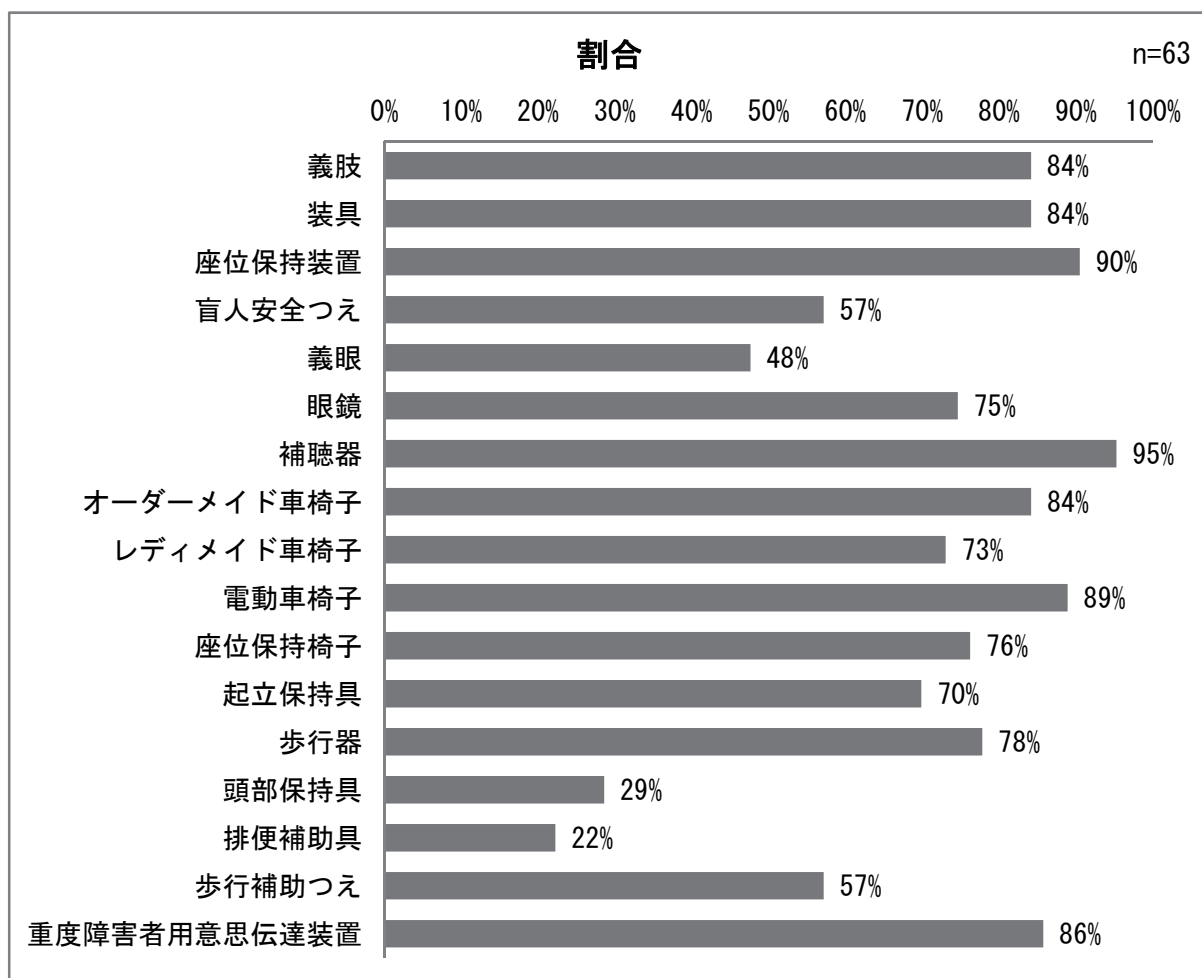
Q13_市（区）町村に対する助言の状況



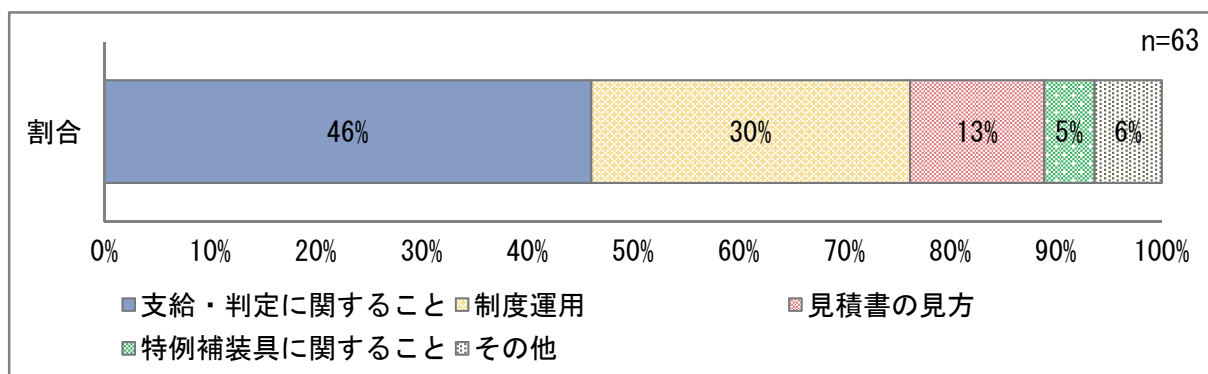
助言の回数/月



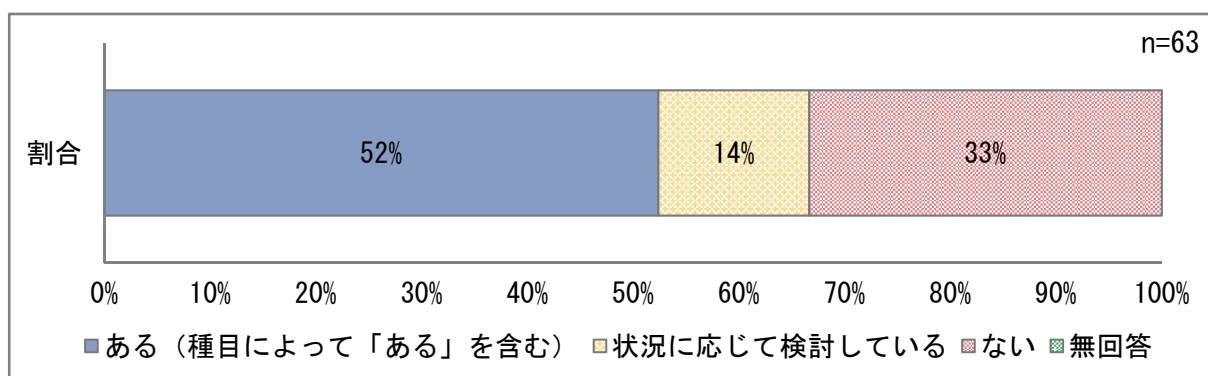
助言している補装具（複数回答）



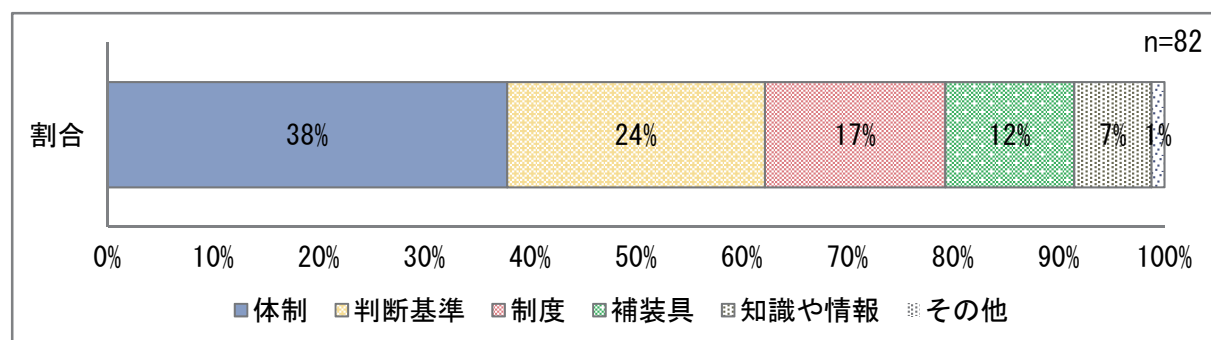
2) 具体的な助言の内容



Q14_補装具費の申請から支給判定における更生相談所独自の規程や内規等の制定状況



Q15_判定業務に係る現状の課題とそれを解決するための提案



分類	件数	現状の課題	改善策や提案
体制に関すること	31 件	医師及びリハビリスタッフの未配置により、すべて文書判定となっている	医師の確保のための予算の獲得。直接判定を行うための事務手続きの見直し
		支給後のフォローアップ	調査・訪問などを行う。フォローを義務化し、報酬を設ける
判断基準に関すること	20 件	高機能・高価格の完成用部品の適応判断が困難	規格品における製作要素の共通した積算例の作成が必要
		生活状況にあった支給判定が困難	施設や関連施設と情報と情報共有できるパイプラインを設ける
制度に関すること	14 件	国の通知や要領等で示される適用条件等に曖昧な部分がある	適用条件や解釈等をもっと明確にする。気軽に利用できる相談機関を設置する
補装具に関すること	10 件	比較情報がなく、判断に困ることがある	比較表があるとよい
知識や情報に関すること	6 件	市（区）町村担当者、医師等の制度理解が不十分	制度の基本について研修を開催する

2 借受けに係る判定の状況

Q16_借受け支給判定の件数

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	0 件	0 件	0 件
装具の完成用部品	3 件	0 件	3 件
座位保持装置の完成用部品	0 件	0 件	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件	0 件	0 件
歩行器（障害児）	0 件	0 件	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件	0 件	0 件
合計	3 件	0 件	3 件

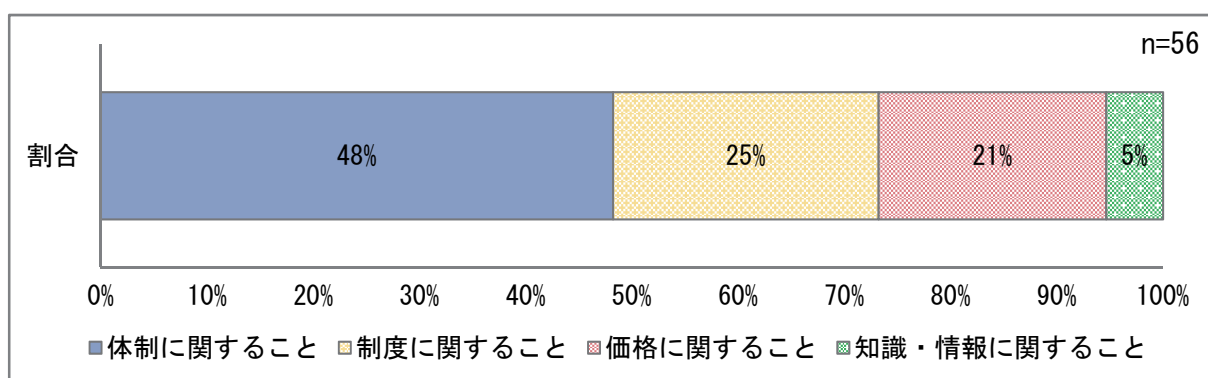
借受け支給判定を実施した更生相談所

	障害者	障害児	累計件数
○市障害者更生相談所	1 件	0 件	1 件
○市障害者更生相談所	1 件	0 件	1 件
○市障害者更生相談所	1 件	0 件	1 件
総計	3 件	0 件	3 件

Q17_補装具の借受けに係る事例を提出した更生相談所

	件数	提出した機関名
更生相談所	8 件	○市障害者更生相談所 ○県更生相談所 ○支援センター

Q18_借受けに係る現状の課題や提案

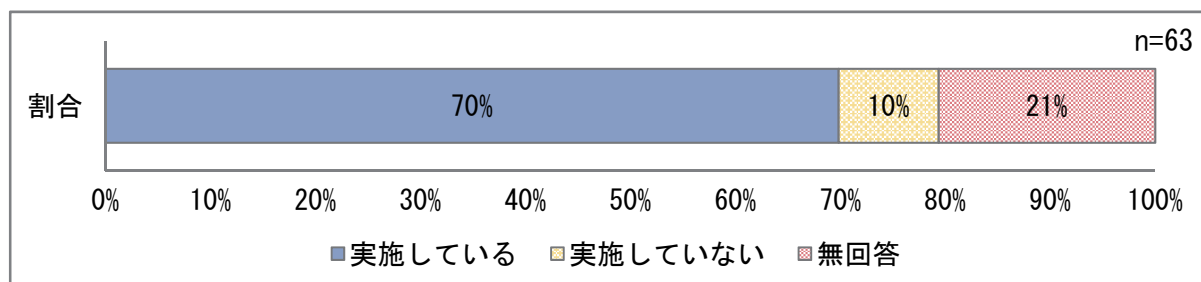


分類	件数	現状の課題	改善策や提案
体制に関すること	27 件	業者の利用体制が整わない。 借受け用の補装具の整備に問題	借受け用補装具整備及び管理費用の補助
		借受けに対応している業者が無い	借受けに係る実態に即した基準額の引き上げや事務の簡素化が必要と考えられる
制度に関すること	14 件	「特例補装具」が除外されている	児童の歩行器はほぼ基準外、特例補装具となるが、成長対応による再交付があるので借受け対象とできるのではないか。
		希望者が出ない 制度内容がわからない	利用条件の具体的例示, マニュアル等の整備
		業者も申請者も購入を希望する	例えば意思伝達装置は全て借受けにするなど、抜本的な見直しが必要
価格に関すること	12 件	借受けに係る管理、費用の問題。借受け基準額が低く事業者の対応が難しい	手続きの簡素化。費用を安価にする。
		利用者は借受け期間が長くなれば購入が割安のため利用が進まない	借受け業者と利用者は利益相反
知識・情報に関すること	3 件	借受けの判定や評価が困難	具体的な事例集がほしい
		高額な義足（継手）と一般的な継手を試す必要がある時、借受け制度で対応するか悩む	本人も業者も借受けを望まない傾向があり、借受けにするメリットが必要

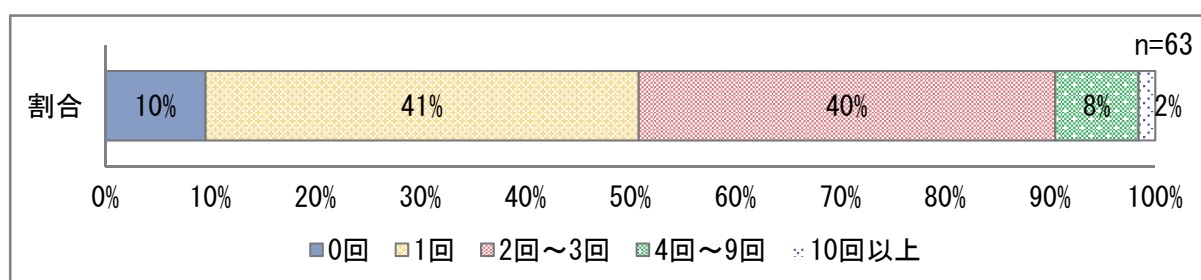
3 補装具に係る知識の習得状況

Q19_研修実施状況

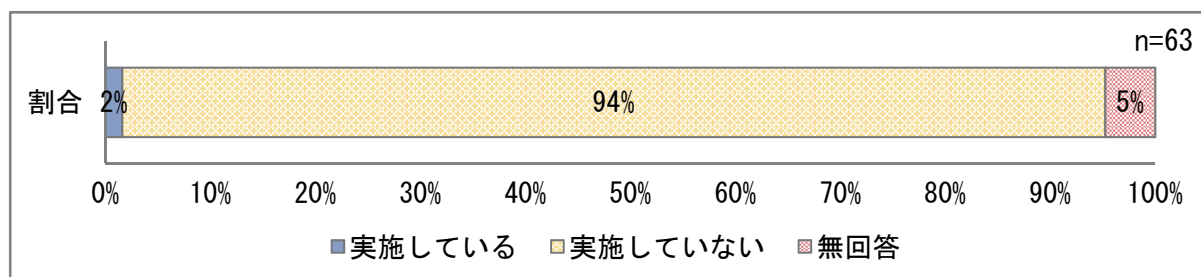
1) 市(区)町村への研修実施状況(平成29年度実績)



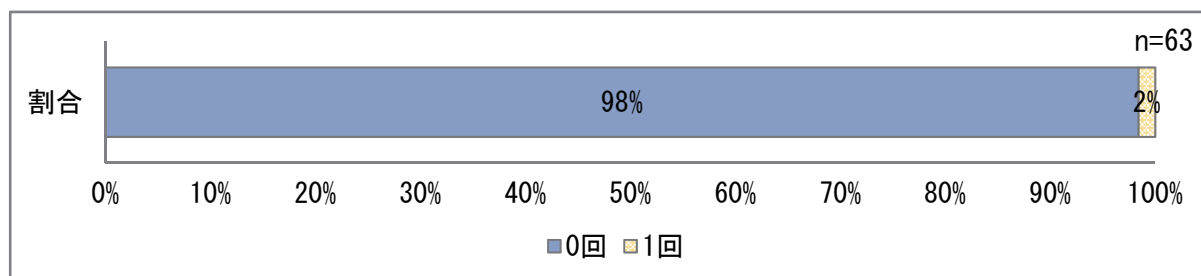
実施回数



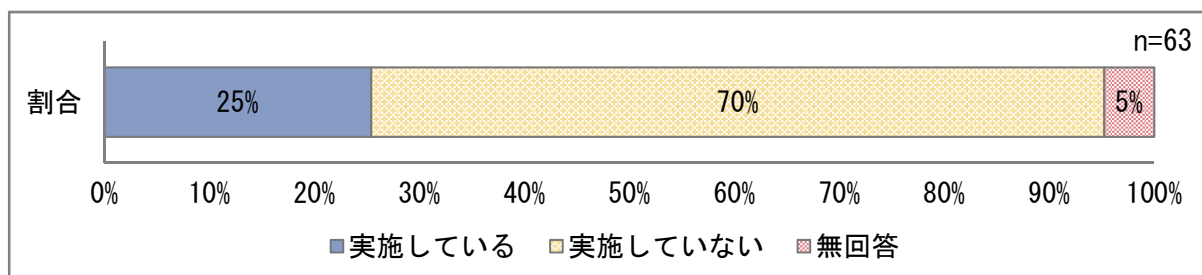
2) 指定自立支援医療機関への研修実施状況(平成29年度実績)



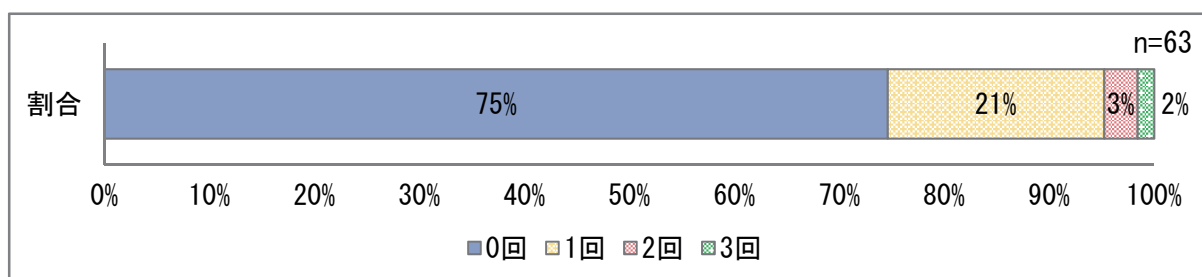
実施回数



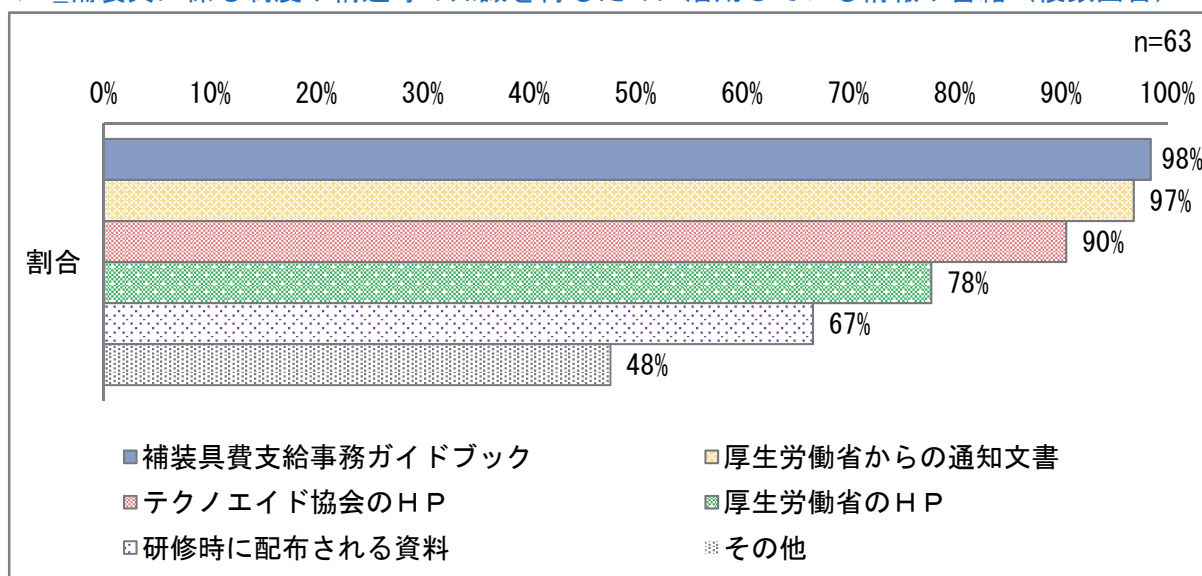
3) 補装具製作者への研修実施状況



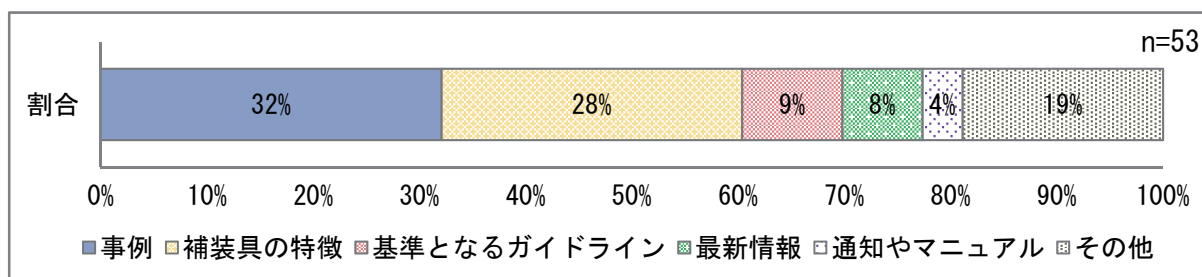
実施回数



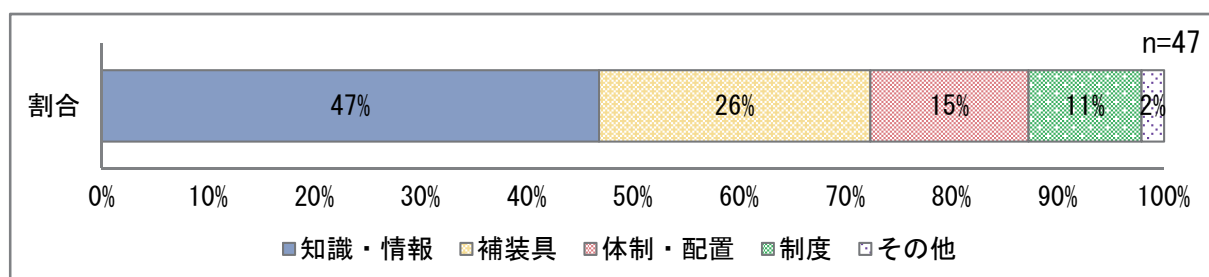
Q20_補装具に係る制度や構造等の知識を得るために活用している情報や書籍（複数回答）



Q21_補装具に係る制度や構造等の知識を得るために必要としている情報



Q22_補装具判定業務の参考として知識を得るための課題やそれを解決するための提案



分類	件数	現状の課題	改善策や提案
知識・情報に関する こと	22 件	特殊な業務のため、参考となる資料が少ない	全国共通のマニュアルの作成。e ラーニング等の導入
		補装具費支給事務関連に特化した研修が少ない	基本的な制度の説明、困難事例の検討、他都市での取組等について情報交換できるような実践的な研修の機会を設ける
補装具に関する こと	12 件	各補装具（特に完成用部品）の特性を知る機会がない	補装具に関する研修の機会を設定する。カテゴリーごとに基準額を固定する
		多くの完成用部品や製品があり、違いが分かりづらい	各種完成用部品に対象者、支給基準を明確にしてほしい
体制・配置に関する こと	7 件	電話対応の時間が多い	審査の予約などをホームページから予約申請できるようにする。掲示板等にQ & Aを載せる
制度に関する こと	5 件	制度改正に対する準備期間が短い	制度改正がある場合、既存のマニュアルの見直しや周囲への通知に時間を要するため、早めに通知してほしい
その他	1 件	これまでに事例がない判定困難ケースの対応に苦慮している	補装具判定支援サイトにて各更生相談所における判定困難事例をデータベース化し共有する

4 現行制度における課題と提案

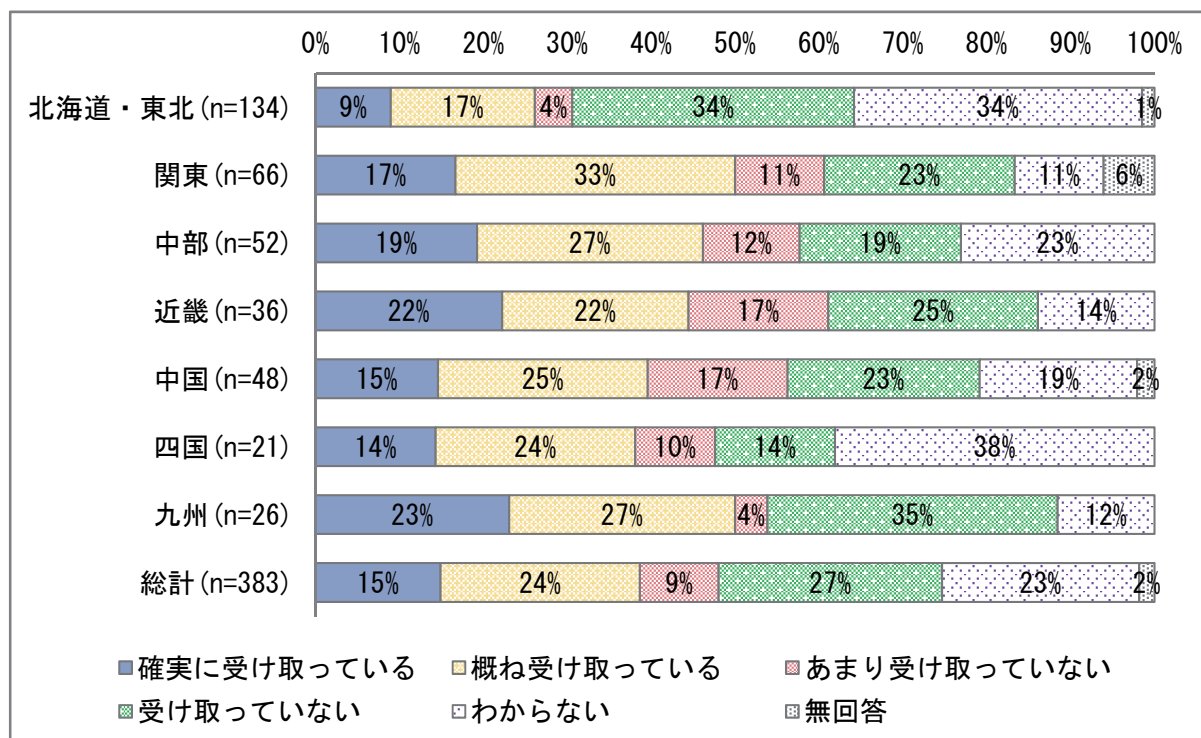
Q23_市（区）町村等からの要望に応えるための関係機関に対する要望や希望する支援内容

分類	件数	主なコメント
厚生労働省	42 件	借受けの実施に係る具体的基準等の整備
		時代や現在の市場に見合った基準の見直し
		県や市（区）町村が混乱しないよう、基準を明確に示してほしい
都道府県	15 件	専門職員を充実させてほしい
		市（区）町村の連携を図れるような定期的な研修、巡回相談の開催
市（区）町村	17 件	支給歴などのデータの管理をきちんとしてほしい
		実施主体として、適切な職員配置をしてほしい
テクノエイド協会	30 件	完成用部品データシステムの充実
		引き続き定期的なガイドブックの作成や配布をお願いしたい
その他	6 件	医師意見書を作成する医師に補装具費支給制度の理解を深めてほしい

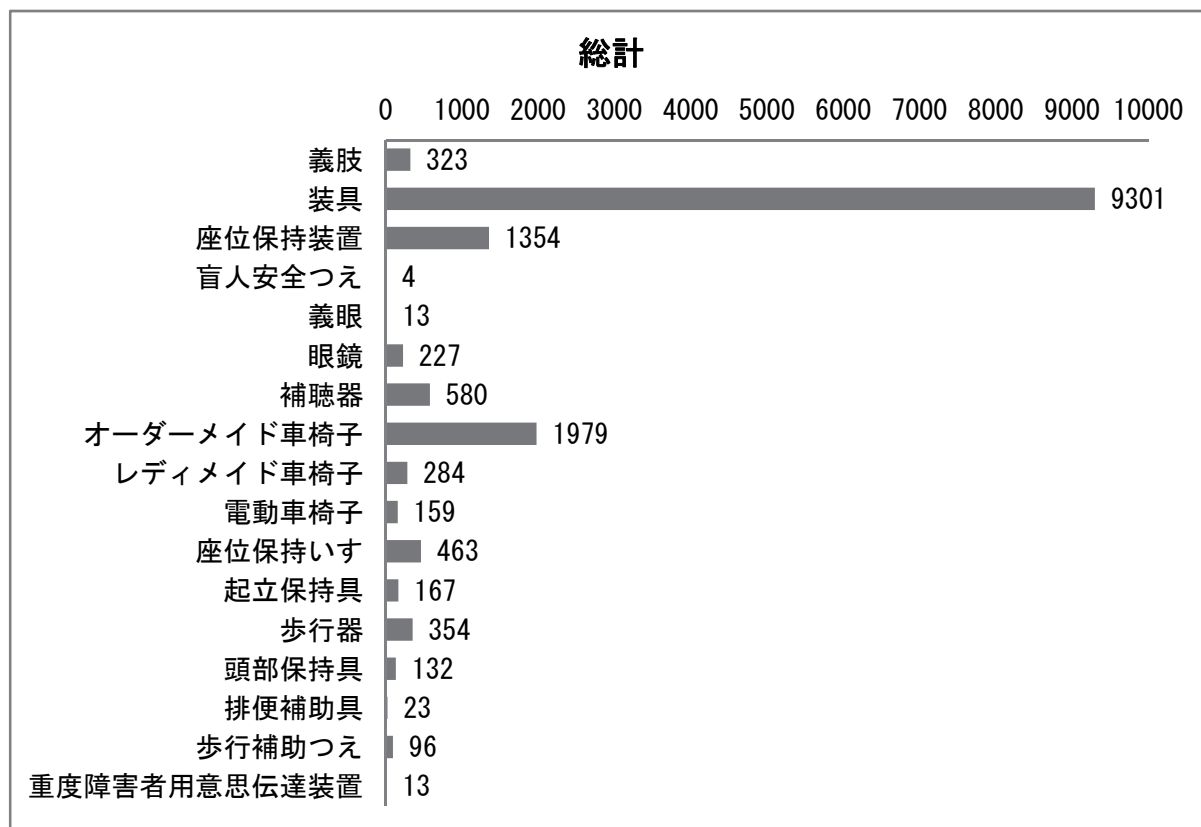
(3) 指定自立支援医療機関

1 補装具の判定や医師意見書の作成状況

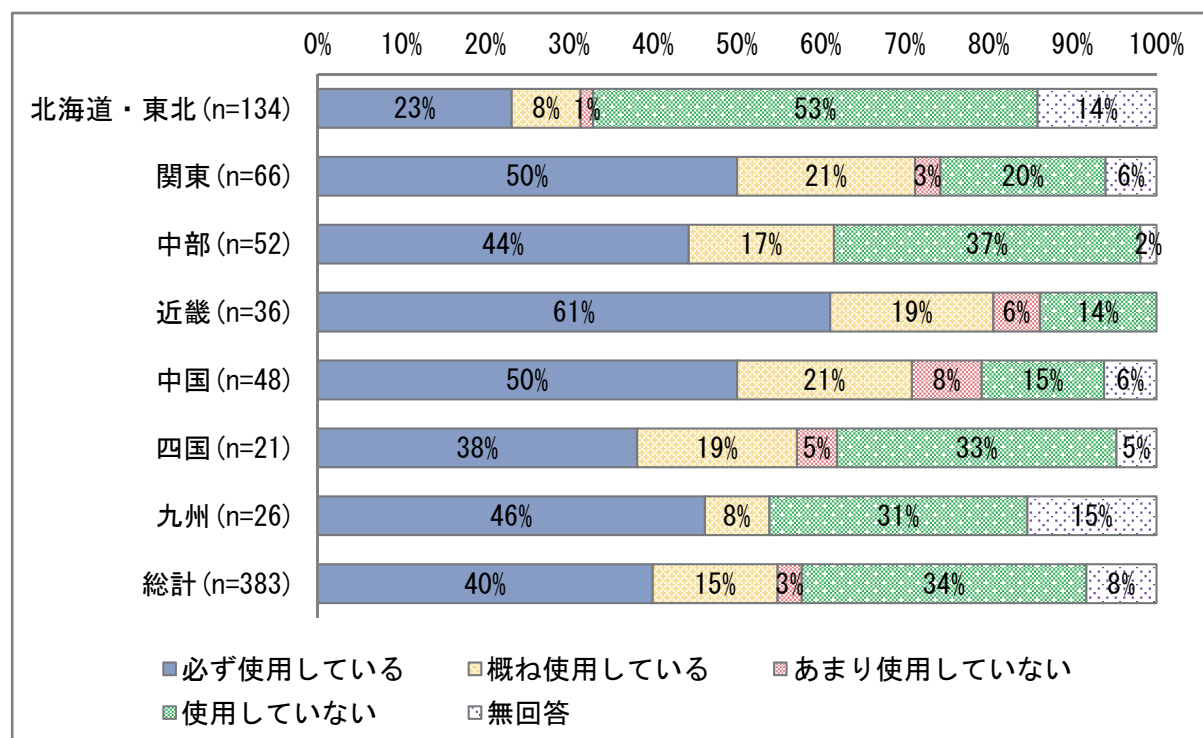
Q1_厚生労働省から発出される補装具費支給制度に係る情報（告示や通知等）の受け取り状況



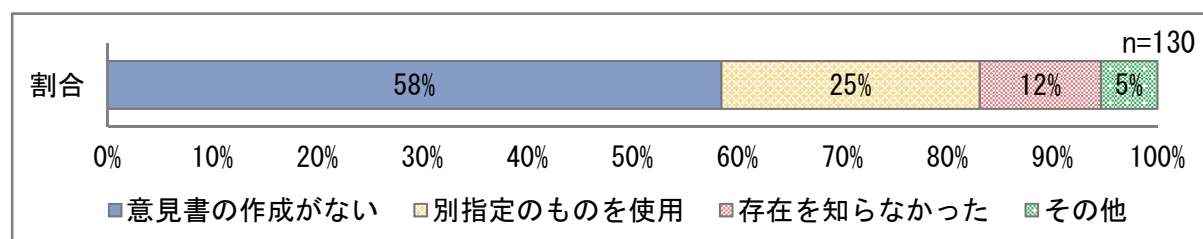
Q2_医師意見書の作成件数（平成 29 年度実績）



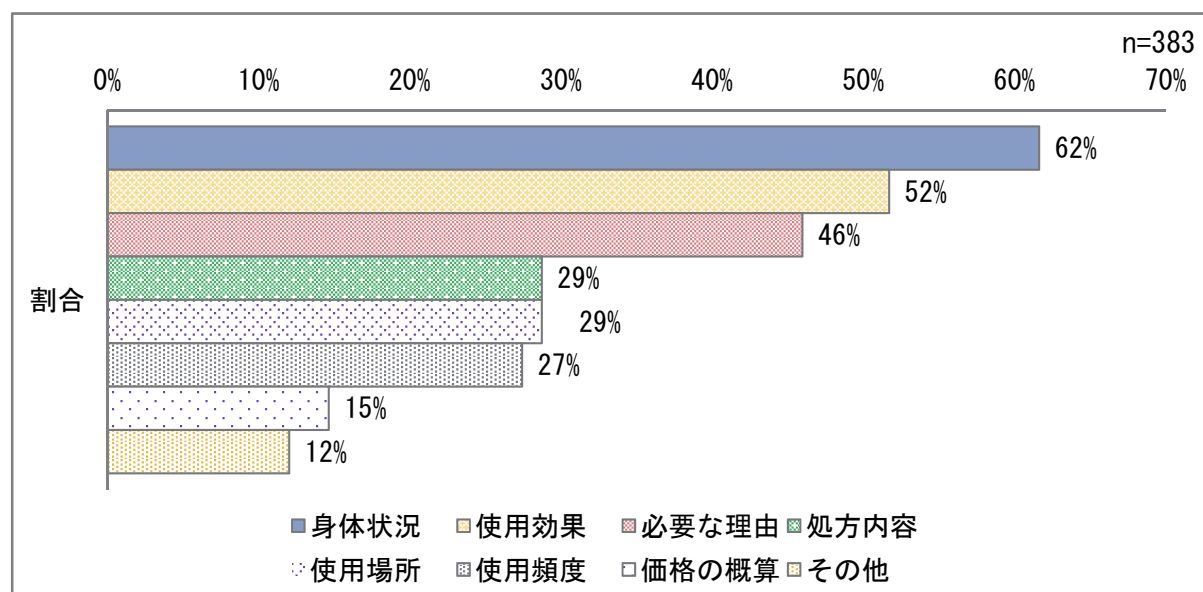
Q3_医師意見書の作成における補装具費支給意見書（様式例第6号）の使用状況



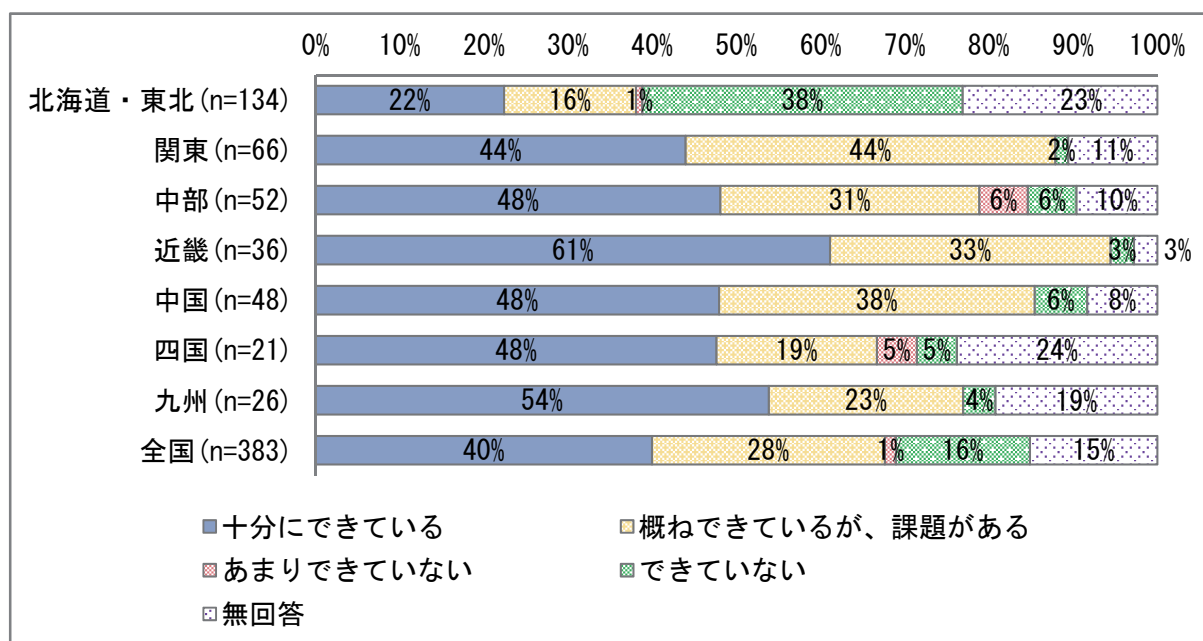
使用していない理由



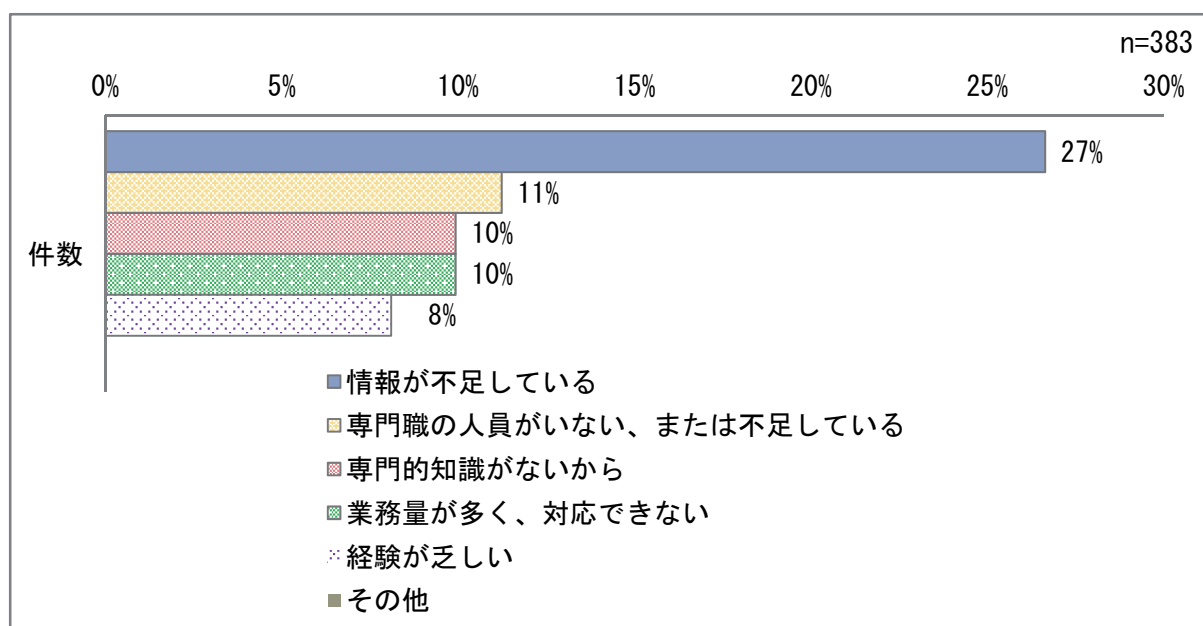
Q4_意見書作成時の留意点（複数回答）



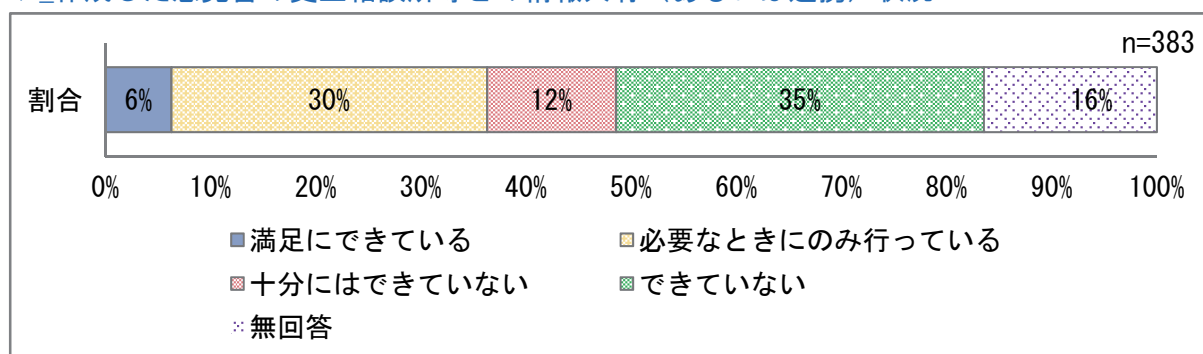
Q5_申請者の状況等を踏まえた意見書の作成



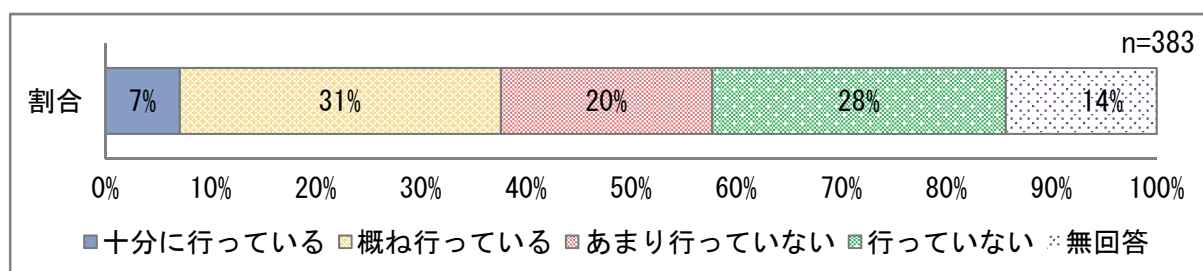
申請者の状況等を踏まえた意見書を作成できていない理由（複数回答）



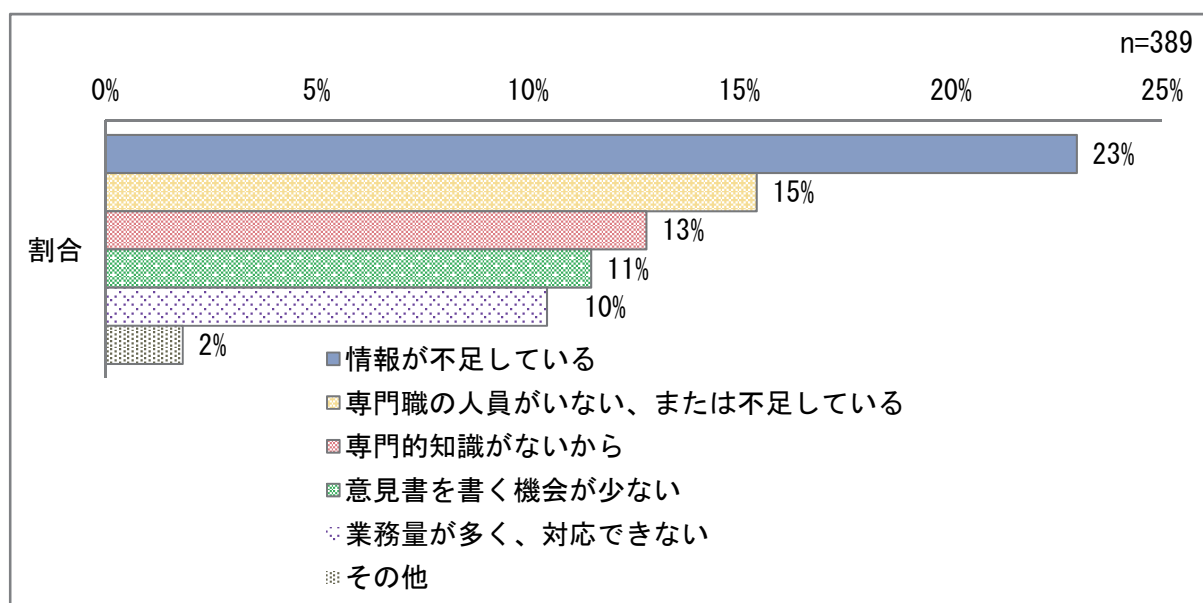
Q6_作成した意見書の更生相談所等との情報共有（あるいは連携）状況



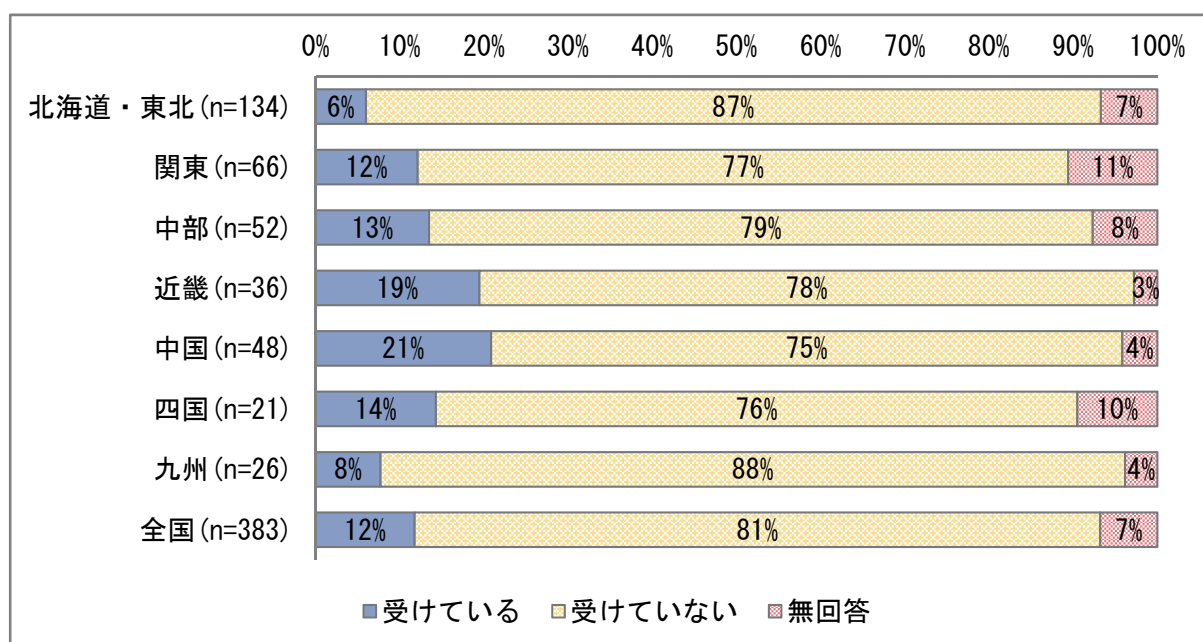
Q7_意見書作成にあたり、最新の情報収集状況



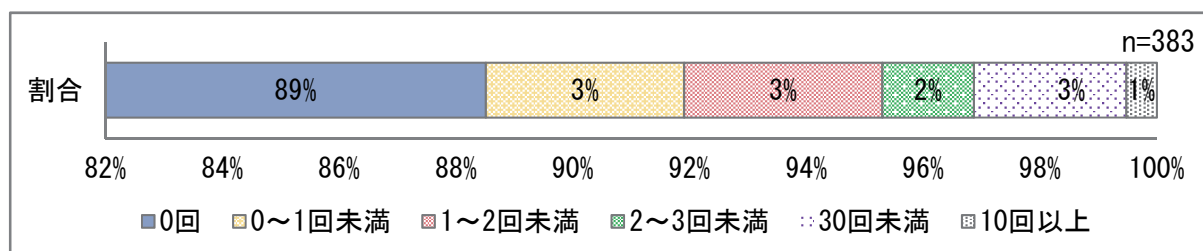
最新の情報収集が行えていない理由（複数回答）



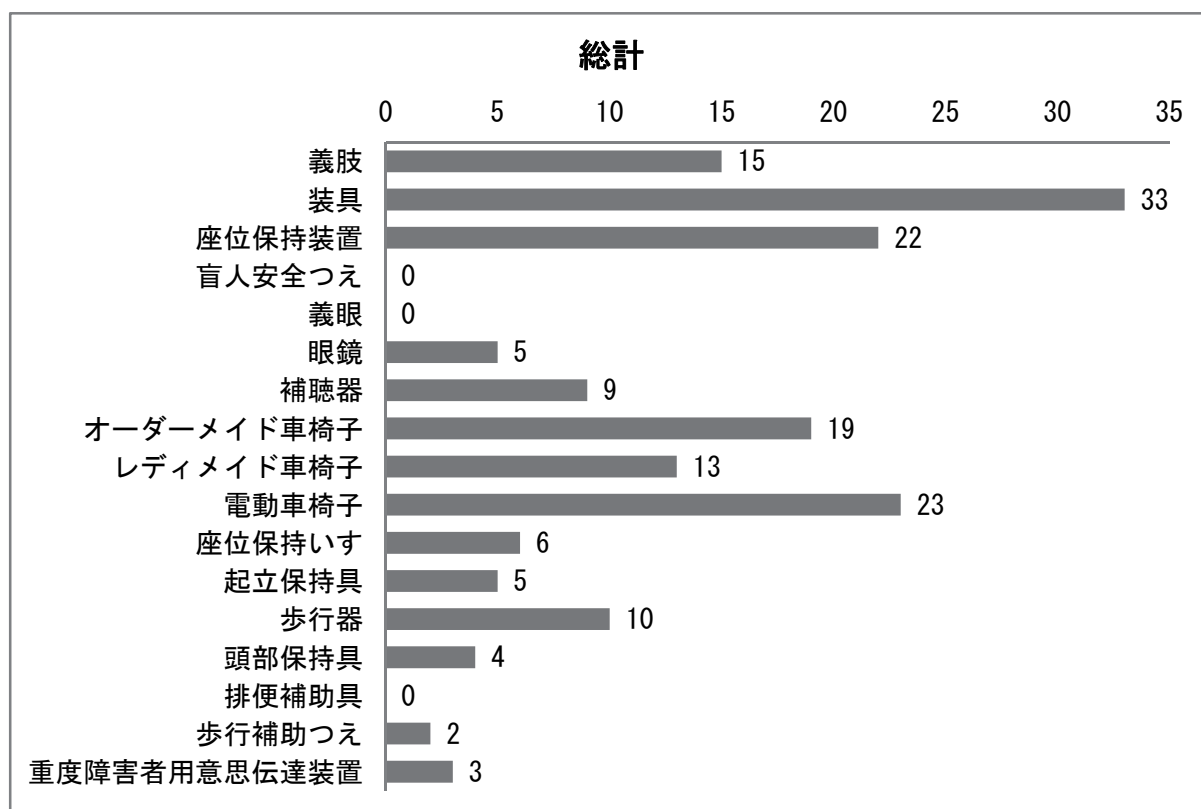
Q8_障害者（児）補装具についての市（区）町村や更生相談所からの相談状況



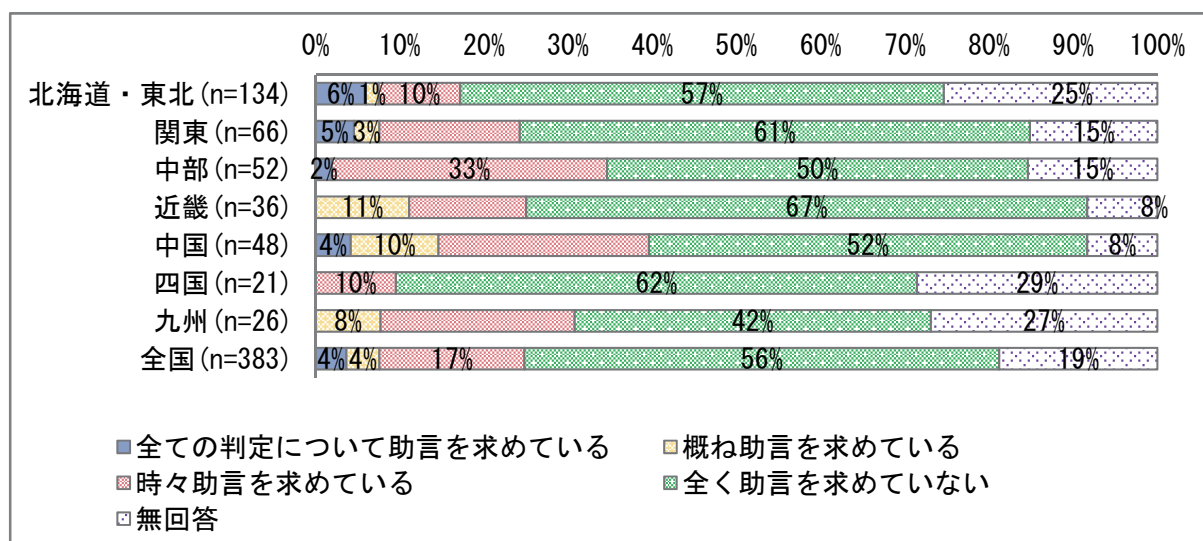
相談実績/月



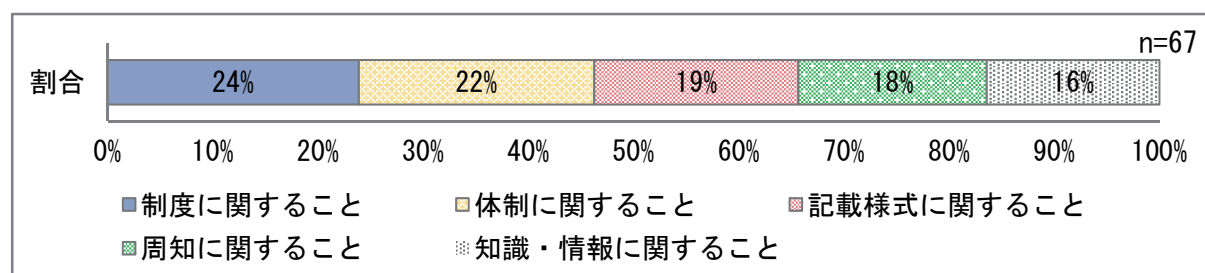
相談を受けている障害者（児）補装具（複数回答）



Q9_適合判定における更生相談所に求める助言の程度



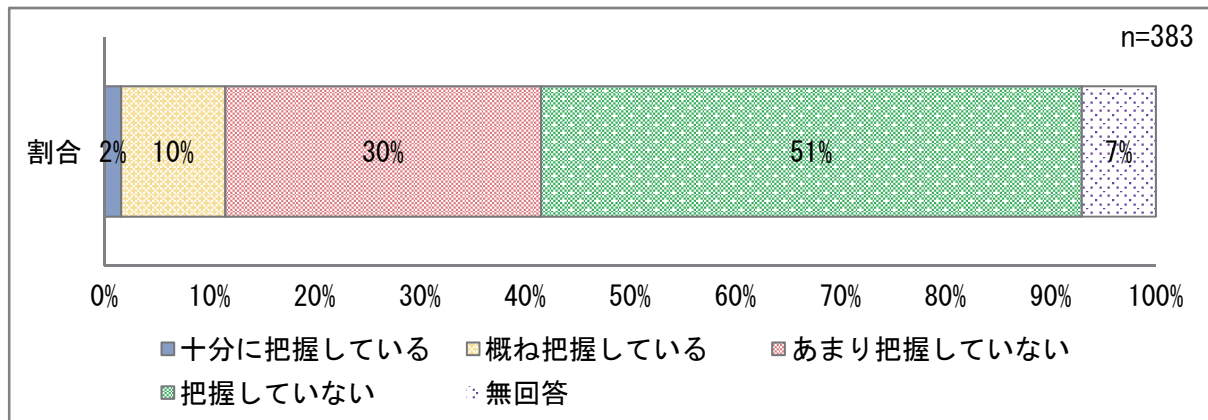
Q10_意見書作成にあたっての現状の課題やそれを解決するための提案



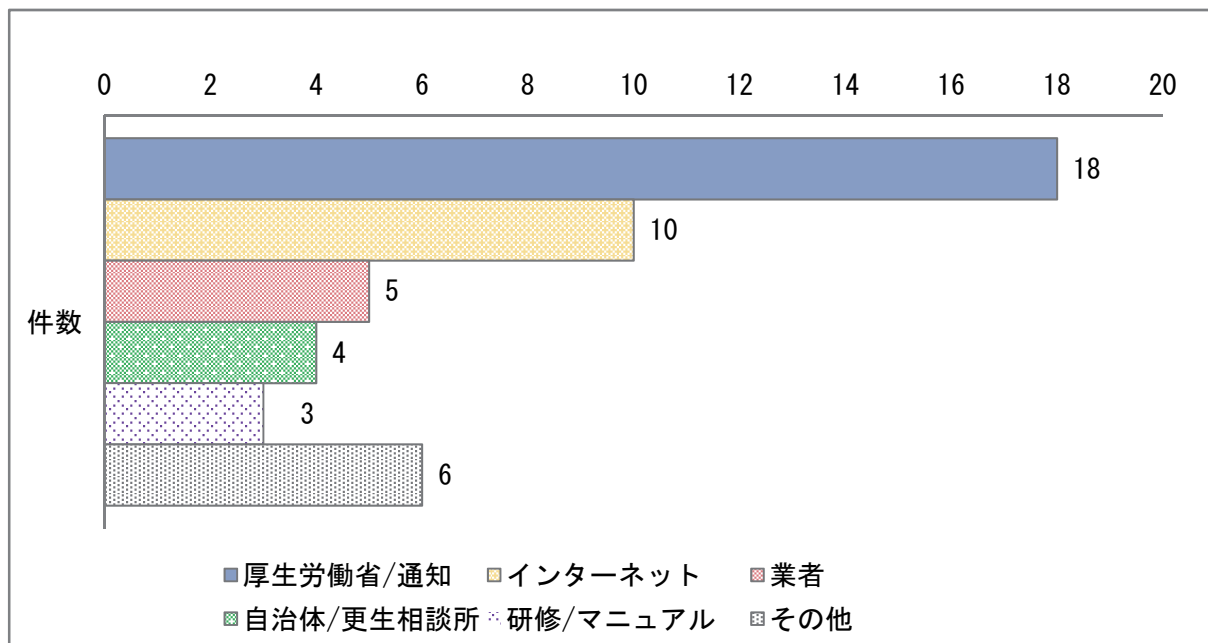
分類	件数	現状の課題	改善策や提案
制度に関すること	16 件	県市（区）町村によって解釈が違う	Q & A で国の基準を明確化したり、各自治体のホームページで基準を検索できるようにしたりしてほしい
		必要書類を整えるのに時間と労力を要する	意見書の保険点数化や必要な情報の明確化、チェック方式の採用
体制に関すること	15 件	手続きが多く時間を要する	審査を迅速にする。また電子媒体による体制を整えてほしい
記載様式に関すること	13 件	様式が自治体によって多岐にわたる	標準化・デジタル化された様式を準備してほしい
周知に関すること	12 件	制度の存在を知らない	案内文などを送付してほしい
知識・情報に関すること	11 件	難しい判定に各個人の経験で対応しなければならない	15 条指定医を取得した後の講習会が必要

2 借受けに係る補装具費支給意見書の作成状況

Q11_平成30年4月から導入された「補装具の借受け」について仕組みの把握状況



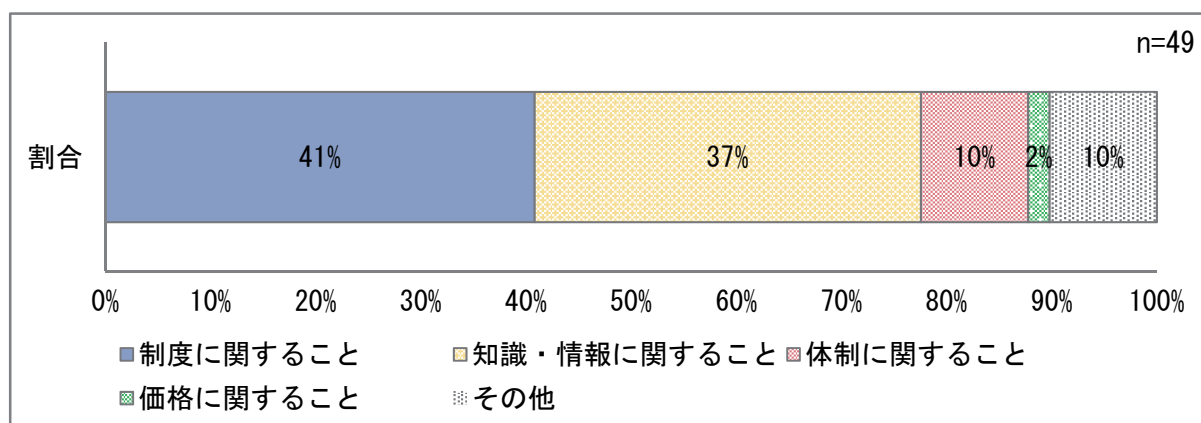
具体的な把握方法(情報元) (複数回答)



Q12_借受けに係る意見書作成の件数

	作成件数
義肢の完成用部品	0 件
装具の完成用部品	0 件
座位保持装置の完成用部品	0 件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	0 件
歩行器（障害児）	0 件
座位保持椅子（障害児）	0 件
合計	0 件

Q13_借受けに係る現状の課題や提案



分類	件数	現状の課題	改善策や提案
制度に関すること	20 件	具体的な進め方がわからない	申請例を示してほしい
		短期の借受けなどができない	短期借受けなどの制度を整える、一定量を自治体等で所持して貸出を行う
		借受けについての周知が不十分	情報を医療機関に積極的に告知して欲しい
知識・情報に関すること	18 件	全く情報がない	情報を集めたい、事例集などがあればよい
		借受けにするかオーダーで可能かを判定医に求めることは困難である	
体制に関すること	5 件	借受けを請け負う業者がない	業者への負担軽減で、借受けが広がるようにする
価格に関すること	1 件	対応する業者がない	
その他	5 件	借受けに関わる相談を受けたことがない	薬局としてできること、求められていることを検討する必要がある

3 現行制度における課題と提案

Q14_市（区）町村等からの要望に応えるための関係機関に対する要望や希望する支援内容

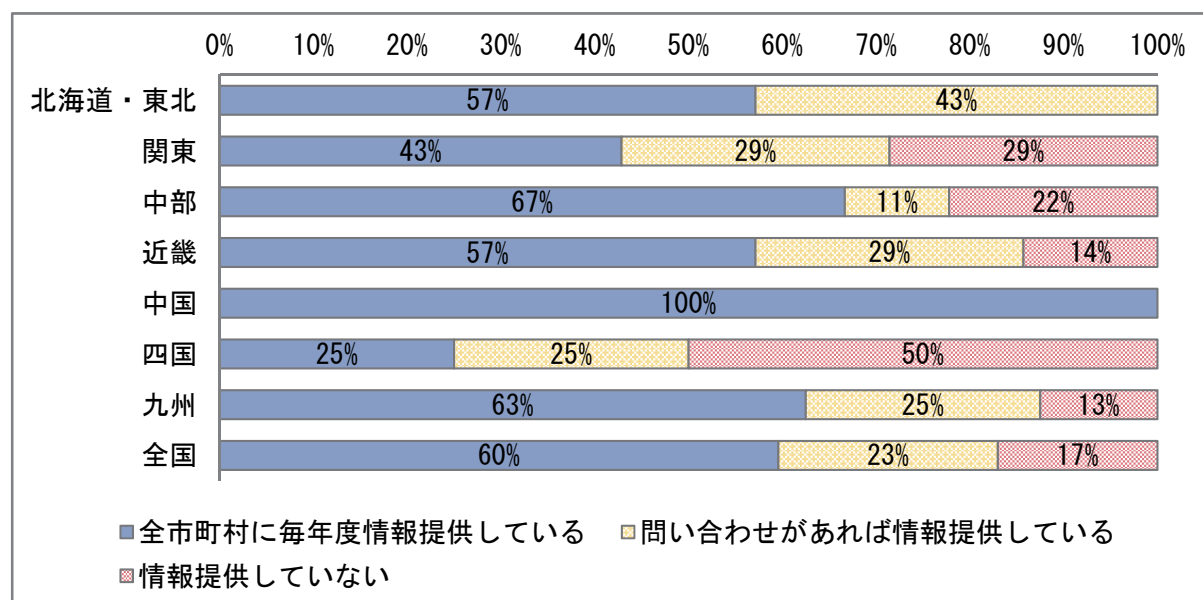
分類	件数	主なコメント
厚生労働省	26 件	医師に求める意見が複雑すぎるので簡単になるよう制度変更をお願いしたい
		各県で基準がまちまちである。統一してほしい
		制度の簡略化や難病のように症状が変化する疾患の場合柔軟に対応できる制度にしていきたい
都道府県	24 件	担当者の相違による判定の違いをなくすように引き継ぎを適切に行ってもらいたい
		有効に連携がとれている自治体の例を参考にしたい
		画一的に処方箋や意見書の全項目を埋めることをやめてほしい
市（区）町村	24 件	手続きを迅速にしてほしい
		市（区）町村の児に対する補装具の支給判断にもっと専門性があることが望ましい
		市（区）町村の相違による判定の違いをなくすよう擦りあわせを適切に行ってもらいたい
テクノエイド協会	16 件	書類作成している医師へもっと情報を届ける努力をしてほしい
		医師に情報をさがさせるのではなく、協会から医師へ届けてほしい
その他	8 件	申請者に対し、借受けのメリット、デメリットを明確に説明していただきたい

(4) 都道府県

本結果は、厚生労働省が都道府県を対象に行った調査結果をもとに作成した。

補装具費支給制度における都道府県の対応

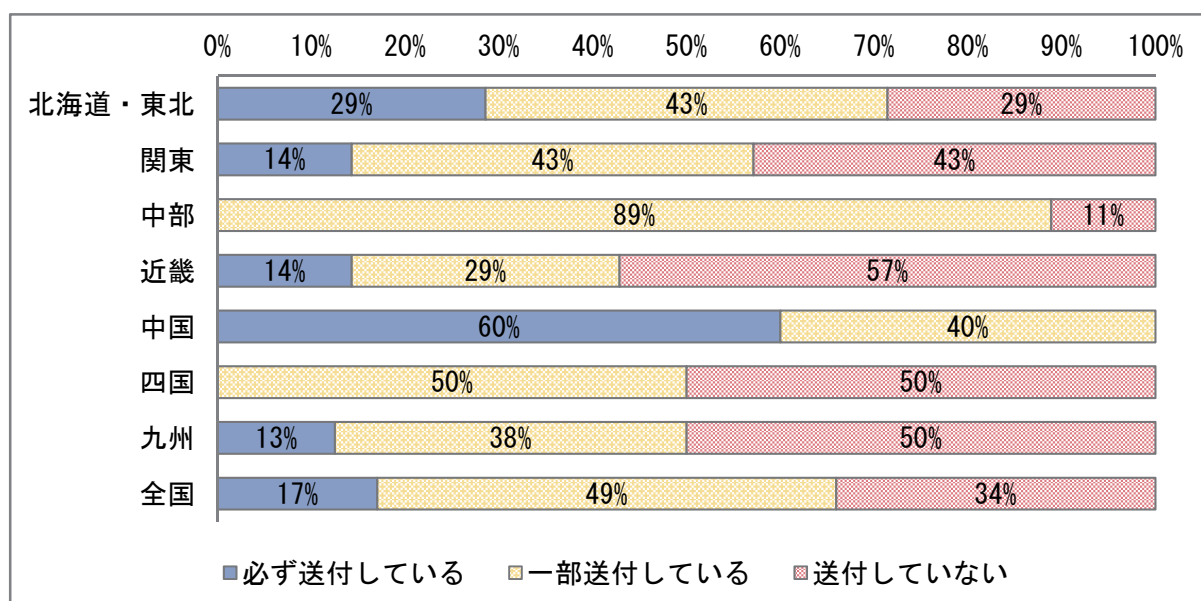
Q1_障害児の補装具費支給に係る市（区）町村への意見書作成可能な指定自立支援医療機関や保健所の情報提供



指定自立支援医療機関や保健所の情報提供に関するコメント

コメント	回答数
県のHPで指定自立支援医療機関のリストを公開している	9
市町村から問い合わせがない	2
身更相が企画する市町村担当者向け研修会で情報提供している	1
意見書を書ける医師がいる指定自立支援医療機関を把握していない	1
指定自立支援医療機関や保健所の医師が意見書を書いた実績がない	1
【好事例】 毎月1回、メールで全市町村にリストを送付	1

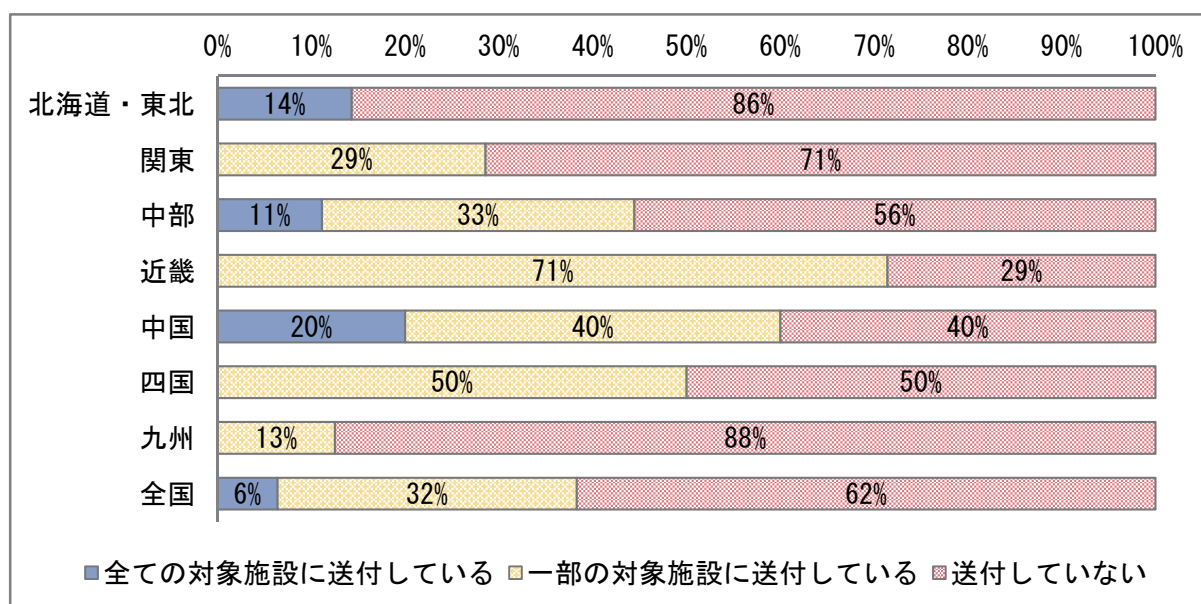
Q2_指定自立支援医療機関や保健所への厚生労働省からの告示、通知、事務連絡等の送付



厚生労働省からの告示、通知、事務連絡等に関するコメント

コメント	回答数
発送の負担が大きい	4
県HPに掲載している	4
実施主体の市町村のみに周知	3
保健所には必ず送付している	2
内容により送付している	3
実態として、15条指定医師が意見書を記載することが多い	2
問い合わせがあれば、個別に対応している	3
厚労省から指定自立支援医療機関への周知依頼がない	1
意見書を書ける医師が所属する指定自立支援医療機関を把握していない	2
通知等は厚生労働省HPで閲覧可能である	1
更生相談所の研修会を通じて周知している	1
更生相談所が周知している	1
マニュアルを公開している	1

Q3_指定自立支援医療機関や保健所への都道府県（更生相談所）が行う研修会の案内の送付



研修会の案内の送付に関するコメント

コメント	回答数
必要に応じて助言・指導	1
県HPで一般的留意事項を周知	2
指定自立支援医療機関向けの研修会を実施していない	20
指定自立支援医療機関への周知は不要と判断	2
意見書を書ける医師が所属する指定自立支援医療機関を把握していない	1
研修会には県は関わっていない	3
事務が煩雑になるので送付していない	1
研修会の内容による	1

6. ヒアリング調査の結果

(1) 市(区)町村

児童の支給決定

《判定について》

- ・ 重症の児童の増加に伴い支援が課題となっている。市町村判断となっているが必要性の判断は市町村では難しい、更生相談所や医師の判断が必要であると感じている
- ・ 更生相談所の判定がなく医師の意見書だけで決定している。市だけで決定してよいか迷う場合がある
- ・ 事務職員に児童の補装具の支給決定を行わせるのは困難であり、更生相談所の判定が必要であるとする
- ・ 更生相談所にFAXを一通り送って相談はするが、児童の判定は基本的には行わないというスタンスである

《流れ》

- ・ 先ずは意見書をもらい、市から業者に見積もりを依頼するようにしている
- ・ 見積書は市の方から業者に依頼するようにしている
- ・ 申請、見積もりを担当が受取り、疑義がなければ決定、疑義があれば更生相談所や場合によっては保護者、病院に確認をするようにしている
- ・ 疑義がなければ、1週間程度で決定する

《要望》

- ・ 障害児も更生相談所で判定してもらえると大変有り難い

《課題》

- ・ 学校に上がる際に複数支給ということもあるが、使い分け等の理由が明確に意見書に記載されていない場合がある
- ・ 申請が児童は簡易であるものの、成人になると厳しくなるという意見がある

《その他》

- ・ 再支給のケースが多いと感じる
- ・ 皮膚疾患で身障手帳はないが、座位保持装置の提案が業者から出ているケースがある
こうした場合、更生相談所に判定依頼をさせてもらいたい

更生相談所との連携

《実情》

- ・ 判断に迷う場合は、更生相談所に電話等で相談するようにしている
- ・ 介護保険との絡みや入院している状態での申請等、疑問に思ったことは更生相談所に電話で相談するようにしている
- ・ 新規の来所判定の際には立ち合っている
- ・ 自治体は専門的、技術的知識を持っている人が多いわけではないので、迷ったときは更生相談所に随時助言を求めている
- ・ 市町村では困ったことがあれば、更生相談所に問い合わせをしており連携が図れている。個人的には更生相談所にほとんどお願いしているふしがある
- ・ 更生相談所からは真に必要か否かを問われることが多い。印象としては必要性より便利性による申請が増えていると感じる

- ・ 対象者の生活環境や身体状況等については連携システムがあり、身障手帳も補装具の決定も情報共有ができています。借受けに関してはシステム改修中である

《判定依頼》

- ・ 支給決定の7～8割は、判定依頼をしている

《要望》

- ・ 医療機関（医師）と市町村（事務員）では医学的知識の相違が著しいため、更生相談所が中立機関として関与してもらいたい
- ・ 既製品で対応できるか否かの判断が市の職員では難しく、医師の判断が必要になってくる。
- ・ 最終的には市の判断となってしまうが、もう少し更生相談所に関与してもらいたい

《課題》

- ・ 研修に関しては補装具の紹介にとどまっている印象である
- ・ 更生相談所等が作成したマニュアルを参考にしている

《その他》

- ・ 医療機関や更生相談所よりも補装具業者の方がわかりやすく親切に教えてくれるケースがある

指定自立支援医療機関との連携

《実情》

- ・ 介護保険の対象者で車椅子を申請する場合は、意見書が必要であるが、意見書なしで相談員と一緒に相談に来るケースがある
- ・ 入院中、MSWから連絡があり、その聞き取り等に対応している

医師意見書

《記載内容》

- ・ 適応理由などが具体的に書かれていない場合がある
- ・ 義足で必要となる完成用部品について、その必要性について、意見書からの判断が難しい
- ・ 意見書だけでは本当に必要かどうかわからない場合が多い
- ・ 情報量が少なく、必要な理由が見えてこない（歩行器「歩くときに使います」等）。

《独自の工夫》

- ・ 基本的には国の様式に準じている。
- ・ 独自ルールとして種目ごとにチェック項目を設けている

《課題》

- ・ 手動型車椅子について、オーダーメイドなのか、レディメイドなのか、意見書に書いてもらわないとわからない
- ・ 車椅子作製時は処方箋をみているが、修理になると処方箋がないため業者からの見積もりを見るしかない
- ・ 本来医師が処方して見積もりを作成するものであるが、支援学校の先生や業者の要望や意向に沿った処方箋を書いていることもあるような印象を持つ
- ・ 補聴器の申請をはじめとして、車椅子や補装具についても本人の希望、要望通りに意見書が書かれているような気がする

借受け

《制度の認知》

- ・ 借受けに関する周知はHPやしおりに記載している
- ・ 実態としては、借受けの問い合わせもあるが、介護保険のレンタル対象と同じ感覚でいる人も多い。まずは介護保険が優先であることを説明している
- ・ 制度があることを知っている程度

《借受け対象》

- ・ 重度障害者用意思伝達装置は必要性が認められれば良いが、完成用部品に関しては、借受けに繋がらない印象がある
- ・ 児童の成長に合わせてとあるが、児童では歩行器の申請がもともと少ない。歩行補助杖やロフトストランドクラッチは時々あり、座位保持装置やバギー、補聴器が多い。
- ・ 重度障害者用意思伝達装置について、借受けのケースが発生しそうである

《周知》

- ・ 通知は届いているが、市からはHP等に掲載していない
- ・ 積極的に療育センター等に周知していない。県の役割と認識している
- ・ 業者と各福祉事務所に対して、借受けの流れについて3月に周知する予定でいる
- ・ 厚労省からの通知は各区に流している

《課題》

- ・ 相談の際、借受けの必要性を市だけで見極めることは困難
- ・ 実際に借受けの相談等もないが、事務処理が煩雑になるように感じている
- ・ 日割りの支払等が複雑なため、システムの改修が困難
- ・ 借受けについて、どの程度推進したら良いか判断が難しい

その他、補装具費支給制度全般に関すること

《書類（見積書等）の保管・管理》

- ・ 高額、合算というときには確認するために領収書をとっている
- ・ 自己負担が無かったり、ほとんどが代理受領となったりするため求めている
- ・ 非課税の方ばかりであり、代理受領のため、業者からの請求書を保管している。1割負担した場合はその領収書を保管している
- ・ 非課税で自己負担がないことが多いため、領収書はない

《再支給》

- ・ 再支給のときは意見書省略なので、本当に必要なのか、本当に壊れているのか、判断しがたい
- ・ 耐用年数だけでは判断しないようにしている

《適合判定》

- ・ 業者からの完成した補装具をみせてもらうのみで、市では処方箋通りか見積もり通りかなかなか判断できない
本人が問題なく使用できているということで判断するしかない
- ・ 適合しているか否かの判断は容易ではない。写真や現物と見積書と照らし合わせてもわからない場合が多く、業者を信頼している
- ・ 本人が使用しているところを市も確認した方がよいが、現状では難しい
- ・ 更生相談所で行う適合判定には立ち会っていない

- ・ 市町村が決定したものに対して、種目によって写真等で確認している

《要望》

- ・ もう少し地域の医療従事者に協力してもらえる仕組みがあるとありがたい
- ・ 相談員がついている方であればモニタリングも可能であり、補装具についても使用状況を確認してもらえるとよい
- ・ 見積もりの内容について、相談できる中立的な機関があるとよい
- ・ 学校で使用するものは、市が支給するのではなく養護学校で準備するようにしてほしい
- ・ 基準を詳細に決めることにより運用しにくくなる部分もあるが、もう少し基準を明確にしてほしい部分もある。

例えば、眼鏡は意見書なしで市町村判断となっているが、矯正機能がない視野障害のみ、視力障害はないが矯正が必要など

《その他》

- ・ ガイドブックは写真がついておりわかりやすい

(2) 更生相談所

児童の支給決定

《現状》

- ・ 療育機関からの問い合わせは少なく、市町村からの相談が多い
- ・ 基準額以上となる場合の対応についての相談が多い
- ・ 療育スタッフと業者でしっかり話しているので、目的から外れたものは少ない
- ・ 更生相談所の嘱託医による判定は月2回のみ。成人しか対応できないのが現状、児童に関しては市町村に任せている

市（区）町村との連携

《実情》

- ・ 支給判定前の相談が多い
- ・ 手続き的なこと、事務的な問い合わせが多い
- ・ 市町村からの問い合わせは多く、わからないことは聞いており、風通しはよいと思う
- ・ 判定時に立ち合いを依頼する場合もある
- ・ 書類ではなく電話による問い合わせがほとんどである
- ・ 判断しかねる場合は、助言の正式依頼がきてから回答するようにしている
- ・ 児童に関しての判定は行っていない、電話による助言という形で対応している。
- ・ 医師と業者を比較すると、業者の方が諸々つけることが多く、医師が書きもらしている可能性があり、市町村を通じて医師への確認を依頼している
- ・ 対象地域が広域であるため、直接判定を行う装具を限定し、月曜から木曜まで巡回している。それでもタイミングが合わなければ3ヵ月後の対応となることもある。支所の方が調整をしている、近郊の人のみ来所対応している
- ・ 市町村からの直接判定は支所がとりまとめている
- ・ 文書判定の際、写真のコピーなどで確認している。メールや電話、FAXを使用することもある

《判定》

- ・ 更生相談所に月2回医師が来ており、その際、意見書を書いてもらう
- ・ 種目としては新規の電動車椅子や意思伝達装置が多い。意思伝達装置は難病の方が多い
- ・ 電動車椅子の場合は全く同じものであれば市町村のみの判断であるが、リフトやティルト機能が必要となる場合は、医学的な判断が必要となるため更生相談所にて判断する
- ・ 電動車椅子の場合は身障手帳で障害の程度を確認し、補聴器の場合は両耳であること等で判断しているが、難病の場合は身障手帳を持っていないことが多い

《研修》

- ・ 毎年5月～6月頃、主に市町村の初任者に基本的な研修を行い、判定依頼時の留意事項を伝えている。そして2月頃、もう少しレベルアップした研修会を行っている

《工夫》

- ・ 基本的なQ & AをHPに掲載している。そのほか、手引きの冊子等も作成している。意見書やフォームの改定は数年に一度である

《課題》

- ・ 医師の意見書と業者の見積もりが一致しないことが多く、確認するため判定に時間がかかってしまうケースがある。

《その他》

- ・ ガイドブックなどをお互いに見ながら話すことで理解しやすくなっている

指定自立支援医療機関との連携

《実情》

- ・ 意思伝達装置の必要性は、病院→市町村→更生相談所となることが多い
- ・ 医療機関と補装具の件でのやりとりはほとんどない
- ・ 市町村を通じてやりとりする場合がある

《課題》

- ・ 更生相談所で判定していない補装具の取り扱いについて、適切に行えているのか、適合判定は医師が行っているのか

医師意見書

《記載内容》

- ・ 手書きのため解読が難しい場合がある
- ・ 医師ではなく業者のアドバイスに基づく記載のように見受けられる場合がある

《工夫》

- ・ 自由記述では書いてくれないことも多いため、項目として書いてもらえるよう工夫した独自の書式を作成している
- ・ 意見書の様式を検討し、必要事項の漏れがないようにする

《研修》

- ・ 医師に対する研修は行っていない

《要望》

- ・ 医師の意見書には、もう少し必要性を書いてもらえるとよい

借受け

《現状》

- ・ 意思伝達装置に関しては何件か話もあったが、業者が対応できないとのことであった
- ・ 歩行器の借受けについて、助言を求められたことがある
- ・ 年齢が若い人であれば借受けを勧めずに購入にしている

《周知》

- ・ 市町村に周知するとともに、手引き等に掲載している
- ・ 県は文書の送付のみ、更生相談所では説明会を通じて情報を伝えている
- ・ 研修の中で若干触れた程度である
- ・ 業者に対する研修は行っていない

《要望》

- ・ 成功事例を教えてほしい
- ・ 意思伝達装置は借受けというように決めてもらえるとよい
- ・ 業者に借受け用の機器が多くあるとよいのでは

《課題》

- ・ 市町村では借受けに関する情報が不足している。推進していくのであれば研修を開催する必要がある
- ・ 正式な提案はない。引き受ける業者もないのではないか

その他、補装具費支給制度全般に関すること

《適合判定》

- ・ 見積書と支給する補装具、身体状況と補装具、そのフィッティングをチェックする補装具によっては医師が確認している
- ・ 新規の際は2回来所する。その際、医師は不在で更生相談所の職員だけである
- ・ 更生相談所在地以外は巡回相談を東と南で年2～3回行っている

《要望》

- ・ 借受けが機能するよう、業界への周知を徹底するとともに、業者の体制を整備する必要がある

《課題》

- ・ 担当は県からの出向。3～4年で異動となる
- ・ マンパワーが不足しており、身体障害者福祉司1名、看護師1名で担当している
- ・ 今以上の業務を行うには人手不足である
- ・ セラピストとの連携が難しく、嘱託医の確保はさらに難しい状況にある
- ・ 意見書を書く医師に対する研修の開催、また資料や情報が少ないのが実態
- ・ 借受けの事例集があっても、借受けできる補装具がなければできない

（３）指定自立支援医療機関

児童の補装具事情

《実情》

- ・ 毎週、月曜を補装具外来の日としている
- ・ 毎週金曜日の午後に補装具外来を行っている。業者は２０社以上。月・火・木も数社ほどきている
- ・ 希望の補装具が限定している時には、特定の業者で個別対応している
- ・ 補装具外来は毎回６０名程度、学校が休みの時には８０名程度になる場合もある
- ・ 治療という観点より、ＡＤＬ向上の視点から補装具を希望するケースが多い

《流れ》

- ・ 外来にて医師が診察し意見書を作成、業者が装具を作製するという流れである
- ・ 意見書作成→発注→適合判定というように２回は必ず来てもらう。適合判定には可能な限り医師とセラピストが立ち会うようにしている

《工夫》

- ・ 独自のデータベースを作成しており、処方履歴が確認できるようにしている

市（区）町村との連携

《実情》

- ・ 市町村との関わりはほとんどない
- ・ 市からセンターへアドバイスを求めることはほとんどない
- ・ 市との連携は特になく、適合判定時に職員が立ち合うこともない
- ・ 自治体によっては、ＰＴ、ＯＴが審査に入ることがあり、細かい問い合わせがくることもある
- ・ 意見書を書いたものの認められないというようなことはない。指摘される可能性がある場合には、保護者に行政へ事前相談するよう伝えている
- ・ 担当セラピストから行政に事前交渉することもある

《要望》

- ・ 在宅で適切に使用できているかの情報があるとよい

《その他》

- ・ ＮＩＣＵに医師と業者が訪問することもある

更生相談所との連携

《実情》

- ・ センターは更生相談所と直接やり取りをすることはほとんどない（市町村を介している）
- ・ センターから更生相談所に助言を求めることも少ない
- ・ 児の場合、更生相談所まであがるケースはほとんどないのではないかと
- ・ 市と更生相談所でやりとりをするので直接やりとりをすることはない
- ・ 入所している人が補装具の変更をするときは、意見書相当のものを作成して、書面上のやりとりをすることはまれにある

医師意見書

《体制》

- ・ 小児の整形の医師は1人しかいない（昨年度実績は、車椅子が62件、座位保持装置が60件、その他（座位保持カーシート、walker等）22件）
- ・ 2名の整形外科医で対応している（月に20～30件作成：近隣市町村からも受け入れている）
- ・ 5名の医師で対応（内2名は若い医師が研修の意味も含めて関与。月に100件前後作成：同一都道府県内に限らない）
- ・ 短下肢装具、座位保持装置、車椅子が多い
- ・ 成長対応に伴う修理・調整、使用中の故障が多い
- ・ 修理のみであっても子供の場合は意見書を書く（昨年から簡易なものは省略可）

《様式》

- ・ 医師意見書も処方箋も様式は国のものを使っている。
- ・ 特定の市町村以外は国の様式を使用し、特定の市町村は相談所へ提出用の様式がある
- ・ 都道府県で作成した様式を使用している
- ・ 所定の様式は1,500円（税抜き）、自治体独自の書式指定のときは3,500円（税抜き）

《記載内容》

- ・ 意見書の作成には担当セラピストの評価等も反映しており、適切な補装具の作製に繋がっている
- ・ セラピストは患者の身体状況等を適切に把握しているため、それらを医師に伝え、業者に伝えている
- ・ 使用効果の見込の記載を求められることがある

《差し戻しや指摘》

- ・ 保護者が市町村申請時に追加機能を要望することがあり、その際は意見書の差し戻しがある
- ・ 処方内容と見積もりの内容の齟齬
- ・ 支給の間隔が短いと指摘

《要望》

- ・ 一度に多くの装具の申請依頼をするケースがあり、診療待ち時間が増大することもあるため、事前に書類を準備する等できないものか

《課題》

- ・ 患者さんの状況を書面だけで伝えることは難しい
- ・ 市町村は更生相談所から助言をもらっていると思うが伝わらないことがある
- ・ 事前に診察して患者や業者と話し合っで見積もりを出しているが、同じ内容で処方も書かなければならない
- ・ 障害の程度も手帳をみて記入しているため、どこまで詳しく書く必要があるのかと思うことがある

借受け

《実情》

- ・ 国からの情報はあまり伝わっていない
- ・ 自分でインターネットから情報収集している

- ・ 借受けに関する情報がない
- ・ 通知が多すぎるため、すべてを確認できていない状況にある
- ・ 車椅子は借受けになじむと思われるが利用できない
- ・ 義肢装具学会等で情報を得た
- ・ 実際借受けになったケースはない
- ・ 歩行器は借受けでもいい可能性がある

その他、補装具費支給制度全般に関すること

《実情》

- ・ セラピストは学会等に参加して情報収集している
- ・ 適合判定は身体にあっているか否かに力点をおき、医師、セラピストが立ち会っている

《適合判定》

- ・ 補装具が完成し引き渡す際、適合状況を見ている
- ・ 子供の場合は即適合判定を行わず、自宅で使用後に再度来所してもらうようにしている
- ・ 市町村が見に来ることはほとんどない

《要望》

- ・ 必須の研修があれば、必然的に知識が入ってくる
- ・ 情報が細かすぎると読む気にならないので、ポイントがほしい

《課題》

- ・ 適合判定に市町村の立ち会いがない
- ・ 書類の件数が多いが、対応可能な医師は1人しかいない
- ・ 修理の意見書は3,000円かかるうえ、戻りまでに2～3週間かかる場合があり、その間は使用できない
- ・ 補装具の支給制度、負担割合が極端すぎる。低所得で0%の人は安易に作り直すこともある
- ・ 治療用装具と総合支援法による支給、医療と福祉の棲み分けが難しい
- ・ 更生相談所の役割や仕事をセンターが行っているにもかかわらず、その報酬は再診料分程度であり、医療から拠出していることに釈然としない

7. まとめ

- 本調査研究では、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等を整理することとし、今後の補装具費支給制度の在り方を検討するうえでの参考資料に役立てることを目的とした。
- 実施にあたっては、全国の市（区）町村及び身体障害者更生相談所をはじめ、都道府県の協力も得て、今回は指定自立支援医療機関も含めて、実態調査及びヒアリング調査を実施した。
- 身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所及び指定自立支援医療機関の意見等を参考に、最終的には市（区）町村において支給決定がなされているが、本調査の結果から、市（区）町村では、専門的な知識を必要とする業務であり、支給決定に際して、適切な補装具の必要性の判断に苦慮している様子がうかがえた。
- 本制度の中で技術的中枢機関として位置づけられている更生相談所においても、適切な判定を行うための医師や医療関係職種等を十分に確保できていないわけではない。こうした現状を踏まえると、地域の医療機関等との連携を深めること、また、地域の指定自立支援医療機関との連携も必要なことが明らかである。
- 更生相談所とその県域の医療機関等が連携を深めるための方策として、厚生労働省から発出される文書等の共有は勿論のこと、本制度の理念を踏まえて適切な補装具が支給されるよう、申請者に関する情報を共有し、支給決定を行う市（区）町村に如何に技術的な支援を行うかが重要である。
- 補装具の適切かつ効果的な判定及び支給決定、さらには適合判定や決定後のフォローアップを確実なものにするには、当該地域の多職種および多機関による連携体制の構築が求められる。
- 本調査研究では、全国規模を対象に行った実態調査と一部の市（区）町村等を対象に行ったヒアリング調査により、主な課題と本制度の適切な運用に向けた考察を行ったところであるが、今後さらに各論点を深掘りし、具体的な課題の解決に向けて、継続して調査する必要がある。

第3部 借受け及び、判定 困難な事例の収集・提供

1. 借受けに関するモデル事例作成の目的

全国の市（区）町村及び更生相談所より、平成30年10月時点の借受けに係る実際の事例を収集し、事例検討部会にて加工のうえ、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例を作成し、全国の市（区）町村及び更生相談所等へ情報提供することとした。

これにより借受けの効果的な利用と情報の共有を図ることとした。

2. モデル事例等の作成にあたって

（1）補装具の借受けに関する正確な知識の情報の共有

補装具の借受けに関する取り扱い及び、算定に関する正しい知識を普及するため、これまでの厚生労働省から発出された指針やQ & A等をもとに、必要な情報を整理するとともに、補装具借受け算定にあたっての具体的な事例を示すこととした。

（2）借受け事例

実態調査時に提出された実際の事例等をもとにモデル事例を検討することとしたが、全国から提出された件数は13件と少数であった。

モデル事例の具体的な種目・内容については、制度改正後の活用実態等を踏まえ、検討部会にて議論し作成した。

なお、モデル事例の作成に係る留意事項として、購入費の支給に対し、先ずは借受けによることが利用者にとって効果的であることを例示する内容（あくまで参考事例）にすることとした。

（3）判定が困難な事例

これまで補装具判定専門委員会に寄せられた事例の中から代表事例を抽出し、一部加工して作成した。

3. 事例の提出状況

（1）借受けに関する事例の提出状況

	件数
市（区）町村	5 件
更生相談所	8 件

（2）判定が困難な事例の抽出状況

種目	件数
電動車椅子	9 件
座位保持装置	7 件
義足	6 件
車椅子、下肢装具、意思伝達装置、補聴器	各 5 件
起立保持具、義手	各 3 件
上肢装具、歩行器	各 1 件
計	50 件

（３）事例作成にあたっての分担

【借受け事例】全１０事例

- 榎本委員：３件　・・・膝義足、下腿義足、短下肢装具
- 高岡委員：４件　・・・上肢装具（２件）、意思伝達装置（２件）
- 山口委員：３件　・・・座位保持装置、歩行器（２件）

【判定困難事例】全９事例

- 榎本委員：３件　・・・簡易電動車椅子、耳あな型補聴器、普通型電動車椅子
- 高岡委員：３件　・・・意思伝達装置、右大腿義足、左大腿義足
- 山口委員：３件　・・・起立保持具、意思伝達装置、座位保持装置

【補装具の算定の取扱いと具体的事例】

- 榎本委員（服部委員）

４．補装具費支給制度に係る事例集（※資料編を参照）

資料編を参照のこと

５．事例集の活用について

当協会のＨＰに掲載するとともに、全国の更生相談所及び市（区）町村等へ配布した。

資料編

1. 実態調査票

(1) 実態調査票：市（区）町村

市（区）町村向け

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究 補装具費支給制度に関する実態調査

○調査目的

この「補装具費支給制度に関する実態調査（以下「本調査」）」は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所及び指定自立支援医療機関の意見等を参考に、最終的には市（区）町村において、支給決定がなされているところですが、本調査では、全国の市（区）町村及び更生相談所等を対象に、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的とするものです。

併せて、本調査では、本年4月より新たに導入された「借受け」の事例等についても調査することとし、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例の作成検討にも役立てることに致します。

補装具費の支給決定等については、障害者等のニーズに即した、適切かつ円滑な運用が求められているところであり、本調査でご回答いただく内容は、極めて貴重な参考資料となるものであり、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご回答賜りますようお願いいたします。

○調査対象

市（区）町村において、補装具費の支給決定の業務に従事する者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メールにて提出ください。

※集計の都合上、回答はExcelファイルのままで提出にご協力ください。

kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成30年11月9日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部

谷田良平・篠 明子・五島清国

電話番号 03-3266-6883

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並びに厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

市区町村名		都道府県名	
担当部署名		担当者名	
住所		電話	
e-mail		FAX	

1 実施体制及び支給実績

Q 1 補装具費の支給決定に携わっている職種・人数等をご記入ください。（平成30年9月1日現在）

※ 補装具の支給決定に携わっている職員の人数を記入します。（事務職を含む）

但し、部長や課長等の管理職は除いてください。

※ 支給決定とは、補装具の相談開始から補装具費の支給事務手続き完了までを言います。

※ 職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。

※ 各職種の平均経験年数とは、支給決定に携わった各人の経験年数の合計を総人数で割った数値としてください。

※ 兼務とは、装具費の支給決定事務以外の業務を兼ねている場合を言います。

※ 「0件」の場合は、記入不要です。

職種	常勤	平均経験年数	非常勤・兼務	平均経験年数
一般事務職	人	年	人	年
身体障害者福祉司	人	年	人	年
医師	人	年	人	年
理学療法士	人	年	人	年
作業療法士	人	年	人	年
保健師	人	年	人	年
看護師	人	年	人	年
義肢装具士	人	年	人	年
言語聴覚士	人	年	人	年
その他	人	年	人	年

Q 2 厚生労働省から発出される補装具支給制度に係る告示や通知等について、管下の関係機関や団体等への周知の状況を教えてください。

- ☐ 十分に周知している
☐ 概ね周知しているが、課題がある
☐ あまり周知していない
☐ 周知していない

1) 「十分に周知している」「概ね周知しているが、課題がある」と回答した場合 周知している関係団体・機関と周知方法を教えてください。

関係団体・機関名	周知方法			
	☐ ホームページ掲載	☐ E-mail	☐ FAX	☐ 郵送
	☐ ホームページ掲載	☐ E-mail	☐ FAX	☐ 郵送
	☐ ホームページ掲載	☐ E-mail	☐ FAX	☐ 郵送
	☐ ホームページ掲載	☐ E-mail	☐ FAX	☐ 郵送
	☐ ホームページ掲載	☐ E-mail	☐ FAX	☐ 郵送

2) 「概ね周知しているが、課題がある」「あまり周知していない」「周知していない」と回答した場合 その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

☐ 業務量が多く、対応できないから

☐ その他 ()

Q 3 障害者の補装具費の支給決定の件数と内訳をご記入ください。 ※児童を除く

- ※ 平成29年度の支給実績についてお答えください。
- ※ 新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含めてください。
- ※ 総計の右側の%には、更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率を記載してください。
- ※ 「市（区）町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市（区）町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。
- ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
- ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	総計	更生相談所 に判定依頼	市区町村だけで判断	
			意見書に 基づき支給	意見書省略で 支給
義肢	件	%	%	%
装具	件	%	%	%
座位保持装置	件	%	%	%
盲人安全つえ	件	%	%	%
義眼	件	%	%	%
眼鏡	件	%	%	%
補聴器	件	%	%	%
オーダーメイド車椅子	件	%	%	%
レディメイド車椅子	件	%	%	%
電動車椅子	件	%	%	%
歩行器	件	%	%	%
歩行補助つえ	件	%	%	%
重度障害者用意思伝達装置	件	%	%	%
合計	件	%	%	%

Q 4 障害者の特例補装具費の支給決定の件数と内訳をご記入ください。 ※児童を除く

- ※ 平成29年度の支給実績についてお答えください。
- ※ 新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含めてください。
- ※ 総計の右側の%には、更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率を記載してください。
- ※ 「市（区）町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市（区）町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。
- ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
- ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	総計	更生相談所 に判定依頼	市区町村だけで判断	
			意見書に 基づき支給	意見書省略で 支給
義肢	件	%	%	%
装具	件	%	%	%
座位保持装置	件	%	%	%
盲人安全つえ	件	%	%	%
義眼	件	%	%	%
眼鏡	件	%	%	%
補聴器	件	%	%	%
オーダーメイド車椅子	件	%	%	%
レディメイド車椅子	件	%	%	%
電動車椅子	件	%	%	%
歩行器	件	%	%	%
歩行補助つえ	件	%	%	%
重度障害者用意思伝達装置	件	%	%	%
合計	件	%	%	%

Q 5 障害児の補装具費の支給決定の件数をご記入ください。 ※者（成人）を除く

- ※ 平成29年度の支給実績についてお答えください。
- ※ 新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含めてください。
- ※ 総計の右側の％には、更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率を記載してください。
- ※ 「市（区）町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市（区）町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。
- ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
- ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75％の範囲内で支給決定したものを言います。
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	総計	更生相談所 に判定依頼	市区町村だけで判断	
			意見書に 基づき支給	意見書省略で 支給
義肢	件	％	％	％
装具	件	％	％	％
座位保持装置	件	％	％	％
盲人安全つえ	件	％	％	％
義眼	件	％	％	％
眼鏡	件	％	％	％
補聴器	件	％	％	％
オーダーメイド車椅子	件	％	％	％
レディメイド車椅子	件	％	％	％
電動車椅子	件	％	％	％
座位保持いす（児童のみ）	件	％	％	％
起立保持具（児童のみ）	件	％	％	％
歩行器	件	％	％	％
頭部保持具（児童のみ）	件	％	％	％
排便補助具（児童のみ）	件	％	％	％
歩行補助つえ	件	％	％	％
重度障害者用意思伝達装置	件	％	％	％
合計	件	％	％	％

Q 6 障害児の特例補装具費の支給決定の件数をご記入ください。 ※者（成人）を除く

- ※ 平成29年度の支給実績についてお答えください。
- ※ 新規支給決定だけでなく再支給決定や修理支給決定も含めてください。
- ※ 総計の右側の％には、更生相談所への判定依頼の状況や市（区）町村のみで判断する場合の概ね比率を記載してください。
- ※ 「市（区）町村だけで判断」とは、更生相談所の判定を経ずに、医師意見書、業者見積もり等をもとに市（区）町村が補装具費の支給決定を行うことを言います。
- ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
- ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75％の範囲内で支給決定したものを言います。
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	総計	更生相談所 に判定依頼	市区町村だけで判断	
			意見書に 基づき支給	意見書省略で 支給
義肢	件	％	％	％
装具	件	％	％	％
座位保持装置	件	％	％	％
盲人安全つえ	件	％	％	％
義眼	件	％	％	％
眼鏡	件	％	％	％
補聴器	件	％	％	％
オーダーメイド車椅子	件	％	％	％
レディメイド車椅子	件	％	％	％
電動車椅子	件	％	％	％
座位保持いす（児童のみ）	件	％	％	％
起立保持具（児童のみ）	件	％	％	％
歩行器	件	％	％	％
頭部保持具（児童のみ）	件	％	％	％
排便補助具（児童のみ）	件	％	％	％
歩行補助つえ	件	％	％	％
重度障害者用意思伝達装置	件	％	％	％
合計	件	％	％	％

Q 7 補装具製作者が作成する見積書の提出状況について教えてください。

- ☐ 必ず提出させている
- ☐ 概ね提出させている
- ☐ あまり提出させていない
- ☐ 提出させていない

1) 提出させていない補装具を選んでください。（複数回答可）

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

2) 提出させていない理由を簡潔にご記入ください。

**Q 8 補装具費の支給時において、見積書に記載された内容の通りに補装具が
作製されたことを確認していますか？**

- ☐ 必ず確認している
- ☐ 概ね確認している
- ☐ あまり確認していない
- ☐ 確認していない

「あまり確認していない」「確認していない」と回答した場合
その理由を簡単にご記入ください。

Q 9 購入等に要した費用に係る領収書等（請求書等を含む）の提出状況について教えてください。

- ☐ 必ず提出させている
- ☐ 概ね提出させている
- ☐ あまり提出させていない
- ☐ 提出させていない

1) 提出させていない補装具を選んでください。（複数回答可）

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

2) 提出させていない理由を簡潔にご記入ください。

Q 10 新規申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管状況を教えてください。

- ☐ 必ず取得・保管している
- ☐ 種目によって取得・保管している
- ☐ あまり取得・保管できていない
- ☐ 取得・保管できていない

1) 必ず取得・保管している種目を選んでください。(複数回答可)

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

2) 「必ず取得・保管している」「種目によって取得・保管している」を選択した場合には、具体的な確認書類名や内容をお答えください。

3) 「あまり取得・保管できていない」「取得・保管できていない」と回答した場合、その理由を簡潔にご記入ください。

Q 11 再支給申請に係る障害者等の身体への適合の状態を確認できる書類の取得・保管状況を教えてください。

- ☐ 必ず取得・保管している
- ☐ 種目によって取得・保管している
- ☐ あまり取得・保管できていない
- ☐ 取得・保管できていない

1) 「必ず取得・保管している」「種目によって取得・保管している」を選択した場合には、具体的な確認書類名や内容をお答えください。

2) 「あまり取得・保管できていない」「取得・保管できていない」と回答した場合、その理由を簡潔にご記入ください。

Q 12 案件1つにつき更生相談所と何往復のやりとりがありますか？

義肢	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
装具	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
座位保持装置	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
盲人安全つえ	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
義眼	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
眼鏡	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
補聴器	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
オーダーメイド車椅子	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
レディメイド車椅子	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
電動車椅子	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
座位保持いす（児童のみ）	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
起立保持具（児童のみ）	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
歩行器	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
頭部保持具（児童のみ）	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
排便補助具（児童のみ）	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
歩行補助つえ	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない
重度障害者用意思伝達装置	☐ 数回往復する（平均	回程度）	☐ ほとんどやりとりがない

Q 13 支給の決定に際し、補装具の構造、機能等に関する事で技術的な助言を必要とする場合には更生相談所に助言を求めることができますか？

- ☐ 十分にできている
☐ 概ねできているが、課題がある
☐ あまりできていない
☐ できていない

その理由を簡潔にご記入ください。

Q 14 更生相談所に相談する内容を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 補装具の構造について
☐ 補装具の機能について
☐ 必要性や使用効果について
☐ 想定される借受け期間について
☐ その他（

Q 15 障害者に係る医師意見書は、支給決定に必要な情報が十分に記載されていますか？

- ☐ 十分に記載されている
☐ 差し戻しにより十分な記載となる ⇒ 差し戻し件数割合（約 % ）
☐ あまり十分な記載ではない
☐ 十分な記載ではない

「差し戻しにより十分な記載となる」「あまり十分な記載ではない」「十分な記載ではない」と回答した場合、その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 補装具の必要性が書いていない
☐ 付属品の必要性が書いていない
☐ 必要性の記載が簡易すぎる
☐ 処方と業者見積りが一致していない場合がある
☐ 特定の製品を指定しているにも関わらず、その製品に限定する理由が記載されていない
☐ その他（

Q 16 障害児に係る医師意見書は、支給決定に必要な情報が十分に記載されていますか？

- ☐ 十分に記載されている
- ☐ 差し戻しにより十分な記載となる ⇒ 差し戻し件数割合 %
- ☐ あまり十分な記載ではない
- ☐ 十分な記載ではない

「差し戻しにより十分な記載となる」「あまり十分な記載ではない」「十分な記載ではない」と回答した場合、その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 補装具の必要性が書いていない
- ☐ 付属品の必要性が書いていない
- ☐ 必要性の記載が簡易すぎる
- ☐ 処方と業者見積りが一致していない場合がある
- ☐ 特定の製品を指定しているにも関わらず、その製品に限定する理由が記載されていない
- ☐ その他 ()

Q 17 更生相談所及び自立支援医療機関、補装具製作者等との連携を図りながら、申請者の身体状況、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を把握・考慮した支給決定ができていますか？

- ☐ 十分にできている
- ☐ 概ねできているが、課題がある
- ☐ あまりできていない
- ☐ できていない

「概ねできているが、課題がある」「あまりできていない」「できていない」と回答した場合その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 業務量が多く、対応できないから
- ☐ 情報収集する手段や入手先がないから
- ☐ 情報収集してもその活用が難しいから
- ☐ 専門的知識がないから
- ☐ その他 ()

Q 18 補装具費の申請から支給決定に際して、厚生労働省が定める「補装具費基準告示」「事務取扱指針」や「事務取扱要領」以外に、貴市（区）町村独自の規程や内規等がありますか？

- ☐ ある（種目によって「ある」を含む）
- ☐ 児童のみのものがある
- ☐ 状況に応じて対応している
- ☐ ない

※ 上記設問で「ある（種目によって「ある」を含む）」「児童のみのものがある」を選択した場合には、その内規等を添付してください

Q 19 実施体制及び支給実績における現状の課題や提案を記載してください

現状の課題	改善策や提案

2 借受けに係る支給決定の状況

Q 20 借受け支給決定の件数について、障害者と障害児を分けてご記入ください。

※平成30年10月現在の借受けの累計件数についてお答えください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	件	件	件
装具の完成用部品	件	件	件
座位保持装置の完成用部品	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	件	件	件
歩行器（障害児）	件	件	件
座位保持いす（障害児）	件	件	件
合計	件	件	件

Q 21 補装具の借受けに係る事例について、具体的な事例を別紙にて回答してください。

なお、導入（成功）事例だけでなく借受けに繋がらなかった事例や検討中の事例も含めて、記載できる範囲で回答してください。

Q 22 借受けに係る現状の課題や提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

3 補装具に係る知識の習得状況

Q 23 更生相談所等が行う研修等を受講していますか？

- ☐ 定期的に受講している
☐ 時々受講している
☐ 受講したことはある
☐ 受講したことがない

※上記設問で受講の研修資料がある場合は、その資料等を添付してください。

Q 24 補装具に係る制度や構造等の知識を得るために活用している情報や書籍はありますか？（複数回答可）

- ☐ 研修時に配布される資料
☐ 補装具費支給事務ガイドブック
☐ 厚生労働省からの通知文書
☐ 厚生労働省のHP
☐ テクノエイド協会のHP
☐ その他（ ）

Q 25 補装具に係る制度や構造等の知識を得るために必要としている情報はどのような情報ですか？

Q 26 制度や構造等の知識を得るにあたっての課題やそれを解決するための提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

4 その他

Q 27 申請者の要望や適切かつ効率的な補装具費の支給決定を行うために、下記の要望先に対し、
貴市（区）町村が求めている支援内容があればご記入ください。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
都道府県	
更生相談所	
テクノエイド 協会	
その他 ()	

ご協力ありがとうございました。

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究 補装具費支給制度に関する実態調査

○調査目的

この「補装具費支給制度に関する実態調査（以下「本調査」）は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所及び指定自立支援医療機関の意見等を参考に、最終的には市（区）町村において、支給決定がなされているところですが、本調査では、全国の市（区）町村及び更生相談所等を対象に、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的とするものです。

併せて、本調査では、本年4月より新たに導入された「借受け」の事例等についても調査することとし、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例の作成検討にも役立てることと致します。

補装具費の支給決定等については、障害者等のニーズに即した、適切かつ円滑な運用が求められているところであり、本調査でご回答いただく内容は、極めて貴重な参考資料となるものであり、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご回答賜りますようよろしくお願いします。

○調査対象

更生相談所において、補装具判定業務に従事する職員

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メールにて提出ください。

※集計の都合上、回答はExcelファイルのままで提出にご協力ください。

kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成30年11月9日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部

谷田良平・篠 明子・五島清国

電話番号 03-3266-6883

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並び厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

更生相談所名		都道府県名	
担当部署名		担当者名	
住所		電話	
e-mail		FAX	

1 実施体制及び判定実績

Q 1 補装具費の判定業務に携わっている職種・人数をご記入ください。（平成30年4月現在）

- ※ 実際の判定に携わっている職員の人数を記入します。（事務職を含む）
- ※ 職種が重複する場合には、業務の優先度が高い方でカウントしてください。
- ※ 各職種の平均経験年数は、支給決定に携わった各人の経験年数の合計を総人数で割った数値としてください。
- ※ 兼務とは、装具費の判定業務以外の業務を兼ねている場合を言います。（嘱託医も含む）
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

職種	常勤	平均経験年数	非常勤・兼務	平均経験年数
医師	人	年	人	年
理学療法士	人	年	人	年
作業療法士	人	年	人	年
言語聴覚士	人	年	人	年
義肢装具士	人	年	人	年
身体障害者福祉司	人	年	人	年
リハエンジニア	人	年	人	年
一般事務職	人	年	人	年
その他	人	年	人	年

Q 2 障害者の補装具判定の件数をご記入ください。 ※児童を除く

- ※ 昨年度の判定実績についてお答えください。
- ※ 「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することを言います。
- ※ 「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を行うことを言います。
- ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
- ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
- ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	件	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件

Q 3 障害者の特例補装具判定の件数をご記入ください。 ※児童を除く

- ※ 昨年度の判定実績についてお答えください。
 ※ 「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することを言います。
 ※ 「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を行うことを言います。
 ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
 ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
 ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	件	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件

Q 4 障害児の補装具判定の件数をご記入ください。 ※者（成人）を除く

- ※ 昨年度の判定実績についてお答えください。
 ※ 「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することを言います。
 ※ 「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を行うことを言います。
 ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
 ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
 ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	件	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件	件
座位保持椅子	件	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件

Q 5 障害児の特例補装具判定の件数をご記入ください。 ※者（成人）を除く

- ※ 昨年度の判定実績についてお答えください。
 ※ 「直接判定」とは、申請者に直接会って判定することを言います。
 ※ 「文書判定」とは、申請者には会わずに医師意見書、業者見積もり等をもとに処方判定を行うことを言います。
 ※ 座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。
 ※ レディメイド車椅子とは基準価格の75%の範囲内で支給決定したものを言います。
 ※ 「0件」の場合は、記入不要です。

	直接判定				文書判定 (b)	総計 (a) + (b)
	所内	巡回	在宅	小計(a)		
義肢	件	件	件	件	件	件
装具	件	件	件	件	件	件
座位保持装置	件	件	件	件	件	件
盲人安全つえ	件	件	件	件	件	件
義眼	件	件	件	件	件	件
眼鏡	件	件	件	件	件	件
補聴器	件	件	件	件	件	件
オーダーメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
レディメイド車椅子	件	件	件	件	件	件
電動車椅子	件	件	件	件	件	件
座位保持椅子	件	件	件	件	件	件
起立保持具	件	件	件	件	件	件
歩行器	件	件	件	件	件	件
頭部保持具	件	件	件	件	件	件
排便補助具	件	件	件	件	件	件
歩行補助つえ	件	件	件	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置	件	件	件	件	件	件
合計	件	件	件	件	件	件

Q 6 障害児補装具について、市（区）町村や療育機関から判定相談を受けていますか？

- ☐ 受けている （月 件程度）
☐ 受けていない

1) 「受けている」と回答した場合、判定相談を受けている補装具を選んでください。（複数回答可）

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

2) 「受けていない」場合、その主な理由を簡潔にご記入ください。

Q 7 所内判定の実施頻度をお答えください。

- ☐ 週4回以上
☐ 週2～3回
☐ 週1回程度
☐ 月2～3回
☐ 月1回
☐ 月1回未満
☐ 不定期、または都度必要に応じて実施

Q 8 巡回判定の実施頻度をお答えください。

- ☐ 月4回以上
☐ 月2～3回
☐ 月1回程度
☐ 月1回未満
☐ 不定期、または都度必要に応じて実施
☐ 実施していない
⇒理由 ☐ 来所で十分対応できるから ☐ 人員が不足しているから ☐ 移動に手間や予算がかかるから
☐ その他 ()

Q 9 在宅判定の実施頻度をお答えください。

- ☐ 月4回以上
☐ 月2～3回
☐ 月1回程度
☐ 月1回未満
☐ 不定期、または都度必要に応じて実施
☐ 実施していない
⇒理由 ☐ 来所で十分対応できるから ☐ 人員が不足しているから ☐ 移動に手間や予算がかかるから
☐ その他 ()

Q 10 市（区）町村及び自立支援医療機関、補装具制作業者等と十分な連携（情報共有）を図っていますか？

- ☐ 十分に連携している
☐ 概ね連携している
☐ あまり連携していない
☐ 連携していない

1) 「十分に連携している」「概ね連携している」を選択した場合にお答えください。

連携（情報共有）の具体的な方法を簡潔にご記入ください。

--

2) 「あまり連携していない」「連携していない」を選択した場合にお答えください。

連携（情報共有）が図れていない理由を簡潔にご記入ください。

市（区）町村	
自立支援医療機関	
補装具制作業者	

Q 11 障害者に係る医師意見書は、支給判定に必要な情報が十分に記載されていますか？

- ☐ 十分に記載されている
☐ 差し戻しにより十分な記載となる ⇒ 差し戻し件数割合 %
☐ あまり十分な記載ではない
☐ 十分な記載ではない

「差し戻しにより十分な記載となる」「あまり十分な記載ではない」「十分な記載ではない」と回答した場合、その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 補装具の必要性が書いていない
☐ 付属品の必要性が書いていない
☐ 必要性の記載が簡易すぎる
☐ 処方と業者見積りが一致していない部分がある
☐ 特定の製品を指定しているにも関わらず、その製品に限定する理由が記載されていない
☐ その他 ()

Q 12 障害児に係る医師意見書は、支給判定に必要な情報が十分に記載されていますか？

- ☐ 十分に記載されている
☐ 差し戻しにより十分な記載となる ⇒ 差し戻し件数割合 %
☐ あまり十分な記載ではない
☐ 十分な記載ではない

「差し戻しにより十分な記載となる」「あまり十分な記載ではない」「十分な記載ではない」と回答した場合、その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 補装具の必要性が書いていない
☐ 付属品の必要性が書いていない
☐ 必要性の記載が簡易すぎる
☐ 処方と業者見積りが一致していない部分がある
☐ 特定の製品を指定しているにも関わらず、その製品に限定する理由が記載されていない
☐ その他 ()

Q 13 市（区）町村に対する助言の状況についてお答えください。

- ☐ 助言している （月 件程度）
☐ 助言していない

1) 「助言している」と回答した場合、助言している補装具を選んでください。（複数回答可）

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

2) 具体的な助言の内容を簡潔にご記入ください。

3) 助言していない理由を簡潔にご記入ください。

Q 14 補装具費の申請から支給判定に際して、厚生労働省が定める「補装具費基準告示」「事務取扱指針」や「事務取扱要領」以外に、貴更生相談所独自の規程や内規等がありますか？

- ☐ ある（種目によって「ある」を含む）
☐ 状況に応じて検討している
☐ ない

※「ある（種目によって「ある」）を含む」又は「状況に応じて検討している」を選択した場合にはその内規等を添付してください。

Q 15 判定業務に係る現状の課題とそれを解決するための提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

2 借受けに係る判定の状況

Q 16 借受け支給判定の件数をご記入ください。

※平成30年10月現在の借受けの累計件数についてお答えください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

	障害者	障害児	累計件数
義肢の完成用部品	件	件	件
装具の完成用部品	件	件	件
座位保持装置の完成用部品	件	件	件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	件	件	件
歩行器（障害児）	件	件	件
座位保持いす（障害児）	件	件	件
合計	件	件	件

Q 17 補装具の借受けに係る事例について、具体的な事例を別紙にて回答してください。

なお導入（成功）事例だけでなく借受けに繋がらなかった事例や検討中の事例も含めて、記載できる範囲で回答してください。

Q 18 借受けに係る現状の課題や提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

3 補装具に係る知識の習得状況

Q 19 市（区）町村や補装具製作者への研修実施状況（平成29年度実績）についてお答えください。

1) 市（区）町村に対して平成29年度に研修を実施しましたか？

☐ 実施している

(回、内容 ())

☐ 実施していない

(理由)

2) 指定自立支援医療機関に対して平成29年度に研修を実施しましたか？

☐ 実施している

(回、内容 ())

☐ 実施していない

(理由)

3) 補装具製作者に対して平成29年度に研修を実施しましたか？

☐ 実施している

(回、内容 ())

☐ 実施していない

(理由)

Q 20 補装具に係る制度や構造等の知識を得るために活用している情報や書籍はありますか？（複数回答可）

☐ 研修時に配布される資料

☐ 補装具費支給事務ガイドブック

☐ 厚生労働省からの通知文書

☐ 厚生労働省のHP

☐ テクノエイド協会のHP

☐ その他 ()

Q 21 補装具に係る制度や構造等の知識を得るために必要としている情報はどのような情報ですか？

--

Q 22 補装具判定業務の参考として知識を得るための課題やそれを解決するための提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

4 現行制度における課題と提案

Q 23 補装具費支給制度における技術的中枢機関として、市（区）町村等からの要望に応えるために、下記の要望先に対し、貴相談所が求めている支援内容があればご記入ください。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
都道府県	
市（区）町村	
テクノエイド協会	
その他 ()	

ご協力ありがとうございました。

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究 補装具費支給制度に関する実態調査

○調査目的

この「補装具費支給制度に関する実態調査（以下「本調査」）」は、公益財団法人テクノエイド協会において、平成30年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業から研究補助を受けて実施するものです。

身体障害者（「障害児」を含む。）に対する補装具費の支給については、医師の意見書や身体障害者更生相談所及び指定自立支援医療機関の意見等を参考に、最終的には市（区）町村において、支給決定がなされているところですが、本調査では、全国の市（区）町村及び更生相談所等を対象に、補装具費支給制度における実態と現状の課題等を把握し、解決すべき課題等の論点整理を行うとともに、今後の補装具費支給制度の在り方検討に役立てることを目的とするものです。

併せて、本調査では、本年4月より新たに導入された「借受け」の事例等についても調査することとし、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例の作成検討にも役立てることと致します。

補装具費の支給決定等については、障害者等のニーズに即した、適切かつ円滑な運用が求められているところであり、本調査でご回答いただく内容は、極めて貴重な参考資料となるものであり、本調査の趣旨をご理解いただき、何卒ご回答賜りますようよろしくお願いします。

○調査対象

指定自立支援医療機関において、補装具の判定や意見書の作成等に係る者

※回答は、担当者単独の意見ではなく、組織全体の意見を踏まえたものとしてください。

○記載方法

本調査票は、テクノエイド協会のホームページからダウンロードして入力してください。

<http://www.techno-aids.or.jp/>

○提出方法

テクノエイド協会あてに電子メールにて提出ください。

※集計の都合上、回答はExcelファイルのままで提出にご協力ください。

kikaku2@techno-aids.or.jp

○提出期限

平成30年11月9日（金）17時必着

○本調査に関する問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 企画部

谷田良平・篠 明子・五島清国

電話番号 03-3266-6883

本アンケート調査の結果は、本研究の目的並びに厚生労働省による補装具費支給の在り方検討のみに使用することとし、記載された内容の秘密の保護には厳重に注意いたします。

●ご担当者名記入欄

医療機関名		都道府県名	
担当部署名		担当者名	
住所		電話	
e-mail		FAX	

1 補装具の判定や医師意見書の作成状況

Q 1 厚生労働省から発出される補装具支給制度に係る情報（告示や通知等）を受け取っていますか？

- ☐ 確実に受け取っている
☐ 概ね受け取っている
☐ あまり受け取っていない
☐ 受け取っていない
☐ わからない

Q 2 医師意見書の作成件数（平成29年度実績）をご記入ください。

※座位保持装置に車椅子フレームをつけたものは、座位保持装置としてカウントしてください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

	件数
義肢	件
装具	件
座位保持装置	件
盲人安全つえ	件
義眼	件
眼鏡	件
補聴器	件
オーダーメイド車椅子	件
レディメイド車椅子	件
電動車椅子	件
座位保持椅子	件
起立保持具	件
歩行器	件
頭部保持具	件
排便補助具	件
歩行補助つえ	件
重度障害者用意思伝達装置	件
合計	件

Q 3 Q1の意見書の作成において、補装具費支給事務取扱指針で定められている補装具費支給意見書（様式例第6号）の使用状況について教えてください。

- ☐ 必ず使用している
☐ 概ね使用している
☐ あまり使用していない
☐ 使用していない

その理由を簡潔にご記入ください。

Q 4 意見書を作成するにあたって特に留意していることを選んでください。（複数回答可）

- ☐ 身体状況 ☐ 使用場所 ☐ 使用頻度 ☐ 使用効果 ☐ 処方内容
☐ 価格の概算 ☐ 必要な理由 ☐ その他（

Q 5 申請者の「身体状況」や「置かれている生活環境」等を十分に踏まえた意見書の作成ができていますか？

- ☐ 十分にできている
- ☐ 概ねできているが、課題がある
- ☐ あまりできていない
- ☐ できていない

「概ねできているが、課題がある」「あまりできていない」「できていない」と回答した場合
その理由を以下から選択してください。（複数回答可）

- ☐ 業務量が多く、対応できない
- ☐ 情報が不足している
- ☐ 専門職の人員がいない、または不足している
- ☐ 専門的知識がないから
- ☐ その他（

Q 6 作成した意見書について、更生相談所等と情報共有（あるいは連携）はできていますか？

- ☐ 満足にできている
- ☐ 必要なときにのみ行っている
- ☐ 十分にはできていない
- ☐ できていない

1) 「満足にできている」「必要な時にのみ行っている」と回答した場合
情報共有の具体的な方法を簡潔にご記入ください。

2) 「十分にはできていない」「できていない」と回答した場合、その理由を簡潔にご記入ください。

Q 7 意見書作成にあたり、技術革新やメーカーの開発努力により新たに開発された「補装具」や
「完成用部品」に関する情報収集を行っていますか？

- ☐ 十分に行っている
- ☐ 概ね行っている
- ☐ あまり行っていない
- ☐ 行っていない

「あまり行っていない」「行っていない」と回答した場合、その理由を以下から選択してください。
（複数回答可）

- ☐ 業務量が多く、対応できない
- ☐ 情報が不足している
- ☐ 専門職の人員がいない、または不足している
- ☐ 専門的知識がないから
- ☐ その他（

Q 8 障害者（児）補装具について、市（区）町村や更生相談所から相談を受けていますか？

※昨年度の相談実績の平均（1/12）についてお答えください。

- ☐ 受けている （月 件程度）
☐ 受けていない

「受けている」と回答した場合

障害者（児）補装具の相談を受けている補装具を選んでください。（複数回答可）

- | | | | |
|---------------------------------------|--------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| ☐ 義肢 | ☐ 装具 | ☐ 座位保持装置 | ☐ 盲人安全つえ |
| ☐ 義眼 | ☐ 眼鏡 | ☐ 補聴器 | ☐ オーダーメイド車椅子 |
| ☐ レディメイド車椅子 | ☐ 電動車椅子 | ☐ 座位保持椅子 | ☐ 起立保持具 |
| ☐ 歩行器 | ☐ 頭部保持具 | ☐ 排便補助具 | ☐ 歩行補助つえ |
| ☐ 重度障害者用意思伝達装置 | | | |

Q 9 適合判定において更生相談所に助言をどの程度求めていますか。

- ☐ 全ての判定について、助言を求めている
☐ 概ね助言を求めている
☐ 時々助言を求めている
☐ 全く助言を求めていない

Q 10 意見書作成にあたっての現状の課題やそれを解決するための提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

2 借受けに係る補装具費支給意見書の作成状況

Q 11 平成30年4月から導入された「補装具の借受け」について仕組みの把握状況をお答えください。

- ☐ 十分に把握している
☐ 概ね把握している
☐ あまり把握していない
☐ 把握していない

「十分に把握している」「概ね把握している」と回答した場合
どのように把握したか、具体的な方法（情報元）を簡潔にご記入ください。

Q 12 借受けに係る意見書作成の件数をご記入ください。

※平成30年10月末時点の意見書作成実績件数についてお答えください。

※「0件」の場合は、記入不要です。

	作成件数
義肢の完成用部品	件
装具の完成用部品	件
座位保持装置の完成用部品	件
重度障害者用意思伝達装置（本体）	件
歩行器	件
座位保持いす	件
合計	件

Q 13 借受けに係る現状の課題や提案を記載してください。

現状の課題	改善策や提案

3 現行制度における課題と提案

Q 14 補装具費支給制度における技術的中枢機関として、市(区)町村等からの要望に応えるために、下記の要望先に対し、貴相談所が求めている支援内容があればご記入ください。

要望先	具体的な要望
厚生労働省	
都道府県	
市(区)町村	
テクノエイド協会	
その他 ()	

ご協力ありがとうございました。

2. 補装具費支給制度に係る事例集

平成30年度障害者総合福祉推進事業
補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究

平成31年3月

補装具費 支給制度に 係る 事例集



公益財団法人テクノエイド協会
The Association for Technical Aids(ATA)

まえがき

公益財団法人テクノエイド協会では、平成30年度、厚生労働省が行う「障害者総合福祉推進事業」から国庫補助を受けて「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」を行いました。

この「補装具費支給制度に係る事例集」は、本事業の一環として取り纏めたものです。取り纏めにあたりましては、全国の市(区)町村及び更生相談所より、平成30年10月時点の借受けに係る支給決定の事例等を収集し、協会内に設置した「事例検討部会」にて検討のうえ、借受けの効果と必要性が適切に判断できるモデル事例等を作成したものです。

全国からお寄せいただいた借受けに関する事例は13例でした。実際に借受けが実施された事例は3例のみで、全て上肢装具の完成用部品(B.F.O)でした。他の10例は、更生相談所の判定の段階で借受けを勧めた、市町村判断で借受けを検討したという事例でしたが、業者等で貸付けできない、必要性の要件が異なるなどの理由から実現に至りませんでした。どのような事例が借受けに相応しいのか、実現には何が必要なのかなど、これから事例を積み重ねていく必要があります。ここに、10例を抜粋して事例検討部会で加工し、参考事例として仕上げました。今後の借受けの実現にお役に立てればと思います。

判定困難事例は、身体障害者更生相談所長協議会補装具判定専門委員会にこれまでに寄せられた事例に関する質問50例の中から、抜粋して9例の加工事例に仕上げたものです。児童、高額、複数支給、差額自己負担など、どの更生相談所でも判定に苦慮するような事例ばかりです。判定のポイントを記載していますので判定の考え方の参考になればと思います。

平成31年3月

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究
事例検討部会

事例一覧

第1章 補装具費支給制度における借受けの取扱い

借受けによる補装具費算定の取扱いと具体的事例	01
------------------------	----

第2章 借受け事例

1. 成長を考慮して座位保持装置の構造フレームの借受けを検討した事例	08
2. 短期間の歩行器使用が見込まれたため、借受けを検討した事例	09
3. 慢性進行性疾患のため借受けによる上肢装具を検討した事例	10
4. 短期間の上肢装具使用が見込まれたため、借受けを利用した事例	11
5. 高活動な義足使用者に膝継手の完成用部品の借受けを勧めた事例	12
6. 過体重の下腿切断者に完成用部品の足部の借受けを勧めた事例	13
7. 更生相談所としても初めて取り扱う下肢装具の完成用部品の借受けを勧めた事例	14
8. 借受けを検討したが、介護保険制度の貸与を利用した事例	15
9. 新規の支給に際して、重度障害者用意思伝達装置の借受けを検討した事例	16
10. 麻痺の進行に伴い重度障害者用意思伝達装置の変更に借受けを検討した事例	17

第3章 判定困難事例

1. 介護老人福祉施設入所者から使用経験のない電動車椅子の希望事例	18
2. 2台目の座位保持装置付電動車椅子を希望する事例	19
3. 視野障害のある電動車椅子使用者で耳あな型補聴器の両耳装用を希望する事例	20
4. 対面式等の機能が付属された高額な外国製の座位保持装置を希望された事例	21
5. 座位保持装置を複数所有しているため、起立保持具の判定に苦慮した事例	22
6. 自費で購入した膝継手の新規支給を希望した事例	23
7. 高機能・高価格の膝継手を希望した事例	24
8. 重度障害者用意思伝達装置(視線検出式入力装置)を学習で使用するために支給希望された事例	25
9. 重度障害者用意思伝達装置(生体現象方式)の判定基準に困った事例	26

借受けによる補装具費算定の取扱いと具体的事例

厚生労働省が告示する「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」（告示平成30年3月23日改正）、「完成用部品の指定基準」（告示平成30年3月28日改正）、新たに制定された「補装具費支給事務取扱指針について」（障発0323第31号平成30年3月23日）および「補装具費支給に係るQ&Aの送付について」（事務連絡 平成30年5月11日）から借受け費支給に関する取り扱い、算定に必要な知識をまとめたものである。

1. 補装具借受け基準額

（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準 平成30年3月23日改正および完成用部品の指定基準 平成30年3月28日改正から抜粋・加工）

<借受け基準額一覧>

1カ月の借受け費

種目・品目	購入基準額	借受け基準額（1カ月）
歩行器 （障害児に限る）	六輪型 63,100 円	1,570 円
	四輪型（腰掛つき） 39,600 円	990 円
	四輪型（腰掛なし） 39,600 円	990 円 サドル・テーブル付きのもの又は 胸郭支持具若しくは骨盤支持具付 きの場合は、1,520 円増しとする こと。後方支持型の場合は、520 円増しとすること。
	三輪型 34,000 円	850 円
	二輪型 27,000 円	670 円
	固定型 22,000 円	550 円
	交互型 30,000 円	750 円
座位保持椅子 （障害児に限る）	24,300 円	1,010 円 机上用の盤を取り付ける場合は、 170 円増しとすること。 座面に軟性の内張りを付した場合 は、120 円増しとすること。 車載用のものは、840 円増しとす ること。
重度障害者用 意思伝達装置（本体）	文字等走査入力方式 143,000 円	3,570 円
	簡易な環境制御機能が付加されたもの 191,000 円	4,770 円
	高度な環境制御機能が付加されたもの 450,000 円	11,250 円
	通信機能が付加されたもの 450,000 円	11,250 円
	生体現象方式 450,000 円	11,250 円

種目・品目	購入基準額	借受け基準額（1 カ月）
義肢・装具・座位保持装置 完成用部品	部品毎に告示された価格	耐用年数の 2/3 を償却期間として 設定 購入基準額 / 償却期間（月） ＝借受け基準額

2. 補装具費支給事務取扱指針（障発 0323 第 31 号平成 30 年 3 月 23 日抜粋）

<消費税の取扱いについて>

- ・借受けの基準額等についても、購入又は修理と同様に規定されているので、適切に取り扱うこと。すなわち、別表の価格の 100 分の 104.8 で扱うか 100 分の 108 で扱うかについては購入、修理の場合と同様の扱いとなる。

<支給の決定等>

- ・借受けに係る補装具費の支給決定に当たっては、あわせて借受け期間についても決定すること。また、借受け期間中は毎月補装具費を支給するが、支給決定の際は、借受けを行う一月目のみ、申請者に対し、速やかに、様式例第 7 号の補装具費支給決定通知書及び様式例第 8 号（1）から（3）までの補装具費支給券を交付すること。その際、様式例第 8 号（2）については、借受け期間の月数分を交付すること。
- ・支給決定の際に決定した借受け期間が終了するに当たっては、改めて更生相談所等において、購入が可能か、借受けを継続するかの必要性を判断することになるため、再度、更生相談所による判定、支給決定の手続を行うこと。
- ・借受けに係る補装具の交換までの期間については、最長 1 年を原則とする。ただし、市町村及び更生相談所が必要と判断すれば、概ね 1 年ごとに再度判定、支給決定を行うことにより、交換までの期間を最長 3 年程度とすることができる。
- ・支給決定に当たっては、耐用年数や想定される使用期間等を踏まえ、借受けの必要性を判断すること。

<支給手順について>

①補装具の借受けに要した費用の支払い

- ・借受けに係る補装具については、一月目の借受けに要した費用についての支払いを受け、貸付け業者等は領収書を発行すること。二月目以降は、毎月の支払いの際に領収書を発行すること。なお、借受けの単位は暦月であるが、その月の途中で借受けを開始した場合又は終了した場合は、日割り計算により借受けに係る補装具費が支払われるものであること。その場合、借受けの開始日は様式例第 8 号（1）の「受領日」であり、終了日は様式例第 8 号（3）の「返却日」であること。

②補装具借受け費の請求

- ・借受けに係る補装具費支給対象障害者等は、①で交付を受けた領収書及び、借受けを行う一月目にあっては様式例第 8 号（1）の、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあっては様式例第 8 号（2）の、借受け期間の最終月にあっては様式例第 8 号（3）の補装具費支給券を添えて、市町村に請求すること。

③代理受領における補装具借受け費の請求

- ・貸付け業者等は、借受けに係る補装具費支払請求書については、借受けを行う一月目にあっては代理受領に対する委任状及び様式例第 8 号（1）の補装具費支給券を、一月目及び借受け期間の最終月を除く月にあっては様式例第 8 号（2）の補装具費支給券を、借受け期間の最終月にあっては様式例第 8 号（3）の補装具費支給券を添えて、市町村に提出すること。なお、借受け期間中、補装具費支給対象障害者等と補装具業者との間の委任関係が解消した場合には、補装具費支給対象障害者等とともに、その旨を市町村に報告すること。

④補装具借受け費の支払い

- ・市町村は、補装具費支給対象障害者等から、イに掲げる領収書等の提出があった場合は、審査のうえ、

支払を行うこと。また、借受けの場合における借受け期間の二月目以降は、補装具支給対象障害者等からの請求をもって、借受けに係る補装具費の支払を行うこと。

<借受けを行った補装具の返却>

- ・市町村は、借受け期間の最終月に様式例第8号（3）の補装具費支給券によって、借受けを行った補装具が故障等なく補装具業者に返還されたことを確認すること。

<借受けを行った製品・部品の耐用年数内の故障>

- ・借受け期間中の修正に関し、通常の使用の範囲内での故障、製品の不具合による故障又は故意による故障等に係る取扱いについて、予め明らかにしておくこと。

3. 補装具費支給に係るQ & A（事務連絡 平成30年5月11日抜粋）

Q 1 補装具費の支給に当たっては、借受けを優先することになるのか。

A 補装具は、身体障害者・児の身体状況に応じて個別に身体への適合を図るよう製作されたものを基本としていることから、購入することが原則である。そのため、補装具の借受けについては、障害者総合支援法において、「借受けによることが適当である場合」として、次の①～③の場合に限ることとしており、必ずしも借受けを優先するものではない。

- ① 身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
- ② 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
- ③ 補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

借受けの支給決定にあたっては、法の趣旨を踏まえ、身体障害者更生相談所等の助言を参考に、借受けの効果を十分検討した上で、適切に取扱い願いたい。

Q 2 借受けに係る補装具費の支給は、毎月行わなければならないのか。

A 借受けに係る補装具費の支給は毎月行うことが原則である。ただし、効率的な事務手続きが望まれ、また、請求者の負担を軽減する必要があることから、運用上、3ヶ月程度まとめて支給しても差し支えない。

Q 3 借受けの実施により、事務取扱指針の様式に項目が追加されているが、当面の間は現行様式の欄外に必要項目を記入する等の対応をしてもよいのか。

A 事務取扱指針で規定した各種様式は、想定する必要項目を示したものであり、実際の運用にあたっては、各市町村の運用方法に応じて工夫されているところである。印刷した様式に手書きで記入する等、現行様式を使用する場合であっても、自由記述欄に必要事項を記入する等、柔軟に対応して差し支えない。

Q 6 借受けにて支給決定を受けて使用した補装具等をそのまま購入することは可能か。

A 借受けにて使用した補装具等は、それまでの使用期間や劣化具合が一定ではない。安全性を確保する観点から、購入する補装具は借受けで既に使用された物ではなく、新規に製作することが適当である。購入基準の額は、新品の補装具を購入する場合の基準額を想定しており、既に使用されている補装具の基準額を想定したものではない。

Q11 完成用部品の借受け基準額について、一月あたりの借受け基準額を算定する際、端数がでた場合はどのように対応するのか。

A 補装具費支給事務取扱指針について（平成30年3月23日障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙に記載のとおり、端数処理は小数点以下切り捨てとする。

4. 補装具借受け費算定の具体的事例

1. 装具の完成用部品（B.F.O.のケース）

上肢装具の一つであるB.F.O.（食事動作補助器）は、2つの玉軸受と軸を利用して、食事その他の日常生活動作の独立を目的とするもので、車椅子に取り付けて使用する（補装具費支給事務ガイドブック（以下「ガイドブック」とする。）平成30年度版167頁）。

B.F.O.（食事動作補助器）は業者が手作りで作製するものではなく完成用部品だけで組み立て、構成できる。

事例としては、頸髄損傷例に使用が可能なのかを借受けで試してから購入を検討する場合、筋萎縮性側索硬化症などの進行性の神経筋疾患で長期間の使用が困難と見込まれる場合に購入よりも借受けでの使用を勧める場合などが考えられる。

処方にあたっては基本価格を計上するか否かが自治体によって対応が異なると思われるが、以下に基本価格を計上した場合の算定例を示す。

<購入処方例>

上肢装具 B.F.O.（食事動作補助器） 補装具種目別コード 030424

某社の完成用部品を使用する場合

・基本価格：D-2 採寸 7,250 円

・完成用部品の価格：

本体 152,000 円

テーブル用ブラケット 52,100 円

計 211,350 円

補装具費 211,350 × 1.048 円

<借受けを2カ月間行う場合>

一月目：基本価格分は購入扱いとなる。

・基本価格：D-2 採寸 7,250 円

・完成用部品の借受け価格：耐用年数3年＝36カ月

本体 152,000 円 ÷ (36 × 2/3) = 6,333 円

テーブル用ブラケット 52,100 円 ÷ (36 × 2/3) = 2,170 円

計 8,503 円

補装具購入費：7,250 円 × 1.048 = 7,598 円

借受け費：8,503 円 × 1.048 = 8,911 円

計 16,509 円

*基本価格を計上しない場合は、一月目から借受け費のみの支給となる。

*月を跨いで借受けを行う場合は上記借受け費に日割りとして×日数/30で計算する。

二月目：基本価格は計上せずに完成用部品の借受け費のみ計上する。

本体	$152,000 \text{ 円} \div (36 \times 2/3) = 6,333 \text{ 円}$
テーブル用ブラケット	$52,100 \text{ 円} \div (36 \times 2/3) = 2,170 \text{ 円}$
計	8,503 円
借受け費	$8,503 \times 1.048 \text{ 円} = 8,911 \text{ 円}$

最終月：上記借受け費に、最終月の日数分を日割りとして×日数/30で計算する。

＊借受け期間が終了する前に効果、使用状況を勘案して購入に至るか借受けを延長するかを検討する。

＊この場合、借受けの支給券は借受け期間分をまとめて発行しても差し支えない。

2. 重度障害者用意思伝達装置（本体）

重度障害者用意思伝達装置（本体）の借受けを行う場合に、入力装置（スイッチ）や固定台等は借受けの対象にならないために購入との組み合わせが生じる。したがって、使用可能かどうかの導入にあたっては、使用に至らない例も想定されることから入力装置（スイッチ）等をデモ機として用意できる支援環境が必要となる。

補装具費の算定にあたっては重度障害者用意思伝達装置の本体は、消費税非課税品のため100分の104.8で扱うが、固定台、入力装置（スイッチ）等は、消費税課税品のため100分の108で扱う必要があるので注意が必要である。

例えば、告示された通信機能が付加された文字等走査入力方式（文字盤又はシンボル等の選択による意思の表示等の機能を有する簡易なもの。ガイドブック227頁。）の本体借受け価格11,250円/月は完成用部品と同じように計算された価格と同額である。本体価格が450,000円で耐用年数5年＝60カ月であることから、 $450,000 \text{ 円} \div (60 \times 2/3) = 11,250 \text{ 円}$ となる。

<購入処方例>

重度障害者用意思伝達装置 文字等走査入力方式 通信機能が付加されたもの

補装具種目別コード 170105

- ・本体価格 $450,000 \text{ 円} \times 1.048 = 471,600 \text{ 円}$
- ・修理基準付属品価格（実際の事例の価格を示す）
 - 固定台（自立スタンド式）交換：48,400円（基準価格は50,820円）
 - 入力装置固定具交換：28,300円（基準価格は30,000円）
 - 呼び鈴交換：12,737円（基準価格は20,000円）
 - 呼び鈴分岐装置交換：20,000円（基準価格は33,600円）
 - 接点式入力装置（スイッチ）交換：9,250円（基準価格は10,000円）
- 計 118,687円
- ・付属品の補装具費： $118,687 \times 1.08 = 128,181 \text{ 円}$
- ・計 $471,600 \text{ 円} + 128,181 \text{ 円} = 599,781 \text{ 円}$

<本体の借受けを6カ月間行う場合>

重度障害者用意思伝達装置の必要性が認められたが進行が早いので、上記の製品と同じ構成で本体は借受けで対応することになった場合。

一月目

- ・本体借受け費： $11,250 \text{ 円} / \text{月} \times 1.048 = 11,790 \text{ 円}$
 - ・付属品は購入で対応： $118,687 \text{ 円} \times 1.08 = 128,181 \text{ 円}$
- 計 139,971 円

＊月を跨いで借受けを行う場合は上記借受け費に日割りとして $\times$ 日数/30で計算する。

＊借受けの支給券は3ヶ月程度まとめて発行しても差し支えない。

二月目

- ・本体借受け費： $11,250 \text{ 円} / \text{月} \times 1.048 = 11,790 \text{ 円}$

三月目以降

二月目と同額を繰り返す。

最終月

- ・本体借受け費： $11,250 \text{ 円} / \text{月} \times 1.048 = 11,790 \text{ 円}$
- ・上記借受け費に、最終月の日数分を日割りとして $\times$ 日数/30で計算する。

＊借受け期間が終了する前に効果、使用状況を勘案して購入に至るか借受けを延長するかを検討する。

3. 義足の完成用部品（膝継手のケース）

例えば、義足使用で就労している大腿切断者から義足の再支給申請において複数の膝継手（膝関節部に相当する義足の関節部分。ガイドブック96頁。）を試したいという希望があった場合、更生相談所としても処方決定の根拠を得るために膝継手を借受けで使用してもらうことを勧める場合が想定される。

その場合、ソケット、チューブ、アダプタなどの義足調整用部品、完成用部品である足部は購入で対応することになった事例は以下の様に借受け費を算定する。

<3種類の膝継手を2週間ずつ借受けする場合>

完成用部品膝継手の耐用年数は3年＝36カ月である。したがって、耐用年数の2/3を償却期間として設定することから、膝継手の借受け費は、＜購入基準額＞ $\div$ （36 $\times$ 2/3）となる。

初回月

- ・購入費： $\text{基本価格} + \text{製作要素価格} + \text{完成用部品の価格（借受けする膝継手の価格を除く）} \times 1.048$
- ・借受け費： $[\text{借受けする膝継手の価格} \div (36 \times 2/3)] \times 1.048 = 1 \text{ ヶ月の借受け費}$
＊2週間分の借受け費は上記借受け費に日割りとして $\times$ 14/30で計算する。

2つ目の膝継手の借受けに変更

- ・借受け費： $[\text{借受けする膝継手の価格} \div (36 \times 2/3)] \times 1.048 = 1 \text{ ヶ月の借受け費}$
＊2週間分の借受け費は上記借受け費に日割りとして $\times$ 14/30で計算する。

二月目（最終月）

3つ目の膝継手の借受けに変更

- ・借受け費： $[\text{借受けする膝継手の価格} \div (36 \times 2/3)] \times 1.048 = 1 \text{ ヶ月の借受け費}$
＊2週間分の借受け費は上記借受け費に日割りとして $\times$ 14/30で計算する。
＊最終月が月を跨ぐ場合は、それぞれの月の借受け日数で計算する。

＊ 3 つ目の膝継手借受けが終了後に更生相談所が再判定を行い、最も適当と思われる膝継手を一つ選択し処方決定とする。

・ 購入費： 処方決定した膝継手の価格 × 1.048

＊ 借受けに係る補装具費の支給は毎月行うことが原則であるが、効率的な事務手続きが望まれ、運用上、ある程度まとめて支給しても差し支えないことになっているので各自治体で検討されたい。

1. 成長を考慮して座位保持装置の構造フレームの借受けを検討した事例

身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合
(座位保持装置の構造フレーム)

補装具の種目	座位保持装置
名称・型式	完成用部品 構造フレーム 屋外用大車輪あり
借受け期間	実施に至らず
借受け基準額(月額)	借受けを実施したと想定した場合の借受け費の計算 某社完成用部品の価格 96,100円÷(座位保持装置耐用年数3年=36カ月×2/3)=4,004円/月

判定の形式 更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案

原因疾病名	脳性麻痺
年齢	10歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

四肢及び体幹機能障害があり、使用中の車椅子では姿勢の安定が困難で就学に影響が出ていた。そのため、長時間の姿勢保持が可能な座位保持装置の申請に至った。

2) 障害状況

痙性麻痺があり、四肢体幹の筋力低下も認められた。抗重力活動が困難で姿勢保持は不可。両肩・肘関節及び両膝・足関節に可動域制限を認め、自分で動かすことは困難であった。

3) 生活スタイル

普段は施設に入所しており、週末は自宅に帰っている。現在は車椅子1台を利用して日常生活を送っている。

具体的な内容

1) 判定経過等

来所による評価及び判定を行い、座位保持装置の必要性は認める。自力での体位変換が困難なため、体圧分散と前ずれ防止の必要性からティルト機能を有する構造フレームの使用を検討。その際、成長期でもあるため短期間での構造フレームの変更の可能性が想定されたので借受けでの対応を検討することになった。施設スタッフや製作者との検討の結果、構造フレームは3年以上使用する可能性が高いこと、支持部の修理(交換)で成長には対応できると判断され、購入で判定することになった。

2) 借受けの効果、課題

S～LLまでサイズの選択ができる構造フレームを選択したことで借受けの検討を行った。業者の協力を得ることもできたが、短期間での構造フレームの変更ではなく、支持部等の修理(交換)で対応できると判断したため、購入での判定となった。児童の成長見込みの判断は難しいが、常時、利用者が身体状況に適合した補装具を利用できるよう借受けの利用も判定の際には考慮する必要がある。

2. 短期間の歩行器使用が見込まれたため、借受けを検討した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
(歩行器)

補装具の種目	歩行器 四輪型(腰掛なし)
名称・型式	四輪型(腰掛なし)
借受け期間	実施に至らず
借受け基準額(月額)	実施された場合:990円/月

判定の形式 更生相談所と協議を行ったうえで、医師の意見書等により市町村が判断

原因疾病名	筋萎縮性側索硬化症(ALS)
年齢	30歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

進行性の疾患であり短期間の利用が見込まれるため、「購入」ではなく「借受け」での支給を申請者が希望した。

2) 障害状況

約2年前にALSを発症。当初は右上下肢の脱力が出現し、その後左上下肢にも症状が拡大する。現在、両上肢機能はほとんど失われており、把持は困難。下肢は上肢に比べると障害程度は軽度なため、歩行器の使用で歩行は可能である。

3) 生活スタイル

30歳代の夫と小学生の子供との三人暮らし。仕事は退職し外出が一人では困難なため、日中は自宅で過ごしている時間が多い。

具体的な内容

1) 判定経過等

町の窓口申請に来られた際に意見書・処方箋には借受け期間の記載がなく、業者からの見積書には基準額を大幅に超える金額が計上されているなど書類の不備があったため、医療機関及び業者への確認作業を行った。医療機関からの回答はあったものの業者が基準額での借受け対応は困難ということで、町の担当者が他の対応可能な業者を探すことになった。しかし、「借受け」に対応できる業者が見つからなかったため、更生相談所へ判定依頼を行うことなく、町の判断で歩行器を「購入」で支給決定することになった。

2) 借受けの効果、課題

当初、申請者の希望は借受けでの支給であり、処方医師も病状の進行状態から借受けでの支給が適切と判断していた。しかし、借受けを理解している業者が少ないため、今回は借受けの支給には至らなかった。今後は更生相談所から幅広く関係業者へ向けて借受けの周知を図っていく必要がある。

3. 慢性進行性疾患のため借受けによる 上肢装具を検討した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
(装具の完成用部品)

補装具の種目	上肢装具 B.F.O (食事動作補助器)
名称・型式	完成用部品 B.F.O (本体、その他)
借受け期間	6ヵ月
借受け基準額(月額)	某社完成用部品本体 157,300円÷(36ヵ月×2/3)=6,554円/月 スプリング中 14,200円÷(36ヵ月×2/3)=591円/月 アームレスト右 66,500円÷(36ヵ月×2/3)=2,770円/月 テーブル用ブラケット 46,200円÷(36ヵ月×2/3)=1,925円/月
判定の形式	更生相談所の判定により市町村で決定
原因疾病名	慢性炎症性脱髄性多発神経炎
年齢	50歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

在宅就労で、パソコンによる入力作業を行っているが、筋力の低下があり作業が困難となってきた。就労継続のために装具を検討したい。また、食事動作にも利用できるとよい。

2) 障害状況

四肢体幹の筋力低下を認める。両下肢筋力はMMTでGレベルあり、屋内歩行は自立していた。歩行耐久性が低下し、公共交通機関の利用は困難であった。上肢筋力は近位部がP、遠位部がFレベルと低下していた。更衣や入浴は困難であったが、動作の工夫等により時間をかければ何とか自立していた。筋力低下は2年ほど前から慢性的に進行しているとのことであった。

3) 生活スタイル

夫婦2人と大学生の子供1人の3人暮らし。1年前から在宅就労中

具体的な内容

1) 判定経過等

利用場所の環境の確認が必要なため、訪問による評価・判定を行った。身体機能評価からB.F.Oの使用は可能と判断し、デモ品を用いた試用を1週間行った。なお、作業の机と食事のテーブルは別であり、用具をそのたびに付け替えることは現実的でなく、パソコンでの入力作業時の使用に絞って検討を継続した。1週間後有用性が確認できた。慢性的、かつ比較的進行が早いこと、現状であれば作業用として十分利用が可能であることから、B.F.Oを借受けで判定することを考えた。上肢の筋力低下が進行すると、某社のB.F.Oではなく他社の製品が適当となる可能性がある。

2) 借受けの効果、課題

実際には借受けを行う業者がなく、購入することとなった。現在著明な進行はなく、3ヵ月程度は継続利用できている。

デモ品を借りることは可能であったが、制度での借受けが困難であり、課題がある。

4. 短期間の上肢装具使用が見込まれたため、借受けを利用した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
(装具の完成用部品)

補装具の種目	上肢装具 B.F.O (食事動作補助器)
名称・型式	完成用部品 B.F.O (本体、その他)
借受け期間	6ヵ月
借受け基準額(月額)	某社完成用部品本体 152,000円÷(36ヵ月×2/3)=6,333円/月 テーブル用ブラケット 52,100円÷(36ヵ月×2/3)=2,170円/月

判定の形式 更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案

原因疾病名	筋萎縮性側索硬化症(ALS)
年齢	60歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

筋力の低下があり上肢の拳上が困難となっており、摂食動作の時に利用できる工夫や用具を希望したい。

2) 障害状況

ALSは約3年前に発症。嚥下や発話の機能に明らかな問題はないが、四肢体幹の筋力低下を認める。両下肢筋力はMMTでF～Gレベルあり、屋内は何とかひとりで歩行できていた。上肢筋力は近位部がP、遠位部がF～Pレベルであった。ADLはほぼすべての動作で介助を要していたが、摂食は自力で可能だった。しかし、麻痺の進行により、数ヵ月前からは食事動作が大変になってきた。

3) 生活スタイル

70歳代の夫と2人暮らし。ヘルパーや訪問看護サービスを導入している。

具体的な内容

1) 判定経過等

最近の病状の進行は早く、早急な対応が必要と考えた。訪問による評価・判定を行い、目的動作と身体機能評価からB.F.Oの使用が適当と判断し、われわれが所持するデモ品を用い、ダイニングテーブルにブラケットを取り付けて1週間試用してもらった。食事時の椅子の高さなどの設定も合わせて行った。1週間後有用性が確認できた。判定機関では、使用期間は短いと3ヵ月、長くても6ヵ月程度と判断し、また本人と家族の希望もあったため、借受けでの判定を進めた。

2) 借受けの効果、課題

現在3ヵ月程度の継続利用ができているが、適時調整が必要であった。借受け実施までの調整に時間がかかった。見積書や支給券が複数枚必要になるなどの複雑な事務手続きが生じた。適切に使用・利用できているかどうかのチェック体制が必要である。

5. 高活動な義足使用者に膝継手の完成用部品の借受けを勧めた事例

補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合（骨格構造義足の完成用部品）

補装具の種目	膝義足
名称・型式	完成用部品 膝継手 多軸膝 遊動式 油圧
借受け期間	実施に至らなかったが、2種類の膝継手を1ヵ月ずつデモとして実生活で使用
借受け基準額（月額）	借受けを実施したと想定した場合の計算 購入基準額 ÷ (継手類耐用年数3年＝36ヵ月×2/3)＝円/月 膝継手 多軸膝 遊動式 油圧 A社膝継手 397,500円÷(36ヵ月×2/3)＝16,562円/月 B社膝継手 487,500円÷(36ヵ月×2/3)＝20,312円/月
判定の形式	更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案
原因疾病名	先天性脛骨列欠損による膝離断 4級
年齢	40歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

現有の膝義足の老朽化、ソケット破損による再支給申請である。現在使用している膝継手（多軸膝 遊動式 油圧）の使用感に不満はないものの、この機会に他のものも試してみたいという希望があった。

2) 障害状況

右膝離断。全身筋力・可動域には大きな問題はない。活動レベルはK4と高い。

3) 生活スタイル

日常生活は自立している。週5日就労し、一日の半分は立ち仕事で重量物を持ち運んだり坂道を歩行したりする機会もある。膝義足を使用しこれらの業務をこなしている。さらにアーチェリーのパラリンピック強化指定選手としても活動している。競技でも使用してみたいという希望もあった。

具体的な内容

1) 判定経過等

相談の結果、膝継手を現有の他に2種類試してみることになった。従来の短期間での試用では業務上および競技時の使用感が判断しにくいので、できるなら1ヵ月単位での試用をすることが望ましいと考え、借受けできないかと業者に提案をした。業者に検討を求めメーカーと協議していただいたが、現状では借受け費を受領し商品を管理する体制にないということで従来通りのデモ（期間はのおの1ヵ月程度）試用となった。デモの結果いずれの膝継手も適せず、これまで使っていた多軸膝 遊動式 油圧（424,000円）となった。

2) 借受けの効果、課題

従来どおりのデモで対応した結果となったが、実生活での試用で膝継手の比較検討ができたことで、判定に非常に有用であった。借受けでの対応はメーカーも業者も現状では難しいため、メーカーと製作者の間で契約を結ぶなど借受けが円滑に実施できるような仕組み作りが必要と考える。

6. 過体重の下腿切断者に完成用部品の足部の借受けを勧めた事例

補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合（骨格構造義足の完成用部品）

補装具の種目	下腿義足
名称・型式	完成用部品 足部 SACH足部
借受け期間	実施に至らず
借受け基準額（月額）	借受けを実施したと想定した場合の計算 A社完成用部品足部 211,700円÷（骨格構造義足足部耐用年数1.5年＝18ヵ月×2/3）＝17,641円/月
判定の形式	更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案
原因疾病名	交通外傷による右下腿切断 4級
年齢	40歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

経年によるソケット不適合。足部及び義足調整用部品の耐荷重不足による破損が頻回で、活動性および体重に合ったパーツを選択しなおした方が良いという業者からの助言により申請に至った。

2) 障害状況

身長170cm、体重107kg。17歳時に交通事故で右足部を挫滅し下腿切断となる。それ以降右下腿義足を使いこなしている。断端皮膚状況は、瘢痕や引きつれが多く不良だが、大きなトラブルはない。断端及び全身の筋力・可動域には問題はない。活動レベルはK3。

3) 生活スタイル

日常生活は自立している。週5日就労し、8割がデスクワーク、2割が軽作業という内容。1歳の娘がおり、屋外に遊びに行ったり、抱っこして歩いたりという機会が増えた。

具体的な内容

1) 判定経過等

現在の足部（SACH 足部 耐荷重100kg）は破損による修理が頻回だが約15年にわたり使用しており、それを耐荷重の数値だけで判断し、使い慣れているものから違うものに替えることは望ましくないと考えた。可能であればできるだけ長く試用してからの方針にしたいと、借受けを判定の場で提案した。業者としては前例がないこと、メーカーからの借用品に対して借受け費を支給されても受け取れないこと、メーカーも対応する予定はないという見解であるという理由から断られた。

その後、チェックソケットの段階でデモ機でA社足部（耐荷重150kg）を実生活で試用してもらった。本ソケットによる適合判定の時にはA社足部とB社足部（耐荷重125kg）を比較検討した。前者の方が歩行に違和感がなく結果としてはより耐久性のあるA社足部を処方した。

2) 借受けの効果、課題

借受けを提案するには良い適応と思われる事例である。借受けでの対応はメーカーも業者も現状では難しいため、メーカーと製作者の間で契約を結ぶなど借受けが円滑に実施できるような仕組み作りが必要と考える。

7. 更生相談所としても初めて取り扱う下肢装具の完成用部品の借受けを勧めた事例

補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合（装具の完成用部品）

補装具の種目	短下肢装具
名称・型式	完成用部品 足継手 制御式(補助付)二方向
借受け期間	実施に至らなかったが、指示した完成用部品を1週間実際の生活で使用
借受け基準額(月額)	借受けを実施したと想定した場合の計算 某社足継手 46,200円÷(継手耐用年数1.5年=18ヵ月×2/3)=3,850円/月 1週間の場合は、3,850円×7/30=898円

判定の形式 更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案

原因疾病名	脊髄梗塞 弛緩性麻痺による右下肢不自由6級(右膝関節7級, 右足関節6級)
年齢	60歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

歩行時に足関節に力が入らない。不安定感がある。軽くて足関節が安定するような装具を希望。市販の靴も履きたい。

2) 障害状況

右下肢不全麻痺。筋力は膝伸展3+、足関節背屈4、底屈3、内がえし4、外がえし3、第1趾伸展3、屈曲2である。感覚障害は右下腿外側部が感覚過敏(本人評価は12/10)、第1趾背側部は重度感覚鈍麻(1~2/10)、足底にはいつも痺れ感があり丸い物が貼り付いた感覚がある。

3) 生活スタイル

元高校の教員。現在は様々な障害者支援活動をしており、活動性は高い。

具体的な内容

1) 判定経過等

弛緩性麻痺であり広い面積で支持面を確保する必要がないこと、足底部は足先まで必要なこと、側方動揺性を制御する必要があること、市販の靴を履く希望があることなどを考慮し、カーボン製短下肢装具である某社完成用部品を借受けで実際の生活で使用してみることを提案した。

業者に製品を用意してもらったが、メーカーから無料で借りたデモ品であり、借受けが発生しても業者が受け取る訳にはいかないとの意見が出された。相談の結果、借受けは利用せずに1週間デモ機として借用できることになり、実際の生活で使用した。第1趾への負担の軽減、側方動揺の安定感、右膝の負担感軽減が得られ、効果ありと判定し購入に至った。

2) 借受けの効果、課題

当所としても処方経験のない完成用部品であり、この製品でどのような効果があるのか、1週間ではあったが実際に生活の場面で使用してみるという検討ができるという点では借受けは判定の助けになると実感した。今回は業者の都合で借受け支給には至らなかった。補装具製作者とメーカーとの間で借受けする製品・完成用部品の取り扱いにつきルールを決める必要がある。

8. 借受けを検討したが、介護保険制度の貸与を利用した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である場合
(歩行器)

補装具の種目	歩行器
名称・型式	四輪型(腰掛なし)
借受け期間	実施に至らず
借受け基準額(月額)	実施された場合:990円

判定の形式 更生相談所との協議により市町村で決定

原因疾病名	後縦靱帯骨化症(難病対象)
年齢	60歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

在宅生活の中で歩行の不安定感が増してきたため、屋内歩行を補う目的で歩行器の必要性が高まってきた。

2) 障害状況

手帳の障害名は「両股関節機能障害」で4級であり、筋力低下も見られ歩行能力が徐々に低下している。

3) 生活スタイル

夫婦二人暮らしで就労はしていない。現在、車椅子等の移動用具は使用していないが、今後屋外の移動は車椅子の使用を検討している。なお、定期的にヘルパーを利用している。

具体的な内容

1) 判定経過等

申請者は歩行能力の低下が顕著であり、転倒の危険性が高いため歩行器は必要と判断された。ただし、今回のケースでは希望機種がシルバーカーとの区分が難しい構造であったため、事前に一般的な歩行器との比較が必要と思われたが、借受け期間の想定が困難な状況であった。また、申請者は介護保険の対象であったため、市の担当者と協議の結果借受けの支給ではなく、介護保険制度の貸与で対応することになった。

2) 借受けの効果、課題

申請者は数か月介護保険制度の貸与で歩行器を利用しており、屋内では安全に移動することができている。歩行器は補装具費支給制度の借受けだけではなく、介護保険制度の貸与で対応が可能な場合もある。そのため、判定の際には優先される制度の検討を行い、ケアマネージャー等の関係者の意見を交えて利用する制度を決定する必要がある。

9. 新規の支給に際して、重度障害者用意思伝達装置の借受けを検討した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である場合
(重度障害者用意思伝達装置の本体)

補装具の種目	重度障害者用意思伝達装置
名称・型式	文字等走査入力方式 通信機能が不可されたもの A社製、B社製
借受け期間	12ヵ月
借受け基準額(月額)	借受けを実施したと想定した場合の借受け費の計算 重度障害者用意思伝達装置(本体) $450,000 \div (60\text{ヵ月} \times 2/3) = 11,250\text{円/月}$
判定の形式	更生相談所に来所(巡回を含む)
原因疾病名	筋萎縮性側索硬化症(ALS)
年齢	60歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

家族や支援者とのコミュニケーションのための用具が欲しい。

2) 障害状況

ALSは約2年前に発症。最近まで文字盤を用いて自らの指さしで何とか意思を表出できたが、この6ヵ月で急速に麻痺が進行し困難となった。気管切開による呼吸器を夜間のみ使用中。眼球運動は正常。栄養摂取は胃瘻からの経管栄養。四肢体幹の痙性麻痺を認め、両下肢筋力はMMTでT～Zレベル、上肢は近位部がT、遠位部がPレベルであった。ADLはすべての動作で介助を要していた。

3) 生活スタイル

50歳代の妻、大学生と社会人の子供2人の4人暮らし。仕事は退職。ヘルパーや訪問看護サービスを導入している。

具体的な内容

1) 判定経過等

病状の進行は早く、早急な対応が必要と考えた。訪問による評価・判定を行い、現時点では接点式スイッチを利用した入力が可能と判断した。われわれが所持するA社製のデモ品を用い、ベッド上使用の設定を行って、家族指導を行い、1週間試用してもらった。重度障害者用意思伝達装置本体は、本製品の利用を考えたが、将来的な視線検出式のスイッチには(その時点では)対応していなかったため、B社の製品との選択に悩んだ。本体とスイッチの変更を想定し、また本人と家族の希望もあったため、借受けでの判定を進めた。合わせて、移乗のためのリフトや車椅子についての相談も実施した。

2) 借受けの効果、課題

実際には借受けを行う業者がなく、視線検出式のスイッチに対応できるB社の製品を購入することとなった。現在3ヵ月程度は継続利用できている。デモ品は借りることが可能であったが、制度での借受けが困難であり、課題がある。

10. 麻痺の進行に伴い重度障害者用意思伝達装置の 変更借受けを検討した事例

障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合
補装具の購入に先立ち、比較検討が必要である場合
(重度障害者用意思伝達装置の本体)

補装具の種目	重度障害者用意思伝達装置
名称・型式	文字等走査入力方式 通信機能が付加されたもの(視線検出式のスイッチ対応) A社製、B社製
借受け期間	12ヵ月
借受け基準額(月額)	借受けを実施したと想定した場合の借受け費の計算 重度障害者用意思伝達装置(本体) $450,000円 \div (60ヵ月 \times 2/3) = 11,250円/月$
判定の形式	更生相談所に来所により更生相談所が借受けを提案
原因疾病名	筋萎縮性側索硬化症(ALS)
年齢	40歳代

申請に係る内容

1) 申請のニーズ

今まで文字等走査入力方式(通信機能が付加されたもの)を有効利用してきたが、進行に伴い使用が困難となった。新たな機器、スイッチを希望。

2) 障害状況

ALSは約5年前に発症。徐々に麻痺が進行し、四肢体幹の随意運動は困難な状態となった。気管切開による呼吸器を常時使用中。眼球運動は正常。栄養摂取は胃瘻からの経管栄養。ADLはすべての動作で介助を要していた。

3) 生活スタイル

両親と3人暮らし。ヘルパーや訪問看護サービス、訪問リハビリテーションなどを継続利用している。定期的外出もあり。

具体的な内容

1) 判定経過等

これまで使用してきた意思伝達装置もわれわれが訪問等により判定・導入し、その後も適時スイッチの交換などを行いながら、利用を継続してきた。麻痺の進行により視線検出式以外の方法では入力が困難なことを確認した。この確認にはデモ機を利用した。視線検出式スイッチによる入力が可能な本体が数種類あるため、可能であれば借受けを利用して、本体の比較が行えるとよいと考えた。

2) 借受けの効果、課題

実際には借受けを行う業者がなく、B社製品を購入することとなった。
デモ品は借りることが可能であったが、制度での借受けが困難であった。購入の場合に改めて新品を用意しなければならないことや、借受け期間中に修理が発生した場合の負担・保障などの課題が業者から出されている。また、物品が用意できればよいというものではなく、調整のための人的資源と手間の問題も大きい。

1. 介護老人福祉施設入所者から使用経験のない電動車椅子の希望事例

障害名・等級	体幹機能障害 2級
性別・年齢	男性 80歳代
原因疾病名	筋ジストロフィー
補装具の種目・型式等	簡易型電動車椅子 (リクライニング・ティルト式手押し型車椅子＋簡易型ユニット)
価格	約700,000円

事例概要

在宅時には室内を這って移動、室外は介助により自費で購入した普通型車椅子を使用していた。要介護5でADLは食事以外全介助である。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に1カ月前に入所したが持参した普通型車椅子の自走は困難であり、自宅と同様に自分で動きたいという思いが強い。施設内の移動を自立したいという希望から電動車椅子の申請があった。申請前に業者からリクライニング・ティルト式手押し型車椅子に簡易型ユニットを装着したデモ機を借りて操作は可能との情報があった。

更生相談所としての考え

これまでに介護保険施設入所者に対して電動車椅子の支給実績はなく、介護保険施設の目的と本人の自立支援のとらえ方で苦慮している。特養では徘徊など認知症状のある方も多く入所されており、「電動車椅子」を介護保険施設内で利用することにより、ヒヤリハットの事例につながる可能性もかなりあると考える。このため、当所の判定に基づき支給した電動車椅子の特養施設内での事故について判定責任を問われかねない。特養入所者に対して補装具としての電動車椅子を支給することの適否について迷っている。

判定のポイント

特養入所者だからといって電動車椅子の支給が一概に不適当と判断するものではなく、個別のケースに応じて対応することが望まれる。電動車椅子の操作能力が十分に認められ、それを使用することで施設内の移動が自立し、判断力に問題がないこと、安全性が確認され、施設側の許可も得られるのであれば支給の余地がないとはいえない。

自宅では普通型車椅子に乗車していたことを考慮すると、まずは簡易型ユニットを付けるリクライニング・ティルト式手押し型車椅子自体が真に必要なのか十分に検討する必要がある。また、デモ機で操作訓練中といってもこれまで使用経験はなく、操作能力についても慎重に判断することが求められる。

施設内での電動車椅子の使用は施設側の管理責任において許認可するものであって、補装具判定の立場にある更生相談所が事故時の責任を問われることはないと考えられる。しかし、今回は施設に入所していることを前提にしていることから、支給する場合には、トラブルにならないように事故時の責任の所在を事前に協議しておくべきである。

2. 2台目の座位保持装置付電動車椅子を希望する事例

障害名・等級	聴覚障害6級（右54dB、左90dB） 視野障害2級 両下肢機能障害5級
性別・年齢	女性 40歳代
原因疾病名	両側感音性難聴、両眼視神経症、網膜分岐動脈閉塞症、両大腿骨頭壊死症
補装具の種目・型式等	耳あな型補聴器（両耳装用、オーダーメイド）
価格	約140,000円×2＝約280,000円

事例概要

元々視覚障害、肢体不自由で障害認定を受けている。約10年前に自費で購入した耳あな型補聴器（両耳）を使用してきたが、故障により使用が不能となり、今回聴覚障害の手帳への追加記載を機に、補聴器の補装具費支給申請があった。両股関節の大腿骨頭壊死症があり、荷重を控えて屋外移動には電動車椅子を利用し、家人又はヘルパーの付添のもと、通院・デイサービス・買い物等で週に2～3回程度外出している。就労はしていない。

申請者は電動車椅子操作上の危険防止や日常会話の改善に、より効果が期待できる耳あな型を希望している。羞明の低減のため遮光眼鏡及びつばの広い帽子をかぶっており、耳かけ型だと干渉して雑音が生じ補聴効果が得にくいと耳あな型を強く希望している。

更生相談所としての考え

耳あな型補聴器の交付には、厚労省の告示において、職業上、教育上、または身体上の理由から、真に必要と認められる場合のみ交付されるものとされており、職業上ヘルメット着用を義務づけられる場合の補聴器との接触による雑音の発生を避けるためや、耳介の欠損による耳かけが不能な場合など、真にやむを得ない場合に限って交付されるものと解釈してきたところである。本事例が特別に眼鏡と補聴器（耳かけ型）の併用を避けなければならないケースとは考えにくいと考えられる。なお、医師意見書にも医学的に耳あな型である必要はないと記載されている。

判定のポイント

本事例には、自費購入した耳あな型補聴器の両耳装用に10年来慣れてきたという事実等、様々な希望理由があるが、原則として公費支給が認められるのは下記の理由から耳かけ型1個と判定するのが適当である。

医師の意見が耳あな型である必要性を認めていないこと、遮光眼鏡、つばの広い帽子の使用は耳あな型を認める理由にはならないこと、聴力レベルの右54dB、左90dBは左右の乖離がある聴力障害であり、一般的には補聴効果の高い方への1個支給に該当する。ただし、本ケースは視野障害もあるため、生活の場であっても両耳装用の方が明らかに補聴効果や危険回避に資するということが確認できた場合には、耳かけ型2個までは認める余地はあると考えられる。

電動車椅子操作においても危険防止の目的での両耳装用は認められないと考える。公費負担での補聴器購入を希望する以上、制度に従っていただくように理解をいただくことが重要である。

3. 視野障害のある電動車椅子使用者で 耳あな型補聴器の両耳装用を希望する事例

障害名・等級	両上肢の機能の著しい障害 両下肢の機能の著しい障害 体幹機能障害 1級
性別・年齢	男性 10歳代
原因疾病名	筋ジストロフィー
補装具の種目・型式等	座位保持装置付電動リクライニング式普通型電動車椅子（屋内用）
価格	約700,000円

事例概要

小学3年の頃より歩行困難となり車椅子を使用し、中学入学時に車椅子の自走が困難となり、電動車椅子の支給を受けた。現在は4年前に支給された座位保持装置付電動車椅子で作業所にほぼ毎日通所している。自宅では5年前に支給された座位保持装置付車椅子を介助により使用してきたが体型に合わなくなり現在は使用していない。主に1つの部屋で生活しており、ソファに座って過ごし、後ろにもたれかかると起き上がれないため、介護者がいない時は起き上がれないまま数時間過ごさないといけないという問題がある。

屋内用の電動リクライニング機能式電動車椅子があれば、自分で電動リクライニング機能を使い体勢を調節することができ、また自分で移動もできるため、生活する部屋を増やしたいと希望している。

更生相談所としての考え

電動車椅子の2台目支給は当所では例がなく、これまでも屋内外兼用の電動車椅子、または屋内用は車椅子や座位保持装置の対応で、電動車椅子は1台のみの支給としてきた。

今回、本人の自立の面で悩ましい点であるが、座位保持装置付電動車椅子は高額補装具になるということ、また複数支給として真に必要な理由（自宅での就労等）が見当たらなかったことから、電動車椅子の複数支給について一定の線引きを行うためにも今回の申請については認められないと考えられる。

判定のポイント

屋内外の使い分けのみの理由では、電動車椅子の複数支給は困難である。まずは屋内外兼用を検討するため、現在屋外で使用している電動車椅子が環境整備も含め屋内でも使える可能性があるかどうか現場に赴いて検討することが優先される。介護者がいない時の姿勢保持が主目的なら新しい座位保持装置の支給でよいと考える。本ケースが屋内で電動車椅子を使用することでADLの何が変化するのかを十分に検討することが重要である。自分で行えるリクライニング機能がないことで医学的にトラブルが生じるなどの理由が無いと本機能の付加は難しいと考えられる。

就労や学業上の理由がないことに加え高額な電動車椅子だからという理由で2台目の支給を認めないとい一律に線を引くことは適当でないと考える。貴所が個別に判定し、2台目の支給は認めないと判断するならば、その根拠となる評価結果や理由を記録し、十分な説明ができるようにしておくことが必要である。

4. 対面式等の機能が付属された高額な外国製の 座位保持装置を希望された事例

障害名・等級	四肢麻痺 1級
性別・年齢	女性 60歳代
原因疾病名	筋萎縮性側索硬化症 (ALS)
補装具の種目・型式等	重度障害者用意思伝達装置 生体現象方式
価格	450,000円

事例概要

約5年前に発症のALS。徐々に進行し、現在四肢の自動運動は困難で、顔面もごく僅かな随意性のみ認める。眼球運動は保たれている。人工呼吸器の使用、胃瘻からの栄養摂取、家族と訪問看護、ヘルパーによる介護を受けて自宅での生活を継続している。

2年前に重度障害者用意思伝達装置（文字等走査入力方式）を支給されており、接点式入力装置（スイッチ）から圧電素子式入力装置（スイッチ）に変更しながら有効に利用してきた。しかし、麻痺の進行のために他の入力装置（スイッチ）を含めて利用が困難となり、生体現象方式による家族や介護者とのコミュニケーションを希望されている。

更生相談所としての考え

訪問によって重度障害者用意思伝達装置（生体現象方式）を実際に利用してもらい、判定を行った。「YES／NO」反応の正答率は60～70％であった。有効利用できていると判断する正答率をいくつに設定するのか、正答率が低くても家族が本人と意思疎通ができたと認識できれば有用と判断するのか、など判断が難しい点がある。

判定のポイント

生体現象方式の意思伝達装置は、その特性上、利用者の「YES／NO」の意思が必ずしも100％反映された回答が得られるものではない。支給の適否判断に正答率が何％だからという統一した判定基準を示すことは困難であるが、少なくとも50％以下の正答率では有効と言えないことは明らかである。また、家族（介護者）には、これまで使用されていた文字等走査入力方式の意思伝達装置とは相違性があり、その限界についても理解していただき、それでも必要とするのか、有用性を納得しているのかを確認することが重要である。

実際の判定にあたっては、最低でも1週間程度の試用訓練を行い、生体現象方式による「YES／NO」と実際の質問の「YES／NO」との整合性を詳細に記録し、正答率の向上などの訓練効果がみられること、家族等が使用方法、装置の特性を十分に理解していること、などを確認したうえで支給の適否を判断する必要がある。

本事例の相談があった時点で「借受け」はなかったが、現在であれば、生体現象方式の意思伝達装置を借受けで数か月間利用してみるのも選択肢の一つとなろう。同様に、視線検出式入力装置（スイッチ）も平成30年度から新たに基準に追加されており、本事例においても文字等走査入力方式での文字入力の可能性があるかもしれないため、検討の余地があると考ええる。

5. 座位保持装置を複数所有しているため、起立保持具の判定に苦慮した事例

障害名・等級	右大腿切断 3級
性別・年齢	男性 30歳代
原因疾病名	交通事故
補装具の種目・型式等	右大腿義足： 単軸膝 遊動式 空圧・油圧コンピュータ制御
価格	約2,000,000円

事例概要

7年ほど前に安全膝（空圧、コンピュータ制御）を使用した大腿義足を交付されたが、膝折れがするという事で5年前に単軸膝（遊動式、空圧・油圧コンピュータ制御）を自費で購入し装用してきた。今回、義足の老朽化のため、現在使用している膝継手を含めた大腿義足の新規支給を希望し来所された。断端長は20cmでとくにトラブルはなく、健側下肢にも問題はない。フルタイムでの一般就労をしているが、仕事内容は事務職で、座位作業が中心である。通勤経路に多少の坂道はあるものの、それほど急な勾配ではない。自宅はアパートの3階で階段のみ。妻、子供2人（1人は幼児）と暮らす。

更生相談所としての考え

ソケットを含めた義足の新規支給は適当と考えるが、申請者の就労状況等から、単軸膝（遊動式、空圧・油圧コンピュータ制御）は支給対象ではないと考える。しかし、申請者は長期にわたりこの膝継手を使用してきたおり、その安定感に慣れていることも事実である。これらの事情を勘案し、安全膝（空圧、コンピュータ制御）との差額自己負担により、単軸膝（遊動式、空圧・油圧コンピュータ制御）の支給を検討したい。

判定のポイント

補装具処方を行う場合には、現在使用中の補装具の仕様を考慮に入れることは重要であるが、公平性という観点から、まずは機能面、環境面、社会的側面から検討を行う。申請者は、年齢が若く身体機能的には良好であり、はたしてどのような場面で膝折れの危険があるのか不明なため、十分な聴取・調査が必要である。単軸膝（遊動式、空圧・油圧コンピュータ制御）以外の膝継手では生活や就労場面で膝折れが生じて困るという事実とその要因の確認なしに、本人の希望する膝継手を支給することは難しい。また、現在の生活状況では、安全膝（空圧、コンピュータ制御）の適応についても疑問がある。

ただし、長期にわたり単軸膝（遊動式、空圧・油圧コンピュータ制御）を使用しているため、新たな機構の膝継手に慣れるためには一定期間のトレーニングを行って判断する必要があるかもしれない。場合によっては借受けを利用して、数か月間実生活で使用することも検討したい。膝折れの不安が特定の場面に限られるのであれば、その場面だけ膝の固定が可能な膝継手を使用するのも有効と考える。

差額自己負担に関しては、判定で認めた構造・型式が保たれていれば、差額自己負担による機能の上乗せは認められるとする考えと、機能の変更は認められないとする考えがある。しかし、少なくとも、現時点において本例のような差額自己負担が全国的に認められているわけではなく、各自治体での慎重な対応が必要である。

6. 自費で購入した膝継手の新規支給を希望した事例

障害名・等級	左大腿切断 3級
性別・年齢	男性 50歳代
原因疾病名	事故
補装具の種目・型式等	左大腿義足：単軸膝 遊動式 油圧
価格	約1,800,000円

事例概要

20年ほど前に左大腿切断となり、義足使用を始めた。断端長は18cmでトラブルなし。右下肢に問題はないが、時々軽度の腰痛あり。仕事は5年前から自営での飲食店経営（週6日稼働）をしており、調理から配膳まで一人でやっている。趣味のスポーツ活動として、バドミントンのサークルに参加している。以前は営業担当の会社員として勤務しており、6年前に作製した大腿義足【吸着式ソケット（二重式ソケット）、安全膝（空圧、コンピュータ制御）、SACH足（エネルギー蓄積）】を使用している。ソケットの不適合が生じていることと、継手が重く、疲労感があるため、軽くて膝折れしにくい膝継手（単軸膝、遊動式、油圧）を用いた義足の新規作製を希望された。

更生相談所としての考え

業務上で物品の運搬を行い、立位や中腰での作業も多いことから、膝折れのしにくい膝継手を使用する意義はあると考える。一方現在は、安全膝（空圧、コンピュータ制御）の適応ではない。今回は単軸膝（遊動式、油圧）の中でも高価格の継手の希望が出されていたが、機能的にはより低価格のものでも使用可能と考える。明確な発言はなかったが、義足はスポーツ実施時にも使用しており、その際の使用感や必要性も希望の要因と思われた。また、差額自己負担による支給の希望もあったが、当更生相談所としては認められないと考える。

判定のポイント

今回の相談事例は、担当更生相談所の判断のとおり、必ずしも希望されている膝継手でなければならない状況ではないと考えられる。判定にあたっては、自営の飲食店での業務内容や時間などを詳細に聴取、場合によっては現地調査を行い、必要性について十分検討することが求められる。借受けを利用して、数か月間実生活で使用することを検討されてもよいと考える。一方、もし趣味活動における有用性があるという場合は、希望理由として理解はできるものの、公費の支給としては適当ではない。差額自己負担については、「必要以上に高機能な膝継手」や医学的見地から「必要ない」と判断される機能については、デザイン、素材等の嗜好性に係る部分でないことから、差額自己負担で希望するものを支給することは適当でないとするのが基本的な考え方である。

7. 高機能・高価格の膝継手を希望した事例

障害名・等級	座位不能の体幹機能障害 1級
性別・年齢	男性 10歳代
原因疾病名	West症候群
補装具の種目・型式等	起立保持具(特例補装具)
価格	約250,000円

事例概要

座位、立位保持は困難だが、寝返りは可能。上肢に著明なROM制限はないが、運動は粗大で巧緻性に乏しい。また、下肢筋力低下が著明で起立、歩行は不能で足関節のROM制限あり。重度の精神発達遅延があり意思の疎通は難しい。現在は自宅で生活を送っており、学校へは両親が送迎している。

補装具は靴型装具(左右)、車椅子(外出時使用)、座位保持椅子(車載用)、座位保持装置(家庭用、学校用)、立位保持装置(6年ほど前に支給。自宅内で毎日1時間程度使用中)を所有している。

両親は継続した自宅内での立位訓練を希望していることから、成長に伴うサイズ不適合がみられる立位保持装置の再支給申請に至った。

更生相談所としての考え

座位保持装置を2台(家庭用、学校用)所有しているため、身体機能及び生活環境調査を実施したが今後も2台必要な状況であった。座位保持装置(立位目的)として3台目を支給することは制度上困難と判断したため、まずは基準額内での起立保持具を検討するよう業者に打診した。しかし、必要な機能を有するには基準額内での製作は困難と業者から説明があった。

医師の意見書から使用中の立位保持装置の使用効果に対する医学的根拠も認められたため、①起立保持具を基準額まで支給し差額を自己負担とする、②特例起立保持具として全額支給する、③座位保持装置(立位保持装置)として再支給することの3点を検討した。

判定のポイント

補装具給付事務マニュアルQ&A(中央法規)において起立保持具は「体幹機能障害等で起立姿勢が保てない身体障害児に対し、その立位保持のために用いられる用具。」と記載されているが、基本構造、基準額が以前から改正されないまま現在に至っている。そのため、高額な既製品の立位保持装置が開発される中、基準額内での対応が困難となり疑義が生じるようになっている。

本事例については、過去に立位保持装置として支給されていることから、自宅での使用状況、医師が述べる医学的な使用効果が本当に得られ、今後も継続する必要性があるのかを確認することが重要である。検討の結果、真に必要と判断されたならば、差額自己負担で対応することは適当ではない。座位保持装置を2台所有している中で、起立使用の座位保持装置を3台目として支給できないことから、特例起立保持具として扱うことは可能である。ただし、児童としては認められても、者になってからも起立訓練を継続する目的のものは再支給できないことを事前に両親に説明しておくことが大切である。

8. 重度障害者用意思伝達装置（視線検出式入力装置）を学習で使用するために支給希望された事例

障害名・等級	体幹機能障害 1級
性別・年齢	男性 10歳未満
原因疾病名	脳性麻痺
補装具の種目・型式等	重度障害者用意思伝達装置 視線検出式入力装置
価格	本体 450,000円＋視線検出式入力装置 180,000円

事例概要

在宅で両親と生活を送っており、特別支援学校に在籍している。定期的に育成医療機関でリハビリを受けている。障害状況は痙性四肢麻痺の状態です。座位保持不安定。音声・言語機能障害に係る認定は受けていないものの発音は不明瞭で近親者でも通じないことが多いが周囲のやりとりは理解できコミュニケーションを取ろうとする意欲は高い。また、療育手帳（A2）も所持している。

補装具は過去に車椅子、座位保持装置、歩行器、短下肢装具等が支給されており、環境に応じた使い分けをしている。重度障害者用意思伝達装置の支給歴はない。

現在のコミュニケーションを取る方法は、透明文字盤を上肢の動きと目線で大まかな位置を示し介助者が推測しているが、本人の負担感が強く時間や労力を費やしている。学校の備品で視線検出式入力装置を試用したところ、操作が可能で学習効果が期待されるため、両親や学校関係者が支給を希望している。

更生相談所としての考え

調査の結果、特定の人物とは透明文字盤の使用等でなんとか意思疎通は行えるが、学習の場面では時間や労力がかかり視線検出式入力装置の一定の効果は確認できた。また、タッチボタン等の上肢で操作するスイッチの試用も行ったが実用的ではなかった。本事例は、学校の授業によりよく参加したいという点が申請動機でもあるが、重度障害者用意思伝達装置が無ければ授業を受けられない状況ではないため、学校教育のために必要であれば教育機関が備品として用意することが望ましいと考えている。

当更生相談所としては、家族とのコミュニケーション支援や教育上の配慮をどこまで対応すべきか支給の適否に迷っている。

判定のポイント

コミュニケーションの手段として重度障害者用意思伝達装置を用いなければ意思の伝達が困難である、生活・就学場で重度障害者用意思伝達装置を継続的に使用する、ということを実際場で確認して必要性が明らかになった場合、補装具費の支給を検討することになる。そのため、学校内での教育的効果を目指したことのみを支給理由とすることは不適切と思われる。

しかし、本児童は「発音が不明瞭」「透明文字盤の使用難」となっている状況から、重度障害者用意思伝達装置の「購入」または「借受け」を検討する余地はあると考えられる。その際は、まだ上肢でのスイッチ操作しか評価していないため、光電式など他の入力装置や他の身体部位を利用したスイッチ操作の再評価を行ったうえで、視線検出式入力装置の支給の適否を判断すべきである。

9. 重度障害者用意思伝達装置(生体現象方式)の判定基準に困った事例

障害名・等級	呼吸器機能障害 1級
性別・年齢	男性 乳幼児
原因疾病名	先天性ミオパチー ※難病に該当
補装具の種目・型式等	座位保持装置
価格	約720,000円

事例概要

疾病による重度の筋力低下があり、筋の萎縮も認める。寝たきりで寝返りや座位保持も不可。ほぼ常時、人工呼吸器にて管理されており、吸引は1時間に何回も必要で、痰が詰まることや嘔吐がしばしばある。保護者による全介助、訪問看護を利用している。また、月に1～2回通院しているが、使用しているベビーカーでは身長が伸びたため、対応が難しくなっている。

9か月程度前に支給された座位保持装置(リクライニング・ティルト機能付加)を所有しているが、屋外での使用が困難で、自宅内での使用となっている。今回は、①痰吸引器等が搭載できる大きめの台がある、②対面式にもできるため子供の状態を常時確認できる、③座幅等を成長に応じて調整できることなどから、基準額を超える外国製の座位保持装置の支給を意見書作成医師と保護者が希望している。

更生相談所としての考え

今回の申請に際し、意見書作成医師より市役所担当者に対し希望する製品を認めてもらえないかとの連絡があるなど支給を強く求めていたが、真に必要な理由が見当たらなかったことから支給対象ではないと考える。

リクライニング・ティルト式手押し型の車椅子に座位保持装置を搭載して、痰吸引器搭載台等の付属品を加算したもので対応可能と判断されるため、それ以上の部分に関しては差額自己負担となることを説明してよいか苦慮している。

判定のポイント

外国製の既製品等の情報が容易に入手できるため、保護者がより便利な製品を希望するのはやむを得ないところである。ただし、補装具は希望すれば認められるものではなく、公費での支給範囲には限界があること、基準額では対応できないものを認めるにはそれ相当の理由が必要なことを、保護者や医療関係者にも理解していただくことが重要である。

本事例は、痰吸引器搭載台等は車椅子付属品での対応が可能であり、対面式ではなくてもバックサポートを傾斜することで児童の状態確認は可能と思われる。また、成長に応じた調整は完成用部品の構造フレームでも対応可能な部品もあることなどから、希望製品を特例補装具として支給するには無理があると考ええる。なお、どうしても本製品を希望される場合は、判定された座位保持装置の基準額までを公費負担とし、差額を保護者による自己負担とする対応は可能と考えられる。

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究
～ 補装具費支給制度に係る事例集の作成 ～

(事例検討部会)

樫本 修 宮城県リハビリテーション支援センター
高岡 徹 横浜市総合リハビリテーションセンター
服部 具宏 名古屋市役所 健康福祉局 障害福祉部 障害企画課
山口 公深 熊本県福祉総合相談所 障がい相談課

(オブザーバー)

秋山 仁 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室
今釜 勝彦 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室

(編集協力)

株式会社 サンワ

補装具費支給制度に係る事例集

- 発行 平成31年3月
■発行者 公益財団法人テクノエイド協会 企画部
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ4階
TEL 03-3266-6883 / FAX 03-3266-6885
HP <http://www.techno-aids.or.jp/>

■印刷 株式会社サンワ

このガイドブックは、平成30年度障害者総合福祉推進事業で実施した「補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究」の一環で作成・編集したものです。

補装具費支給制度における適切な判定業務に関する調査研究 報告書

平成 31 年 3 月 発行
発 行 者 公益財団法人テクノエイド協会
〒162-0823
東京都新宿区神楽河岸 1 番 1 号 セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6880 FAX 03-3266-6885

この事業は、平成 30 年度障害者総合福祉推進事業の一環として厚生労働省から補助金の交付を受けて実施したものである。